

博士学位請求論文

地域福祉推進における生活課題解決に向けた実践方法論研究

—社会的企業実践を手がかりに—

同志社大学大学院社会学研究科

社会福祉学専攻

南 友二郎

【目次】

序章

第1節	研究の背景と問題意識	1
第2節	研究目的	7
第3節	研究方法	7
第4節	特色と研究意義	10
第5節	本論文の構成	11

第I部 実践課題の明確化 14

第1章 生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の必要性と社会的企業への期待 14

第1節	生活課題とは何か	14
第2節	生活課題解決に向けた政策動向	16
第3節	歴史的な生活課題解決手法	19
第4節	社会的企業への生活課題解決主体としての期待の背景	21
第5節	小括	24

第2章 社会的企業の捉え方と参加 26

第1節	社会的企業とは—欧米における議論から	26
	1. 社会的企業の定義	
	2. 社会的企業を捉える3つの視座	
第2節	日本における社会的企業の捉え方	30
第3節	社会的企業への参加の重要性	34
第4節	小括	36

第3章 社会的企業研究の潮流 38

第1節	2009年世界会議より選抜された22論文レビュー結果	38
第2節	2011年世界会議より選抜された26論文レビュー結果	41
第3節	2013年世界会議より選抜された49論文レビュー結果	45
	1. 評価(分析)方法の提示	
	2. 協働の試み	
	3. 2013年における社会的企業研究の潮流	
第4節	小括	55

第4章	実践課題の明確化	58
第1節	イタリア社会的協同組合とは	58
第2節	ペストフの参加の3段階	60
	1. 参加の入り口	
	2. 参加の内容	
	3. 参加の日常性・継続性	
第3節	調査概要	62
	1. 調査方法	
	2. 調査先概要	
	3. 倫理的配慮	
第4節	調査結果	65
	1. 参加の入口：促進要因	
	2. 参加の入口：阻害要因	
	3. 参加の内容	
	4. 参加の日常性・継続性	
第5節	生活課題を抱える人の参加の実態と課題	76
	1. 参加の入口	
	2. 参加の内容	
	3. 参加の日常性・継続性	
第6節	小括	79
第II部	実践課題の克服方法	83
第5章	生活課題を抱えた人の家族との協働方法	83
第1節	歴史的課題としての協働	83
第2節	家族を対象とした調査研究の必要性	84
第3節	調査概要	88
	1. 調査方法	
	2. 調査先概要	
	3. 倫理的配慮	
第4節	調査結果	91
	1. A 法人調査結果	
	2. B 法人調査結果	
	3. C 法人調査結果	
	4. D 法人調査結果	
第5節	小括	105

第6章	組織間協働の形成方法	109
第1節	社会福祉分野における組織間協働を対象とした調査研究の必要性	109
第2節	調査概要	111
1.	調査目的とその方法	
2.	縁センターを調査対象とする理由	
3.	協働の形成および持続性モデル	
4.	倫理的配慮	
第3節	調査結果	115
1.	事務局調査結果	
2.	代表理事調査結果	
第4節	小括	129
第7章	生活課題を抱えた人の参加を深める方法	132
第1節	調査概要	132
1.	調査方法	
2.	調査先概要	
3.	倫理的配慮	
第2節	調査結果	138
1.	参与観察・ボランティアとしての関わりの結果	
2.	インタビュー調査の結果	
第3節	小括	158
終章	研究結果の総括と結論	164
第1節	第I部研究結果総括	164
1.	文献研究の結果	
2.	調査研究の結果	
第2節	第II部研究結果総括と結論	170
1.	生活課題を抱えた人の家族との協働方法	
2.	組織間協働の形成方法	
3.	生活課題を抱えた人の参加を深める方法	
4.	結論—生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の 形成に向けた示唆—	
第3節	本論文の限界と課題	178
【注】		180
【参考文献(日本語)】		185
【参考文献(英語・イタリア語)】		193
【第3章レビュー文献リスト】		196

【図表目次】

図表 1	本論文における研究方法	8
図表 2	本論文の構成	12
図表 3	社会生活の基本的要求と対応する制度の代表例	15
図表 4	修正版 EMES アプローチの指標	35
図表 5	2009 年第 2 回世界会議から選抜された論文の特徴	39
図表 6	2011 年第 3 回世界会議から選抜された論文の特徴	42
図表 7	2013 年第 4 回世界会議から選抜された論文の特徴	46
図表 8	A 型, B 型社会的協同組合の概要	60
図表 9	社会サービスの共同生産に向けた参加の入口	61
図表 10	公的社会サービス供給における Co-Production の 2 つの次元	62
図表 11	イタリア社会的協同組合調査先概要	64
図表 12	「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」	65
図表 13	「強固な理念基盤」	67
図表 14	「行政との遠い距離」	69
図表 15	「市場が求める品質の維持向上」	70
図表 16	「政治的側面」への参加	72
図表 17	C 協同組合における生活課題を抱える人の参加部門の比率	73
図表 18	2011 年 C 協同組合従業員数の変化	75
図表 19	生活課題を抱えた人の参加の実態と課題	80
図表 20	社会的企業研究における協働の対象と協働の促進要素	86
図表 21	A 法人を取り巻く主体との協働の諸相	94
図表 22	協働の形成及び持続性に関するモデル	114
図表 23	縁センター参加法人・団体間における目的(課題)の共有	120
図表 24	F 法人調査スケジュール	133
図表 25	G 法人調査スケジュール	134
図表 26	日本の社会的企業実践調査先概要	135
図表 27	【様々な距離を埋めている】第 1 段階	139
図表 28	【様々な距離を埋めている】第 2 段階	141

図表 29	経済的側面への参加：【支援される側から支援する側への役割変容】	145
図表 30	経済的側面への参加：【仕事という薬の危うさ】	147
図表 31	政治的側面への参加：【深化の余地が大きい経営参加】	148
図表 32	社会的側面への参加：【イベントへの単純参加から主導へ】	151
図表 33	サービスの側面への参加：【ボランタリー性・代替性を通じた当事者間支援】	152
図表 34	【高い参加の日常性と継続性】	154
図表 35	【日常性・継続性を担保するための方策】	155
図表 36	【多様な限界の存在】	156
図表 37	生活課題を抱えた人の参加の実態と課題	158
図表 38	生活課題を抱えた人の参加を深める方法	178

序章

本論文は地域福祉の推進に向け、社会生活を送るうえで多様な課題を抱えた人およびその家族が(いわゆる当事者)、地域自立生活者としての生活を送ることができる社会を実現するために、彼ら自身が参加することのできる「場」と「仕組み¹」を、日本においてどのように形成すれば良いのか、その考え方を明らかにし、その方法を提示することを目的としている。その際、生活課題の解消に向けた「場」と「仕組み」を参加と協働で形成しようとしている社会的企業実践を手がかりにする。本章では、筆者の問題意識と研究の背景、研究目的、研究方法、研究の意義、そして本論文の構成について述べる。

第1節 研究の背景と問題意識

筆者は現在介護福祉士および社会福祉士として、障害児者を対象とした地域での生活支援に関わっている。支援の対象である障害当事者は、身体障害、知的障害、精神障害のいずれか、あるいは重複障害を抱えている。親は障害を抱える子のためだけに生き、そのような親の姿を見て育つ子は親への依存度合いを高め、親の意に沿った生活を送る傾向にある。それだけでなく、彼らは制度・政策・サービスからこぼれ落ち、生活を送るうえで多様な課題を抱えており、彼ららしく暮らせているとは言い難い現実がある。彼らが生活を送る中で抱えている課題は、本人や家族の努力、さらにはたとえ優秀な介護福祉士や社会福祉士の関わりがあったとしても解決していないことを、継続的な支援の中で学んだ。また、筆者の所属する事業所は常勤職員数が10名以下の弱小事業所であるが、厚生労働省の調査によって明らかになっている障害福祉サービス事業が抱える従業者数の平均が6.12人であり、地域でサービスを実施している事業所のほとんどが弱小ということであり、筆者の所属する事業所もそこに含まれる(厚生労働省 2014)。そうした弱小事業所に可能な支援には自ずと限界があった。これらのことを踏まえ、彼らが抱える課題を解決するためには、必要な支援を行う様々な事業者が地域に存在することがもちろん必要だが、それと同時に多様なサービスが連携できるようにするために、事業者同士が協働することができる仕組みを創る必要があるのではないかと考えるに至った。これが筆者が抱いていた当初の問題意識であり、本研究の始まりである。つまり、個別支援を可能とする協働へのこだわりである。

社会福祉研究の中で岡村(1968)は、我われが社会生活を送る際に満たされるべき基本的要求として7つあげた。それらは、経済的安定、職業の機会、身体的・精神的健康の維持、

社会的協同、家族関係の安定、教育の機会、そして文化・娯楽に対する参加の機会である。これら7つの社会生活における基本的要求が満たされていない状態を「生活課題を抱えた状態」とここで定義すれば、筆者の目の前にいた障害児者およびその家族はまさに、「生活課題を抱えた人およびその家族」であった。先述した問題意識をこの定義にしたがって言い換えれば、生活課題を抱える人およびその家族は、7つの社会生活上の基本的要求を満たす社会関係が欠如、不十分な状態であり、それらの社会関係に参加できる「場」と「仕組み」の形成方法を提示することの必要性である。

筆者が生活課題を抱える人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成方法について研究する背景としては大きく3点ある。

第一に、年金など経済的なものを含め様々な支援を受けつつ、障害児者が持てる力を発揮しながら周囲と協働を行い、生活課題を一步ずつ解決しながら、その人らしい生活に向かっている場そして仕組みが欠如している状況がある。具体的に言えば、制度における呼び方の違いこそ多様にあれ(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、放課後児童デイなど)、日中障害児者が集う場所のほとんどが時間をともに過ごすことを主たる目的とした居場所にとどまっており、連続的・包括的な支援にはなっておらず、散発的な支援になっているのである。また、障害福祉サービスは施設処遇を中心に展開されてきたが、障害者たちは青い芝の会が代表するように、地域自立生活者としての自らの権利を守るべく運動を展開することで、現在整備されている制度やサービスを勝ち取ってきた歴史がある。しかし地域自立生活に向けた一体的な支援が展開されていない状況に、本人や家族もジレンマを感じつつも甘んじている状況もある。第二の点とも関連するがこうした状況は障害児者に限ったことではない。しかし生活課題を抱えた人が多様に存在する中で障害児者に関する運動・研究・実践・政策はこれまで他の分野より先んじてきたことから、本論文では生活課題を抱えた人としての障害児者およびその家族を対象としている。

居場所の存在自体について筆者は肯定的であるが、一方でそうした居場所が、それぞれの人を持つ可能性を試すことが可能な場でなければならないと考えている。居場所に安住してしまうということはひとえに現状維持であり、そのことは同時に生活課題を抱えた状態にあることまで受け入れてしまうことにもなりかねない。居場所のための居場所ではない、生活課題を抱えた人びとがその状態から少しずつ抜け出していけるような場の形成は、今後ますます求められる。さらに、そうした場の形成だけでなく、地域の一事業所が生活

課題を抱えた人およびその家族の支援を包括的にそして継続的に行っていくためには、制度で規定された範疇を超える事業も積極的に展開することや、目の前にいる障害者の強みを引き出すことつまりストレングス視点を基盤とした支援の展開を行うことが求められる。また、事業所同士の交流、より具体には職員の人事交流までいかずとも、職員が足りない時の相互の融通や逆に障害者の望む支援を可能にするネットワークを基盤とした協働事業などの展開も必要となる。ソーシャルワーカーであれケアワーカーであれ、一人あるいは一つの事業所で可能なことはたかが知れていることを自覚しておくことは、専門職としての業務へのアプローチの前提である。先述したがサービスを展開している事業所の多くは零細である。だからこそ他事業所等との協働が不可欠であり、理想的にはいつでもどの事業所でも協力し合えるような仕組みの形成が必要なのである。

そして第二に、上述のように筆者が障害児者支援の場で感じた課題は、障害分野にとどまるものではないという点である。日本において、いじめ、虐待、孤独死、若者の貧困など新たな生活課題が表出した。その結果、求められる支援のニーズにも変化が生まれた。そのニーズは、従前の高齢・障害・子どもといった縦割りによる支援では満たされることが往々にして困難であり、より包括的にそして継続的に支援が行なわれる必要がある。そうした変化を受け、その対応に向けた法制度整備に関する研究が進展し、その結果、生活保護法が改正され(2014年施行)、生活困窮者自立支援法(2015年施行)、障害者総合支援法(2013年施行)、子ども・子育て支援法(2013年施行)などが整備、施行された。さらに、『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(以下、新福祉ビジョン)』(2015年9月17日)が打ち出され、その中で示された方向性をより具体的に推進するための『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』が、2016年7月15日に厚生労働大臣を本部長に立ち上がった。2006年以来高齢分野で目指されてきた地域包括ケアシステムの構築は未だ実現されていない。さらに先述の新たな生活課題の表出を受け、全世代全対象型地域包括支援体制の構築が喫緊の課題であることが政策的にも明示されたのである。新福祉ビジョンでは、「誰もが支え、支えられる社会の実現を目標に掲げながら、(中略)地域がその状況に照らして適切であると考えられる福祉サービスの提供体制の構築が可能となるような、多様なサービス提供体制を確立していくことが必要」(厚生労働省 2015b)だとされている。誰もが支え、支えられるということは、すべての人が支え合いの場に参加することが前提となる。そのことを踏まえたうえで多様に存在する生活課題の解決に向けた場を地域ごとに形成する。さらに、そうした場が地域に点在しているにとどまらず、それらの場どうしのつながりあるいは協

働が常になされるよう仕組みにする必要がある。こうした政策の意図は、筆者が実践の場で感じていることと方向を一にしている。

また第三に、生活課題の解決に向けた場を形成しつつ仕組みとしていくというメゾレベルにおけるソーシャルワークの開発的機能についての研究および実践が求められている点である。2014年にソーシャルワークのグローバル定義が改定された。それは、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」(社会福祉専門職団体協議会国際委員会+日本福祉教育学校連盟による日本語定訳)というものである。そこで強調されているのは開発性や変革性である。そうした開発性や変革性をソーシャルワークが発揮するためには、構造的な不平等の解消が不可欠である(Dominelli 2012)。社会に存在する構造へのアプローチはマクロレベルに位置するが、個別支援の場であるミクロレベルとの接合を果たすメゾレベルにおけるソーシャルワークをいかに展開するのが鍵となる。メゾレベルにおけるソーシャルワークの展開に関するこれまでの研究として、上野谷ら(2015)や永田(2011)などがあり新たな知見が示されており、それらに関する書評も発表されている(諏訪 2012; 平岡 2012; 八木橋 2012)。上野谷らは、ソーシャルワークの展開により、小地域の福祉ガバナンスにつながるとの仮説に基づき、ビネット調査を4か国(イギリス、ノルウェー、アメリカ、韓国)で実施し、生活課題の解決手法について比較分析を行っている。だが、個別支援のケースではなく、地域課題を協働して解決する場面や、それを可能にする資源配分や意思決定が行われる構造、つまり協働組織等に焦点を当てるべきではなかったか(諏訪 2012)との批判がなされている。その批判が意味することは、日本においてメゾレベルでのソーシャルワークがグローバル定義において強調される開発性や変革性をいかに発揮しているのか、その諸相を捉えるべきであると筆者は考えている。

これら3つの研究背景は、地域における生活課題の解決を目指しこれまで進展してきた地域福祉研究および実践が連続的・包括的につながっていないことも意味する。本論文では地域福祉の推進に向けて、社会的企業の先進的な実践を手がかりに、生活課題の解消に向けた連続的・包括的な支援を可能にする「場」と「仕組み」の考え方やその形成方法を

提示することを企図している。上野谷(2010: 2)は地域福祉を、「住みなれた地域社会の中で、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族およびまちの一員として、普通の生活(くらし)を送ることができるような状態を創っていくこと」と定義している。また大橋(1999)は地域福祉を、「自立生活が困難な個人や家族が、地域において自立生活ができるようネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に提供することであり、そのために必要な物理的、精神的環境醸成を図るため、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育の展開を統合的に行う活動」とする定義づけを行っている。さらに右田(2005)も地域福祉を「生活権と生活圏を基盤とする一定の地域社会において、経済社会条件に規定されて地域住民が担わされて来た生活問題を、生活原則・権利原則・住民主体原則に立脚して軽減・除去し、または発生を予防し、労働者・地域住民の主体的生活全般にかかわる水準を保障し、より高めるための社会的施策と方法の総体であって、具体的には労働者・地域住民の生活権保障と、個としての社会的自己実現を目的とする公私の制度・サービス体系と、地域福祉計画・地域組織化・住民運動を基礎要件とする」と、包括的な概念化を行っている。このように地域福祉の定義や概念は研究者によってさまざまになされ、確立されたものはない。しかし加山(2015)はそれら定義や概念に共通していることを、「日常生活圏域を舞台とし、生活困難を抱える個人・世帯を幅広くとらえ、個別支援を地域の諸資源とともにを行い、地域の『面』的支援や地域づくりも一体的に進めることを要件とすること、さらにはそこにおいてソーシャルワークの統合的活用を図る」ことだと指摘している。こうした地域福祉をさらに推進させるための「場」と「仕組み」の形成方法が今求められている。その手がかりを得るために、本論文では「これからの地域福祉の展開を考えた場合、重要な役割を果たす組織形態であると考えられる(松端 2016: 218)」社会的企業実践に焦点を当てている。

さて、生活課題を抱える人びとの状況を改善するための場を形成したうえで、それを仕組みにしていこうとする試みは、歴史的に数多く存在してきた。イギリスで起こったロバート・オーウェンらによる協同組合実践や、スペインで立ち上がり一時は協同組合実践の新たなモデルとまで言われたモンドラゴンなどが、そうした試みの代表的な例としてあげることができる。それらの試みは、地域に暮らす人びとが抱える生活課題の解決を、彼ら自身が活動に参加することを基盤に、様々な事業活動を協働しながらなそうとする取り組みであった。それらの実践は、生活課題という社会的な課題を抱える人びとの参加と、彼

らを取り巻く多様な人びとや機関等との協働を基盤に、必要な資金も自前で手配しながら課題の解決を志向していた。しかし結果として、オーウェンらの実践は崇高な理念を掲げてはいたが継続することができず、モンドラゴンによる実践も拡大はしたものの営利に傾き理念を喪失したとの批判にさらされた。

昨今、生活課題の解決に向けた場と仕組みの形成を行う主体として政策的にも実践的にも期待が高まっているのが社会的企業である。社会的企業は「多様なステークホルダーの参加を意識した事業体」(神野・牧里 2012)であり、社会的な課題をビジネスの手法を用いて解決しようとするものである。社会的企業による実践は大きく 2 つのタイプに分かれる。それらは、生活課題を抱えた人びとに生活支援等のサービスを提供するものと、彼らに就労の機会を提供し社会への彼らの参加を促進しようとするものである。そうした社会的企業に関する研究は、先述のモンドラゴンによる実践が方向性を見失う中、1990 年前後から欧米で始まり(代表的なものとして、Pestoff 1998 ; Borzaga・Defourny 2001; Nyssens 2006 ; OECD 2009 など)、世界の経済学者、社会学者、政治学者などによる協働研究によって、一定の理論的そして実証的知見が蓄積されてきた。日本でも欧米での研究の盛り上がりを受け 2000 年代に入って社会的企業に関する研究が進展してきた。研究が進展した結果として、社会的企業に対する生活課題解決の主体としての期待は、政策文書上でも表出するようにもなってきた。しかし、国内外既存の学術研究には課題がいくつかある。具体的には、①社会的企業への生活課題を抱えた人びとの課題の解決に向けた参加は抽象的に語られているばかりか、②彼らを地域で支援している実践に根ざした研究が乏しく、③それがゆえ、地域に根ざし、生活課題を抱えた人びとを支援するための場と仕組みの形成方法に関する理論的検証が十分ではなく、④結果として、社会的企業への政策的期待と実践との間に乖離がある、といった課題が存在している。また、国外での研究と国内でのそれとの間には、1 点大きな相違がある。それは家族へのまなざしである。日本において生活課題を抱えた人びとの支援にあたって、その家族は含み資産と考えられてきたし、現在もそうであろう。欧米ではある一定の年齢が来た人は独立した個人として捉えられる傾向があるからだろうか、家族への視点を持った研究はほとんどない。空閑(2014)がいうように、日本が持つ独自性の 1 つとして、生活課題を抱えた人を中心に置きつつ、その家族への視座は必要不可欠なものであり、見過ごすわけにはいかない。

筆者は、生活課題を抱えた人およびその家族による参加を前提として、課題の解消に向けた場を形成し、それを仕組みにしていくことに関心がある。そのことは日本において政

策が今後に向け喫緊の課題として企図していることでもある。そうした中、その実現主体として社会的企業が注目をされ、社会的企業に関する研究もおよそ 20 年あまり国内外で進展してきた。しかし、実践が実際に生活課題解決の場になっているのか、課題を抱えた人が参加できているのかについて、検証が十分にはなされておらず、それがゆえ実践に存在する課題も明確化されていない。したがって、まず生活課題の解決に向け、実践において何が課題となっているのかを探る必要がある。そのうえで、課題となっていることを克服するために必要なことが何なのかについて、明らかにしていくことが求められる。

第 2 節 研究目的

本論文の最終的な目的は、地域福祉推進に向けて、生活課題を抱えた人およびその家族が課題の解決に向けて参加することができる「場」と「仕組み」を、日本においてどのように形成すればいいのか、その方法を提示することである。その目的を達成するために、3 つの研究課題(リサーチクエスチョン)を設定する。

第一に、展開されている実践において、生活課題解決を目指すうえでどのような課題が存在しているのか明確にすることである。そのために、これまで進展してきた学術研究の整理を行うとともに、生活課題解決の場としてだけでなく、仕組みとしての法制化にまで行きつき、そしてその活動が長年継続している場に対する調査を行う。

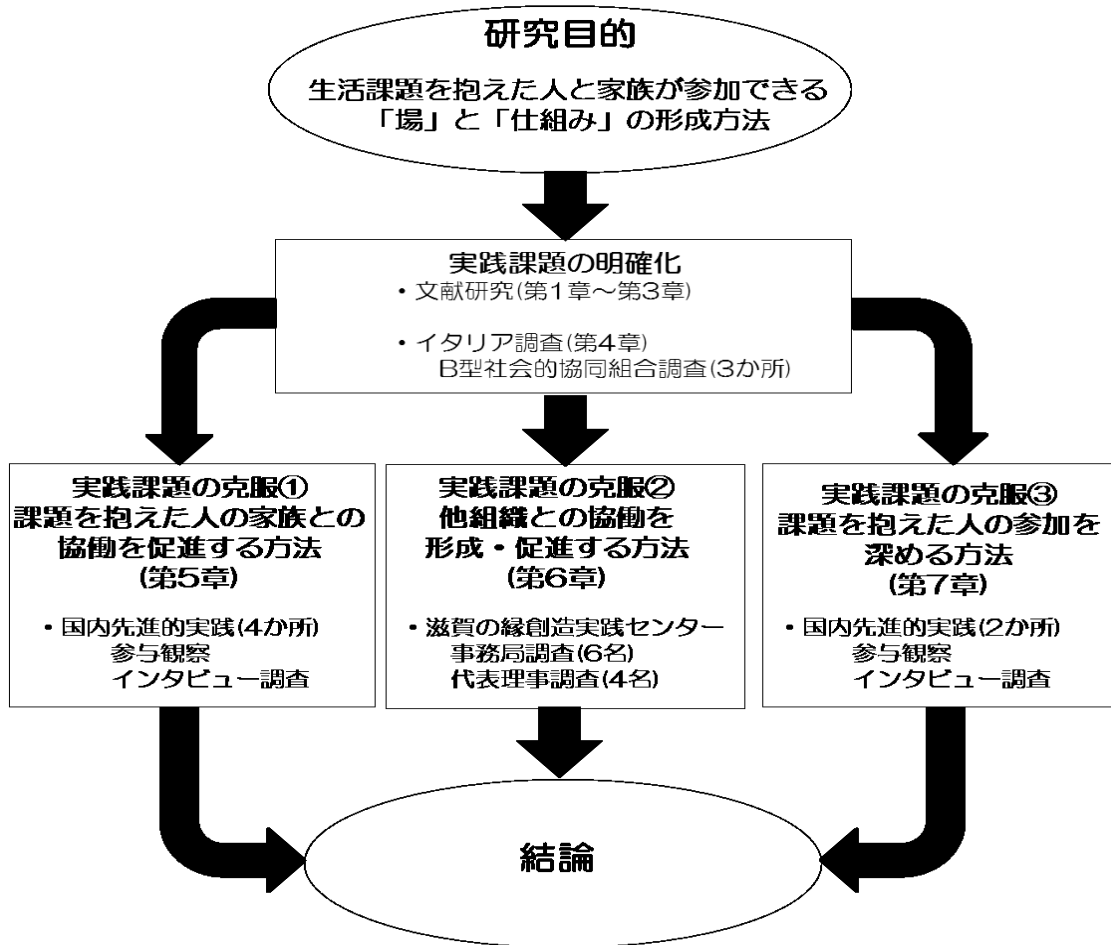
第二に、社会的企業とは何か、そして社会的企業という考え方つまり理論やその実践が生活課題の解決にどう役立つのかを明らかにすることである。そのために、社会的企業に関する先行研究の整理を行うことを通して、社会的企業をどう捉えるべきなのか、何に力点を置いて研究あるいは実践が進展してきたのか、そしてそれら研究や実践の結果として社会的企業による生活課題の解決に向けた課題を導出する。

そして第三に、第一の課題を遂行した結果として明確化された課題を克服する方法について、実証的に明らかにすることである。そのために、国内の先進的な実践を対象とした調査を課題それぞれの克服方法について行い、それらの結果から生活課題を抱えた人およびその家族が課題の解決に向け参加することができる「場」と「仕組み」を、日本においてどのように形成することができるのか、その考え方や方法を提示したいと考える。

第 3 節 研究方法

本研究の最終的な目的を達成するために採用した研究方法是、文献研究と調査研究であ

る。図表 1 は、本論文における研究方法を簡潔に図示したものである。



図表 1 本論文における研究方法

文献研究は、研究目的を達成するための第一段階として行う実践課題の明確化を目指す中に、その大部分が集約されている。文献研究で目指していることは、大きく 4 つに分けることができる。第一に、生活課題解決に関する先行研究や政策動向を整理することで、社会において現在生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が必要とされていることを明らかにする。第二に、戦前戦後の時代において、そうした課題の解決に向けた実践を開発した先駆者たちの持っていた視点を整理し、その視点から示唆を得ることである。第三には、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業に期待が寄せられている背景を明確にすることである。そして第四には、社会的企業に関する先行研究の整理を行い、その潮流を概観し、社会的企業研究に存在する課題および研究の結果として出てきている社会的企業の課題を明確化することである。

調査研究は、4つの調査から構成される。第一の調査は、イタリア B 型社会的協同組合を対象とした調査(以下、イタリア調査)である。それは、生活課題を抱えた人びとの課題の解決に向けた参加の実態調査である。社会的協同組合は、1991年に世界で初めて法制化され、生活課題を抱える人びとが参加できる「場」と「仕組み(法的枠組み)」を持ち、今日まで20年を越える継続性をも有している社会的企業の象徴的形態である(第4章で詳述)。さらに、イタリアは日本同様、家族主義型福祉国家傾向が強く、比較対象としても適しているため、実践課題の明確化から得られる示唆は大きいと判断した。文献研究の中で明確化する社会的企業の課題とこのイタリア調査の結果を踏まえ、生活課題の解決を目指す社会的企業実践に存在する課題の明確化を行う。

ほか3つの調査は、文献研究およびイタリア調査から導出された3つの実践課題それぞれを克服する方法を探るために行った調査である。3つの実践課題とは、①生活課題を抱えた人の家族との協働の視点の欠如、②生活課題解決の場を仕組みにするための1つの方法である、他組織との協働の形成、そして③生活課題を抱えた人が実践の場に深く参加できていないことである。まず行った調査は、障害者の自立支援を行っている事業体の中から、社会的企業として先進的な4事例を取り上げ、それらを対象として、生活課題を抱えた人びとの家族との協働を促進するために、事業体サイドがどのような方法を用いればいいのかについての調査である。次いで行った調査は、現在組織間協働実践の新たな実践モデルとして注目を浴びている、滋賀の縁創造実践センター(以下 縁センター)関係者10名を対象に、どのような方法で多様な組織同士の協働が形成されたかについての調査である。縁センターについては詳しく後述するが、生活課題を抱えた人びとの支援プラットフォーム醸成のための、多様な社会福祉関係組織・団体の協働に行政も参画した開発的協働実践であり、資金も自前で用意をしており、社会的企業の集積体と捉えうるものであり、調査対象として適切であると判断した。そして第三の調査は、社会福祉法人およびNPO法人(特定非営利活動法人、以下 NPO)を対象とした、生活課題を抱えた人びとをどのように支援すれば参加が深まるのか、その方法について示唆を得ようとしたものである。調査対象とした法人は、精神障害者向け福祉工場を先駆的に設立した法人と、従業員の半数が障害者である法人であり、国内先進事例に対する調査である。これら2つの調査結果の比較分析から、生活課題の解決に向けて、生活課題を抱えた人びとの参加をより深いものとするための方法を導出しようとしている。これら3つの調査から得られる結果から、社会的企業が生活課題を抱える人やその家族が参加できる「場」や「仕組み」を生み出すための考え

方や方法を提示したいと考える。

なお、いずれの調査も、同志社大学「人を対象とする研究」倫理基準に則っている。さらに、2013年10月15日制定および2015年5月28日改正の「人を対象とする研究」倫理申請を必要としない研究に関する申し合わせも参照したうえで行っている。具体的には、個人情報を取り扱っていない、データ収集を外部に委託していない、調査対象者保護に影響を及ぼすと第三者が感じるかもしれない経済的利益関係はない、社会的弱者になりやすい特徴を有する集団を研究対象としていない、などの理由により、倫理申請は行っていない。また調査実施に際し、科学研究費、三菱財団、損保ジャパン日本興亜財団からの資金提供を受けており、調査計画についても承認を得ている。さらに、調査以前に対象者との間で構築済みの信頼関係を基盤に、調査時および結果の公開前に合意を得ている。

第4節 特色と研究意義

本論文の特色として大きく4点あげられる。第一に、生活課題を抱える人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成方法という実証的な問題意識があることである。第二に、実践のリアリティを徹底的に追及することである。第三に、実践や政策に具体的な方法論の提示をなすことである。そして第四に、日本および日本に影響をおよぼした諸外国の文献研究および実態調査を行っていることである。

そのような特色を持つ本論文は、社会福祉研究に対して、生活課題を抱える人およびその家族を支援するために、社会的企業に現在抱えている課題を克服するために必要な方法を具体的に提供するものである。と同時に現在40か国以上150名以上の研究者が参画する、国際比較による社会的企業モデル化プロジェクト(後述)が行われているが、日本の独自性を追究し、新たな実践モデルの発信にも寄与する。これまでほとんどみられなかった社会的企業研究に関する包括的なレビューを行ったうえで、生活課題解決に向けた家族への着目の必要性や課題を抱えた人およびその家族の社会的企業への参加を基盤とした研究の必要性と具体の実践において活用可能な方法を提示している。

そうした本論文の意義は、政策的にも実践的にも喫緊の課題となっている参加と協働を通じた生活課題の解決に向け、「場」の形成さらにはその充実方法だけにとどまらず、それを「仕組み」にするために必要な方法をも提供しうる点である。日本の事例には、生活課題を抱える人びと、事業体職員、行政、ボランティアの参加による、フォーマル・インフォーマルの連携及び統合という特徴が元来ある。しかし、斉藤(2014:423)は「80歳以上高

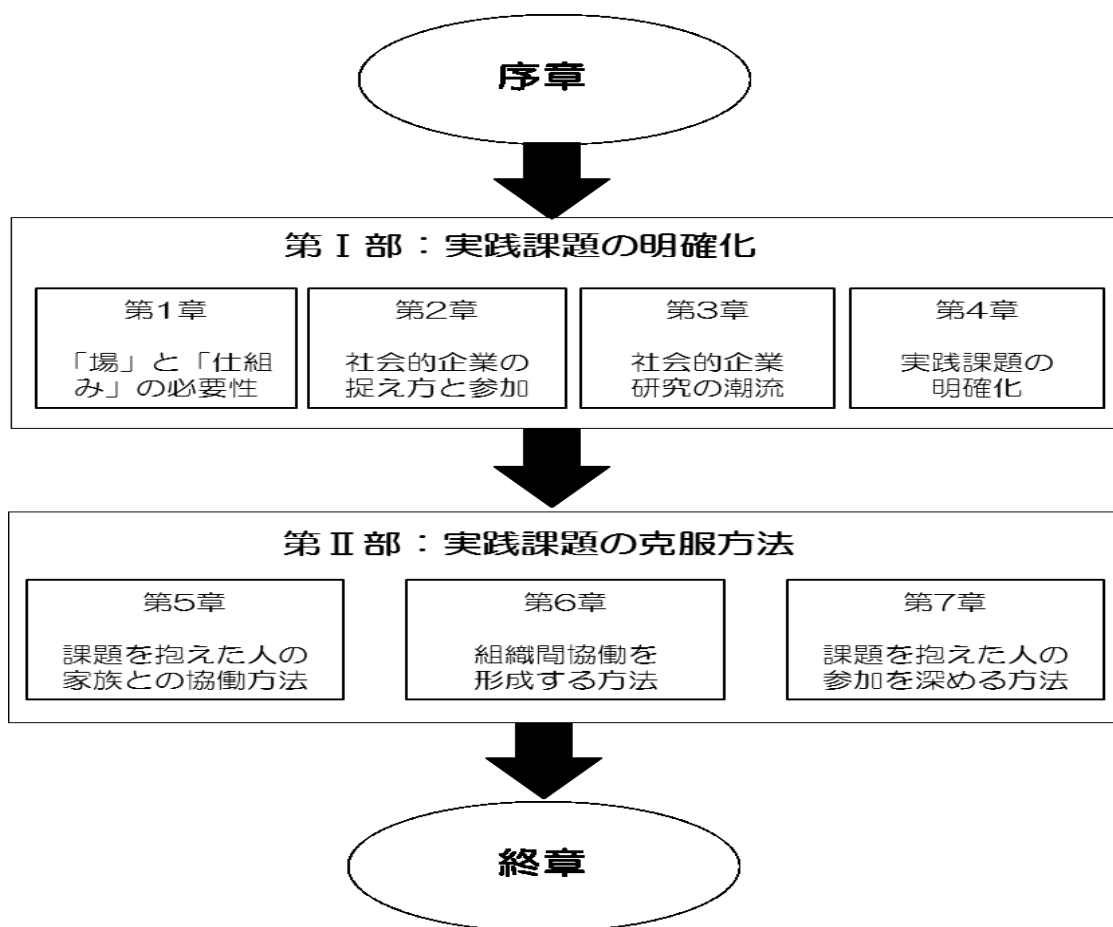
齢者が増加し、認知症高齢者や医療を必要とする高齢者が地域で暮らす時代となったが、市場性の強い日本の介護保険制度のもとで、どのようにして介護サービスを使いやすく、かつ無駄を省いて再編していくのかは大きな課題である」と指摘している。このことは、制度が多様に制定される中で起こった、行政、専門職、住民らのある種の制度依存への警鐘である。制度も使いながら、日本の実践が元来持つ、多様な主体の参加と協働を基盤とした生活支援を本論文の結論として提示する方法も踏まえ行うことこそが、社会的企業が日本における全世代全対象型地域包括支援体制の構築において一翼を担うことができる道筋であると信じている。その道筋の中で、本論文で提示する方法を活用することによって、生活課題を抱える人やその家族が参加できる「場」や「仕組み」が創造されやすくなり、結果として政策的にも目指されている地域共生社会が実現されることを願っている。

第5節 本論文の構成

本論文は、序章と終章のほか、Ⅱ部7章で構成されている。図表2は、本論文の構成を示したものである。

第Ⅰ部は4章構成となっており、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」を創造する主体として期待されている社会的企業実践に存在する課題の明確化を目的としたものである。まず、生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の必要性和社会的企業への期待(第1章)では、生活課題を定義し、その解決をめぐる政策展開の整理を行い、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が必要とされていることを明らかにする。そのうえで、戦前戦後の日本において、制度に頼ることなく自発的にかつ先駆的に地域で生活課題の解決を支援してきた先覚者の実践を取り上げ、彼らが支援を行ううえでどのような方法を用いていたのかについて明らかにする。さらに社会的企業が、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」を創造する主体として期待が寄せられている背景について明らかにする。

ついで、社会的企業の捉え方と参加(第2章)では、欧米における社会的企業の定義やその捉え方に関する議論を概観したうえで、日本での社会的企業の捉えられ方について述べる。そして、世界の社会的企業研究においてどのような要素にもっとも重きが置かれ、議論が展開されているのかについて明確化する。



図表 2 本論文の構成

そのうえで、続く社会的企業研究の潮流(第 3 章)では、世界の社会的企業研究者や実践家が集まる世界会議(後述)があるが、2009 年、2011 年、2013 年開催時に提出された論文のレビューを行っている。各論文で主張されていることを 5 つのカテゴリーに分類し世界の学術研究の流れを明確にしたうえで、国際的な学術研究に存在する課題の明確化も図り、本論文の立ち位置をも明確にする。

第 I 部の締めくくりとなる先進的な実践が抱える課題(第 4 章)では、イタリア B 型社会的協同組合調査結果の分析から、仕組みとしての法的枠組みと 20 年を越える歴史を有する実践における、生活課題を抱えた人の実践への参加の課題を明らかにしようとしている。調査結果の分析に際しては、V. Pestoff らによる“Co-Production”概念における参加の考え方について述べている。これまでに、岡本栄一による参加型福祉におけるボランティア論との比較検証を行い、実践分析軸としての有用性について既に明らかにしてきたこの考え方をい調査結果の分析を行い、世界的な先進事例に存在する実践課題を明確にしている。

第Ⅱ部は3章構成であり、第Ⅰ部で明確化している実践課題を克服する方法について、調査研究の結果をもとに述べている。まず、社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との協働方法(第5章)では、まず協働による実践に欠かせない家族を対象とした調査研究の必要性について述べたうえで、国内の社会的企業4実践を対象とした調査結果について述べている。ここでは、社会的企業が生活課題を抱えた人びとの家族との協働を促進するためにとるべき方法を明らかにしている。

次に、他組織との協働を形成する方法(第6章)では、滋賀の縁創造実践センターを対象とした調査結果について述べている。その前提として、組織間協働を対象とした調査研究の必要性、さらに協働の形成および持続性モデルについて述べており、そのうえで調査結果の分析を行い、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」を社会的企業が創造するプロセスの中で、組織間協働をいかにすれば形成できるのか、その方法について明らかにしている。

そして生活課題を抱えた人の参加を深める方法(第7章)では、国内社会的企業実践2か所における、それぞれ2-3日にわたる参与観察と、それぞれ事業所管理者クラスを対象としたインタビュー調査の結果から、生活課題を抱える人の参加を深めるために、社会的企業が活用すべき方法を明らかにしている。

最後に終章では、第Ⅰ部、第Ⅱ部それぞれから得られた知見を改めて明確化したうえで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加することができる「場」と「仕組み」を、日本においてどのように形成すればいいのか、その方法を提示している。そのうえで本研究の限界と課題について触れ、本論文の結びとしている。

【第 I 部】

第 I 部 実践課題の明確化

第 1 章 生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の必要性と社会的企業への期待

本章では、先行研究に依拠しながら生活課題を定義し(第 1 節)、課題の解決に向けたこれまでの政策(第 2 節)や実践(第 3 節)について整理を行うことで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が今まさに必要とされていることを明らかにする。そのうえで、そうした「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業になぜ期待が寄せられているのか(第 4 節)について述べる。

第 1 節 生活課題とは何か

地域で生活を送るときに、その主人公は一人ひとりの人間である。この世に生を受けてから死ぬまでの間、生活者としての我々には幸福な時ばかりでなく、辛い思いをすることもある。むしろ、そうした辛い思いをしている時のほうが多いのかもしれない。では、そうした辛く思いの原因は何なのであろうか。どのようなことが満たされれば、生活はその人らしいものであると言えるのであろうか。本節では、先行研究の整理を行いつつ、本論文における最大のキーワードである生活課題について定義を試みる。

岡村(1968)は、社会の中で営まれる生活には、現実性の原則、社会性の原則、連続性・全体性の原則、そして主体性の原則があるとした。そのうえで、生活者は後述する 7 つの基本的ニーズを充足させるために、相互に無関係な社会関係を統合し、調和させながら、自分の生活を維持するが、そうした人間の側面は「主体的側面」とも称され、個人の社会に生きる人としての生活は、この側面の発揮にかかっているとした。

そうした主体的側面が十分に発揮され、その人らしい生活が営まれているとき、大橋(1999)は地域生活自立という状態にあり、その状態には 6 つの要件があるとした。その要件とは、①労働的・経済的自立、②精神的・文化的自立、③身体的・精神的自立、④社会的・人間関係的自立、⑤生活技術的自立、⑥政治的・契約的自立というものである。

それら自立の 6 要件を満たすために、生活者がもつ生活をより良くするための願いにはどんなものがあるのだろうか。岡村(1968)は、人間としての社会生活を送るうえで基本的な要求として、①経済的安定、②職業の機会、③身体的・精神的健康の維持、④社会的協同、⑤家族関係の安定、⑥教育の機会、そして⑦文化・娯楽に対する参加の機会といった 7 つをあげた。また、7 つの要求それぞれに対応する制度の代表例が、①産業・経済・社会保障制度、②職業安定制度、失業保険、③医療・保険・衛生制度、④家庭、住宅制度、⑤学校

教育，社会教育，⑦文化・娯楽制度としてあげられている。図表3は7つの社会生活における基本的要求と，それぞれに対応する制度の代表例を図示したものである。そして，それら基本的要求が，①社会関係の不調和(例：医療を受けるためには職場との関係を犠牲にしなくてはならない，といった板挟みの状態)，②社会関係の欠損(例：①の板挟み状態が進行し，どちらかを断念しなければいけない状態)，あるいは社会制度の欠陥(例：就職しても生活できない低賃金や物価高など，生活を取り巻く環境に問題がある状態)のいずれかを原因として，要求を満たすことができない状態に置かれることを指摘した。

社会生活の基本的要求		対応する制度の代表例
経済的安定	⇔	産業・経済・社会保障制度
職業的安定	⇔	職業安定制度、失業保険
医療の機会	⇔	医療・保険・衛生制度
家族的安定	⇔	家庭、住宅制度
教育の機会	⇔	学校教育、社会教育
社会的協同	⇔	司法、道徳、地域社会
文化・娯楽の機会	⇔	文化・娯楽制度

岡村重夫(1968)『全訂 社会福祉学(総論)』柴田書店

図表3 社会生活の基本的要求と対応する制度の代表例

要求を満たすことができない状態に置かれた時，生活者はその人らしい生活を送るうえで課題を抱えることとなる。その課題は社会福祉の取り扱うべき主題として，生活困難(例えば岡村 1968)，生活問題(例えば岡村 1968；三塚 1997；高田 2003)，生活のしづらさ(例えば岩間 2011)，生活課題(例えば厚生省 1990；藤田 2016)など，多様に呼ばれてきた。本論文では，その中から生活課題を採用している。その理由は，人は生活を送るうえで様々な困難やしづらさに直面した結果，解決すべき課題としてそのことを認識するし，認識できないでいる人がいれば，その認識および課題の解決を支援するのが社会福祉

だからである。また、三塚(1997)が述べているように生活問題とは社会問題の一つであるが、生活問題の中に見出される個別の生活課題はまさに多様であるはずであり、一人ひとりの生活を大切にするという点からも、本論文では生活課題という言葉を採用している。

では、生活課題はどのように捉えるべきなのか。三塚(1997)はもっとも基本的なこととしての①くらしの基盤を根底にすえて、②くらしを支える条件、③行政の責任による条件整備、そして④くらしの中身(健康状態)からなる生活課題を捉える枠組みを提示している。一方、高田(2003)は、問題の背景からハードな側面のもの(物理的・制度的な面や自然環境・生活環境など)とソフトな側面のもの(地域住民の社会意識や人間関係など)という軸と、問題の領域から地域共通の問題(住民全体に共通して起こる問題)と個別的問題(高齢者、児童、障害者など社会的に弱い存在の人に起こる問題)という軸を設定し、4象限から生活課題の類型化を図ろうとしている。これら提示されている枠組みや類型化モデルは当然のことながら抽象度が高い。より具体的に生活課題の中身としては、先述のとおり岡村(1968)によって、社会生活における7つの基本的要求が提示されている。近年生活課題は重層化・複合化の様相を呈していることは多くの研究者によって指摘がなされている。その論議の基盤には約50年前の提起ではあるが、今なお岡村の論があることは疑いようのないことである。7つの基本的な要求を基盤に、三塚(1997)は生活課題の構造と課題が発生する一定の法則性を示そうとしたものであり、高田(2003)は住民に共通の普遍的な地域課題が優先されやすいが、優先的に権利保障をされるべきなのはむしろ不利益を受けがちな生活弱者である(加山 2014 : 31)ということを強調しようとしたとも考えられる。したがって本論文でも岡村による7つの基本的要求に依拠し、①経済的安定、②職業の機会、③身体的・精神的健康の維持、④社会的協同、⑤家族関係の安定、⑥教育の機会、そして⑦文化・娯楽に対する参加の機会が充足されていない状態を生活課題を抱えた状態と定義し、そうした状態にある人やその家族を、生活課題を抱えた人およびその家族として論を進めていく。

第2節 生活課題解決に向けた政策動向

生活課題はライフスタイルの変化、都市化や過疎化、格差社会等の社会変動の影響も受けながら多様化そして複雑化してきたが、いつの時代にもそれは存在してきた。日本国憲法第25条に規定された、健康で文化的な最低限度の生活すら送れない状態にある人びとが数多く存在してきたのは事実である。そのような人びとに対するセーフティネットとし

て生活保護があるが、その予備軍ともいえる生活困窮者の存在が近年クローズアップされ、生活困窮者自立支援制度が 2015 年度より施行された。多様化・複雑化した生活課題の解決は、待ったなしの状態である。そうした状況において、政策的に構築が期待されているのが地域包括ケアである。本節では、生活課題の解決に向けた今日に至る政策動向を整理したうえで、現在の政策が見据えている方向を明確にする。

日本においては、既に 1966 年段階で江口(1966)により、高度経済成長の中で住民の生活が不安定になっていることが実証され、その解消に向け、地方自治体レベルでの対人援助サービスの制度化、つまり「仕組み」化の必要性が指摘されていた。1970 年代以降、全国社会福祉協議会による『在宅福祉サービスの戦略』(1979 年)、大阪ボランティア協会編(1981)『ボランティア 参加する福祉』が世に出て、主に実践レベルにおける進展が見られた。しかし、当時の厚生省は社会福祉施設を整備することで対応しようとした。大橋(1999)のいう「社会福祉施設の時代」である。そうした施設処遇中心の時代は、1990 年の社会福祉関係八法改正まで続くこととなる。八法改正のポイントは、在宅福祉サービスが法的に明確に位置づけられ、生活課題の解決を地域で行うという方向性が明確に示されたことであった。基礎自治体である市町村を基盤として地域を考え、かつ心理的に支え合いたいと思える心理的アイデンティティのもてる地域、身近なところでサービスを面として、システムとして利用できる地域として考える必要(大橋 1999 : 33)が出てきた。「市町村における在宅福祉サービスを軸にした地域福祉の計画的推進の時代」(大橋 1999 : 22-24)へと動いたのである。そうした流れはその後加速し、2000 年には介護保険法が施行され、矮小化された感はあるが介護支援専門員²の制度が導入された。一人ひとりに対する多様な個別支援を地域で担う発想が色濃くなったのである。サービス供給主体も民間営利企業や非営利組織にも一部その門戸が開かれ、供給主体の多元化が起こった。2006 年には介護保険法が改正され、高齢分野限定ではあるが地域包括支援センターが制度化された。地域包括ケアシステムとの呼ばれ方が示すとおり、地域における包括的なケアの必要性そしてそうしたケアを仕組みにする方向性がようやく政府によって具体化されたともいえる。さらに、2011 年介護保険法は再度改正され、地域に根ざしたケアを 24 時間行えるようにする制度が追加された。障害分野でも高齢分野同様に地域移行及び地域包括ケアが政策的にも方向性としてとられ、2003 年には措置費制度が制定され、2005 年には障害者自立支援法、2012 年には障害者総合支援法が成立し、2016 年より個別のサービス利用計画策定が義務化された。

このように、日本の社会福祉制度は、高齢、障害といった縦割りの属性別に展開がなされてきた。しかし、激しく変化する社会状況の中で、いじめ、虐待、孤独死、若者の貧困など新たな生活課題が生じている。具体的にはまず、国公立の小学校・中学校・高校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、平成 24 年度(2012 年)当初から 9 月下旬時点までで 144,054 件と、上半期だけで前年度 (70,231 件) 1 年間の 2 倍以上となっている(文部科学省 2015)。つぎに、平成 24 年度(2012 年)における児童相談所が対応した児童虐待相談の数は 66,701 件である。この数字は、児童虐待防止法施行(2000 年)前の平成 11 年度(1999 年)に比べ、5.7 倍に増加している(厚生労働省 2016a)。また、養護者による高齢者の虐待として平成 25 年度(2013 年)に自治体が判断した件数は、25,000 件を超え(厚生労働省 2015a)、平成 18 年度(2006 年)のおよそ 1.5 倍となっている。65 歳以上の高齢者がいる世帯が「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」で過半数を占めるになり、独立行政法人都市再生機構が運営管理する賃貸で住宅では平成 26 年度(2014 年)に 186 人の高齢者が孤独死をした(厚生労働省 2016b)。さらに、年間所得が 200 万円以下の人は給与所得者のうち 24%を占めるに至っているが(国税庁 2015)、村上・岩井(2010)は若年層の失業・就労貧困率の急上昇を指摘している。これら新たな生活課題の表出は、個人・地域・社会の脆弱性の高まりを示している。立木(2013)は、高齢や障害といった個人の要因以上に、周囲の環境との関係性あるいは交互作用が脆弱性を規定すると述べている。

社会とりわけ地域における関係性の再構築が喫緊の課題といえるが、厚生労働省は 2015 年 9 月 17 日、福祉サービスに関わる部局の幹部で構成するプロジェクトチーム名(新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム)で「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—(以下新福祉ビジョン)」をまとめ公表した。新福祉ビジョンでは、共働き世帯やひとり親世帯の増加、少子高齢化、核家族化、つながりの希薄化、格差の拡大といった環境の変化が要因となって、「これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分とは限らない状況が生じてきている」とまず指摘している。その状況を打開するためには、「すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進める」ことが肝要であり、高齢分野に限定されていた「地域包括ケアシステムの考え方を全ての人に発展・拡大させ、各制度とも連携する」といった方針を掲げた。そうした仕組みは、「全世代・全対象型地域包括支援体制」と命名され(厚生労働省 2015b)、改めてそして強く地域における包括的なケアという仕組みを構築する必要性が政策的にも

鮮明に打ち出された。

さらに、2016年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」の中でも、「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」との方針が打ち出された(内閣府 2016b)。その後、その方針を具体的に推進するために2016年7月15日には厚生労働省内に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上がった。先述したように現在、「仕組み」の構築が明確に求められている。その前提として、小中学校圏域での地域における住民主体の生活課題解決と市町村圏域における包括的・総合的な相談支援体制の確立が必要だとされている。生活課題を抱えた人およびその家族が暮らす地域において、課題を解決する「場」の形成を住民主体で行うこと、しかしながら地域にある「場」だけでは解決しない課題に対しては、行政や専門職等とも協働をしながらの解決を目指せる「仕組み」にしていくことが求められていることが分かる。つまり生活課題を抱えた人(およびその家族)がその人(たち)らしい生活が送れるようにするための「場」と「仕組み」の形成が、政策的にも強く求められているのである。

第3節 歴史的な生活課題解決手法

第1節で述べたように、新福祉ビジョンをはじめとした政策文書の中で、生活課題を解決するための「場」と「仕組み」の必要性が強く訴えられている。しかし、二木(2015)によれば、その仕組みを誰が主体として構築するのかは新福祉ビジョンでは明らかになっていない。そこで本節では、歴史的にどのように生活課題の解決が図られてきたのかについて述べる。

かつて法や制度が整備されていない中、民間の篤志家が生活課題の解決に向けた支援を求める人を支えた時代から、すでに一世紀以上が過ぎている。彼らは制度の枠にとられないう先駆性、創造性に満ちた事業の開拓を行った(奥田 2015: 106-107)。大正時代の大阪だけを取り上げても、篤志家による実践が多く存在した。例えば、現在の大阪市北区天神橋筋6丁目辺りに存在した、公設公営のセツルメントである大阪市立北市民館々長の志賀志那人は、母親たちにわずかな資金を出し合い、保育組合を結成し、保育所を作るよう指導した。当時釜ヶ崎と並ぶ市内有数のスラム地域における、子育てや困窮といった生活課題

を抱える人を支える、地域福祉の先達(西尾 2013 : 68-69)といえる実践を行った。また、「仏の恩、国の恩、父母の恩、社会の恩に報いる会」との意味を持つ四恩報答会³は、大阪の浄土宗住職12名によって結成された。四恩報答会は、市民による喜捨で得た財源等を活用し、現在の大阪市西成区萩之茶屋にセツルメント活動の拠点を構え、不就学児の夜間義務教育、貯蓄銀行、授産部、労働者宿泊所等を展開した(小笠原 2013 : 60-61)。釜ヶ崎というスラム地域に存在していた経済的困窮含めた生活課題を支援した実践である。

そうした歴史的に存在する福祉サービスの開発実践の中で、広くその名が知られ、また研究対象にもなってきた人物が糸賀一雄である。糸賀が池田太郎、田村一二らとともに滋賀県で1946年に創設した近江学園とそれに連なるさまざまな事業活動への取り組み(齊藤2007 : 25)が多くの人たちによって、研究され議論されてきた。近江学園を「施設」主義の温床とする批判もあるが、糸賀はその卓越した先見性、先駆性と志を同じくする多くの職員集団によるたゆみない実践の歴史を創出し、その実践から引き出される成果を理論的に整理し、科学的に検証しながらさらに構築して、福祉の理念・思想を形成した(齊藤2007 : 25)との肯定的な評価もされている。「この子らに」ではなく「この子らを世の光に」とは糸賀による有名な言葉である。辻(2014)はその言葉の意味を、「人は等しく尊厳というものを持っている、その下で、それぞれの持てる力を精一杯発揮できることが大切だということを皆が理解し合い、共に生きる社会を目指そうではないか」と述べている。京極(2014)は、糸賀による「この子らを世の光に」という理念は3つの構成要素からなると指摘する。具体的には、第一にこの子らが生活主体者(自己実現の主体)であること、第二に潜在的可能性を持ったこの子らをさらにみがきあげ、人格発達の権利を徹底的にしようとする実践すること、第三に全体社会(社会体制)はそうしたことを認め合い、実現できるものでなければならないこと、というものである。敗戦によってすべてを失った日本社会の混乱、困窮した状況だからこそ、「子どもたちの教育と福祉をぬきにしては、戦後の日本再建はありえない」という考え(齊藤 2007 : 33)が共有されたのかもしれない。現在の政策が求めている地域共生社会ともいえる社会を実現しようとしていた理念は示唆に富む。

そうした今にも通ずる理念を基盤になされた実践に通底していたものは何だったのか。それは6点の根本精神であった。齊藤(2007)によれば、根本精神は教育対象の総合、福祉と教育の結合、医学と教育の結合、労働と教育の結合による独立自営、職員養成と不断の研究、そして社会からの要求への応答である。戦後、生活課題解決の中核主体として期待を寄せられてきたのは社会福祉法人であるが、現在社会福祉法人には、福祉課題の覚知、

実践、制度形成、制度の狭間の覚知、そしてまた実践というサイクルを自主的に回し続けることが大きな課題として突き付けられている(浦野 2016)。糸賀らの実践からの大きな示唆としては、自主的に社会福祉活動を行うためには自ずと自律性が求められること、そのためには6つの根本精神の中で、労働と教育の結合による独立自営が謳われていることがあげられる。齊藤(2007)が引用している糸賀の言葉は次のとおりだが、生活課題を抱えた人(およびその家族)への教育を通し労働へと接合を図ると同時に、経済的困窮含めた生活課題の解決のためには事業体自身も自律性を担保しなければならず、そうした包括的な視点をまずベースとして持つことが肝要であることが理解できる；

・・・日本には社会的な自覚が殆どなかったことによるともいえるであろうが、一面、社会事業家そのものも自主独立の気魄に欠ける点があり、余りにも外部よりの財的援助に依頼し過ぎる傾向が強かったという点が指摘されるのではなかろうか。・・・勿論外部よりの援助は衷心よりの感謝を以て之を受くべきであるが、自主独往の精神を堅持して邁進する社会事業家に於いてこそ外部よりの援助も真にその価値を發揮し得るものであると考えられる。・・・

第4節 社会的企業への生活課題解決主体としての期待の背景

本節では、前節で述べた歴史的な生活課題解決手法の中で重要であった、経済的な困窮を含めた生活課題を包括的に解決していく視点と社会的企業との接合を図ったうえで、社会的企業への期待の背景について述べる。

本章第1節で述べたように、少子超高齢社会進展の真ただ中にある日本において、多様でしかも重層的な生活課題が、環境の変化を原因として噴出している。そうした状況への対応策の1つとしての生活困窮者自立支援法は2015年4月1日に施行されたばかりであり、今の段階で法制定の是非を問うことはできない。その法は、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ろうとしている。また、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするためのものであり、そのために生活保護制度が法制定と同時に見直しがなされ、生活困窮者対策との一体的な実施が強く求められている(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 2013)。そのことは、先人たちが実践を開発するなかで保持していた経済的な貧しさを含めた多様で重層的な生活基盤の貧しさを包括的に解決していく視点に

もつながる。その視点こそが、本論文が着目する社会的企業と生活課題の解決とを結び付けてくれる。その理由の一つとして山本(2014)による指摘があげられる。山本は社会的企業の特徴を、「この事業体は補助金や寄付だけに頼らず、民間企業の経営手法をとり入れることで事業収入を増やし、財政的に自立しようとする」こととしたうえで、社会福祉、雇用、教育、環境、まちづくり、途上国の貧困といった分野で活動を通じた社会貢献を目的としていると述べている。社会的企業は、特徴の1つとして経済問題を含めた生活課題の解決を目指す事業体であるといえる。

そうした包括的な視点を持つ社会的企業には、社会福祉の領域からも期待が寄せられている。例えば、長年コミュニティソーシャルワークの理論化に尽力してきた大橋謙策は、喫緊に必要なことは、生活課題の地域における解決に向け、ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化ができる人材の育成だとして、公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団内の福祉マネジメント研究会において、社会的企業の考え方をベースに先進的な国内事例の詳細な分析をもとにした、新たな事例検討教材を作成しようとしている(損保ジャパン日本興亜福祉財団 2016)。また、元国際ソーシャルワーカー養成校協会の会長であった Lena Dominelli もその著書の中で、カナダの社会的企業が発揮した開発性や運動性といった機能こそが、ソーシャルワークに今求められていると指摘している(Dominelli 2012)。

さて、経済産業省(2011:1)は社会的企業を「社会や地域における課題をビジネスの手法で解決する持続的な事業活動」と一応の定義を行ったうえで、社会的企業実践の促進を目指した研究会の組織や先進事例のとりまとめなどを行い、政策的な期待を表面化させた。その背景には、地域における生活課題解決のための「場」と「仕組み」を形成する必要性以外に、大きく3点ある。

第一に、生活課題を抱え支援を必要とする人びとの増大に起因した、供給主体のさらなる多元化の要請がある。1998年特定非営利活動促進法(通称NPO法)が成立し、市民主導の支援活動に法的枠組みが導入された。民間営利企業は利潤追求が第一のミッションであり、そうした非営利組織(以下、NPO)の拡充を政府が求めることとなったのである。2016年4月末段階で認証を受けたNPO法人は、50,902法人となっている(内閣府 2016a)。しかし、NPOには、財政基盤が弱いこと、寄附税制優遇が未成熟であること、ビジネスマインドやマネジメント力の欠如などが指摘されてきた。先述したように、経済的貧しさを含めた生活基盤の貧しさに多くの人が見舞われている。雇用と家族の揺らぎが強まる時代(宮本

2013: 11)の結果として、経済的な課題だけではない多様な生活課題を抱えた人びとは地域や社会から排除されやすくなるが、そうした課題の解決が社会的企業に求められている。

第二に、世界を1つの大きな社会として見た時に、これまでガバメント＝政府が掌握していた機能や権限の、垂直軸における上下方向への委譲がある。これまでの中央政府の機能や権限のいくつかを、より「上方」に、つまりグローバルあるいはトランスナショナルな国際機関やレジームに委譲しなければならなくなっている。と同時に中央政府は、やはりその機能と権限のいくつかを、より「下方」につまり、地方自治体やあるいは広域連合などの、サブナショナルな次元に分権化する必要に迫られている(宮本 2013: 194)。「上方」への機能や権限委譲は、シリアやイランに関わる問題への国際連合安全保障理事会による決議を各国が最終的には尊重する形となったことに端的に表れている。一方、「下方」への機能や権限委譲は、日本での例をあげるとすれば、介護保険法に基づく介護サービス供給事業者の市町村による許認可権の拡大があげられる。また、権限委譲を受けた地方自治体においては、民間事業体あるいは非営利組織への事業委託を拡大し、コミュニティの力をも受け入れる方向となっているのは周知の事実であろう。垂直軸だけでなく水平的にも権限の委譲が拡大しているといえる。つまり地域における生活課題の主体的な解決が求められる時代にあり、それは新福祉ビジョンの考え方とも通底している。

そして第三に、生活課題の解決に向けた「場」と「仕組み」を語る中で参加のあり方をめぐる動向がある。これまで社会福祉研究において参加は、当事者参加、住民参加、市民参加などといった多様な表現をもって、その重要性と必要性は抽象的には長年指摘されてきた。しかし、どうすれば参加しやすいのか、何に参加すればいいのか、さらにはどの程度参加すればいいのかについて、具体的にどう捉えるべきかについての研究はほとんど存在しなかった。海外、特にヨーロッパでは社会福祉以外の領域から参加の具体的なあり方へのアプローチが、社会的企業研究において見られる。それは医療、保育の分野における実証研究の成果である。地域に根ざすことの多い社会的企業には自ずと地域の独自性が付随する。したがって海外の理論をそのまま日本に移植するには注意が必要であるが、日本における抽象度の高い議論の中における参加のあり方との比較検証を行うことで、その理論の妥当性は担保される。また現在、刑余者に対する支援に向けボランティアコーディネーター養成の意向を法務省が示し、また、生活困窮者支援においても厚生労働省から、ボランティアの力に期待するような発言があり、安上がり福祉に終わらない生活課題の解決に向けた、課題を抱えた人およびその家族の参加のあり方にも注意を払う必要がある。

第5節 小括

本章の第一の目的は、生活課題を定義し、課題の解決に向けたこれまでの政策や実践について整理を行うことで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が今こそまさに必要とされていることを明らかにする。そのうえで、第二の目的として、そうした「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業になぜ期待が寄せられているのかについて明らかにすることであった。

まず、生活課題の定義に関して、先行研究を検討した結果、岡村(1968)によって提示された社会生活を送るうえでの7つの基本的要求に依拠し、論を進めていくことを第1節で述べた。具体的に7つの基本的要求とは、①経済的安定、②職業の機会、③身体的・精神的健康の維持、④社会的協同、⑤家族関係の安定、⑥教育の機会、そして⑦文化・娯楽に対する参加の機会であった。これら基本的要求が、社会関係の不調和、社会関係の欠損、あるいは社会制度の欠陥を原因として充足されていない状況を、生活課題を抱えた状態としたうえで、そうした状態にある人やその家族を、生活課題を抱えた人およびその家族と定義を行った。

次に、第2節では生活課題解決に向けた政策動向について整理を行い、生活課題の解決に向けた「場」と「仕組み」の形成が、今日の日本社会において政策的に喫緊の課題として明示されていることを明らかにした。その課題はおよそ50年前から学術的には指摘をされていた。しかし1990年の社会福祉関係八法改正までは、課題の解決は施設処遇を中心に行うべきであるとの政策が展開された。その後、生活課題の解決を地域で行う方向性へと政策はシフトしたが、生活課題の解決には地域におけるその解決の「場」と「仕組み」の構築が必要であることが具体的に明示されたのは、地域包括ケアシステムとして高齢分野で提唱された2006年まで待たなければならなかった。高齢分野でのその仕組みの実現が切望されるなか、これまでの縦割りの政策あるいは支援では生活課題を解決しえない事象が数多く発生する事態となった。そこで現在、高齢分野に限らない「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が政策的な推進が目指されていた。そこでは、課題を解決する「場」を住民主体で形成すること、しかしながら地域にある「場」だけでは解決しない課題に対しては、行政や専門職等とも協働をしながらの解決を目指せる「仕組み」にして、地域共生社会を実現することが明確に求められていた。

第3節では、歴史的に存在してきた実践の中では生活課題の解決に向け、生活課題を抱

えた人(およびその家族)への教育を通し労働へと接合を図る一方で、事業体自身の自律性も確保しようと事業活動を展開していたことを明らかにした。また、そうした実践の先に目指されていたものは、今日政策的にその実現が求められている地域共生社会ともいえる社会であった。換言すれば、生活課題解決に向けた実践には、生活課題の解決という社会性だけでなく、実践自体が持続可能であるために事業活動を通して独り立ちすること(事業性ともいえる)が必要だということである。こうした視点は、元来生活課題の解決主体として期待され続けてきた社会福祉法人にとっても、非常に示唆に富むものであった。

第4節では、近年政策的・実践的・学術的に生活課題の解決を行う主体として社会的企業への期待の背景について明らかにした。生活課題を抱えた人およびその家族が抱える課題は、多様かつ重層的である。そうした課題の解決支援を行う際には、第3節で明らかにしたとおり、社会性と事業性という包括的な視点が必要であった。生活課題解決のための「場」と「仕組み」形成の必要性に加えて、社会的企業に期待が寄せられる背景として、生活課題の地域における主体的な解決が求められているという背景、その解決過程の中では生活課題を抱えた人(およびその家族)の課題解決に向けた参加を前提としなければならないという背景、しかし社会性と事業性という包括的な視点を有しながら自律的に活動を展開することが求められている背景といった3点があった。

生活課題の解決に向けた「場」と「仕組み」形成の必要性が明示されている中、その主体としての期待が社会的企業に寄せられていた。では、社会的企業はどのように捉えるべきであり、その中でも何に力点が置かれているのかについて、まず文献の整理を次章にて行う。

第2章 社会的企業の捉え方と参加

第1章で述べたとおり、生活課題の解決に向けた「場」と「仕組み」形成の必要性が明示されている中、その主体としての期待が社会的企業に寄せられていた。本章の目的は、社会的企業の定義および捉え方に関する先行研究を概観した上で、その捉え方の中でも何に重点が置かれているのか、また、生活課題を抱えた人およびその家族の参加がなぜ社会的企業にとって必要なかを明らかにすることである。第1節では、欧米における社会的企業研究での社会的企業の定義、理論的捉え方の潮流を概観する。第2節では、日本における社会的企業の捉えられ方を述べた上で、視座の偏りを指摘する。第3節では、社会的企業研究における、生活課題を抱えた人びとおよびその家族の参加の実態と課題を捉える視点がなぜ重要なかを述べる。

第1節 社会的企業とは—欧米における議論から

1. 社会的企業の定義

社会的企業研究は1990年代後半のヨーロッパとアメリカにおいて盛んになったとされる。非営利組織に関する研究はイェール大学「非営利組織研究プログラム」等に代表されるように1970年半ばから進展してきていた。しかし、組合員の参加と協働による民主的な統制を基盤とした、組合員と彼らの住まう地域への貢献を明確に目的とした共益組織である協同組合の要素と、利潤非分配制約を中核とした公益活動体の要素を結合させていることが多い社会的企業がどう発展しうるのかについて、それまでの非営利組織研究では説明できてはいなかったことが起点となり、社会的企業研究が盛んになったとされる(Borzaga and Defourny 2001)。研究の勃興からおおよそ20年が経過したわけであるが、社会的企業の定義をめぐる状況は未だ混沌としており、全く同じ意味を持つものは存在せず(Interuniversity Attraction Pole⁴ 2012)、社会的企業に関する統一的な定義はない。そこには二つの理由が存在する。

第一に、2004–5年頃までヨーロッパとアメリカにおける議論が、それぞれ別個に行われ、交わるものがほとんどなかったことがあげられる(Defourny and Nyssens 2012:5)。その後Kerlin(2006)らによって両地域の比較研究がなされるようにはなった。そして現在進行形で動いている代表的なプロジェクトが、社会的企業の国際比較によるモデル化である(Interuniversity Attraction Pole 2012)ことから分かるように、普遍性の高い定義づけに向けた途上にあるということがいえる。

第二は 1 点目とも関連し、社会的企業が現出する文脈の多様性があげられる。社会的、経済的、政治的、そして文化的文脈に根差す(Defourny and Nyssens 2010:49) ことが、それぞれの社会的企業に求められる。換言すれば、それぞれの地域特性を理解することが、社会的企業を理解する上で欠かせないということとなる。それゆえ、普遍的定義づけ以上に、市場、市民社会、公的政策といったものとの相互作用及び経済全体の中における社会的企業の位置と役割(Defourny and Nyssens 2012:5) に、研究の焦点が置かれているのである。

2. 社会的企業を捉える 3つの視座

社会的企業の位置と役割を捉える視座としては、大きく分けて 3 つある。その中の 2 つはアメリカにおける潮流であり、「“事業収入” を軸とした捉え方」と「“社会的革新性” を軸とした捉え方」の 2 つである。もう 1 つは、1996 年に設立され、以後ヨーロッパ連合(以下、EU) の支援を受け、先に挙げた社会的企業のモデル化にも関わっている EMES European Research Network⁵(ヨーロッパ社会的企業研究者ネットワーク、筆者訳；以下、EMES)によって提唱されている「“理想型”としての EMES アプローチを軸とした捉え方」である。

アメリカにおける社会的企業に対するアプローチは、日本では多くの研究者によって 1980 年代レーガン政権以降、公的財源縮小の影響を受けた NPO の事業型への変容の中における個人に力点を置いたものとして一括りに理解されることが多い(山本 2012, 柴田 2011, 藤井 2013, 斉藤 2007)。しかし、先にあげた 2 つの捉え方には、焦点のあてどころに差異がある。「“事業収入” を軸とした捉え方」においては、非営利組織がそのミッション遂行のために商業活動を行うことに焦点が向けられる(Defourny and Nyssens 2012:7)。アメリカで最大の社会的企業連合である Social Enterprise Alliance(以下、SEA) は、社会的企業を次のように定義づけている；「“社会的企業” とは、二重あるいは三重のボトムライン(障害だけでなく、貧困さらには家族環境といった重層的な課題解決の必要性 筆者加筆)追求のために、稼ぎだした歳入を活用する事業体である(SEA 2008)。」ここでは事業体の形態は問われず、営利企業体の社会貢献活動も含まれることとなる。この類型の中での極端なものとしては、ノーベル経済学賞を受賞したムハマド・ユヌス率いるグラミン銀行があげられる。ユヌス(2010)は、「ソーシャルビジネスは、社会的目的に焦点を当てるべくデザインされた損失のない、配当のない会社である。」と定義している。

一方で、「社会的革新性」を軸とした捉え方」の場合は、より明確に個人に焦点があてられる。非営利セクターの起業家は“チェンジメーカー”であり、“新たな組み合わせ”を生み出すものとして捉えられる。ここでの“新たな組み合わせ”は、新たなサービス、新たなサービスの品質、新たな生産方式、新たな生産要素、新たな組織形態、新たな市場を作り出す中で生み出される。よって、“事業収入”を得るというインカムよりも、むしろ結果としてのアウトカム、つまり「何を生み出したのか」を重要視するものである。

(Defourny and Nyssens 2012 : 8) 社会的企業の目標を社会的なイノベーションを生み出すことに置き、社会にインパクトを与えて、社会を変革する役割を期待する捉え方といえる (山本 2012 : 70) 。

ここまでアメリカにおける社会的企業を捉える2つの視座について述べてきた。NPOの事業化ということ、さらに営利であるか非営利であるかは問わないという根は同じにしつつ、組織としての事業収入に焦点を当てるのか、それとも革新的なものを創造する起業家に焦点を当てるのか、といった違いがあった。

一方ヨーロッパでは1990年代以降、社会的排除⁶に抗する社会的包摂政策の一翼を担う重要な存在として、社会的企業は位置づけられてきた。そこにはアメリカとは全く異なる政策と実践の連動がある。2010年3月に公表された、次の10年を展望する新たな成長戦略「ヨーロッパ2020」の副題として掲げられているのは、「知的で持続可能で包摂的な成長のための戦略(A strategy for smart, sustainable, and inclusive growth)」であり、依然社会的排除に抗するということが政策の中心に据えられている。その流れの中で2011年10月25日には、European CommissionからEU議会に向け、「Social Business Initiative – Creating a favourable climate for social enterprises, key stakeholders in the social economy and innovation(ソーシャルビジネスにかかる課題—社会的経済と社会的革新におけるキー・ステークホルダーである、社会的企業にとって好ましい環境を整えるために、筆者訳)」が提出された。その中で「社会的企業」という言葉の指し示すこととして、以下のようなものが挙げられている；

- ・商業活動を行う理由が、しばしば高いレベルでの社会的革新という形をとる公共財を生み出すといった社会的目的であるもの
- ・こうした社会的目的を達成するために利潤が主に再投資されるもの
- ・民主主義的あるいは参加型原則を活用したり、社会正義に焦点を当てながら、ミッションを反映した形での組織運営及び所有がなされているもの

こうした理論的バックボーンとなっているのが、EMESによって提唱された「“理想型”としてのEMESアプローチを軸とした捉え方」である。ここでは社会的企業は、協同組合とNPOが重なりあう領域に存在する組織であり、その領域を押し広げつつある組織としてイメージされる(ドゥフルニ 2004a : 35)。

そのうえでEMESは、社会的企業を包括的に捉えるための指標として、4つの経済的基準と5つの社会的指標を指し示している(ドゥフルニ 2004a : 27-29, 中川 2007 : 107-110, 米澤 2011 : 16-26, 山本 2012 : 78-81, 藤井 2013 : 29-37, 花田 2012 : 10-13)。

まず、経済的基準については、次のとおりである；

- ① 財・サービスの生産・供給の継続的活動：継続的に財の生産やサービスの供給に直接関与する。主要な存在理由の一つである。
- ② 高度な自律性：状況次第で公的補助金に依存することもある。しかし、直接的にも間接的にも、行政や他の組織－業界団体や民間企業等－に管理されない。「発言と退出」の権利－みずからの活動を始める権利と止める権利－の両方を有している。
- ③ 経済的リスクを引き受けること：組織が経済的リスクを負っていることを予め想定している。
- ④ 有償労働の存在：貨幣的資源と非貨幣的資源とを、有償労働者とボランティアを結合しようとする。

次に、5つの社会的指標をあげる；

- ① コミュニティへの貢献という明確な目的：主要な目的の1つは、コミュニティや特定の集団に奉仕することで、地域レベルで社会的責任感をみずから望んで発揮しようとする点である。
- ② 市民主導の組織であること：コミュニティ、あるいは一定のニーズと目的を享有する集団に帰属する人びとの関与によって生まれる、共同の活力が生み出すものである。
- ③ 資本所有に基づかない意思決定：「1人1票」原則、あるいは、少なくとも資本持株数の大小によって区別されることのない、組織統制に関わる投票権－最終的な意思決定権－を意味する。意思決定権は、他のステークホルダーと分有される。
- ④ 活動によって影響を受ける人びとによる参加：顧客の代表権と参加、ステークホルダー志向、民主的な管理方式を重要な特徴とする。多くの場合、経済活動を通じ

た地域レベルでの民主主義の促進が、目的の1つとなる。

- ⑤ 利潤分配の制限:全面的な利潤非分配制約を特徴とする組織ばかりでなく、一部の国の協同組合のように、制限された割合でしか利潤分配をしないことによって利潤極大化行動を抑制する組織も含まれる。

このように見ると、アメリカにおける2つの潮流と比べて、力点が「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」に置かれていることが分かる(Defourny and Nyssens 2010: 49)。無論、EMESアプローチのみをもって必要十分だとは考えてはいない。EMESアプローチを基盤としつつも、社会的企業の継続性を保持するための事業収入のあり方という視点、さらには社会的企業の牽引力としてのリーダーへのまなざしも必要だと筆者は考えている。その上で、人びとが抱える生活課題の解消に向けては、生活課題を抱えた人およびその家族の課題解決に向けた参加はその基盤であり必要不可欠であるというのが、本論文の立ち位置であり、彼らの参加のない「場」と「仕組み」をいくら創ったところで、本質的な生活課題の解決にはつながらないと考えている。

第2節 日本における社会的企業の捉え方

第1節では社会的企業の定義の曖昧さとその理由、および欧米における社会的企業の捉え方について述べたうえで、本論文が前提としている生活課題を抱える人およびその家族の参加が、ヨーロッパでは「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」として重きを置かれていることについて述べた。では、日本ではどのように社会的企業は捉えられているのだろうか。

日本では2000年以降、欧米の理論潮流の影響を受けつつ、社会的企業という言葉のみならず、類語としてのソーシャルビジネス、ソーシャル・ベンチャー、社会的起業家等々の言葉も徐々に受容されていった(藤井 2013: 22)。その2年前の1998年には特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)が成立していたが、出資規定が欠如していた。つまり、事業立ち上げ時や設備投資の際に出資という形で資金調達を行うことが不可能であり、法律的に事業性の発展を望みにくい形態となっていた。よって、あえて NPO 法人の認証を受けずに、資金調達を可能とする本来は営利形態を採用するケースも散見される。また、生活協同組合、農業協同組合などはそれぞれに対応する法律で規定され、様々な規制が各々の法律によってかかる。さらに日本には社会福祉法人も存在し、欧米以上に社会的企業に関する議論に混乱をきたす要素が多分にある。

そうした状況における社会的企業研究の潮流は大きく 2 つに分類される。アメリカにおける「個人の社会的使命に焦点をあてるアプローチ」を取るか、あるいはヨーロッパの流れを踏まえた「社会的企業の組織構造や社会的政策とのかかわりに焦点をあてるアプローチ」である(柴田 2011)。社会福祉分野では、地域で暮らす人びとおよびその家族が抱える重層的な課題解決つまり経済的課題含めた多様な生活課題の解決を担う主体としての社会的企業により注目が集まり、社会的企業概念と発展過程を分かりやすくまとめた『社会起業入門』(2012)の刊行、『ソーシャルワーク研究』第 153 号(2013)における「ソーシャルワークと社会起業」と題した特集、社会的企業のあるべき姿や目指すべき目標、社会的企業を捉えるための実態分析の方向性を示した『これからの社会的企業に求められるものは何か』(2015)の刊行など、学術研究も進展の兆しが見られる。また、先にあげた大橋や Dominelli だけでなく、牧里(2014: 216-219)では社会的企業研究が社会福祉研究の中における新たな研究領域としてあげられている。しかし現在のところは、藤井(2013)が「社会問題の解決のために、市民が参加し、コミュニティを生み出すような事業体がどうやったら発展していくことができるのか」という問いに応えられるレベルには議論が達していないというのが現実である。

そうした状況も踏まえたうえで、日本における社会的企業の捉え方を知るには、経済産業省が 2008 年に発行した『ソーシャルビジネス研究会報告書(以下、SB 報告書)』が有効であろう。座長は谷本寛治であった。谷本(2006)による社会的企業の定義では、事業形態に関しては幅広く捉えており、CSR(企業の社会的責任)も社会的企業の延長線上に捉えている。また、社会的企業の要件として、①社会的ミッション、②社会的事業体(ソーシャルビジネス)、③ソーシャル・イノベーションをあげる。その上で「組織を『起こす』局面のみならず、ビジネスモデルを『企てる』局面を重視し、『社会的企業家』と表現」しており、第 1 節第 2 項でとりあげた 3 つのアプローチのうち、「“社会的革新性”を軸とした捉え方」に自身の立ち位置を置いているといえる。つまり、谷本は柴田(2011)が「ソーシャル・イノベーションを実現する主体としての社会起業家個人に着目することで、その社会的使命や特徴とは何かについて問おうとしている論理を展開している。

SB 報告書における社会的企業の定義は次のとおりである；

- ① 社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ② 事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めている

くこと。

- ③ 革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

組織形態としては、株式会社、NPO 法人、中間法人など、多様なスタイルが想定されている。先述の谷本の論に沿った形での報告書ということができよう。さらに、SB 報告書作成にあたっては、事業者アンケートと消費者アンケートのそれぞれが実施された。その結果から社会的企業の抱える課題として、①社会的認知度の向上、②資金調達の円滑化、③人材育成、④事業展開の支援、社会的信頼の獲得・向上をあげている。それぞれの課題に対し、事業者のみならず、行政、企業等、中間支援機関、住民といった主体に期待される対応が列挙されている。ここでは EMES アプローチで強調される「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」が抜け落ちているという感が拭えない。言い換えれば、生活課題を抱えた人およびその家族による社会的企業への参加の重要性や必要性については重きが置かれておらず、政策サイドはややアメリカにおける潮流に乗っかっているといえよう。

しかし、そうした議論ばかりが行われてきたわけではない。例えば中川(2007)は「雇用・くらし・コミュニティ」に重点を置き、EMES アプローチに近い社会的企業の定義を次のようにおこなっている；

「社会的企業は、地域コミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根差した社会的目的をシチズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である。社会的企業の事業活動と経営はそれに自発的に参加する人たちの意思決定によるステークホルダー型の民主的管理に基づいて実践され、またその事業活動と経営によって生じる利益(剰余)は、主に事業とコミュニティに再投資されることから、個人の間には分配されないあるいは分配を制限されるか、いずれかである。このことは、社会的企業の事業と経営が利潤最大化の動機によってではなく、「人びとの労働と生活の質」と「コミュニティの質」の双方を向上させるという社会的目的を達成する非営利の動機によって遂行されることを意味する。」(中川 2007 : 136 -137)

「シチズンシップが社会的企業を支えること、同時に社会的企業はシチズンシップにこそ相応しい企業」であり、シチズンシップの特徴点の中で重要なのは、「市民による参加

である」(中川 2007 : 135-137)と指摘している。この言説は、日本におけるこれまでの社会的企業研究の中で生活課題を抱える人およびその家族による参加に着目した数少ないものである。その後 2011 年に再び経済産業省(2011)は『ソーシャルビジネス・ケースブック』を公表した。その中では全国各地の 120 強の事例が紹介されたが、生活課題を抱えた人およびその家族による社会的企業への参加のあり様や民主主義的なコントロールの図られ方、あるいは結果としてどのように生活課題の解決が図られたのかを指し示すレベルにはやはり至らなかった。

そこからおよそ 2 年後、2013 年 12 月 5 日に国会にて可決成立し、2015 年 4 月 1 日から施行されたのが、生活困窮者自立支援法である。岩間(2013)によれば、地域で本人を主体とした問題解決につなげ、同時に地域を変えていくという理念を内包した制度改革である。法案に先立って 2013 年 1 月 25 日に社会保障審議会より発行された『生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(以下、特別部会報告書)』の中では、一般就労と福祉的就労の架け橋となるべき「中間的就労⁷」の中核的提供主体として社会的企業があげられている。そこでは、『社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO や社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業(社会保障審議会 2013 : 7)』という表現になっている。そうした主体の中でも、「特に一般の企業に比べて事業を立ち上げる上での支援を受けている社会福祉法人は積極的に取り組むべきであり、中間的就労を広げていくためにも、まずは社会福祉法人が成功事例をつくっていくことが期待されている(社会保障審議会 2013 : 22).」として社会福祉法人を「名指し」した指摘がなされている。このことは、2000 年以降介護サービス等への営利企業の進出が認められたことと関連している。営利企業からの批判としてのイコール・フィッティングの議論である。社会福祉法人は、法人税、固定資産税、消費税において優遇措置を甘受しており、競争環境として適切ではないとする批判である。それぞれの法人が与えられている役割を一定に果たしてきたとはいえ、社会の変化のなかで、すべての法人が「どう動くべきかを自らクリエイトすることができていなかった」(磯 2016 : 15)ことに起因しているが、裏を返せば生活課題の多様化・重層化という変化への対応が多様な主体に求められているといえることができる。そしてその対応においては、解決主体が自律的にそれをなすことが強調されている。特別部会報告書の中では、生活課題を抱えた人およびその家族による参加の重要性や必要性についてはやはり語られていない。

第3節 社会的企業への参加の重要性

第1節でみたように、アメリカにおけるアプローチに比べ、EMESによるアプローチでは、「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」に力点が置かれている。これはヨーロッパに本来ある集団主義(collectivism)という思想(山本 2013:5)の影響が強く見て取れる。

しかし、2000年代半ばからヨーロッパとアメリカの研究の交わりが加速した結果、EMESのアプローチにも若干の変化が出ている。Defourny and Nyssens(2010)は、ヨーロッパとアメリカにおける社会的企業及び社会的起業(家)に関する概念の近似性と相違性を捉えている。彼らが結論として注目しているのはガバナンスである。「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」の重要性は不変である。しかし社会的企業の発展に向けて、これまでも課題として①社会的企業の企業家的行動を強化すること、②社会的企業の人的資源の管理技術を高めること(ドゥフルニ 2004b:499)、などがあげられていた。それらを解消するためには、アメリカにおいて焦点が当てられる「社会的起業家のバックボーン」及び「社会的革新性がいかにスケールアップしていくか」という起業家的ダイナミクスにも注目する必要があるとする。アメリカでは公的支援は少なく、それゆえ財団が社会的企業支援を行っている。しかし、公的財源や民間からの支援への過度な依存を避けるべく、精密なマネジメント手法やステークホルダーに対する説明責任を高いレベルでなすための戦略を採用していることを彼らは指摘している。そして「社会的企業がどんなものになりうるのかということに関する深い理解は、学術的議論において意義深いだけでなく、社会に対する挑戦を単純化しようとする試みを退けるためにも必要だ。」と結論づけている(Defourny and Nyssens 2010:49-50)。

そうした研究成果を元に Defourny and Nyssens(2012)は、これまで経済的基準と社会的指標という2つのカテゴリで提示されていたEMESによる“理想型”に若干の修正を加えて提示している。カテゴリとしては3つを提示している；①経済的及び起業家的次元、②社会的次元、③参加型ガバナンス。この微修正により、EMESの“理想型”において特徴的なガバナンスの形態に焦点をあてることができると同時に、起業家的ダイナミクスにも焦点をあてることのできる。図表4は、第1節第2項でとりあげたEMESによる9つの指標を3つの新たなカテゴリごとに分類したものである。

こうした3つの次元への微修正の背景には、これまで発展してきたヨーロッパの社会的企業におけるガバナンスの問題の顕在化がある。Spearら(2009)は、イギリスの社会的企

業の理事会メンバーや理事長などへのインタビュー調査及びフォーカスグループインタビュー調査から、一般的なボランティアな非営利組織で見られるガバナンスにおける課題とは別に、起業に関すること及びビジネス的そして財政的な機会及びリスクのマネジメントといった課題を、社会的企業の抱えるガバナンスの問題の独自性として指摘している。具体的には、必要なビジネスに通じた理事会メンバーの発掘と登用、財政的及び起業家的スキルと経験、社会的ミッションと起業家的活動を組み合わせるための、正しい法的及びガバナンス構造の決定、マルチステークホルダーによるガバナンスシステムにおける多様なステークホルダーのマネジメント、組織の社会的ミッションとビジネスそして商業的な決断との間のバランスを取ること、発展途上にある小さな社会的企業における理事会の役割の開発とプロフェッショナリズムの向上があげられている。(Spears ら 2009 : 269-270) こうした社会的企業におけるガバナンス上の課題の顕在化が、EMES アプローチにおいて「参加型ガバナンス」というカテゴリーを経済的次元及び社会的次元と同レベルで検証する必要性を生み出したといえる。

図表 4 修正版 EMES アプローチの指標

カテゴリー	要素
経済的及び起業家的次元	財・サービスの生産・供給の継続的活動
	経済的リスクを引き受けること
	有償労働の存在
社会的次元	コミュニティへの貢献という明確な目的
	市民主導の組織であること
	利潤分配の制限
参加型ガバナンス	高度な自律性
	資本所有に基づかない意思決定
	活動によって影響を受ける人びとによる参加

Defourny and Nyssens(2012)を元に筆者作成

修正版ともいえる EMES アプローチをベースとした大規模な調査研究の 1 つが、第 1 節第 1 項であげた社会的企業の国際比較によるモデル化である。この調査には既に全世界

から 150 人以上の研究者の参画が決定しており、40 か国以上で構成されている。日本からは藤井敦史、原田晃樹ほか 10 名の名があがっている(Interuniversity Attraction Pole 2012)。全世界が「経済的次元」「社会的次元」「参加型ガバナンス」という考え方を軸に動き出しているということがいえる。さらに、ここにアメリカが加わっていることは、これまで焦点を当て続けてきた「社会的起業家のバックボーン」及び「社会的革新性がいかにスケールアップしていくか」という点に加え、「参加型ガバナンス」の重要性をも視野に入れ始めた証だといえる。

社会的企業の大きなミッションの一つは、人びとが抱える生活課題の解消である。様々なステークホルダーの相互関係性の中に彼らが組み込まれ、協働しながら意思決定を行う、そうした参加のあり様をとらえることが重要であるとの共通理解がなされはじめていえる。なぜなら、支援する側から支援される側といった変化が当事者に起こると、周囲も変わるからであり、家族や地域が変わるし変えられる。地域が変われば、地域と当事者の関係が変わり、強いては社会を変える力となるからである(中西・上野 2003)。

第 4 節 小括

本章の目的は、社会的企業の定義および捉え方に関する先行研究を概観した上で、その捉え方の中でも何に力点が置かれているのか、また、生活課題を抱えた人およびその家族の参加がなぜ社会的企業にとって必要なのかを明らかにすることであった。

まず第 1 節では、社会的企業の定義は未だ混とんとしている状況から述べた。その理由として 2 点あげた。第一に、2004-5 年ごろまで欧米の議論は交わることがなかったことであった。第二に、社会的企業を理解するうえで欠かせないことが、それが現出する文脈の多様性があった。研究においては普遍的定義づけよりむしろ、市場や政策などとの相互作用を捉えようとする方向性、あるいは社会全体の中における社会的企業の位置と役割を捉えようとする方向性にあることを指摘した。

それらを捉えるためにはまず、社会的企業をどのように捉えるのが課題となる。そこで次に社会的企業を捉える視座として大きく 3 つあり、それらは、事業収入あるいは社会的革新性を軸とした 2 つのアメリカにおける潮流と、EMES による「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」に力点を置くアプローチであった。本論文は、生活課題を抱える人びとおよびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成方法を提示しようとしている。事業収入や社会的革新性は多様化・重層化する生活課題の解決に向

け必要なものではあるが、EMESによるアプローチにおける力点である彼らの参加は社会的企業を語るうえでの前提であり必要不可欠なものであり、本論文の立ち位置に近いものであった。

しかし日本における社会的企業の捉え方は、生活課題の多様化・重層化という変化への対応を自律的に行う主体として、つまりややアメリカにおける2つの潮流を混ぜ合わせたようなものであることを第2節では述べた。ヨーロッパにおける潮流としてのEMESによるアプローチが力点を置く「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」への着目はあまりない現状であり、とりわけ生活課題の解消という結果をまず追い求めるような政策動向があった。

そして最後に、人びとの生活課題を解消していくことは社会的企業の大きなミッションの1つであり、そのためには生活課題を抱えた人びと(およびその家族)が社会的企業に参加をし、様々な人との関係性を回復し、協働しながら意思決定を行う中で、自身の抱える課題の解消を目指すべきであり、したがって社会的企業への彼らの参加は必要というよりむしろ、必要不可欠なものであることを述べた。日本のとりわけ政策サイドは結果をまず求めるかのような社会的企業の捉え方をしているが、本論文は生活課題の解消という結果はもちろん求めつつ、課題を抱えた人およびその家族が参加というプロセスの中で一歩ずつ大橋(1999)が主張する地域生活自立に近づくことこそ重要であるとの立ち位置にある。

本章では社会的企業の捉え方の大枠を指し示した。それらは研究の土台あるいは基盤と言える。そのうえで、社会的企業研究はどのような潮流にあり、またその中で生活課題を抱えた人およびその家族の参加はどのように語られているだろうか。そこで次章では、これまでの社会的企業研究の潮流を世界会議から選抜された文献を整理することを通して捉えたいうえで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」としての社会的企業における彼らの参加について考察を行う。

第3章 社会的企業研究の潮流

EMES が2年に一度開催する EMES 世界会議⁸の際に提出され、EMES 学術委員会による査読を通過した論文の中から、会議後さらに選抜され公開されているものがある。本章ではそのうち、第2回大会(2009年)分22本(第1節)、第3回大会(2011年)分26本(第2節)、そして第4回大会(2013年)分49本(第3節)の論文、計97本をレビューする。その結果から、社会的企業研究の潮流を捉えたうえで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」としての社会的企業における彼らの参加について考察を行うことを目的としている。なお、ISTR(International Society for Third-Sector Research)などの学会も社会的企業を研究の射程としているが、社会的企業のみを焦点を当てたものではないため、本研究では EMES 世界会議の文献を採用している。

レビューした結果の分析は、5段階の手順を踏んだ。具体的には、①すべての論文を読み、②論文ごとに、概要、方法、対象をまとめ、③研究方法、対象、キーワードおよび強調点について表を作成し、④キーワードおよび強調点からカテゴリ生成の試行を繰り返す中で、⑤最終的に研究動向の変化を見るため5つのカテゴリを生成した。それは、【評価(分析)方法の提示】、【協働の試み】、【多様な展開と類型化、役割】、【発展の歴史】、【制度・政策、政府の役割】である。なお、論文の中には複数のカテゴリにまたがるものもあったが、最も強い主張を重視し1つのカテゴリにおさめることとした。

第1節 2009年世界会議より選抜された22論文レビュー結果

Hoogendoorn ら(2010)は、1990年代後半の間に EMES アプローチが提唱されて以後、2000年から2010年のうち後半5年の間に、実証的な研究への関心が急速に高まったとする。図表5は、レビューした結果から、カテゴリ、カテゴリごとの論文数と研究方法、そして全体に占める割合を示したものである。各カテゴリに分類された論文の詳しい解題は別稿(南 2015b)に譲り、ここではレビューの結果として現れた社会的企業研究の大きな流れについて述べることにしたい。

上記の結果から読み解ける、2009年における社会的企業研究の潮流としては大きく5つある。具体的には、第一に質的研究の多さ、第二に優れた実践の蓄積に注力されていたこと、第三に実践の評価方法の提示がなされていたこと、第四に参加が取り上げられることが少ないこと、そして第五に協働への関心の低さである。

図表 5 2009 年第 2 回世界会議から選抜された論文の特徴

カテゴリー	本数(研究方法)	割合
多様な展開と類型化, 役割	8(質的 7, 量的 1)	36.4%
評価(分析)方法の提示	5(質的 4, ミックス 1)	22.7%
制度・政策, 政府の役割	4(質的 4)	18.2%
発展の歴史	3(質的 3)	13.6%
協働の試み	2(質的 2)	9.1%
計	22(質的 20, 量的 1, ミックス 1)	100%

筆者作成

第一にあげた質的研究の多さは、裏を返せば量的研究あるいは両方を組み合わせた複合研究が少ないということである。質的研究が 90%以上を占める一方で、量的研究あるいは複合研究がそれぞれ 4.6%というその少なさは、その母数となるべき社会的企業実践が、2009 年段階ではまだ網羅的に把握されていないことを指し示す。

そのことは、第二の好実践の蓄積に注力されていた事実と呼応する。【多様な展開と類型化, 役割】カテゴリーが 36.4%を占めたことに表れている。しかし、研究の始点となった欧米における実践の蓄積ではなく、タンザニア、南アフリカ、中国、ギリシャにおける社会的企業の展開が研究の対象となっており、社会的企業研究の世界的広がりが実感される。具体的には、Mori ら(2009)は、タンザニアにおけるソーシャル・アントレプレナーシップについて、フォーカスグループインタビューと 2 次データ分析の結果から考察している。結果として、ソーシャルアントレプレナーに関する認知度は低く、また、政策にもその考え方は反映されておらず、言葉が持つコンセプトの言語化と制度化の必要性を訴えている。Molteni ら(2009)は、スイスに本社を有し南アフリカで事業を展開する営利企業の事例分析から、環境・社会・経済の持続性には、環境保護、ローカルな地域が持続可能となる開発の促進、そして事業性(利益の確保)が必要であり、そうした持続性の確保には、その地域の行政、コミュニティとそこにいる人びとの参加が必要であると述べている。また Zhao ら(2009)は、中国都市近郊部における、株式を共同保有する形態の協同組合の動きを捉えて、今後の課題として、ガバナンス構造、具体的には誰がステークホルダーで、どのような意思決定システムを採用するのか、また運営上の地方政府の役割と影響力があることを指摘している。

第三の点として、実践の評価(分析)方法の提示が全体のおよそ 4 分の 1 を占めていたことがある。2009 年といえば、2008 年のいわゆるリーマンショックの次の年である。世界経済の冷え込み、雇用情勢のさらなる流動化、それぞれの国の財政状況の悪化など、多様でしかも解決が困難な課題が山積する中で、社会的企業が何を社会に還元しているのか、その存在意義を示すための枠組みが求められているといえる。しかし、レビューした文献では、評価枠組み試案の提示が主になされていた。Chiaf ら(2009)は、労働統合型社会的企業(通称 WISE)が生み出す成果の評価枠組みを最終的な研究の目的としつつ先行研究のレビューを行っている。その結果として、2 つの仮説を提示している。第一は、バランスシートを活用すべきではないかということ、第二には 7 つの次元と 24 の指標からなる Evalu' RA(Evaluation de la Responsabilite' sociale des enterprise)の枠組みを活用すべきではないかとしている。また de Souza Cabral ら(2009)は、社会的課題解決というミッションがどれほど達成されたのかを計るための枠組み試案を提示している。その枠組みはアマルティア・センによるケイパビリティアプローチ⁹のそれに似ており、期待(expectation)、ニーズ(needs)、能力(capacities)、関心(interests)、根拠(rationales)といった要素からなる ENCIR モデルというものである。一方で Pertella ら(2009)は、営利企業に対してフランスで採用されている品質の認証方法を非営利組織向けに採用することに関して、①ローカルネットワークへの組織関与の重要性が薄れる可能性、②非営利と営利の組織形態から差が減少する可能性、そして③ステークホルダーが持つ能力、とりわけ公的セクターが持つ能力が削がれる可能性を指摘している。社会的課題の解決を最大のミッションとする社会的企業実践の評価には、経済的あるいは財政的側面よりも、いかに社会的側面で成し得た成果を測るのかという課題が常につきまとう。一人の人が、人生の主人公としての主体性を回復し、その人らしい生活を送れるようになる、そのことをどう測るのか。提示された試案を実践に適用し、検証作業を繰り返すことが求められよう。

最後に、多くの論者が今後の課題として参加にかかる点をあげていたこと、一方で協働への関心の低さがあったことは示唆に富む。具体的な参加にかかる課題としては、マルチステークホルダーの参加(Molteni ら 2009; Nakagawa 2009)、民主的なガバナンス構造の構築(Zhao ら 2009; Yu ら 2009)、矮小化された参加の捉えなおし(Levander 2009)、ステークホルダーの対話への参加度合いの向上(Andreau ら 2009)、参加型マネジメント(Cooney 2009; Birkhölzer 2009)などが挙げられていた。多様な国や地域を対象とした研究の結果として、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をいかに深めていくのか、そ

の方法論の探求が求められているともいえる。また、これら研究の中には生活課題を抱えた人の家族を研究の対象として捉えたもの、あるいは課題が参加であるとしても明確に家族の参加の必要性を指摘しているものはなかった。一方で、【協働の試み】カテゴリーに分類された論文数はわずかに2本であった。Nakagawa(2009)が、社会的企業がその意思決定そして実践プロセスに、いかにコミュニティの参加を促進しうるのかについて、事例分析を行い、結果として、よりインフォーマルな方法が活用されており、具体的には、地域住民が抱える不安を共有できる場所の提供を行う、そしてそうした不安を解消するためのプロジェクトを協働して実践するといった方法が取られていることを明らかにしている。そのうえで、コミュニティとの協働への邁進なしに社会的企業の持続可能性が保たれないと強調している。また Birkhölzer(2009)は、ドイツ・ベルリン市による戦略の実行過程におけるアクションリサーチをベースに、自治体圏域の発展に向け社会的企業が貢献するために必要なことについて論考している。戦略を具現化させるために絶対的に不可欠なことがネットワーキングであるとし、その要素として6つ挙げている。それらは、公共財、統合されたホリスティックアプローチ、満たされていないニーズに向き合うこと、市のローカルな経済循環の再構築、ソーシャルキャピタルの構築及び改善、そしてコミュニティを中心とした開発だと指摘している。

このように 2009 年世界会議より選抜された論文をレビューした結果として、大きく 5 点あった。具体的には、第一に質的研究の多さ、第二に依然として好実践の蓄積に注力されていたこと、第三に実践の評価方法の提示、第四に課題としての参加、そして第五に協働への関心の低さであった。とりわけ第四の点としてあげた課題としての参加には大きく 2 点指摘できた。第一に生活課題を抱えた人本人の社会的企業への参加をどのように深めていくことができるのか、その方法論の探求が求められた。そして第二には、多様な関係者の参加が必要であることは指摘されていたものの、その関係者の中に生活課題を抱えた人の家族が明確に位置付けられるものはなかった。これら 2 点について次節以降でも注視する必要がある。

第 2 節 2011 年世界会議より選抜された 26 論文レビュー結果

2009 年から 2011 年にかけての社会的企業の潮流として、大きく 4 つあった。具体的には、第一に【評価(分析)手法の提示】カテゴリー(26.92%)と【協働の試み】カテゴリー(19.23%)への関心の高まり、第二に蓄積されてきた事例から理論化の試み、第三に評価(分析)

モデルの実践への適用と検証,そして第四に多様なレベルにおける多様な協働のあり方の模索があった.本節でも各カテゴリーに分類された論文に関する詳細な解題は別稿に譲る(Minami 2016).図表6はレビューした結果から,カテゴリー,カテゴリーごとの論文数と研究方法,そして全体に占める割合を示したものである.なお,カテゴリーへの分類方法は,第1節で採用した方法と同じものを採用した.

図表6 2011年第3回世界会議から選抜された論文の特徴

カテゴリー	本数(研究方法)	割合
多様な展開と類型化,役割	8(質的7,量的1)	30.76%
評価(分析)手法の提示	7(ミックス2,理論5)	26.92%
協働の試み	5(質的4,理論1)	19.23%
制度・政策,政府の役割	4(質的2,ミックス1,理論1)	15.38%
発展の歴史	2(質的2)	7.69%
計	26(質的15,量的1,ミックス3,理論7)	100%

筆者作成

第一,第三,第四の点に関連し,まず評価(分析)手法の提示について述べる.2009年段階でも表出していたことであるが,世界経済の悪化に伴う,公的財源のカットと民営化や市場化などといった環境要因が,社会的企業に対して,何を社会に還元できるのかを可視化する要求を突き付けていると考えられる.それによって研究の流れの中でも,実践の評価あるいは分析が不可欠となっているのではないか.その中での焦点は,EMESの枠組みでいうところの社会的側面,経済的側面,政治的側面の相互依存性,相互関係性をいかに評価するのかというところであろう.具体的研究において提示されているものとして,Bassi(2011)によるサードセクター組織の独自性およびアイデンティティを指標化し伝達するためのSocial Added Value Creation(ソーシャル・アディッド・バリュー・クリエーション,社会的付加価値の創造,筆者訳)と呼ばれるモデル,Chiaf(2011)による労働統合型社会的企業(WISE)によって生み出された経済的価値を測定・評価するVALO R. I. Sというモデル,Lautermann(2011)による個人そして社会に価値や副産物を生み出す創造的な起業プロセスを概念化する試みとしてのmulti-dimensionalアプローチ,Chalmers(2011)による社会変革を目的とした活動の可能性および活動に参加する人びとによって生み出さ

れる価値の可視化に向け、「開かれた知見の交換」と「重層的な協働スキーム」が混ざり合った戦略をベースとした新しいオープンパラダイム、Ferreira(2011)によるヒエラルキー(垂直型, 筆者加筆)からヘテラーキー(平行型, 筆者加筆)への移行を踏まえた, 社会的企業が生み出す価値増大のために最適な協働の構造の見極めが重要だとするフレームワーク, Eschweiler ら(2011)によるプロセスとアウトカム両方を統合した社会革新を分析するうでのより包括的な理論モデル, そして Sital-Singh ら(2011)による社会的企業実践の評価に向けた Social Return on Investment(SROI, 投資に対する社会的効果, 筆者訳)の適用可能性である. なお, これら 7 本の論文のうち, Chiaf(2011)と Sital-Singh ら(2011)を除く 5 本はいずれも理論研究である. そのほか【協働の試み】に分類された Zivkovic(2011, 詳細後述)と, 【制度・政策, 政府の役割】カテゴリーに分類された Baglioni ら(2011)による, 州・国・ヨーロッパというそれぞれのレベルにおける社会革新のプロセスおよびダイナミクスの拡大に向けた論考も理論研究であった. 実践の評価, 協働による課題解決に向けた実践モデル, 重層的に政策展開を図るうえで重要な視座といった点が語られており, 社会的企業研究が理論化へと歩を進めだしていることがわかる.

次に協働への関心の高まりについては, 社会的企業が, 多様化しながら数の上でも増加している社会的な課題の, ビジネスの手法による解決を目指す中で必要な方法論が, 協働であるとの捉え方だと考えられる. と同時に協働が, 営利企業からの同質化(isomorphism)圧力への対抗手段ともなりうると思われている. 【協働の試み】カテゴリーに分類された論文で論じられていた協働は, 社会的企業外部の主体との協働だけではなく, 社会的企業内部における協働についても論じられ, 社会的企業のマネジメントに関する研究における視座の広がりを感じさせる. 生活課題を抱えた人びとの参加を基盤とした社会的企業の参加型マネジメントが, 最も社会的企業の存在意義を指し示しており, その可視化の方法としての協働のあり方が問われている状況にあるといえよう. ただし, Chung ら(2011)が韓国の協同組合構成員がより政策決定プロセスに参加していくことを課題とした以外は, 生活課題を抱えた人の参加のあり様そのものについての言及はなかった. まして, 生活課題を抱えた人の家族へのまなざしは, 皆無であった. 以下具体的に各論で主張されている点をあげる.

Kuan ら(2011)は, 香港と台湾それぞれ 4 事例(計 8 事例)における社会的企業ガバナンス分析を行っている. 結果として, 台湾と香港の事例からそれぞれ 4 つの特徴を指摘している. その中で協働についてとりわけ台湾では, 明確な業務遂行および他部署との協働に向

けた別個の組織を多くの社会的企業が設置していた、つまり社会的企業実践を円滑に進めるための社内協働に向けた別組織の存在があることを明らかにしている。一方で、Huybrechtsら(2011)は、社会的企業と営利企業との協働に焦点を当て、組織の正当性という視点から協働がもたらす示唆を得ようとしている。結果としては、社会的企業は多くのステークホルダーから営利企業との協働をすすめられるが、時を超えて唯一の正当性を有するものとして存在しつづけることは不可能なようである、つまり同質化圧力は避けられないと結論づけている。そうした事態をさけるべく、消費者といった営利企業にとってのステークホルダーへの影響力の行使、社会的企業間協働そしてそれぞれの社会的企業による社会的活動のよりよい周知を行うべきだと指摘している。European Union Structural Funds(ヨーロッパ連合構造基金、筆者訳、以下 EUSF)が持つ「変革力」が、チェコとポーランドにおけるサードセクター組織間協働に及ぼした影響を量的データから類型化、比較しているのが、Gabor(2011)である。まず、2007年 EUSF 導入後に調査した結果、中央 - 東ヨーロッパのサードセクター組織間協働は、資金投入前の協働のパターンが変革されたのではなく、既存パターンを強めることに寄与したと指摘する。したがって、文脈の違いに応じた政策展開の必要性を訴えている。Chungら(2011)は、韓国 3 都市にある協同組合が、どのようにそしてどの程度、多様な地域に存在するステークホルダーの参加に成功したのか失敗したのか、また、そのことによって地域にある新しい社会経済的ニーズを満たすことに貢献しているのかを分析し、3つの政策提言を行っている。それらは、第一に政府が社会開発に関する政策を決定する際に、協同組合や社会経済によりもっと注意を払うべきであること、第二に協同組合の構成員が政策決定のプロセスに含まれるべきであること、そして第三に支援策が講じられるべきであり納得しうる法的枠組みの保証がなされるべきであることというものである。最後に Zivkovic(2011)は、社会に存在するもっと抑圧的な課題に対処するための新たなモデルである Social Entrepreneurship 4.0 という新たなモデルを提示している。具体的には、地域そして地域と行政の接触面には 9つの介入ポイントがあり、それぞれのポイントにおける介入のあるべき姿を論じている。9つの介入ポイントのうち 5つは、地域の複雑な対応力のあるシステムが持つダイナミズムを開放するためのものであり、2つは行政システムが知らない地域そのものの秘め事を明らかにするためのものであり、そして残りの 2つが行政システムが地域に存在する知見、考え、そして革新を明らかにするためのものだとしている。

このように、2011年世界会議文献から読み取れる社会的企業研究の潮流として、大きく

4点指摘できた。具体的には、第一に評価あるいは分析手法の提示と協働への関心の高まり、第二に蓄積されてきた事例から理論化が試み始められていたこと、第三に評価(分析)モデルの実践への適用と検証が見られたこと、そして第四に多様なレベルにおける多様な協働のあり方を捉えようとする流れがあったことであった。しかし 2009 年同様、生活課題を抱えた人がどのように社会的企業に参加していけるのかについての論考はほとんどなかった。その原因として、実践のリアリティに入り込んでいる研究がほとんどないことが考えられる。さらに、本論文では欠かせない焦点としてあげている生活課題を抱えた人の家族の参加といった論点をあげている論考は皆無であった。

第 3 節 2013 年世界会議より選抜された 49 論文レビュー結果

2013 年世界会議文献における研究方法の潮流からは、2011 年までの蓄積された事例と理論との接合が乏しい状況が、その接合に向け、まず実践と研究の循環を目指す方向にあった。それは、理論研究が減少した一方で、質的研究の相変わらずの豊富さ、量的研究の大幅な増加がみられ、実証研究が全体の 9 割弱を占めたことからもうかがいしれる。

研究方法としては、質的研究が 2011 年同様半数以上を占める状況の中(65. 3%)、量的研究が 2011 年の 3. 84%からその割合を大幅に伸ばしていた(16. 32%)。その一方で、理論研究はその割合を 2011 年に比べ半分以下に落とし(10. 2%)、ミックス法を採用した研究も 2011 年の 11. 53%から微減していた(8. 16%)。そうした中で特徴的なことは、2011 年には 4 分の 1 以上(26. 92%)を占めていた理論的なアプローチの流れから、質的研究・量的研究・ミックス法を採用した実証的な研究で 9 割弱を占めていたことである。このことは、理論化を目指す中で、実践と研究の循環に世界がより着目しているとも言える。

カテゴリーに関しては、【評価(分析)手法の提示】(30. 61%)と【協働の試み】(24. 49%)に分類できる研究が、2009 年、2011 年に比べて増加し、2つのカテゴリーを合わせると過半数を占めていた(55. 1%)。図表 7 は、レビューした結果から、カテゴリー、カテゴリーごとの論文数と研究方法、そして全体に占める割合を示したものである。

5つのカテゴリー分析からは、大きく 3 点が指摘できる。それらは、第一に社会的インパクトの可視化要請、第二に理論化への道程としての評価(分析)枠組み構築の必要性、そして第三に実践において不可避な要素としての協働の推進、拡大である。これら 3 点は、連続性のある実践プロセスの中で、協働を通じた実践が不可欠だがそれはどのような協働であり、またそうした実践をどのような枠組みで評価すべきなのか、そして社会的企業が社

会にもたらす社会的インパクトを可視化しさらなる協働へと導き、スパイラル上にいかに実践が昇華していけるのか、という実践課題が提示されていると考えられる。そのことは、社会的企業は事業体の外に存在する多様な主体との協働を仕組みにすることが求められると言い換えることができる。と考える。

図表 7 2013 年第 4 回世界会議から選抜された論文の特徴

カテゴリー	本数(研究方法)	割合
多様な展開と類型化, 役割	13(質的 10, 量的 1, ミックス 2)	26. 53%
評価(分析)手法の提示	15(質的 8, 量的 3, ミックス 2, 理論 2)	30. 61%
協働の試み	12(質的 7, 量的 3, 理論 2)	24. 49%
制度・政策, 政府の役割	8(質的 6, 量的 1, 理論 1)	16. 32%
発展の歴史	1(質的 1)	2. 04%
計	49(質的 32, 量的 8, ミックス 4, 理論 5)	100%

筆者作成

先述したように、【評価(分析)手法の提示】(30. 61%)と【協働の試み】(24. 49%)に分類できる研究が、全体の過半数を占めていた(55. 1%)。2009 年と比較すると、全体に占める割合はそれぞれ 1. 5 倍弱, 2. 5 倍強と伸長している。一方で【多様な展開と類型化, 役割】カテゴリーは、世界会議が回を重ねるごとに全体に占める割合を減じた。2009 年と 2013 年を比較すれば、それはおよそ 3 分の 2 になっている。本節では、これまでの 2 節と異なり、社会的企業研究の核になってきた感のある【評価(分析)手法の提示】と【協働の試み】カテゴリーに分類された論文について、その主張を詳しく見ていくこととする。

1. 評価(分析)方法の提示

49 本の論文中、最も高い割合を占めていたカテゴリーが、【評価(分析)方法の提示】であった。2009 年(22. 7%), 2011 年(26. 92%)から 30. 61%と、全体のほぼ 3 分の一を占めていた。研究方法としては、15 本の論文中質的研究が 8 本、量的研究が 3 本、ミックス法が 2 本、そして理論研究が 2 本であった。各論文の論点は、大きく 4 つに分けられた。それらは、既存理論の応用, 焦点化した分析枠組み, プロセスモデル, そして新たな評価方法というものであった。

まず、既存理論の応用として、Billis(2013)は、社会的企業が抱える組織としてのアイデンティティにかかる課題への応答として、ハイブリッド研究の中にある、プライム・アカウンタビリティ(最上の説明責任:筆者訳)理論の適用可能性について考察している。結果として、営利セクター、公的セクター、サードセクターといった異なる呼び方はあるが、そもそもセクターという考え方そのものの中には常にハイブリッド性が内包されること、確固たるセクターたるために取るべきアプローチとして「プライム・アカウンタビリティ」を持って組織としての正当性を担保すべきであることが主張されている。

次に、Caballeroら(2013)は、起業家のパーソナリティ特性と社会的企業の立ち上げとの間にある関係性を理解しようと、量的調査とインタビュー調査をあわせて行っている。理論的枠組みとして、起業家のパーソナリティ特性が、開放性、外向性、勤勉性、協調性、そして神経症傾向からなるとするビッグ・ファイブ・モデルを採用している。結果として、開放性、外向性、勤勉性、協調性、そして低い神経症傾向と社会起業家の特性を表す次元との相関性が明らかになったとする。社会的企業の立ち上げを目指すためにより必要な要素は、連帯や信用に連なる協調性および良い組織、忍耐力、目標達成志向などと連なる勤勉性を形成しかつ強化していくことに焦点を絞るべきだと結論づけている。

また、Bauwens(2013)は、新制度派理論によるNPOや協同組合などの社会的企業の分析にある個人レベル、組織レベル、組織間レベルそれぞれにある限界を指摘している。そのうえで、限界を超える方策として、個人レベルでは、日和見主義に対しては、内的モチベーションの導入や集団による選択を用いた説明を提案し、強制された合理性に対しては、学びのプロセスを導入することを提案している。次に組織レベルにおける、契約できない要素の無視に対しては、ルーティンという観点から事業体の勃興を説明してはどうかと提案している。最後に組織間レベルにおける環境や歴史の無視に対しては、制度的な補完性、頻度依存性や過去のプロセス依存性といった概念を用いることを提示している。

焦点化した分析枠組みとして、まずKaźmierczak(2013)は、40のポーランドにある社会的企業に対する質的調査を行い、ポーランドの社会的企業にとっての持続可能性を高める要因やその展開の全貌を明らかにしようとしている。ポーランドにおける社会的企業として、①WISE(労働統合型社会的企業、筆者加筆)、②社会サービスを供給する事業体、③地域開発に注力する事業体という3つのタイプがあるとする。結論として、相違点の中でポーランドの社会的企業3類型比較における差異がもっとも顕著に表れたのが社会的ミッションであり、社会的企業論の理論化に向け、社会的ミッションをもとにした社会的企業の

類型化の可能性を指摘している。

次に De Bruin ら(2013)は、社会的革新の幅広さと柔軟性を捉えるフレームワークを提示したうえで、いくつかの事例を紹介しつつ、その枠組みの正当性を主張しようとしている。社会変革を可能にするためには社会的革新の連続性を捉える必要性を主張する。次に社会起業家と社会的企業の革新における重要性とその関連をしっかりとらえる必要性を主張する。そのうえで、ミクロ、メゾ、マクロといったレベルを、勃興、制度的、そして破滅的(創造)に置き換え、社会性と事業性両面におけるハイブリッドな革新の大規模展開の可能性とそのもたらすインパクトという視点からなる連続性のある枠組みを提示している。その中ではとりわけ、大規模展開の可能性とそのもたらすインパクトには、常にセクター間協働が必要であることを強調している。社会的革新の基礎となる倫理が協働であるとし、いかに協働を効果的にコーディネートするのかが常に問われると指摘し、社会的課題に対する解決策の構築に向けた協働の促進法への考慮は疑いなく重要だとしている。

Teo ら(2013)の論考は、社会起業家精神の捉えられ方について、シンガポールとインドのメディア記事の内容を分析したものである。分析結果として 5 つ指摘している。それらは、①先進アジア国家では、社会起業家精神の牽引力は政府だが、新興アジア国家では教育機関ではないか、②先進アジア国家における社会起業家精神は、社会において周縁化された人びとに対する雇用機会の提供に焦点があたっているが、新興アジア国家では貧困層の生活状態の改善に焦点があたっているのではないか、③メディアは、社会起業家精神発揮における社会革新およびその実現にむけた動機づけを固まりとして見る傾向にあるが、学術においては、それらをバラバラに捉える傾向にあるのではないか、④メディアは、社会的企業、ソーシャルビジネス、ソーシャルベンチャーといった言葉を、同義語として扱う傾向にあるが、学術においてはそうではないのではないか、そして⑤メディアは、若者たちを将来の社会起業家と捉えているが、学術においては、社会起業家になりうる人びとは、類まれな才能を有したリーダーと捉える傾向にあるのではないか、というものである。

そうした社会起業家が新たなビジネスを立ち上げる時に持つモチベーションとして、個人的充足という側面に焦点を当て、1 013 のサンプルからなる量的データの分析をもとに社会起業家精神との相関があるのか明らかにしようとしたのが、Germak(2013)である。結果として、社会起業家と個人的ビジョンの充足のために起業を志すこととの間に強い相関関係があること、一方で社会的でないあるいは商業ベースの起業家たちは、社会起業家と比べ個人的充足のために起業を志す割合は低いこと、さらに、社会起業家と彼らが起業家

的な親を持っていることの間には明白な相関関係がないことが明らかにされている。

また Dafuleya(2013)は、アフリカにおける 13 の事例に対する質的調査を行い、集团的活動に根差した活動における社会起業家精神開発のモデルを提示している。モデル構築にあたって抽出された仮説は、活動に先立つ要素として社会経済的問題の存在、社会的関心、営利活動の勃興があり、組織の方針決定には構成員が影響を及ぼし、新たな活動が開始されると他組織との緊張、競争が生まれ、スキル向上が求められ、その中でソーシャルキャピタルが醸成されるプロセスがあり、結果として、多様だがそれぞれの組織に適したビジネスモデルが採用されるというものである。

Valéau ら(2013)は、51 の NPO に属する 207 人(有償労働者およびボランティア)に対する質問紙調査の結果を量的に分析し、NPO に対する評価は個人および集団のコミットメントに影響を受けるのかどうかを検証している。結果として、メンバーシップという言葉の持つ深さを含む組織へのとどまりというコミットメントが、NPO の特徴だと理解できることが指摘されている。ついで、チームワーク行動へのコミットメントが、理想主義的統合というよりむしろ個々人之間にある境界線をソフトにする役割を果たしており、NPO のメンバーすべてがあらゆることに対して常にともに携わることによって賛成する必要がないことを示す興味深い示唆だとしている。チーム行動へのコミットメントは、協働的集団活動に根差す NPO の集合的機能に対する現実的でソフトなアプローチだと結論づけている。

最後に、社会起業家精神と変革型リーダーシップとの関係性を量的に把握しようとしたのが、Matsunaga(2013)である。5 件法を中心に得たデータの統計学的分析から、①変革型リーダーシップと社会起業精神との間に正の関連があること、②ソーシャルキャピタルの増加は社会起業精神を向上させることを実証した。そのうえで、現在社会的企業のリーダーである人びとは、後進を変革型リーダーに育成すべきであること、また後進がソーシャルキャピタルを醸成し蓄積できるよう、その機会を供与すべきであると指摘している。

次に、社会的企業実践のプロセスモデルを提示しているものだが、Dagevos ら(2013)は、先行研究から①不満足・不協和音(洞察の始まり)、②主人公となること(洞察の実践)、③ブランディング、アレンジメント(洞察に続く活動)、④正当化(新たな洞察の始まり)とのプロセスモデルを提示したうえで、オランダに存在する 20 人の社会起業家に対するインタビュー調査の結果を分析している。結果として、各フェイズで 4 つの仮説を提示している。具体的には、①現在の社会的オーダー(国家、市場、市民社会)の中における内的・外的不満足経験が、社会起業家精神の基礎になっており、そうした経験をもとに自身の事業体にお

いて異なるオーダーをデザインしようとしている、②このフェイズが起業プロセスにおけるターニングポイントであり、インキュベーターとして事業体の形成およびブランディングを行うことで自身の変革的ポジションを明確にする、③社会起業家は内外でハイブリッドかつこれまでになかったやり方を選択するが、常に事業体の本質に合致するような活動や協働を志向する、④社会起業家は、社会、事業体、個人を取り巻く主体などとビジョンの共有を図ることで、自身の起業プロセスを正当化するというものである。

次に、西アフリカにおける資源の制約に打ち勝つための社会起業家がとるべき方法としての「遂行(effectuation)と現状を切り抜けること(bricolage)」アプローチに関するレビューを行っているのが、Owusu ら(2013)である。他の地域と比べ、アフリカにおける社会起業の発展は遅いとする。そうした中で有効だとする、遂行アプローチと現状を切り抜けることアプローチそれぞれを解題し、「遂行と現状を切り抜けること」アプローチが、資源の制約がある環境下における、新たな社会ベンチャーの設立に際しての実践に根差した知見をより可視化できるものだと結論づけている。

また Mongelli(2013)は、音楽の作曲家が不協和音を避けながら作品を作り上げていく“Common Tones”というプロセスに依拠し、先行研究をベースに枠組み化して提示したうえで、先進事例の発展プロセスが、筆者の提示したプロセスで説明できることを明らかにしている。まず common-tone process(コモン・トーン・プロセス、筆者訳)には、6段階あるとする。具体的には、①ターゲティング(社会性の面から社会的に周縁化された人の特定)、②一度目の視点変更(そうした人びとを事業性のレンズから捉え、ケイパビリティや資源の把握)、③障壁の確認(経済的価値を生み出すうえでの障壁の把握)、④障壁の除去(戦略策定および当事者を巻き込んだうえでの施策遂行)、⑤二度目の視点変更(当事者によって生み出された経済的価値を社会性の面から捉えなおし)、そして⑥アウトカム(経済的プラスと社会的インパクト)というものだとする。結論として、1つのロジックで別のロジックが支配する事象などを捉えたうえで、そこで得られたことをそれぞれのロジックを満たすようなプロセスにはめ込んでいくことの必要性が強調されている。

Teo ら(2013)は、シンガポールに存在する10の社会的企業のトップ(オーナー、役員等)への半構造化面接から得たデータを、グラウンデッドセオリーアプローチの中の the concept-indicator model に依拠・分析し、そのうえで最終3つの大きな要素からなる循環型プロセスモデルを提示している。そのモデルは、まず①社会起業家精神に向けたモチベーションは、存在する社会的なギャップに抗することであり、次に、②社会起業家精神は、

社会的ミッション達成のための機会創出に向け発揮される、そして、③社会起業家精神が求める結果は、地域の中における社会的認知度の向上およびエンパワメントであるとし、これら3つの要素が循環していると結論づけている。

最後に、新たな評価方法であるが、Karthikeyan(2013)が社会的収入告知(social income statement)と社会的バランスシートを用いたアプローチを、エチオピアで最初の協同組合連合の事業に適用し、その果たしている社会的責任を明らかにしようとしたものである。理事会メンバー、全従業員、会員そして非会員らに対し質問紙調査の結果として、この協同組合連合がステークホルダーのウェルビーイングに向け、非常に多様な社会的プロジェクトを展開し、その成果は素晴らしいものであるとする。この協同組合連合は、社会的利益をステークホルダーに供与することで、社会的目的を完遂するうえで、他の協同組合にとってのモデルであるとし、また、そこで展開されていることは、「地域の関心事」という協同組合の本質および「社会的責任」という協同組合の価値を具現化していると結論づけている。

2. 協働の試み

【協働の試み】カテゴリーは、2009年(9.1%)から大幅にその割合を伸ばした2011年(19.23%)の流れを受け、2013年にはさらにその割合を伸ばし、全体のほぼ4分の1を占めていた(24.49%)。12本の論文中質的研究が7本と過半数を占め、量的研究が3本、そして理論研究が2本であった。各論文の論点は、大きく3つに分けられた。それらは、必要であろう要素、多様な方法論、そして効果であった。

まず、必要であろう要素として、Imamura(2013)が投資家、大学、企業、ボランティアや政府との関係性にかかるスキルの向上を指摘している。元来、日本の社会福祉サービス供給体は、社会福祉法人および社会福祉協議会に見られるように、政府のデザインによるトップダウンで制度化された。高齢社会そして人口減少社会において、今後とりわけ社会連帯経済事業体と基礎自治体職員に必要なのは、本質的な“地図を描くスキル”の醸成と、“制度の狭間”をいかに航海するかという力、要約すれば“関係性にかかるスキル(relational skills)”の向上にあると結論づけている。

次に、Nakagawaら(2013)は、日本のWISE(労働統合型社会的企業)が、ヒューマンリソースマネジメントにおいてぶち当たる課題とその克服法について、質問紙調査および半構造化面接から明らかにしようとしている。結果、課題として、応募者の少なさ、若手の不

足、ワーカー間のミッション、ビジョン、事業推進法に関する理解と実践の促進が出た。課題解決に向け、戦略的に、ワーカーの「協働精神」や「個性」の評価、多様な人材募集チャネルと方法の活用、ワーカーの今と将来を支える金銭的支援、そしてキャリアアップのための研修などの促進を行うことが必要だとする。社会的企業は、その外に手を伸ばし協働しなければならないが、その協働の仕方であるといえる。

Gluns ら(2013)は、社会起業家が自身のミッション達成のために、何に注意をして行動すべきかについて論考している。地域で支配的な論調そしてその論調が持つ価値、ゴール、そしてルールに敏感であることが、文脈になそうとすることを埋め込んでいく際に重要だと指摘している。制度があれば使えばよいし、制度がなければ開発し、組織の持続性に向けては組織化、つまり協働が必要であると指摘している。

また、協働を支えるボランティアの役割変化について、Schenkel ら(2013)が量的 2 次データを用いながら論考している。結果として、以前とは異なる革新的なニーズそしてそれに対する活動が勃興しており、ボランティアの新たなモデルに向かっている兆候があるとする。さらに、意識の上では連帯、福祉、健康や環境などはボランティア活動をするもっとも重要な領域だとしつつ、実際の参加はスポーツそして文化を目的に活動する組織で行われていることも指摘している。ヨーロッパにおける経済危機は、ボランティア活動を結果として促進することとなったが、ボランティアに対する考え方そのものが変化をしてくれているかも知れないと結論付けている。

その一方で、Grants ら(2013)は、社会的企業と CSR(Corporate Social Responsibility, 企業の社会的責任：筆者訳)概念につながりあるいは重なり合う部分があるのかについて、先行研究のレビューから探ろうとしている。社会的企業はセクター間の橋渡しをする方法を提供するとされるが、CSR も同様のものとして捉えたうえで、制度派理論の適用による CSR の多様性とダイナミズムに関する理解、社会的企業と CSR が折り重なる部分の理解を推し進めることと、消費者をサービスの共同生産者であり価値の共同創出者として捉える、サービスドミナントロジックの適用による CSR と社会的企業による価値の創出に関する文脈の理解を推し進めるべきと結論で指摘している。

さらに、社会的企業の持続性担保に向けた起業家育成プログラムを、大学でどう組み込んでいくべきかに関する論考をしているのが Ferrer ら(2013)である。Ferrer らの所属するバルセロナ大学の学生 2287 人から得たアンケート調査の結果から、社会教育、教育学、ソーシャルワークを専攻する 93 人のデータを抽出したうえで、量的な分析を行っている。結

論として以下 5 点をあげている：①社会起業家精神のグッドプラクティスの分析を行い、学内システムにすべきであること、②新たなツールやスキルを必要とする今の経済および雇用環境を変える必要性への認識を喚起すべきこと、③社会起業家精神を支援すべく、大学外の機関等とのより密接な協働およびネットワークの構築が必要であること、④新たな習慣そして起業文化を醸成し、社会起業家精神を自営創出のキャリアパスの 1 つとしていくこと、そして⑤社会起業家精神にかかるプログラムの導入促進に向け、学部最終ワークの中で社会起業家精神への焦点化を推し進めることを主張している。

最後に Seddon ら(2013)は、社会的企業の「投資に対する受け入れ態勢」の現状を、イギリスにある 16 の社会的企業に対する半構造化面接の結果を、グラウンデッドセオリーをもとに分析し述べている。結果として、①社会的ミッションは社会的企業実践の真ん中にあるが、その実践のインパクトの効果的提示はできていないこと、②投資を得るための明確なビジネスプランを描けている社会的企業はないこと、③マネジメントチームあるいは理事会が、能力に長けていて信頼に足るものとは言えないこと、④社会的企業の財政的持続性が不安定であること、⑤投資家に対する出口戦略(投資に対しどれくらいの見返りが期待されるのか)が存在していないことをあげている。これら調査結果から、イギリスにおける社会的投資市場の拡大を阻害しているのは、社会的企業サイドにある「投資に対する受け入れ態勢」の欠如であることが示唆されると結論づけている。

次に多様な方法論として、まず Semenowicz(2013)は、フランスにおける社会的企業と営利企業との間でなされる協働のあり様を、18 の半構造化面接の結果を、Richardson の相互補完性を強調する枠組みに依拠し、Austin のいう 3 段階(philanthropic, transactional, integrative)に即して分析を試みている。協働の促進要因として、①営利企業のマネジメントレベルにおける、労働包摂に対する強い動機づけ、②社会的企業サイドが自身の本来的存在理由を保持しながら、営利企業との相互補完に向かうこと、の 2 つが結果としてあげられている。どんな協働であれ、関係する全ての人間が、互いの利益に向かって妥協しながらも向かうことができるかにかかっていると指摘している。

また、Gilorimini(2013)は、出自の異なる歴史ある 2 つの銀行が 2009 年に合併し、連帯を企業アイデンティティとするグループ企業となったが、どのように連帯というアイデンティティを持つようにいたったのかについて、質的データのレトリック分析を行っている。出自の違いを薄め、連帯という新たなグループアイデンティティの共有に向け、とりわけ人的資源および情報システムのマネジメントにおいて、同じプロセスの共有が推進された。

具体的には、相互になされたマネージャークラスの人事交流であった。そのことによって、それぞれの伝統に根差した連帯というものに対する考え方がブレンドされ、調和を生み出したことを指摘している。その調和に向けては個人における多様な技術、具体的には、他の組織が持つ歴史に耳を傾ける技術や、自身の記憶を振り返り内省を行う技術が求められると結論づけている。

最後に Costa ら(2013)は、情報化が進んだ社会の中で、サードセクター組織がその正当性を担保するための手段として、ICT(Information and Communication Technology)活用をベースとしたコミュニケーション戦略が欠かせないのではないかとしたうえで、ポルトガルに存在する 89 の事業体に対する質問紙調査の結果を量的に分析し、その現状と課題を明らかにしようとしている。結果として、ICT 活用をベースとしたコミュニケーション戦略の立案、マネジメント、改善を行う専門部署が存在していないこと、それがゆえ、ヴァーチャルな空間において多様な形で発信はされているものの、それが戦略的、計画的、システムティックになされていないことを指摘する。結論として、サードセクター組織によるコミュニケーション戦略の施行は、飛躍的に改善する余地があり、その原因は単純に日々の業務に忙殺されていることにあり、この分野への投資の可否を検討する状態にないことにあると指摘している。

効果に関する論考としてはまず、Dacanay(2013)が世界的な問題である貧困に焦点を当て、途上国の貧困層を社会的企業がいかに巻き込んでいるのかを理解する枠組みを提案している。結果として、多様なステークホルダーを巻き込むエンパワメントモデルへの移行が肝要であり、貧困層が変容的役割を果たすことのできる構造そしてシステムの構築が欠かせないと主張する。北半球の支援組織が担うべき役割も大きく、世界的課題としての貧困削減に向けた南北を越えた協働研究を行う必要性を強調したうえで、第一のステークホルダーとしての貧困層とともに活動する社会的企業が、南北の協働を触媒するグローバル社会的企業モデルとなりうると結論付けている。

次いで、1996 年にイタリアで制定された、差し押さえたマフィアの土地、財、不動産などを社会的目的のために活用できるようにする法律をベースに、シチリアで展開された B 型社会的協同組合の形成プロセスと、関与した多様なアクターがその中で果たした役割を見出そうとしたのが Picciotto(2013)である。研究は、法の制定後初めての起業家的経験として存在する社会的協同組合に焦点を当て、質的調査と事例分析を行ったものである。結果として、多様なアクターの参加とネットワークの構築が組合の成立、発展に大きく影響

しており、アクター間協働が組合の形成における決定的な要因であったと主張している。形成過程の中にある課題も、相乗効果のある協働が最終ゴールの再確認によって最も適切な実践方法の選択を促したと指摘している。資産の再活用は、倫理そして合法性に導かれた社会起業家精神を創出すると結論づけている。

3. 2013年における社会的企業研究の潮流

2013年の社会的企業研究において最も全体に占める割合が高かったのは、【評価(分析)手法の提示】であった。15本の論文は、既存理論の応用、焦点化した分析枠組み、プロセスモデル、そして新たな評価方法という小分類ができた。一方で【協働の試み】カテゴリーに分類された12本の論文は、必要であろう要素、多様な方法論、そして効果という小分類ができた。連続性のある実践プロセスの中で、協働を通じた実践が不可欠だがそれはどのような協働であり、またそうした実践をどのような枠組みで何を評価すべきなのか、それらの点を明確化するために社会的企業研究が進展していた。社会的企業が社会にもたらす社会的インパクトを可視化しさらなる協働へと導けるのか、スパイラル上にいかに実践が昇華していけるのか、という実践課題ともいえる。社会的企業研究の世界的な潮流として協働は不可避なものとして捉えられている。また、社会的企業活動によってもたらされる成果を可視化することの必要性も高まっている。それらの目的は社会的企業の持続可能性を高めるためでもあるが、そもそもの目的は生活課題を抱えた人を支えるための方法論の1つであるはずである。だが、2013年世界会議から選抜された論文のレビューからも、やはり生活課題を抱えた人の参加を正面から捉えたものは、途上国の貧困層を社会的企業がいかに巻き込んでいるのかを理解する枠組みを提案したDacanay(2013)だけであった。また、その家族が社会的企業に参加すべきとの論考にいたっては皆無であった。

第4節 小括

本章の目的は、EMES世界会議から選抜され公開されている97本の論文をレビューすることによって、社会的企業研究の潮流を捉えたうえで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」としての社会的企業における彼らの参加について考察を行うことであった。

社会的企業研究の潮流について、社会的企業の世界における多様な展開、類型化や役割といった多種多様な事例の蓄積に邁進する方向から、理論化に向けた方向と社会的企業実

践の成果をいかに可視化するかその評価・分析枠組みの構築や、社会的企業の持続可能性を高めるための必要な手法としての多様な主体との協働に着目する方向へとシフトがなされていた。その流れに呼応する形で研究方法も、2009年は質的研究がほとんどであり、その手法によって事例の蓄積がなされていた。2011年では、依然質的研究が主流ではあったが、理論研究がその割合を大きく高め、2013年には量的研究がその数を増し、理論化および枠組みの検証や協働の効果などの可視化がなされ始めていた。

カテゴリー別の分析では、【評価(方法)の提示】カテゴリーと【協働の試み】カテゴリーが2013年ではレビューした論文の半数以上を占める結果であった。【評価(方法)の提示】カテゴリーでは、既存理論を応用したもの、社会起業家精神の開発などといったある点に焦点を当てた分析枠組み、社会的企業実践のプロセスを捉えようとするモデル、そしてこれまでにない新たな評価手法が提示され、社会的企業実践の成果を可視化するとともに、理論化を志向する形となっていた。【協働の試み】カテゴリーでは、多様なレベルにおける多様な主体との協働のあり方が問われていた。それらは大きく3つの論点に分けられ、協働の形成あるいは促進に必要な要素、協働の多様な方法論、そして協働の結果としての効果について論考がなされていた。これらのことから示唆されることは、連続性のある実践プロセスの中で協働を通じた実践が不可欠であること、そうした実践の成果を可視化することが求められるがゆえの評価・分析枠組みの構築が急務であることであった。さらに実践課題として、社会的企業が自らの生活課題解消に向けた多様な主体との協働を含む実践の結果を世の中に知らせ、そのことでさらに多様な主体との協働を手繰り寄せ、いかに実践を持続的に進化させていけるのかということが存在していることが指摘できた。

一方で、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加の実態や課題、あるいはその結果として生活課題が解消されたのかどうかについての論考はほとんどないことが明らかになった。EMESアプローチの中で力点が置かれる「民主主義的コントロール」や「ステークホルダーの参加型関与」は前提とされ、そのため研究上は表出していないのかもしれない。だが、社会的企業の本質的な目的は、生活課題を抱えた人に社会参加する場を提供するだけでなく、その生活課題の解消に向け、生活課題を抱えた人とともに、その人を中心に置きながら、実践を展開することである。その方法論が明確化されていないにも関わらず、あたかもそれは所与のこととして研究の表層には表れていない。まして本論文が焦点を当てている生活課題を抱えた人の家族には一瞥もくれていない状況である。この状況は実践に根ざした研究が少ないことが生み出していると考えざるをえない。本論文では、実践の

リアリティにこだわり、そのうえで生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成を提示しようとしている。学術的に生活課題を抱えた人の参加をいかに深めるのかについての方法論についての研究はなく、またその家族への着目はなされていないという点について明らかにしてきた。次章では、実践の場においてそれらの事柄がどういった状況にあり、どういった課題が存在しているのかについて、社会的企業の象徴的形態であり、20年を越える歴史つまり持続性を有するイタリアのB型社会的協同組合実践を対象とした調査結果について述べる。また、その調査結果と本章において導出した社会的企業の課題双方を踏まえ、社会的企業に存在する実践課題を明確化する。

第4章 実践課題の明確化

前章まで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成が求められており、その主体の1つとして社会的企業に期待が高まっているが、理論的に生活課題を抱えた人を巻き込んだ参加型のマネジメントに力点が置かれる一方で、先行研究では彼らの参加の深まりが今後の大きな課題であるとしつつ、その方法論についての論考はないばかりか、家族への関心はほぼ皆無であることを明らかにしてきた。そのことを踏まえ本章では、社会的企業の象徴的形態であり、20年を越える歴史つまり持続性を有するイタリアのB型社会的協同組合実践を対象とした調査¹⁰結果の分析および前章で導出した課題双方を踏まえ、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体としての社会的企業実践に存在する課題、とりわけ生活課題を抱えた人やその家族の参加がどのような状況にあり、その中にはどのような課題があるのかについて明確化することを目的としている。またイタリアは、社会的企業の象徴的形態としての社会的協同組合という仕組みが持つ持続性にくわえ、家族主義的な福祉国家に分類され、日本同様家族との結びつきが強い風土が根強く、日本に向けた示唆も大きいと考え調査対象とした。

第1節では、調査対象の法的枠組みであるイタリアの社会的協同組合の法制化への流れと現況を概観する。第2節ではペストフの参加の3段階を、第3節では調査概要について述べ、第4節では調査内容を分析した結果を、ペストフの参加の3段階ごとに述べる。次いで第5節で調査結果の取りまとめを行い、第6節では調査結果ならびに前章で導出した課題から示唆される社会的企業実践の課題を明らかにする。

第1節 イタリア社会的協同組合とは

イタリアの社会的協同組合は、1991年に世界に先駆けて法制化された社会的企業の展開における象徴的な一形態である。ヨーロッパにおける1つの先導的なケース(カッフアッジ、イアミセーリ 2010: 37)と理解されている。本節では、世界で初めての法制化に至った流れと現況を概観する。

イタリアは労働立国の国であり、共和国憲法第1条でも「イタリアは労働を基礎に置く民主共和国である」と規定されている。第二次世界大戦後、労使関係において国家が全面的に介入したファシスト期の体制への反省に基づき、労使関係への国家介入を避け、労使自治が尊重されてきた。それゆえ、1970年代半ばまでは労働組合運動も盛んであった。しかし、石油危機後の経済危機により、政労使三者間による協議へとシフトしていった(厚生労働省

2012 : 11). レネ・レノアールが社会的排除という言葉を用いて、ヨーロッパにおける新たな問題を指摘した時代に重なる。

そうした時代の中、イタリア北東部トリエステにおいて、既に 1960 年代より実践が展開されつつあった精神保健医療改革に向けた運動が高まりを見せた。精神科医フランコ・バザーリアを中心としたグループは、施設収容型という従来の考え方と、回復を必要としている社会問題の隠ぺいという従来の自身の役割に疑問を抱き運動を展開していた。彼らが全ての政治グループを動かした結果、1978 年にイタリア国第 180 号法が成立した。イタリア国第 180 号法は、通称バザーリア法とも呼ばれ、精神病院の新設、新規入院の禁止、既存精神病院の順次廃止を規定した。あらゆる形態の社会的逸脱に対する、態度と行動の文化変容を図るための出発点であったとされている(バザーリア 1992)。以後、地域におけるサービス提供のための小さなアソシエーションが数多く設立され、地域での生活と就労を支援するための中間施設の重要性が高まった(田中 2004 : 72)。生活と就労を別個に取り扱うのではなく、包括的にそして全体的に暮らしを支えていこうとする機運が高まったともいえる。

その流れに覆いかぶさる形で議会に提出されたのが、社会的協同組合法案大綱である。1980 年にモスクワで開催された国際協同組合同盟(ICA)総会における「レイドロー報告¹¹」を受けて、イタリア国内でも「拡大された公益性」を可能性とする法的枠組みをめぐる議論が進み、1981 年の大綱提出となった(田中 2004 : 65)。

10 年にわたる議会での議論の末、1991 年に社会的協同組合法(イタリア国第 381 号法、以下、381 号法)が成立した。2 種類の社会的協同組合が明示された。それらは A 型と B 型に区別される。A 型は社会サービスを供給するものであり、B 型は障害者、依存症患者、刑余者をはじめとした生活課題を抱えた人びと¹²の労働包摂を目指すものである。B 型における生活課題を抱えた人の割合は 30%以上と明記されている。B 型社会的協同組合に向けた公的支援も規定されている¹³。現在は A 型、B 型双方を 1 事業体でおこなう混合型、さらに社会的協同組合間ネットワークであるコンソーシアムも法的に認められている(岡安 2011)。図表 8 は、A 型社会的協同組合と B 型社会的協同組合の概要をまとめたものである。

法案成立から 10 余年が経過した現在、A 型 B 型と明確に区分けされた実態調査は見当たらない。しかし、2011 年段階でイタリア国内には 11,264 の社会的協同組合が存在する。そのうち、労働への包摂とカテゴリーされているものは、3,517 となっており、67,830 人が従事している(ISTAT 2012)。よって、少なく見積もったとしても 20,000 人の生活課題を抱え

た人びとが労働への包摂の機会を得ている計算となる。

図表 8 A 型, B 型社会的協同組合の概要

	A 型社会的協同組合	B 型社会的協同組合
受益者	地域全体であり地域において生活課題を抱える人びとの集団。組合員である必要はない	
事業内容	社会福祉, 保健, 教育等のサービスを提供	生活課題を抱えた人びとの労働包摂に向け, 農業, 製造業, 商業及びサービス業等の多様な活動を行う
労働包摂	義務なし	労働者(組合員, 非組合員合わせて)の 30%以上は生活課題を抱えた人びと
組合員	労働を提供し報酬を受ける従事組合員(一般労働者他), ボランティア組合員, 利用組合員もしくはサービスの利用者	従事組合員(生活課題を抱えた人びと及び一般労働者)
財政優遇①	適用なし	生活課題を抱える人びとの報酬に関する社会保障等の事業主負担ゼロ
財政優遇②	適用なし	不動産の貸付, 購入ないしは賃貸借の契約を結ぶ際, あるいは締結の際に課せられる不動産登記税及び抵当税が 4 分の 1 まで削減

田中 2004, ボルサガ・サントゥアリ 2004, 岡安 2011 を基に筆者作成

第 2 節 ペストフの参加の 3 段階

本調査では, 調査で得られた質的データの分析に際し, スウェーデンの政治学者で, 福祉トライアングルが有名な, Victor Pestoff(以下 ペストフ)が提唱する, Co-Production 概念における参加の考え方を用了。その考え方は, ノーベル経済学賞を授賞した Ostrom らにより生み出された“Co-Production(共同生産, 筆者訳)”概念に依拠しつつ, “Co-Production” “Co-Management” “Co-Governance” の重層的な概念として拡大提示されている(Pestoff

2009). また、その考え方が、社会的企業における、より具体的な「いかに解決に近づくか」という方法を論じたものであり、実践を分析するうえで有用であることが、明らかにされている(南 2013a;2013b).

その中で展開される参加の考え方は、3段階ある。「参加の入口」、「参加の内容」、そして「参加の日常性・継続性」である。詳細については、南(2013a;2013b)を参照されたい。以下に、その概要を述べる。

1 参加の入口

まず入口における参加の促進要件として、アクセシビリティの高さと、参加することが生活に及ぼす影響の大きさの組み合わせで捉えるべきであり、それら両方が揃ったとき、住民は社会サービス供給における能動的共同生産者となるとする(Pestoff 2012b:367). Pestoffによる参加の入口における促進要因をまとめたものが、図表9である。

図表9 社会サービスの共同生産に向けた参加の入口

アクセシビリティ 生活に及ぼす影響	低い (参加型ではない)	高い (参加型)
	より大きい (動機づけが高い)	能動的消費者
より小さい (動機づけが低い)	受動的クライアント	その場限りの参加者

Pestoff(2012b:25)を基に筆者作成

2 参加の内容

次の段階としてペストフは、参加の内容を示す。ペストフは、①政治的側面への参加、②経済的側面への参加、③社会的側面への参加といった要素をあげた上で、さらに④サービスの側面への参加、という4つの側面すべてにおける参加が重要であるとする。保育サービスを例にとると、①議論や意思決定への関与、②事業体の運営あるいは維持への時間や物質的貢献、③ウィンターパーティなど、様々な行事の企画や運営、④事業体の運営維持、職員の体調不良あるいは研修の際の代替といったことから、保育施設での常勤ベースでの実際の労働までの範囲をさす(Pestoff 2012b:369).

3 参加の日常性・継続性

3つ目の段階は、参加のレベルを規定する要素であり、2つの次元が設定されている。第一は供給者と住民との間の関係性の濃さともいべき「参加の継続性」である。関係性が、短期的かそれとも永続的か、あるいは直接的、日常的に反復性をもったやり取りがあるものか、といった要素を基準としてあげている。直接的、日常的、反復的なやり取りが、より長い期間なされることを、ペストフは濃度の高い関係性とし、低い、中間、高いという3つのレベルを想定している。

第二には、公的サービス供給における住民参加が、日常的に行われているかという軸を設定している。低い、中間、高いという3つのレベルがあるとする。先にあげた4側面への参加が日常的なものかどうか、つまり「参加の日常性」と理解することができる。

参加の日常性が高く、その関係性が継続するとき、“Co-Production”は促進されるとする。これら2つの次元を表したものが、図表10である。網掛けした部分が理想的な状況といえることができ、ペストフの掲げる個人レベルにおける参加の到達点ともいえる。しかし、図表10の内容に関しペストフは、各セルごとの詳細について明らかにしていない。本来各セルの詳細を埋めるべきであろうが、本調査では分析の際に、「日常性が高いかどうか」「継続性が高いかどうか」という大枠の捉え方をすることとする。

図表10 公的社会サービス供給における Co-Production の2つの次元

継続性 \ 日常性	低い	中間	高い
高い			
中間			
低い			

Pestoff(2012b:373-374)を基に筆者作成

第3節 調査概要

1 調査方法

調査は2013年2月末から3月初旬にかけて、イタリアのトスカーナ州フィレンツェ県に所在する3か所(以下、C, D, E 協同組合)のB型社会的協同組合において行った。C, D, E 協同組合の概要については本節第2項にて詳述する。調査時間はそれぞれ1時間から1時間半

であった。面接を行った場所は、C, D 協同組合がそれぞれの事務所内会議室, E 協同組合が作業場内にあるミーティングルームであった。

調査方法は、インタビュー調査である。本調査は生活課題を抱えた人の課題解決に向けた社会的企業への参加の実態をつまびらかにしたうえで、社会的企業実践に存在する課題を明確にすることが目的として行った。そのためには、実践の現場で起こっている事実を描き出す必要があり、質的研究法がより妥当と考えた。さらにはインタビューアーである筆者が予め詳細に質問の用意をした構造化面接よりも、より自由に「ありのまま」を語ってもらうほうがよからうとの判断をしたからである。

調査項目は、大きな考え方としてのペストの参加の3段階(後述)を軸に書面化し、対象者との面接に臨んだ。

調査対象者としては、社会的協同組合全体を見渡しながら生活課題を抱えた人およびその家族の参加のあり様について語ってもらえるとの判断から、マネジメントレベルの方をお願いをした。調査人数は、C, E 協同組合では各1人, D 協同組合では3人であった。役職は、C 協同組合は理事長, D 協同組合は理事長, 副理事長, 緑化部門長, E 協同組合は部門長であった。

なお、面接時に使用した言語はイタリア語である。分析に際しては、それぞれの面接録音記録から日本語に訳しつつ逐語録を作成し、佐藤(2008)を参考にして、コード化, カテゴリー化, モデル化, ストーリー化を試みた。また、各協同組合から入手した資料やホームページの情報も一部活用した。その上で、ペストフによる参加の3段階のそれぞれに焦点をあてた分析を行った。

2 調査先概要

調査を行ったC, D, E 協同組合は、社会的協同組合間ネットワークつまり中間支援組織であるCO & SO. FIRENZE(以下, FIRENZE)に加盟している。FIRENZEのサイトに記載されている全協同組合の連絡先に研究目的含めた研究概要を送付することによって、アポイントの設定を試みた。A型社会的協同組合の1つから返信があり, C, D, E 協同組合とのアポイント設定にご尽力いただいた。

FIRENZEの正式名称は, Consorzio per la Cooperativa e la Solidarietà Firenze(フィレンツェ協同組合と連帯組織のためのコンソーシウム, 筆者訳)である。1998年に設立されたフィレンツェ県で最も大きな社会的協同組合のネットワーク組織である。現在およそ40の

事業体が加盟しており、生活課題を抱えた人を対象とした生活支援や就労の機会の提供など、様々なサービスが提供されている。また、FIRENZE は全国組織 GRUPPO COOPERATIVO CGM(以下、CGM)に加盟している。CGM は、現在イタリアで最も組織だった活動をしている非営利組織のネットワークである。

各協同組合の詳細は、以下図表 11 を参照されたい。E 協同組合の概要に関しては、協同組合全体の概要ではなく、訪問した部門の概要である。

図表 11 イタリア社会的協同組合調査先概要

	C 協同組合	D 協同組合	E 協同組合
事業	クリーニング, アート, 清掃など	公園管理, 食堂運営, 清掃, ごみ分別など	主に贈答品のパッキング
フィレンツェ中心部からの距離	9 キロ	11 キロ	23 キロ
人口(所在自治体)	約 48,000 人	約 20,000 人	約 8,000 人
形態	B 型(元は A 型)	B 型(但し 4 協同組合でグループを形成)	B 型
設立	2009 年	2002 年	1994 年
従業員	86 人(2011 年末) 無期契約 55 名 見習 ¹⁴ ・参入 ¹⁵ 約 10 名 (27-46 歳)	189 人(2011 年) 見習・参入 12 人	12 人(訪問時)
労働統合率	平均 37%(2011 年)	34.8%(2011 年)	91%(2013 年 3 月)
売上	1,628,000 ユーロ ≒ 約 2.1 億円(2011 年, 1€=128 円)	約 15 億円(グループ合計)	不明

各協同組合資料を基に筆者作成

3 倫理的配慮

本調査は、「日本社会福祉学会研究倫理指針」ならびに「日本地域福祉学会研究倫理規程」の内容を順守し、可能な限り個人が特定されることのないようにとの配慮のもと行った。より具体的には、面接時に研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを口頭にて説明し、了承を得た。また、分析が終了した際に、分析結果をとりまとめたものを送付し、研究内容公開承諾書に署名を得た。

第4節 調査結果

1 参加の入口：促進要因

ペストフは能動的共同生産者となるための参加の第1段階として、アクセシビリティの容易さと参加することの人生あるいは生活における重要性の高さ、インパクトの強さをあげる。

その視点からの分析によって浮かび上がった事実として、「資源としての制度を有効に活用している反面、制度から漏れる人を排除してしまうというジレンマを抱えた状況にある」ということである。そこには「参加の促進要因」と「参加の阻害要因」とがある。

まず「参加の促進要因」としては3点導出することができたが、「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」というカテゴリーの影響が非常に大きく見られた。それを「強固な理念基盤」「混合型経営による内部相互補完体制」が支えているという形である。

図表12は「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」に関する発言の要約である。今回の調査では、それぞれの協同組合が存在する保健局からの委託による生活課題を抱える人びとの労働包摂事業を活用していた。1991年の社会的協同組合法制定時よりある優先条項や社会保障費等における財政優遇といった間接的な制度とともに、2003年の法改正により見習労働制度、参入労働制度の対象者が拡大されたこともしっかりと受け止め事業に取り入れている。そうすることで、生活課題を抱えた人本人の参加を促進していた。

図表12 「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」

コード	協同組合	発言
制度(参加の入口)	D	見習い。依存症、服役者、精神障害とか。普通の契約ではない。保健局からの仕事からの包摂プロジェクト。

	D	今 15 人くらいの見習いのプロセスを行っている。彼らは行政から支払われる。何かあっても保証されている。我々は包摂を可能にするサービスを提供する。機会を提供する。でも能力を因る機会でもある。
	E	地元の保健局から。コンペがある。当局により決められた給料があつてここに来る。生産能力によって。
	E	行政というより保健局と。行政の社会サービスとは関係がない。我々が受けるのは保健局から。
	E	保健局との取り決めはある。私のコストの 1 部はカバーされている。補助金がなければ無理です。そういった意味で地域において競争力があるとはいえるレベルにはないよね。あまり専門的な仕事でもないし。ちょっとの金にしかならないし。間接経費含めコストの 1 部は、国によって軽減されている。そこから州に最終的には保健局から。
	E	彼らは治療上のプロセスを終えてからくる。かなりよくできたシステムだよ。治療上の進化ともいえるかな。
制度(優先条項)	D	協同組合においては、法的に生きづらさを抱えた人に向けた 200,000 ユーロ以下のプロジェクトに関しては、民間より優先権がある。
制度(コストの低さ)	D	(生きづらい人を)30%以上雇用すると、例えば 10 かかるのとすると 3 しかかからない。

筆者作成

次に「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」を支える要素を見る。1 点目が「強固な理念基盤」である。各協同組合とも「理念」「ビジョン」「ミッション」「考え方」に関する発言が多くあった。その中でも E 協同組合で聞かれた「化学的な薬に代わる仕事という薬」と言葉は、図表 13 にまとめられた様々な発言を集約しうるフレーズである。E 協同組合に参加している方がたはすべて精神障害を患っていた。発言にもあるとおり、「化学的な薬」は社会的に高コストである。一方、「仕事という薬」は、自身にとっても社会との関係性回復の近道であると同時に、協同組合や地域のためにもなり、そして社会的なコストの低減にも

寄与する。そういった思いをイタリア B 型社会的協同組合のマネジメントレベルは共通して持っていた。

図表 13 「強固な理念基盤」

コード	協同組合	発言
理念	D	生活課題を抱える人を労働市場に包摂していくこと。彼らの能力をいかす。そうした社会的協同組合の意味と共に回答を出していく。
	D	訓練から労働市場への再統合、経済的自立とアイデンティティや関係性の回復、購買力、時間的なものの回復、人への信頼の回復。
	E	地域から存在を知ってもらい、彼らの能力が活用され、社会的な役割を果たす。
	E	社会的協同組合のコンセプトは、基本的な理解から、彼らが一部であり、役割があり、参加できると感じられるシステムを作らなければならなかった。でも、彼らにはそれを充たすための人、一かけらが必要だった。
ビジョン	C	協同組合は将来に向けて商売としても持続可能で自立可能だ。
	C	現実をみるに、民間企業を閉じるより協同組合を閉じるということは二重の負荷を課す。生きにくさを抱えた人たちがいるから。一度仕事を失うとすぐに次の仕事を見つけることは難しいからね。
ミッション	D	労働者としてのアイデンティティを失った人たちの関係性の回復。
	D	仕事がないと成長もない。
	C	労働市場への統合は経済的な部分だけでなく、人間的な成長も含むから
	D	個人的な変化、進化

	D	地域とのつながりは本質的な部分
	D	健常者のほうに問題が多いこともある。生きづらさを抱えた人の仕事がなくならないように。
	D	B型として地域に答えを返していかねばならない。生きづらさを助けるにはお金がいる。エンパワメントだね。人生の中では大きい。問題に立ち向かうこともあるし。生きづらさを包摂することに注力している
考え方	E	自身を保持するとともに、彼らにも責任を課す。仕事を薬のように活用するという。プロジェクト自体が薬で仕事なんで。化学的な薬に代わる仕事という薬。彼らも薬の量を減らし、経済的にもコストがすごく下がる。精神障害に対する薬は地域にとって高い。1日150ユーロとかね。彼らをメンテナンスするにはお金がかかる。
	D	健常者が寄り添い、一緒に仕事をする。彼がトレーナーという立場でもなく、プログラムの責任はあり、グループのトップだけれど、一緒に働きながら生きづらさを抱えた人に労働性を再獲得してもらう。

筆者作成

2点目は「混合型経営による内部相互補完体制」である。このカテゴリーに関する発言は、今回の調査先で唯一混合型のグループを形成している、D協同組合のみで聞かれた。その発言内容は次のとおりである；

「Vが木を伐採し、PROGETTO Jがそれをまとめる。相互に。」

Vは緑化部門である。PROGETTO Jは家族の問題、薬物依存、うつ、精神疾患、身体障害といった生活課題を抱えた人に対して、見習い労働の機会を提供することによる労働市場への再統合を目的としたプロジェクトである。その時点でできることをする、前提として生産性に課題を抱える人びとに対して、業務を分節化することで、多様な職場を提供していることがうかがえる。

2 参加の入口：阻害要因

本項では、参加の入口における「参加の阻害要因」に関する分析結果を述べる。「参加の阻害要因」としては3点ある。それらは、「制度に乗る人を優先せざるを得ない状況」、「市場が求める品質の維持向上」、そして「行政との遠い距離」である。「行政との遠い距離」は行政に対する信頼度の低さ、あるいは厳しい国家財政という状況の中で闘う意思が強いとも言え換えることができよう。行政からの委託業務を直接受けることはせず、民間企業との連携・協働そして競合の中で事業を運営していた。それがゆえ、必然的に市場が求めるクオリティの維持向上に常に向き合うこととなる。とすれば、財源が確保される「制度に乗る人」をまずは優先して包摂の対象としなければならない。そういった構造になっていることが分かった。以下、それぞれの要素について述べる。

まず、「行政との遠い距離」について述べる。図表 14 に示すとおり、「クライアント」と「業務内容」に関する発言から、その距離の大きさが計り知れるとともに、「腹を括る」ことによっては、民間企業との競合という厳しい舞台にのぼっていることがうかがえる。

図表 14 「行政との遠い距離」

コード	協同組合	発言
クライアント	C	公的機関のために働くことが多いけど、契約はない。70-80 人の従業員が民間企業のためだけに働いている。
	C	公的機関との仕事も他はしていて、うちはしていないという特徴。
	D	仕事に関しては民間の仕事。
	D	学校の食堂の仕事は民間企業が受けてそれをうちが再受託という形。政治的なものとの関係は避けている。
	D	行政と直接は 10%以下。3 つの行政と食堂の仕事はしているけれど間接的。
	E	(民間企業との仕事がおおいのか?) そうだね。
業務内容	C	アウトソーシング。クリーニング、書類、家の装飾品、アーティストとのコラボレーション。
	C	書類サービスの大きな客は GE(General Electrics)。クリーニングは民間の衛生の会社と行っている。

	D	この近くの食堂の仕事を受けることになって 30 人くらいの人で 30 万ユーロの仕事.
	E	1つは食品関係. バイオテクノロジーの基準も満たしている. ガラス瓶に詰める作業を, つまり手でしかできないことを受託している. 詰めたものを返送し, 最終包装を発注先がやる.

筆者作成

次に「市場が求める品質の維持向上」である. 民間企業との競合を勝ち抜くためには必然的に向き合わなければならない点である. このカテゴリでは, 「民間との競合」, 「品質への高い意識」, 「資源マネジメント」というコードが顕著にあらわれた. 図表 15 はそれらをまとめたものである.

図表 15 「市場が求める品質の維持向上」

コード	協同組合	発言
民間との競合	C	競合は営利企業.
	C	競合相手(営利企業)に勝つこと.
	E	A型より B型は競争力がある.
品質への高い意識	C	品質の保持については, うちのワーカーは生きづらさを抱えているわけだから, そういった意味においては不利だし, そこが難しさともいえる.
	C	品質の保証に注力した. ISO も取得した.
	C	ワーカーは生きづらさを抱えているわけだから, これまでではクオリティに重点を置いてきた..
	D	我々も仕事の品質をあげる.
	E	市場が求めるレベルとのバランスを取るのは難しい.
資源マネジメント	D	運営面では食堂見つけたり, 新しい仕事見つけたり, フレキシブルで早い回答出したり, サービスのオーガナイズ, 人的資源の確保など複雑.
	D	適材適所を探し, 正しい形での包摂を見つけること. 人

		の問題はすべてを解決するのは難しいし、サポートをしつつも、自身で問題を解決していけるようにしないと。
	E	オーガナイズ面での難しさ。仕事を課しすぎてもいけないし、他の人にしてもらおうとか、前もって伝えておくなどは必要。

筆者作成

最後に、「制度に乗る人を優先せざるを得ない状況」である。行政に頼りきらないことを選んだイタリアの **B** 型社会的協同組合は、競合相手である民間企業との争いの中にいる。そこでは自ずと市場が求める品質に見合うものを送り出す必要性に迫られる。そうした状況において、もともと共助組織であるはずの協同組合への参加の入口において、優先順位をつけなければならない状況にあった。このカテゴリーについての発言は、**D** 協同組合での調査で出たものである。その発言は、以下のとおりである；

「我々にとってのプライオリティは、毎日 10 人前後が仕事を求めてくるけれど、①我々のもとのプロセスを経た人(381 号法に該当する人、筆者加筆)、②当局から認められた人、治療的プロセスを経た人、依存症や服役からの回復プロセスを経た人③381 号法にあてはまらないけれど、当局から認められた人。」

第 1 項で述べた参加の促進要件としての潤沢な制度の裏側にある、もう 1 つの真実として捉えるべき大きな事柄と筆者は考える。

3 参加の内容

本項では、Pestoff の参加の 3 段階の 2 つめである「参加の内容」についての分析結果を述べる。「参加の内容」としては 4 次元ある。政治的側面、経済的側面、社会的側面、そしてサービスの側面である。結論をまず述べると、今回調査した **B** 型社会的協同組合における生活課題を抱えた人の参加の内容に関するレベルは総じて低い。協同組合に参加をした後、労働の現場に出ていく。そこでの参加に全体としてとどまっている。しかし、同時に多様な意思決定手法を試行あるいは採用することで、生活課題を抱えた人の参加の維持さらには促進が図られていることが明らかになった。また、量的人員を擁することが、生活課題を抱えた人が協同組合を支援する側に回る可能性があることも示唆された。以下各側面に関して述べる。

まず政治的側面に関して述べる。ペストフのいう政治的側面は、議論や意思決定への参加である。Assemblea dei Soci(以下、組合員総会)は、381号法で年に1度開催が義務付けられている組合員総会である。総会に関する明確な発言はE協同組合でのみ出た。しかし、C協同組合では毎年発行しているBilancio Sociale(社会的バランスシート)の冒頭で組合員総会について記述している。その社会的バランスシートには、毎年5月に開催する組合員総会への出席率を2008年から2011年分まで公表している。D協同組合ホームページ上には記載はないが、労働環境整備に関する書面をマネジメントの署名入りで掲載しており、法令順守の意識は高いものと判断できる。よって、D協同組合でも組合員総会が開催されていると考えられる。

組合員総会がフォーマルなものであるが、セミフォーマルなものとしてはE協同組合での面接であがった、保健局職員を交えた2週間に1度のミーティングがある。訪問したのはE協同組合内の1部門であり、日本でいうところの小規模作業所のようなところである。人数も12名で、そのうち11名が精神障害者であり、1名でマネジメントをしていた。週に2度くらいは保健局のスタッフが訪問にくるとの言もあり、この規模だからこそ可能な仕組みであるのかもしれないが、生活課題を抱えた人を支える場における官民協働の仕組みづくりに向けては示唆がある。

先述した議論や意志決定の場への参加は、日常的な議論が中心であるとの結果が浮かびあがった。D協同組合では自らを「ルールのあるコンテナ」と称し、仕事を行う場所においてだけでなく、夕食時などインフォーマルな場所での議論もしていた。現場で掬い上げた意見を、現場の責任者がディレクターに上申する。そこでも解決しない場合はさらに上層部へという、一般的なコミュニケーションの流れにそっていた。このように政治的側面において、垂直方向の議論や意志決定への参加の度合いは低いものの、現場はじめ様々な形で水平的なコミュニケーションを図り、生活課題を抱えた人の参加の維持促進を図ろうとしていることが分かった。

図表 16 は、政治的側面に関する発言をまとめたものである；

図表 16 「政治的側面」への参加

コード	協同組合	発言
ダイアログへの参加	C	生活課題を抱えた人の参加は、レベルとしては低い。

		しかし、意見が現場の責任者にあがり、そこからさらにディレクターに。厳格にということではない。
	D	他と同じだと思う。セクションごとにコーディネーターがいてね。従業員との議論はオープン。まずはコーディネーターと。
	D	フォーマルな場面はあるけれど、ディナーとかも。同僚の話はいつもするし、問題があれば上のレベルと話す。意見の交換はできるけれど「ルールのあるコンテナー」
	E	2週間に1度、木曜日にミーティングをする。彼らがしていることに関する意見、組織に関する意見やリクエストを聞く。プロジェクトのスーパーヴィジョンもある。保健局の人も。彼ら+職員で。彼らがきちんと保持されているのかを見る。
	E	(年に1度の組合員総会は)組合全体のね。18回目じゃなかったかな。

筆者作成

次に経済的側面である。ペストフは、事業の維持運営のための時間やものの貢献を含むとしている。今回の調査からは、第1項にてあげた各協同組合が行う「業務内容」に参加することによる貢献という要素のみがあがった。各部門に何人の生活課題を抱える人が参加しているのかについては、C協同組合から知ることができた。図表17は、C協同組合の社会的バランスシートを基に作成したものである；

図表 17 C協同組合における生活課題を抱える人の参加部門の比率

部門	生活課題を抱える人の割合(全体=100%)
クリーニング	28%
アート(装飾品製作など)	24%
清掃	17%

インターネットポイント店員	9%
資料室	7%
スーパー店員	5%
コピーセンター	5%
門衛	5%

C 協同組合社会的バランスシートを基に筆者作成

次に、ペストフによれば、保育サービスでいけば冬休みのパーティやスプリングパーティなどの様々な社会的イベントの計画への参加や貢献とされる社会的側面である。残念ながら今回の面接では、この側面に関する発言はなかった。無論、陽気で明るく話好きで知られるイタリアの国民性から考えれば、パーティやイベントへの参加はなされていると思われる。

最後にサービスの側面である。ペストフによる保育サービスにおける例示は、事業体に入る建物そのものの維持運営への参加、病気の時や研修時のスタッフの代わりから、保育施設での常勤ベースでの仕事までの範囲となっている。唯一この側面に該当する発言として受け取れるものがあつた。それはD協同組合にての発言であつた；

「我々の強さとしては仕事があれば、翌日にはチームを組む。250人がいるから、ほとんどの人がパートだけれど、だからこそこうした仕事ができる。」

この発言は運営面での強みを語ったものである。しかし生活課題を抱えた人の参加という視点から見ると、当事者間での仕事の相互補完があるということだといえる。250人という量を持てば、水平面において生活課題を抱えた人が事業体を支援する側になる可能性が示唆されると考える。だが一方で人数の少ない事業では同様のことが起きるためにはどうすればいいのだろうか。そのことは今後に向け大きな課題であろう。

4 参加の日常性・継続性

本項では、ペストフの参加の3段階の3つめである、参加の日常性と継続性についての分析結果を述べる。「供給者と住民との間の関係性の継続性」と「公的サービス供給における住民参加の日常性」という2つの次元で分析した結果である。結論から述べればポイントは2点ある。第一に、「(局面限定的ではあるが)日常的議論、会話を通したスタッフ、生活課題を抱えた人の関係性は強い」ことである。第二には、「事業体が持続する限りにおいて、あ

るいは適合する仕事がある限りにおいて継続的であり日常的である」ということである。

まず日常性に関してみる。具体的な数値のある発言は E 協同組合のみであった。その発言は次のとおりである；

「多くが週に 5 日午前に働く。平均して 7-8 人が一日働いていると思う。働き始めの人は 3 日くらいから。午後は今は 3 人が働いている。仕事の量にもよるけれど、保健局が週に 3 日のみ働くことを求めることもある。その代わり他の人に働いてもらったり。」

E 協同組合には 11 人の生活課題を抱えた人が働いているが、平均してその半数以上が一日参加している。働き始めの人など多様な働き方は存在する。C 協同組合の社会的バランスシートをみると、まず見習い・参入契約の人びとで週 10-15 時間(2011 年度)の労働となっている。参加当初の一般的日常性が週 3 日、計 15 時間程度からはじまっていることがうかがえる。パートタイム契約の人びとは平均 22 時間(2011 年度, 2009 年度平均 20.7 時間, 2010 年度平均 20.6 時間)で、フルタイム契約の 58.97%となっている。週 5 日毎日働くことが平均値としてあり、参加の日常性は高いといえる。

次に、高い日常性が継続性をもっているのかどうかである。生活課題を抱えた人の在職期間の長さに関する発言はなかった。しかし、それを示唆する発言が C 協同組合であった。その発言は次のようなものである；

「現実をみるに、民間企業を閉じるより協同組合を閉じるということは、二重の負荷を課す。生活課題を抱えた人びとがいるから。一度仕事を失うと、すぐに次の仕事を見つけることは難しいから。」

「二重の負荷」という言葉は、事業継続及び当事者にあった仕事への参加の継続性保持に対する強い意志表明と取れる。それを裏付けるのが、C 協同組合バランスシート上に記載された、2011 年の 1 月～12 月の従業員数である。図表 18 は、数値の変化をまとめたものである；

図表 18 2011 年 C 協同組合従業員数の変化

月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
人数	63	67	67	68	70	72	74	74	80	84	86	86

C 協同組合社会的バランスシートを基に筆者作成

人数増加の要因として、有期契約による請負仕事の増加があげられている。ゆえ、組合員

ではない従業員のみが 2010 年からみると 2011 年 12 月 31 日段階での比較では 20 人増加している。一方で、組合員の数は 2009 年 48 人、2010 年 50 人、2011 年 50 人とほぼ固定されている。つまり、C 協同組合では数字の上では定着率が高い、継続性が高いということができよう。このように、協同組合が事業体として存続する限りにおいて、あるいは生活課題を抱えた人に適した仕事が存在する限りにおいて、彼らの参加における日常性と永続性は保たれているということがいえる。

ひるがえって第 3 項で述べたように、生活課題を抱えた人の参加の内容としては限定的である。現状としては現業での仕事への参加が主な部分である。しかし、現場職員との水平的なコミュニケーションは活発になされており、限定的な局面における関係性は強いといえることができる。

第 5 節 生活課題を抱える人の参加の実態と課題

本節では、今一度ペストフの参加の 3 段階に即した調査分析から得られた、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加の現状を整理し、そのうえで課題を抽出する。なお、今回の調査において、生活課題を抱えた人の家族に関する言及はなかった。この結果だけを持って、イタリアにおける社会的企業実践において、生活課題を抱えた人の社会への参加をめぐる、支援を行う側が家族への意識を全くしていないとは言い切れない。しかし、第 3 章で整理を行った先行研究においても家族への視点は欠如しており、偶然の一致とも言い切れない。先述したが日本においては生活課題を抱えた人に支援を行う際、その家族への着目は不可欠なものである。生活課題を抱えた人の家族への着目は、家族の介護機能を所与のものとして捉える旧来の視点からではなく、成人をしても親と同居するケースが多い中、相互依存でもなく完全独立でもない、相互補完を通じた生活を生活課題を抱えた人もその家族も実現し、地域における自立した生活を営むべきとの視点からである。この点については改めて次節で述べる。

1 参加の入口

参加の入口において、「資源としての制度を有効に活用している反面、制度から漏れる人を排除してしまうというジレンマを抱えた状況にある」ことが明らかになった。

「強固な理念基盤」と「混合型経営による内部相互補完体制」の下支えを受け、「潤沢な制度の有効活用(直接/間接)」により、生活課題を抱えた人の参加を促進しようとしている実

態がうかびあがった。

一方で、「行政との遠い距離」を選択し、市場と真っ向から向き合う意思を固めている。それがゆえ、必然的に「市場が求める品質の維持向上」に迫られている。そうした要因の影響を受け、これまた必然的に財源が確保される「制度に乗る人を優先的せざるを得ない状況」にあることが明らかになった。

こうした調査結果から見えてくる課題としては、2点ある。1点目は「いかに排除せざるを得ない人をつなぎなおすのか」ということである。D 協同組合での発言にも「毎日 10 人前後が仕事を求めてくる」とあった。仕事をするのが自身にとって重要だと感じている人びと、つまり「動機づけ」のある人びとに対して、社会との関係性の回復の場所を是が非でも提供せねばならない。そこに必要なのは、「つなぐために予めつながっておく」ことである。具体的には、行政、他協同組合、地域の一般企業など地域に存在する多様なアクターとのネットワークの構築が必要だということである。そうすることで、ある事業所での受け入れが不可能であっても、別の事業所での受け入れが可能であることもあるであろう。少なくとも参加できない状態のまま放置してしまうことにはならないであろう。

2点目は1点目にも関連するが、「いかにボランティアの参加を促進するか」ということである。経営において人件費がもっともインパクトを与えうる要素であるのは自明である。「制度に乗る人」を優先せざるを得ない大きな理由として、財源の確保があげられよう。とすれば、資源としてのボランティアに頼るべきところである。法制上も B 型社会的協同組合は、総人員の 50%までボランティアを迎え入れることが可能である。しかし、今回の調査ではボランティアに関する発言が 3 協同組合とも見られなかった。さらに、C 協同組合の社会的バランスシートの中にもボランティアの存在や活躍ぶりを示す記載はない。単純な論理が実践ではなされていない原因がどこにあるのか、それは今後の研究課題としたい。しかし、地域に存在する多様な資源を活用した構築することは、社会的協同組合だけでなく社会的企業としての特徴であり役割でもある。また、生活課題を抱えた人の地域における可視化という観点からも、地域に向かって PR をしてくれる人、つまり生活課題を抱えた人の参加を促進しうる資源としてのボランティアの参入は不可欠である。

2 参加の内容

参加の内容に関して、今回調査した 3 つの B 型社会的協同組合における生活課題を抱えた人の参加の内容のレベルは総じて低い。現業への参加に全体としてとどまっている。し

かし、同時に多様な意思決定手法を試行あるいは採用することで、生活課題を抱えた人の参加の維持さらには促進が図られていることが明らかになった。また、量的人員を擁することが、生活課題を抱えた人が協同組合を支援する側に回る可能性があることも示唆された。

この段階における課題は、「いかに定期的なリ・アセスメントの仕組みを構築するか」ということと「量的人員の少ない小規模な事業所でも生活課題を抱えた人が支援する側に回るにはどうすべきか」ということである。

調査からは、法律で定められた年に1度の組合員総会以外のフォーマルな議論への参加は乏しかった。多くは現場という水平的なコミュニケーションから、上層部への伝達という方法をとっていた。組合員総会と日々の水平的コミュニケーションではレベルに距離がありすぎ、日々状態がうつろいやすい生活課題を抱えた人への寄り添いとしては、万全とはいえないだろう。常にアセスメントをくり返す必要性がある。

そうした乖離したレベルを埋めるものとして、E協同組合でなされていた取り組みがあげられる。生活課題を抱えた人、保健局スタッフ、協同組合スタッフの間で2週間に1度行われるミーティングである。ここで重要なのは「2週間に1度」と決めていることである。決めてあることで「声」をあげにくい人にも「逃げ場」あるいは「声をあげてもいい場所」を提供することとなる。同時に生活課題を抱えた人の声に耳を傾け共に議論することで、事業体の運営そのものをより目的に沿ったものにしうる可能性もある。よって、定期的なリ・アセスメントを事業体運営の中に埋め込むことが必要となるのである。

また、D協同組合は250人も的人员を擁することで、生活課題を抱えた人同士による仕事の相互補完といった状況があった。そのことを言い換えれば人の振り回しの中で、ある仕事により習熟している人が、そうではない人をサポートするといった状況であろう。しかし、量的に人員の少ない事業体ではこの状況は生み出しにくいと考えるのが自然であろう。小規模な事業所でも生活課題を抱えた人が支援する側に回るための方法論として、1点目にあげたり・アセスメント以外の方法について探求する必要があるだろう。

3 参加の日常性・継続性

参加の日常性・継続性に関して、「(局面限定的ではあるが)日常的議論、会話を通したスタッフと生活課題を抱えた人との関係性は強い」こと、そして「事業体が持続する限りにおいて、あるいは適合する仕事がある限りにおいて継続的であり日常的である」ということが

明らかになった。

C 協同組合から出た発言の中で「二重の負荷」というものがあった。協同組合を閉じる、ということが社会にとって1つめの負荷である。もう1つの負荷は、前提として生きづらさを抱えた人びとが、協同組合が閉じられることで、新たな仕事を見つけることは容易ではない、ということである。事業体の持続が社会にとって不可欠である。ここに課題の1つ目として、「事業体が存亡の危機に立った時、いかに行政が補完すべきなのか」ということが浮かび上がる。最悪のケースを考えながら行うのが経営である。事業体の長だけが事業体における最悪のケースを想定するだけではなく、行政も地域ガバナンスの主要アクターとして最悪のケースを想定する義務があろう。「二重のセーフティネット」の構築が必要である。

また、事業体内部においての「生活課題を抱えた人それぞれに適合する仕事が存在しない場合の対策」を予め仕組みとして構築しておくべきであろう。「つなぎなおす」機能の発揮が、事業体にはそこで求められる。適合する仕事が存在しないから、とりあえず別の仕事を提供するというのも1つかもしれない。しかし、その人らしさを取り戻すプロセスをより実り多きものにするためには、適合する仕事を内部でつくりだす、あるいは生活課題を抱えた人に適合する仕事を展開する別の事業体につなぐことが必要である。つまり、生活課題を抱えた人の参加の日常性・継続性を高めるために、創造力と多様な連携が不可欠であるということである。

第6節 小括

本章の目的は、社会的企業の象徴的形態であり、20年を越える歴史つまり持続性を有するイタリアのB型社会的協同組合実践を対象とした調査結果の分析および前章で導出した社会的企業の課題双方を踏まえ、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体としての社会的企業実践に存在する課題、とりわけ生活課題を抱えた人やその家族の参加がどのような状況にあり、その中にはどのような課題があるのかについて明確化することであった。前節までで明らかになった生活課題を抱えた人(およびその家族)の社会的企業への参加のあり様及びそのあり様から導出された、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体としての社会的企業が抱える実践課題について述べることにする。

図表19は、第4節において述べた生活課題を抱えた人の社会的企業への参加の実態と課題を要約したものである。詳細については前節で述べたとおりであるため、ここでは小括

として、こうした参加の実態と課題から、本論文が目的としている生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成方法の提示に向け、どのような実践課題が存在しているのかについて述べる。

図表 19 生活課題を抱えた人の参加の実態と課題

参加の段階	実態	課題
参加の入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・資源としての制度の有効活用 ・制度から漏れる人を排除してしまうジレンマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・排除せざるをえない人をいかにつなぎなおすのか ・資源としてのボランティアの参加をいかに促進するのか
参加の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総じて低い参加レベル ・現業への参加にとどまる ・量的人員という余裕 	<ul style="list-style-type: none"> ・いかに定期的なり・アセスメントの仕組みを構築するのか ・人数の少ない事業所で当事者間での仕事の相互補完をいかに実現するのか
参加の日常性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・日常におけるスタッフ・生活課題を抱えた人との関係性は強い ・高い日常性・継続性の前提の存在：①事業体の存続、②適合する仕事の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・二重のセーフティネットをいかに構築するのか ・生活課題を抱えた人それぞれに適合した仕事が存在しない場合にいかに対処するのか

筆者作成

まず生活課題を抱えた人の家族に関する言及は本プレ調査においてはなかったことは、大きな実践課題を提示している。その実践課題とは、「社会的企業がいかに生活課題を抱えた人の家族との協働を促進していけるのか」ということである。生活課題を抱えた人のことについて一番知っているのはその人本人であろう。その次に熟知しているのは、間違いなく家族であるはずだ。支援を行う前提としてのアセスメント時だけでなく、支援を行うプロセスの中で支援者がその原因が分からない出来事が生活課題を抱えた人に起こったときには、支援者が想像力を働かせることはもちろん必要である。しかし、その時点までの生活

の中で重なり合うことがあることも多いはずであり、それを知っているのは生活課題を抱えた人その人とその人を一番近くで見守ってきた家族である。核家族化が増加し単身化が進行している日本だが、(記憶にはない場合はあるだろうが)家族との関わりが全くなく生活課題を抱えるに至る人はほとんどいないと考えられる。生活課題を抱えた人の地域自立生活が実現すれば家族にとっても、これまでの苦労が報われ、家族も自身の思い描く生活を志向できるというものである。そのことは同時に、これまでであった介護者あるいは支援者としての暗黙の期待から家族を開放することにもつながる。その意味でも、生活課題を解決する「場」としての社会的企業がどのようにすれば生活課題を抱えた人の家族との協働を促進しうるのかということ、大きな実践課題であるといえる。

また、家族との協働方法同様に大きな実践課題として、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をどのように深めていけばいいのかということ、そして、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるために不可欠な組織間協働をどのように形成していけばいいのかということがあげられる。図表 18 では、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加に関する課題を 6 点あげた。それらはいずれも当然のことながら生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるための課題である。その中でも排除せざるを得ない人のつなぎなおし、二重のセーフティネットの構築、適合する仕事がない場合の対処といった課題の解決に共通することは、同じあるいは隣接する地域に所在の社会的企業や他組織との協働が必要になるということである。また、ボランティアの参加促進においては他組織と登録ボランティアの仕組みを一本化し共有すれば、ボランティアの獲得に向け大きな牽引力になりうる。さらに、リ・アセスメントの仕組み構築においても共通アセスメントシートの開発や先進的な実践にあるその方法を共有するためにも、他組織との協働を仕組みにしておく必要がある。その意味で、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるために不可欠な組織間協働をどのように形成していけばいいのかということは、第二の実践課題である。

家族との協働や組織間協働の結果として、社会的企業における生活課題の解消を目指し、課題を抱えた人に寄り添いながら実践は展開される。しかし実態としての参加のレベルは総じて低いものであり、その内容は現業への参加にとどまっていた。量的に多くの人を抱えることで人の振り回しの中で、ある仕事により習熟している人が、そうではない人をサポートするといった状況が見られた。だが、多くの人を抱えることのできない社会的企業やそもそも人数を絞り込んでいる社会的企業が多い中で、生活課題を抱えた人同士による

仕事の相互補完はそうした事業体において果たして可能なのか、可能だとすればそれほどのような方法によって実現されるのかということが、第三の実践課題として浮かび上がる。

このように、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体としての社会的企業実践には、3つの課題が存在していた。それらを簡単に言えば、第一に家族との協働方法、第二に組織間協働の形成そして促進方法、そして第三に生活課題を抱えた人の参加の深化方法といったものであった。相互補完的なこれら3つの実践課題への対応策を明確化するために、第Ⅱ部ではそれぞれの課題について行った調査結果について述べることとする。

【第Ⅱ部】

第Ⅱ部 実践課題の克服方法

第Ⅰ部では、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体としての社会的企業による実践に存在する課題が、大きく3点あることを明確にした。それらを具体的にいえば、第一に社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との協働をいかに推進するののかという点、第二に社会的企業が他組織との協働をいかに形成し促進するののかという点、そして第三に社会的企業が生活課題を抱えた人の事業体内における参加をいかに深化しうるののかという点であった。第Ⅱ部ではそれら社会的企業が抱える実践課題の克服に向け、その方法を明確にすることを目的として行った大きく3つある調査の結果およびその分析結果について述べる。第5章では家族との協働方法に関する調査結果、第6章では組織間協働の形成方法に関する調査結果、そして第7章では生活課題を抱えた人の社会的企業への参加の深化方法に関する調査結果について述べる。それらの結果を踏まえ社会的企業実践が抱える3つの課題をいかに克服すればいいのかについて、その方法を明確にしたい。

第5章 生活課題を抱えた人の家族との協働方法

本章は、生活課題を抱えた人の家族との協働を、社会的企業はどうすれば推進できるのかについて、その方法を明らかにすることを目的としている。そのために、障害者の自立を支援する事業体と障害者の家族との協働に関する調査を行った。その前にまず第1節では、協働というものが社会福祉分野における研究の中で長らく課題とされてきたことを簡潔に指摘する。そのうえで第2節では改めて家族との協働に焦点を当てた調査研究の必要性について述べる。そして第3節で調査目的、その方法、調査先概要について述べ、ついで第4節で調査結果について述べる。その結果を踏まえ第5節では小括として、生活課題を抱えた人の家族との協働を社会的企業がいかに推進しうるのかについて考察する。

第1節 歴史的課題としての協働

協働は、社会福祉分野における研究の中で歴史的に課題とされてきたが、今なお課題として積み残しの状態にある。前田(1968)は、地域における福祉実践の中核を担うことを期待される社会福祉協議会(以下、社協)を「地域の保健福祉問題を、地域住民の自主的な協働活動あるいは協同事業によって解決しようとする団体」とした。自主的な協働活動あるいは協同事業のうち、地区組織活動が協働活動だとした。また、前田(1977)では、その協働活

動をコミュニティ・オーガニゼーションにおける第一の活動の形態としたうえで、コミュニティ・ケア・サービスへの住民の参加が必要だが、参加のルートやシステムも出来上がっていないと指摘している。前田のこうした指摘は、社会福祉協議会に向けたものである。しかし、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体として期待がかけられている社会的企業研究は、「社会問題の解決のために、市民が参加し、コミュニティを生み出すような事業体がどうやったら発展していくことができるのか」という問いに応えられるレベル(藤井 2013)に到達する必要性を抱えており、そうした指摘は示唆に富む。

その後 2004 年には、全社協から「インフォーマルサービス協働システム開発研究普及事業 報告書(以下、協働報告書)」が公表された。協働報告書では、地域の多様な活動主体が、もっといきいきと活動し、効果をあげるためには、「協働」するしくみづくりが求められているとする。「地域のパワーをつなぐ協働 暮らしの場をささえるしくみづくり」と題したハンドブックも同時に作成されたが、その読者として、とりわけ市町村社協職員があげられている。このことは、社協による協働の仕組み創出が求められていたということだが、この指摘も同様に地域における生活課題の解決主体として期待されている社会的企業にも、協働の「仕組み」づくりが求められていると言い換えることができよう。

また福山(2009)は、協働を体制として理解したうえで、協働体制を稼働させ機関間の役割・機能について明確に提示する必要があることを指摘している。その背景として、協働の成果があまり見られていない事実があり、協働体制がうまく稼働していないことがあると述べている。さらに近年でも、「パートナーシップ」や「協働」という言葉がよく使われているが、住民参加という形式や協働という言葉だけが注目され、その内実は検討されていない(原田 2014 : 57)現実がある。このように社会福祉分野における研究の中で、協働を仕組みにするために、どのように協働を推進していけばいいのかということは長らく課題として残されてきた。そのことは、地域に存在する多様で重層的な生活課題の解決という役割を担うことが期待されている社会的企業にとっても当てはまる。

第 2 節 家族を対象とした調査研究の必要性

前節で述べたように、協働は社会福祉研究の中で長らく課題として残されたままの状態にある。第 I 部で明らかにしてきた社会的企業が抱える実践課題として 3 点あったが、家族そして他組織との協働を社会的企業がいかに形成および促進するのかについての方法は、

まさにそのことを裏付けている。その中でもとりわけ家族との協働は、社会福祉の現場にいる人びとはいうに及ばず、一般の人びとも、家族に課せられた役割期待が実際の家族の力を超えたことから起こる課題を数多く見てきている(渡部 2015:3)実態があり、その必要性の高さは明らかであるにもかかわらず、その方法についてはこれまで明らかにされていないと考えられる。

これまで日本の社会福祉そしてソーシャルワークは、児童、高齢者、障害者などの援助を必要としている本人を対象として彼ら個人の自立に向けた支援をし、障害者の親、兄弟への支援は不十分であった(杉山 2007:5)。障害分野では、2013年4月の障害者総合支援法施行に続き、2014年2月には障害者の権利に関する条約が発効し、2016年4月1日からは障害者差別解消法が施行された。それらは、障害者の地域自立生活支援(大橋 1999:15)を市町村圏域で展開しようとするものである。だが制度化は進んでも、障害者の親はわが子に対して「制度」と同等の機能を期待され、すなわち「制度の含み資産」としてあり続けている(川向 2015:78)との指摘がある。春日(2001)が指摘した、障害者の親が「生活権の保障」を求めて、声をあげにくい、「愛情」規範、「自助」規範が支配する社会のありようは変わっていないとも言える。

その一方で、障害者にとって一番の専門職はその人自身である(中西・上野 2003)が、家族は「日常生活の情報を専門職とは比較にならないほど有している」(青木 2013:120)存在であり、生活課題を抱えた人の地域自立生活に向けた支援を仕組みにしていく中で不可欠な存在であるといえる。

そうした中、社会的企業研究では協働の対象として、課題を抱えた人にとって重要な「環境」として意味を持つ家族(渡部 2015:3)は取り上げられていない。図表 20 は、社会的企業が協働をする対象、その対象との協働の促進に向け必要だとされる要素、そしてその要旨の抜粋を、第3章にてレビューを行った文献の中から、「協働の試み」カテゴリーに分類された19論文についてとりまとめたものである。整理の進め方としては、①文献の再精読、②目的、協働の対象、研究方法、結果、課題等のとりまとめ、③協働の促進に向け強調されている箇所のマーキング、④対象としての「行政」「地域」「営利企業」「他組織」ごとの、協働における必要な要素の抽出というプロセスにて行ったものである(南 2015c)。ここではその詳細については触れないが、社会的企業が多様な主体との協働を促進するうえで必要な要素として大きく4点あった。具体的には、第一に対等な立場で連携をしておくこと、第二に協働する相手を知ること、第三に対等に協働するための力を蓄え

ておくこと、そして第四に成果訴求を行うことである。これらの要素をまとめれば、協働の前、協働の最中における、多様な主体との意図的なコミュニケーションが不可欠であるといえる。そのことは、「過程を重視した対等型協働」(原田 2014)を重層的に、多方向に構築する必要性を意味するともいえる。

図表 20 社会的企業研究における協働の対象と協働の促進要素

対象	必要な要素	要旨抜粋
行政	組織としての能力	文書作成能力,補助金給付までの間を耐える資金力,早期に結果を出せる体制,外部に対し自身の活動を可視化できる力など(Gabor 2011) 最終ゴールの再確認による適切な実践方法の選択能力(Piccitto 2013)
	行政とのつながり	情報や資源へのアクセシビリティの向上,行政言語や煩雑な手続きへの適合(Gabor 2011) 市の中での発展を可能にする前提としてのネットワーキング(Birkhölzer 2009) 関係性にかかるスキルの向上が必要(Imamura 2013)
	組織間連携組織	公民協働の前提(Gabor 2011)
	住民の主体性醸成に向けた教育	協働を推進する力,協働のプロセス構築力,あるいは協働そのものの開発力に向けて(Zivkovic 2011) ソーシャルキャピタルの構築および改善に向け.人びとが課題に気づくところから発展が始まる.(Birkhölzer 2009)
地域	地域のステークホルダーとの,開かれた,濃密なコミュニケーション	地域と協同組合のリーダーたちとの対話(Chun, Han, Park 2011) 関係性にかかるスキルの向上が必要(Imamura 2013) 支配的な論調そしてその論調が持つ価値,ゴール,そしてルールに敏感である必要性(Glun 2013) ボランティアに対する考え方の変化に敏感である必要性(Schenkel 2013)
	組織間連携組織	目的や関心の共有,新たな協同組合の醸成(Chun, Han, Park 2011)
	インフォーマルな方法による,地域のサービス供給への参加促進	地域課題共有の場の提供および協働実践の展開が必要.それが社会的企業自身の持続可能性につながる(Nakagawa 2009) エンパワメントモデルへの移行が肝要であり,貧困層の変容を支援する構造やシステム構築が必要(Dacanay 2013)
	コミュニケーション戦略	戦略的,計画的,システムティックな展開による正当性の担保が必要(Gilorimini 2013)

	の施行	
営利企業	ビジネスマインドを持つこと	組織トップが、ビジネス経営に関する知識を保持,あるいはマネジメント能力の研鑽(Kuan, Chan, Wang 2011)
	CSRの創出価値の理解	社会的企業が創出する価値との折り重なりに対する理解の促進が必要(Grantsら 2013)
	投資に対する受け入れ態勢の整備	①実践インパクトの提示,②明確なビジネスプラン提示,③理事会などの能力による信頼,④財政的持続性の安定性,⑤投資家への費用対効果の明示,が必要(Seddonら 2013)
	消費者など,営利企業のステークホルダーへの影響力の行使	市場主義に振り回されないための資源をいかに開発し,正当性を持続させるための要素(Huybrechts, Nicholls 2011)
	組織間連携組織	①児童,生徒への体験学習,②高等教育における専門コース設置,③優先発注の義務化,④強みの営利企業への発信,⑤SEの活用モデルのPR,そして⑥SEの経済的貢献を調査し,発信することが必要(Nakagawaら 2013)
	社会的企業活動の独自性(社会性)を社会に訴求すること	
	関係性にかかるスキル	スキルの向上が必要(Imamura 2013)
他組織	同じプロセスの共有	調和に向け,他の組織が持つ歴史に耳を傾ける技術や,自身の記憶を振り返り内省を行う技術が求められる(Semenowicz 2013)

筆者作成

がしかし,社会的企業の協働先としてあがっていたのは,行政,地域,営利企業,他組織であり,家族は社会的企業の協働先としてはあがっていなかった.高校卒業後には親元を離れ暮らすことが一般的である欧米諸国では,独立した個という視点が先行し,家族との関係性に着眼しにくいのかもしれない.このことを言い換えれば,家族との協働は,社会的企業研究の焦点として見過ごされがちであり,追究すべき論点であると先行研究を踏まえてもいえる.

一方,日本の社会福祉では,「生活場としての家族」の経験や意識とそれに基づく実践(空閑 2014:184)が必要とされる.松永(2015)は,障害のある人の家族は高齢化や貧困,病気といった生活に直結する課題を抱えている場合が多く,福祉専門職との連携による家族支援が,強いては障害のある人本人の地域移行やグループホームでの生活の継続が高まる可能性があることを指摘し,今後の課題の1つとして家族への対応の見直しをあげている.また青木(2013)は,精神障害者の当たり前の暮らしの実現に向け家族をインフォーマルな

社会資源の代表として捉えたうえで、家族と医師や PSW(精神保健福祉士)等の専門職とのパートナーシップを構築することが重要であると述べている。さらに北野(2015)は、障害のある人と家族を含む支援者との相互エンパワーメントは、互いの持つ個性を社会的役割の中で位置づけ、社会から必要な支援と合理的配慮を勝ち取っていくプロセスだとし、障害者の自立した生活を支援するにあたって家族を巻き込み、相互に生きる意味、価値、力を生み出すことが必要だと述べている。このように、近年の先行研究では、障害者の自立を支援するうえで、家族との協働が不可欠であることが強調されている。障害者の自立支援については長年の運動や研究の蓄積がある。しかし家族との協働が不可欠であり、家族との協働のあり方に関する研究が求められていることは、新たに表出した生活課題の解決にむけても大きな示唆があると考えられる。そこで本章では、障害者の自立を支援する 4 つの事業体と障害者の家族との協働の歴史的な流れを捉えつつその変化に影響を与えたと思われる要因について分析を行い、そのうえで生活課題を抱えた人の家族との協働をいかに社会的企業が推進できるのか、その方法について考察する。

第 3 節 調査概要

1. 調査方法

第 2 章で述べた EMES による社会的企業の捉え方、つまり 3 カテゴリー各 3 要素からなる捉え方をもとに選定した、生活課題を抱える障害者の自立を地域で支援する 4 法人の責任者(A/B 法人：理事長, C 法人：代表理事, D 法人：労働支援部々長)を対象に、インタビュー調査を実施した¹⁶。調査実施時期および調査時間は、A 法人(2014 年 9 月約 2 時間), B 法人(2014 年 8 月約 3 時間), C 法人(2013 年 8 月約 4 時間), D 法人(2013 年 7 月約 6 時間)である。データの逐語録を作成し、家族との協働、他主体との協働に関する記述を抽出した。その上で、佐藤(2008)の質的データ分析法を参考に、意味のまとまりにコードを付し、カテゴリー化、ストーリー化という過程を往復し分析を行った。最後に、家族との協働を社会的企業がいかに推進できるのか、その方法について考察する。なお、A 法人と B 法人については調査目的に応じた調査対象として研究者から推薦を受けたこと、C 法人については研究者からの推薦があったこと及び調査以前から筆者は参与観察を行っており、事業体としての自律性を保ちながら障害者自身による生活課題解決に向けた支援を行っていること、そして D 法人については調査対象者と調査以前から研究会等を通して関係が構築できており、日本で初めての精神障害者向け福祉工場を設立し、今日まで発展を続けてきた持

続性があることが、各法人を調査対象として選定した理由である。

2. 調査先概要

(1) A 法人の概要

A 法人は、人口 97 万人弱の E 市内に所在する法人である。その活動は、今回の調査対象者である理事長の I 氏が、1980 年筋ジストロフィー患者の地域自立生活を支援するための共同生活所を、設立したことに端を発する。

法人の理念は、「障害をもつ人々の自立と社会参加を支えるための福祉の仕事を進めま

す」である。I 氏夫妻を中心に、支援の対象を全身性障害者や知的障害者にシフトしつつ、1984 年「働く中で喜びを」というテーマのもと、福祉作業所を開設した。縫製作業・廃品回収から事業を始め、クッキーやパウンドケーキの生産へと幅を広げた。

2000 年社会福祉法人格を取得し、翌年授産施設(現在の就労継続支援施設や就労移行支援施設)を開所した。続いて、2004 年にはグループホームを 2 か所開所し、2014 年事業所設立 30 周年を迎えた。現在は、就労移行支援事業、就労継続支援事業 A 型、就労継続支援事業 B 型、地域生活支援事業を展開するとともに、作業支援、就労支援、生活支援を行っている。

(2) B 法人の概要

B 法人は、人口 12 万人弱の F 市に所在する法人である。その活動は、福祉系大学を卒業した、調査対象者である理事長 J 氏が、作業所から一般就労する人が社会的に孤立しないように、1993 年に土日に社会参加できる場所を作ったことに端を発する。J 氏は、1981 年の国際障害者年やノーマライゼーションの思想にも影響され、一方で、大学卒業後勤務した施設で施設処遇が個別処遇になっていない現実を目の当たりにし、そのギャップを埋めようと始めたものである。

法人の理念は、「必要な時に、必要な人に、必要なサービスを」である。1997 年に J 氏は 7 年勤めた施設を辞し、1998 年、レスパイト事業を立ち上げる。2000 年任意団体は NPO 法人格を取得した。2001 年、法人は自然養鶏事業を開始し、翌 2002 年にはグループホームを開所した。2003 年には、社会福祉法人格の取得が認められた。

B 法人は、重度障害や重複障害を持つ人びとが、自分ができることを増やす「発達保障」と、日常生活から看取りまで地域で支援する「生涯保障」の二軸でサービスを展開してい

る。具体的なサービスは、「住む」（1人暮らし支援・グループホーム・ケアホーム・在宅支援）、「働く・生きがいをもつ」（通所施設・デイサービス・就労支援）、「余暇を楽しむ・社会に参加する」（移動支援・本人会支援・情報提供支援）という3つの支援を大きな柱に、展開が図られている。

(3) C 法人の概要

C 法人は、人口 23 万人弱の G 市に所在する法人である。G 法人設立のきっかけとなったのは、1995 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災である。震災ボランティアを体験した企業家夫妻が財団法人を設立し、財団所有の広大な土地に市民による福祉活動の拠点「福祉コミュニティプラザ」を整備した。土地の一角が、福祉コミュニティづくりに向けたリザーブ用地とされ、その活用法の検討を目的に福祉文化研究会が設置された。3 年半の研究活動後、特に「働く」ことをキーワードとする事業を起こすこととなった。2009 年 9 月に事業体の設立総会が開催された。その後、2010 年 NPO 法人として認証された。

法人の理念は、「みんなが働き、楽しく暮らす」であり、障害者をはじめとして社会的に仕事を得にくい人々に働く場を提供することを第一の使命としている。就労継続支援事業 A 型の事業所であり、業種としては、ビル管理(清掃, 駐車場管理), 食事サービス(レストラン, 給食), 市場での野菜, 米などの販売, パソコン家電修理を行っている。また、障害者だけでなく、地域に存在するひきこもり青年の職場実習も行ったこともある。なお、法人の代表理事であり、今回の調査対象者である K 氏は、G 市元職員である。

(4) D 法人の概要

D 法人は、人口 36 万人強の H 市に所在する法人である。法人設立のきっかけは、法人執理事 N 氏の聴覚障害を持った青年との出会いである。その青年は耳が聞こえず話もできない。さらに視野狭窄も抱え、学校を出たあとに行く場所がなく、家庭内暴力を起こしていた。H 市の病院で看護師だった N 氏は、聴覚障害児の教育を行う学校の保母(当時)から手話を学んでいた。彼は N 氏に手話で「僕も働きたい、僕も友達がほしいんや、ひとりぼっちは寂しいんや」と語った。行政主催の手話サークルで出会った人びと、H 市の市民の手による無認可通所作業所が誕生したのは、1977 年であった。以来 D 法人は、知的障害・精神障害・身体障害などという障害の種別関係なく、さらに近年では不登校児やひきこもりの方までを対象とし、「ほうっておけない」をキーワードに実践を行ってきた。

1989年に、D法人は社会福祉法人格を取得した。その直前に、クリーニング業を始め、現在では、印刷、食品加工製造、農産物直売所はじめ、様々な業態を推進している。住むところや働くところはじめ、人が人として生まれ、たくさんの人と手をつないで生きられる街づくりを標榜している。近年は、生産から加工、流通販売・飲食等まで一気通貫でおこなう経営形態を指す6次産業化を目指すと同時に、計数管理の重要性を法人内だけでなく、国内に広く訴えている。

3. 倫理的配慮

本調査は、「日本社会福祉学会研究倫理指針」「日本地域福祉学会研究倫理規程」の内容を順守して行った。面接時に、研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを口頭にて説明し、書面にて了承を得た。また、分析終了後、調査結果について書面にて送付し公開について了承を得ている。

第4節 調査結果

1. A法人調査結果

A法人を取り巻く主体との協働において、【家族・医療との対立】という状況が鮮明にあった。その一方で、【医療と介護の必要性と専門性のある理解者】が存在し、【活動資源の多様な供給先】を追い求め、仕事の現場では【すべてやるボランティア】との協働が、A法人の活動を後押ししたことが分かった。その協働の展開時期は、A法人開始時期前後、つまり1970年代終わりから1980年代前半あたりの間である。図表21は、調査で出た語り、コード、カテゴリーの詳細を記したものである。なお、以下文中では、「」は語りを、また、< >は、意味のあるまとまりに付けたコードを指し、【 】は、いくつかのコードから生成したカテゴリーを指している。

(1) 【家族・医療との対立】

① <家族からの自立>

1979年、福祉系大学を卒業したI氏は、とある県の障害児施設に就職する。その地で、彼は障害者の自立生活を支援する団体と出会う。そこでI氏は、障害者の地域における自立生活に必要な、人・もの・こと・システムを体得した。しかしそれは、「親が、障害を持っている人たちの日中活動の場を作業所という形でつくった、やろうという感じが強かつ

た(A14)」状況の中にあった。一方 I 氏は、「親からの自立が目標(A16)」である、病院に長期間入院していた筋ジストロフィー患者のために行動を起こそうとした。

② <家族からの反対>、<医療からの反対>

しかし、「当然、親やお医者さんたちは反対(A5)」した。それでも I 氏は「最終的には筋ジストロフィーの人たちが親の反対を押し切るような形で、(A11)」発進した。

③ <対立軸としての家族>

その結果、I 氏は「うちは家族とは関係なく、かかわる主体は障害者(A44)」であり、「作業所を始めるときも、こちらの考え方としては、親は一切口出しはしてほしくないとか、親が〇〇〇〇の運営にかかわることは一切拒否しようとか。親とは一定の距離感とか、むしろ対立して捉えるような発想(A17)」を堅持した。

このように、A 法人は、障害者の<家族からの自立>を目指し、<家族からの反対>や<医療からの反対>があり、<対立軸としての家族>とは協働せず、事業を展開してきた。それは、まさに【家族・医療との対立】であった。

(2) 【医療と介護の必要性和専門性のある理解者】

① <医療の必要性>

そうした状況下、筋ジストロフィー患者たちは、「ちょっと何か病気になると、体が弱いですから死に直結してしまうので、医療機関との関係も必要(A7)」であった。

② <思いを共有する医療関係者>と<資源としての学生>

しかし、「近くに〇〇病院(中略)があったので、そことか。あと、内科系のお医者さんで、(中略)そういうところに勤務されていたというのがあったので、そういうところとコンタクトをとったり(A10-1)」したおかげで、医療関係者との協働につながった。また、「介護の部分は、近くに〇〇大学があって、その学生さんたちに介護者として入ってもらって、24 時間の介護のローテーションをつくり(A8)」、「あと、●●大の医学部(中略)の学生さんとコンタクトをとったり(A10-2)」し、学生との協働も可能となった。

このように、<医療の必要性>に対し、<思いを共有する医療関係者>や<資源としての学生>との出会いが創出された。つまり、【医療と介護の必要性和専門性のある理解者】という需給のマッチングが図られていたのである。

(3) 【活動資源の多様な供給先】

① <使える制度は使う>、<民間企業の物的支援>、<助成団体の経済的支援>

その上で、「労働関係からいろいろな補助金が若干つく(A20)」ことに着目したり、また、「スーパーとかお店関係も、段ボールがあるから(A24)」との民間企業を活用したり、「助成金の団体がありますよね。(中略)応募して、通ると、ちゃんとしたコンベックに買い替えたり(A31)」、「器具を入れかえたりとかして(A32-2)」というように、助成団体からの支援をも活用した。

② <口コミによる拡散>、<訴求力としての募金>

さらに、「支援してくれる人たちの口コミ(A25)」による拡散を図り、「障害者の人たちと職員は、時間があれば駅の前に立って街頭募金を(A53)」実施した。

③ <メディアへの期待>、<広域拡散力としてのテレビ、新聞>

反対に「スーパーによっては、うちもついでに新聞に取り上げられる(A43)」という期待があり、「イベント1つやるのでも、各新聞社の支局(中略)を回って(A40)」、「新聞記者さんとも仲よくなって(A41)」，結果として「NHK が取り上げてくれたり、新聞各社が取り上げてくださったというのがあった(A39)」。

このように、<使える制度は使う>ことはもちろん、<民間企業の物的支援>、<助成団体の経済的支援>だけでなく、<口コミによる拡散>や<訴求力としての募金>にとどまらず、<メディアへの期待>をあおるべく、<広域拡散力としてのテレビ、新聞>といった、【活動資源の多様な供給先】との協働を展開していた。

(4) 【すべてやるボランティア】

① <新たなアイデアを出すボランティア>

「縫製作業にたけている方が、(中略)品物は1つにしようと言って、(中略)お弁当を入れるようなもの(A26)」や「行き詰まったときに、また、ボランティアさんが、食べてなくなる物のほうがいいという話をしてくださった。(A28)」というように、ボランティアが新しいアイデアを出した。

② <資源を見つけるボランティア>

「機材も必要だったんですけども、(中略)最初は、知り合いに頼んで要らなくなったオープンとかあれば貸してくださいとか、いろいろな器具を集め(A30)」たり、「安い旅行会

社を引っ張って(A47)きたり、「バザーやイベントをやって資金集めをしたり(A52)し、ボランティアが資源発掘を行った。

③ <意識高く指導するボランティア>

「つくるのだったら、しっかりしたものをつくって。(中略)やっぱり物として売れるものをつくって。ですから、お弁当袋をつくっているときも、障害者の人たちに対して、ボランティアさんもすごく厳しい指導を(A33)行い、「製造については、ボランティアさんが主体でやってくれ(A37)」たのであった。

④ <成果の可視化>

こうした多機能の発揮は、「いろいろ取り組んでくれたことが結果的にちゃんと建物としてあらわれてきたりとか。ここが建つときもそうだったんですけども。皆さん、結果に見えてきた(A50)」こと、つまり成果を可視化することによって持続が可能になった。

このように、外部環境を整えつつ、仕事を持ち生きがいのある生活を送りたいと願う障害者および A 法人が、仕事の現場でもっとも協働を行ったのは、【すべてやるボランティア】だった。その人びとは、次のアイデアがない時に<新たなアイデアを出すボランティア>であり、ことを進める上で何か不足が生じた際には<資源を見つけるボランティア>となり、仕事の場では<意識高く指導するボランティア>でもあった。そうした多様な機能の発揮は、<成果の可視化>を通し、持続性を保っていた。

図表 21 A 法人を取り巻く主体との協働の諸相

カテゴリー	コード	語り
家族・医療との対立	家族からの反対	(障害者も：筆者加筆)一刻も早く病院を出て自立したいというのがあって。でも、当然、親やお医者さんたちは反対というのがあって。(A5) 親たちは反対していたんですけども、最終的には筋ジストロフィーの人たちが親の反対を押し切るような形で、最初は通いだったのをそこで住むような形になったんです。(A11)
	家族からの自立	当時はまだ、障害者の人のことというと、作業所があっても親の会が中心で、利用者の人たちに対しても「子どもたち、子どもたち」というような呼び方をしているぐらいで。親が、障害を持っている人たちの日中活動の場を作業所という形でつくった、やろうという感じが強かったし。そういうのが〇〇市内でもぼつりぼつりと、親の会がつくった作業所が 1-2 箇所でき始めて。(A14) 親からの自立が目標ということで、親の会の人たちからしてみると、あいつは勝手なことをしやがってみたいなところはちょっとあったかと思うんです。(A16)

	対立軸としての家族	作業所を始めるときも、こちらの考え方としては、親は一切口出しはしてほしくないとか、親が〇〇〇〇の運営にかかわることは一切拒否しようとか。親とは一定の距離感とか、むしろ対立して捉えるような発想はありました。(A17) うちが家族とは関係なく、かかわる主体は障害者(A44)
	医療からの反対	(障害者も：筆者加筆)一刻も早く病院を出て自立したいというのがあって。でも、当然、親やお医者さんたちは反対というのがあって。(A5)
医療と介護の必要性と専門性のある理解者	医療の必要性	ちょっと何か病気になると、体が弱いですから死に直結してしまうので、医療機関との関係も必要だということ。(A7)
	思いを共有する医療関係者	医療のほうは、近くに〇〇病院という総合病院があったので、そことか。あと、内科系のお医者さんで、ちょうど△△病院というところで働いていたお医者さんが、そういうところに勤務されていたというのがあったので、そういうところとコンタクトをとったりとか。(A10-1)
	資源としての学生	介護の部分は、近くに〇〇大学があって、その学生さんたちに介護者として入ってもらって、24時間の介護のローテーションをつくり。(A8)あと、●●大の医学部があって、その医学部の学生さんとコンタクトをとったりして、(A10-2)
活動資源の多様な供給先	使える制度は使う	労働行政からの援助が受けられないかということで、私と働きに来ている人たちとの間に一応雇用関係を結んで。そうすると、労働関係からいろいろな補助金が若干つくんですね。(A20)
	民間企業の物的支援	スーパーとかお店関係も、段ボールがあるからということで。(A24)
	助成団体の経済的支援	いろいろな助成金の団体がありますよね。そういったところにも応募して、通ると、ちゃんとしたコンベックに買いかえたりしながら。(A31) 助成金団体に申請して、それが通ると器具を入れかえたりとかしてやってきたんです。(A32-2)
	口コミによる拡散	支援してくれる人たちの口コミでというのがあって。(A25)
	訴求力としての募金	共同募金会を頼んでどうこうというのもできなかつたし。街頭募金活動をしたりとか、さっき言ったように器具を持っている人から借りたりとか、(A32-1) 障害者の人たちと職員は、時間があれば駅の前に立って街頭募金をしたり、(A53)
	広域拡散力としてのテレビ、新聞	NHK が取り上げてくれたり、新聞各社が取り上げてくださったというのがあったですね。(A39) イベント1つやるのでも、幸い各新聞社の支局が近くにいっぱいありますので、ですから支局を回って。(A40) 当時は新聞記者さんとも仲よくなって。(A41)
	メディアへの期待	スーパーなんかへ行って、ちゃんと新聞に取り上げられましたみたいなのがあると信用度が増すし。スーパーによっては、うちもついでに新聞に取り上げられると、というようなことがあって、(A43)
ラボる	新たなアイデアを	近所に住んでいる方が訪ねてきて、どんなことをやっているの、何かお手伝いできることはないですかと声を

出すボランティア	かけてくれたんです。(中略)その方がボランティアグループのリーダーだったんですね。(中略)ボランティアをその方が募ってくださったんです。その中ですごく縫製作業にたけている方が、(中略)品物は1つにしようと言って、(中略)お弁当を入れるようなものを分業して取り組み始めたんです。(A26)行き詰まったときに、また、ボランティアさんが、食べてなくなる物のほうがいいという話をしてくださった。(中略)アメリカのホームメイドのクッキーをつくれれば、これ、絶対売れるんじゃないかということ。(A28)
資源を見つけるボランティア	機材も必要だったんですけれども、(中略)最初は、知り合いに頼んで要らなくなったオープンとかあれば貸してくださいとか、いろいろな器具を集めてくださったんです。(A30)安い旅行会社を引っ張ってくるのが得意なボランティアもいたり(中略)運転の好きなボランティアさんがいれば、運転をお願いします。(A47)ボランティアさんが非常に苦勞して、バザーやイベントをやって資金集めをしたり、(A52)
意識高く指導するボランティア	ボランティアさんも、意識が高い人たちだったんですね。つくるのだったら、しっかりしたものをつくって。(中略)やっぱり物として売れるものをつくって。ですから、お弁当袋をつくっているときも、障害者の人たちに対して、ボランティアさんもすごく厳しい指導をしていたんです。(中略)例えば、糸がつっていたら、こんなものはもう売れないよ、全部ほどき直しなさいみたいな感じで。(A33)製造については、ボランティアさんが主体でやってくれました。(A37)ボランティアさんが、自分が中心に、自分たちがやっているんだという主体性とか意識とかが、うちはすごく強かったんですね。(A49)
成果の可視化	例えば新しく作業所を建てかえようといったときには、皆さんがバザーをやったり、いろいろ取り組んでくれたことが結果的にちゃんと建物としてあらわれてきたりとか。ここが建つときもそうだったんですけれども。皆さん、結果に見えてきた形がすごく嬉しかったんじゃないかなと思いますけれども。(A50)

筆者作成

2. B 法人調査結果

B 法人を取り巻く主体との協働において、J氏が構築した【ビジネスモデルに対する家族の両極端な反応】があったが、【対話と学び合いによる家族との信頼構築】がなされ、【エビデンスを持った先進事例の活用】や【データを示し行政に情報】を提供することで、協働の幅を広げ、活動が促進されていた。この協働の時期は、J氏がレスパイト事業を立ち上げた1998年前後である。なおこれ以降、語り、コード、カテゴリーを網羅した表は付していない。

(1) 【ビジネスモデルに対する家族の両極端な反応】

① <受益者負担のあるビジネスモデル>

J氏は、「受益者にはそれなりの負担をしてもらうしかない(B34)」状況にあり、「(障害年金から:筆者加筆)2割3割いただくというのは、ビジネス的には全然ありだろうと思った(B37-1)」。家族への説明はこうした考えにもとづいて行なわれた。

② <家族からの拒否>

それに対する家族の反応は、「ボランティアでやれとか行政から補助受けてからやれとか、おまえ、障害者食い物にしようとしているのかとか(B37)」「怒られるというパターン。おまえ、悪魔だと(B39-1)」, そんな強い拒否反応もあった。

③ <来る家族拒まず>

しかし、「興味があるという、それはアクセスがあるたびにおうちにお伺いして(B39-2)」説明を行った。

このように、<受益者負担のあるビジネスモデル>に対し、<家族からの拒否>があった一方で、<来る家族拒まず>の姿勢で説明を行う、つまり【ビジネスモデルに対する家族の両極端な反応】が、協働の入口にあった。

(2) 【対話と学び合いによる家族との協働体制構築】

① <拒否に対してはもう一步踏み込み>

上述のような反応がある中、「この人たち、国から金もってきていますよねって。そのお金どこにいらいますか?(B38)」などと、「辛辣に怒られたところは逆に食い込んで、どうしたら使ってくれますかと聞くと、ああしろ、こうしろとか値段ここのまでしろとか。(中略)もうちょっとここのまでやってくれないのか(B44)」といった形で、踏み込んでいった。

② <アウトリーチと学び合い>

同時に J氏は、「脱サラした時点で地域福祉を考える勉強会というのを立ち上げて、月に1度自分の企画の進行状況の報告(B40)」を行った。その勉強会のビラを「親の会に持っていったり通園施設に持っていったり、あとは特別支援学校の生徒のお知らせに入れて(B42)」もらうなどして周知を図った。そして、「徹底的に何が困っていますかということ」を当事者の家族から聞こうということで聞いて(B49)、「自分も一緒に地域の方たちと勉強しながらマーケティングもし、企画のブラッシュアップをした(B53)」のであった。こうして、ビジネスモデルは精緻化されていった。

③ <当事者性の共有促進>

また、勉強会の中で、「家族的に一番気持ちが動いたのは、やっぱり同じ障害のある親御さんの話(B51)」だった。「だから、重症心身障害タイプの親御さん、自閉症の親御さん、ダウン症の親御さんというふうに、想定されるタイプ別に親御さん連れてきてプレゼンテーションしてもらった(B52)」というように、当事者間における当事者性の共有を促進しようとした。

このように、ビジネスモデルに対する<拒否に対してはもう一步踏み込み>、<アウトリーチと学び合い>によるビジネスモデルの精緻化を図り、さらに、<当事者性の共有促進>もなされ、結果として【対話と学び合いによる家族との協働体制構築】が可能となった。

(3) 【エビデンスを持った先進事例の活用】

① <先進事例がとった方策の徹底調査>

また、J氏はビジネスモデル構築に向け、「日本中の見つけられたレスパイト事業所にはお手紙書いて、会員規約と、(中略)予算書をくださいというお手紙を一斉に出した(B41)」。その意図は、「先行事例を(中略)徹底的に調査(B47)」することであった。そして、「予算書と利用規約を取り寄せて、それを検討するということと、その中でこれすごいなと思った事業所には、時間見つけては見に行っていました(B48)」。

② <先進事例の活用>

さらに、「先行事例を調べていくときに出会った人でこの人すぐれているなという人がいると、呼んできて次の勉強会でしゃべってもらった(B50)」。そして、「こんなサービスをしてこんな事例が助かりますよという話をして(B52)」もらった。

このように、<先進事例がとった方策の徹底調査>を行うだけではなく、<先進事例の活用>も行った。つまり【エビデンスを持った先進事例の活用】といえる。

(4) 【データを示し行政との情報共有】

① <データ収集と整理>

さらにJ氏は、「障害者手帳とかいろいろなことを整理すれば潜在ニーズがわか(B35)」

るというように、データを収集し、その整理を行った。

② <整理したデータに基づく対話>

そのうえで、「役所にも特にその間交渉に行くでもなく、ただ、実績報告書だけは必ず毎年行って説明させていただいて、議員さんにもかなり説明させていただいて(B36)」, 行政サイドの理解を得ようとした。

つまり、<データ収集と整理>を行った上で、<整理したデータに基づく対話>をめざし、【データを示し行政との情報共有】を図った。

3. C 法人調査結果

C 法人を取り巻く主体との協働において、【家族との信頼に基づくゆるいつながり】があった。強い協働体制にはないが、【当事者を多く含んだボランティアが多様な機能・役割を發揮】し、【共感し合える地域資源】の存在もあり、補完がなされていた。一方で、【社協・行政との揺らぐ関係】が見られた。C 法人は、設立が 2010 年と新しく、現在に至るまでの間の協働体制ということができる。

(1) 【家族との信頼に基づくゆるいつながり】

① <緊急時に発露する家族との信頼関係>

まず、「下肢マヒで言語にも少し障害がある。その人がパニックになったんです。(中略)睡眠薬を 40 錠くらい飲んだと(中略)。ご家族自身がお近所の心療内科に通われたのですが、結構薬があったと。(中略)療法としては薬よりカウンセリングだと思って、ご家族を介して、ドクターにカウンセリングが大事だと思うので、こちらでしましょうかという(C39)」ように、緊急時に家族との信頼関係が発露していた。

② <日常的なゆるいつながり>

しかし、「家族会はありますが、独立して(C46)」おり、日常的にはゆるいつながりで活動は進行していた。

③ <合理的配慮>

その活動は例えば、「〇〇さんが今まで寝られて、教育を受けて、指導を受けて、21 歳になった。うちでそう簡単に教育できますか？では、どうしますかと。今度は合理的配慮です。(C51)」というように、家族から受けた教育の後を合理的配慮という視点から支援を展

開していた。

このように、事業体として＜合理的配慮＞という視点を持ち、＜日常的ゆるいつながり＞の中で活動を展開しているが、＜緊急時に発露する家族との信頼関係＞があった。これらのことは、【家族との信頼に基づくゆるいつながり】といえる。

(2) 【当事者を多く含んだボランティアが多様な機能・役割を発揮】

① <多様な機能・役割を発揮するボランティア>

レストランでは「毎日だいたい2-3名。11時半くらいから16時くらいまで交代で、完全無償で(C24)」支え、「週に1度ストレッチ、柔軟体操を教えてくれる先生がいました。それから習字、家計簿、スケジュール管理など仕事につながるような、毎週月曜日。それからフラダンス。それからエクササイズ、月に1回(C25)」や、「(障害者に：筆者加筆)もう一度趣味をしようと。(中略)探して年配の写真をやっている人に来ていただいて、撮影をしいったり(C38)」, 「大型免許を持っておられたので、レンタカーでマイクロバスを借りて(C53)」淡路島に行ったりと、様々なボランティアの存在があった。

② <第三者性を持った当事者ボランティア>

その中には、「65歳の女性ですが、子どもさんが知的障害で親の会でずっと頑張っておられて知名度の高い有能な方(C49)」をはじめとして、「当事者系も多い(C71)」状況で、障害をもった子どもさんを迎えられる、受容という関門を乗り越えられて、なおかつ社会的に生き抜いてこられた、人格形成のプロセスはすごい(C61)」ものがあり、「そういう方々がいてくださるので、いろんな問題点が放っておいても解決され(C62)」ていた。

このように、＜第三者性を持った当事者ボランティア＞含め、＜多様な機能・役割を発揮するボランティア＞が事業推進の中で重要な位置を占めた。このことは、【当事者を多く含んだボランティアが多様な機能・役割を発揮】していた、つまりC法人と強い協働体制にあるといえる。

(3) 【共感し合える地域資源】

① <歴史的連携>

「105回も続けて(C69)」おり、「今は社協が事務局をしていて、オールG市で元民生委

員の会長とか、障害当事者の会長とか、愛の会の代表とか集まってやって(C70)」いるラウンドテーブルという歴史的に存在する連携があった。

② <共感できる地域の土壌>

また、「顔が見える関係で。顔が見えれば、お互いにこういう暮らしをしていて、こういう収入だと分かって、結構つきあえ(C55)」, 「どこかで一緒に電車にのっていかないといけない(C58)」「地域で抱えた渦(C50)」という認識の共有がなされていた。「昭和 62 年には全国に先駆けて手を挙げて、ボランティアセンターを立ち上げ(C60)」る以前に、「G 市が唯一違うボランティア社会があるとすれば、先駆者がいる(C59)」環境にあったことも、「ボランティアが盛んだという(C59)」土壌を生んでいた。

③ <財団からの支援>, <口も出す財団>

さらに、「財団からの支援(C22)」の恩恵で「建物も、備品も借り物(C29)」で済ませていた。その財団からの支援は、「ビジネスモデルに関して、財団のほうでは、理事会で意見が合いませんでした。(中略)色々なものに手を出しているとうまくいかないと。資源を集中しないでビジネスがうまくいくわけない、と批判を受け(C33)」たが、「今になってみると論拠を持ったので、今は反論できます(C35)」というように、支援もするが口も出す財団だがやり通せている状況にあった。

④ <当事者性の高い理事>

そのうえで、「今理事会の中に当事者性の強い方は、副代表で電動車イスを使った重度の身体障害者、頸椎損傷の方がいます。(中略)もう一つは親の会の G 市の会長だった人が、経験者がうちの理事に、〇〇さんといいます。当事者性の高い人は 7 人のうち 2 人入って(C52)」いた。

このように、<歴史的連携>と<共感できる地域の土壌>という伝統的要素の上に、<口も出す財団>との関係は何とか保ちつつ<財団からの支援>を享受し、その上で<当事者性の高い理事>の存在、これらすべてが【共感し合える地域資源】として、C 法人と協働していた。

(4) 【社協・行政とのゆらぐ関係】

① <社協からの事業委託>

C 法人設立前には「2009 年 12 月に例のおせち料理。社協から 200 食注文をもら(C13-

1)」い、設立後も「お掃除 1 か所、厨房 1 か所、市社協のですね、掃除の委託と障害者デイの給食(C14)」を受託するなど、社協からの事業委託は事業の重要部分を占めてきた。

② <イコールフィッティングの圧力>

しかし、「指定管理になってからは大変で、(中略)包括的委託で競わせますから、どんどん競争で金額が落ちて、かなり金額が落ちて(C20)」いるが、「実はこの 4 月から市の総合福祉センターをやるつもりだったんです。(中略)今入っている総合管理を分割して、その時の見積もりが 360 万くらい。うちが 560 万くらいないと受けられないと。100 万まで歩みよったのですが、社協が全然歩みよらなくて。けんか別れ(C44)」をした。

③ <ゆらぐ行政の理念>

イコールフィッティングの圧力がある中、「問題は、G 市がそこをこれから切り分けていくのか。我々も民間よりはるかに安くしろということではなく、そこはリーズナブルなところで。民間も原価割れで受けるわけない(C45)」わけで、「市が、障害者が働けるように掃除の現場を作っていくか(C45)」という、行政サイドにおける理念のゆらぎにも直面していた。

このように、<社協からの事業委託>は事業で重要な部分を占めるが、<イコールフィッティングの圧力>があり、<ゆらぐ行政の理念>に直面し、これらのことは、【社協・行政とのゆらぐ関係】とまとめることができる。

4. D 法人調査結果

D 法人を取り巻く主体との協働において、【家族とはゆるやかに】つながっている状況があった。また、【地域ともゆるやかに】つながっており、協働体制の強みは【互いの強みを活かしあう縦・横・斜めのネットワーク】があった。一方で、【近い県・遠い市】というねじれた関係性もあった。そうした協働は近年進行しているものである。

(1) 【家族とはゆるやかに】

① <家族との良好な関係>

D 法人において、「法人のやり方とか運営に合わなくてご父兄がね、ここを出ますという事例は、私の知っている限り 1 例です。(D39)」というように、今回の調査対象者である L 氏が入職してから 13 年が経過している(2013 年 8 月段階)が、家族とは良好な関係が保た

れていた。

② <ゆるやかなつながり>

また、「年に1度父兄会というのがあってね、ご父兄の意見を全員集まっていたいてお聞きして、日常的にもスタッフが職員によりますがご父兄と連携を取っていることもありますし。(D40)」というように、そのつながりはゆるやかなものであった。

このように、<家族との良好な関係>を<ゆるやかなつながり>で保っていた、つまり、【家族とはゆるやかに】つながっていると要約することができる。

(2) 【地域ともゆるやかに】

① <ボランティアの使いにくさ>

「ボランティアは少し考えものでね。(中略)自分の気が向いた時に、自分が空いた時に、多少は役にたつ部分ではありますが、長い目でみるとそうでもないです(D57)」というように、ボランティアの使いにくさを感じていた。

② <地域の居場所としての法人>

一方で、「ここに小さな直売所があって、地域住民の人が買い物に来たり、お年寄りの人が買い物をしなくても居場所としてだべる場所としてきてくれたり(D34)」、「祭りですが、たぶん300人くらいこられます。地域住民の方もたくさんこられます。(中略)花見をするのですが、地域住民の方を巻き込んだの祭り(D34)」もあり、D法人の役割としての地域の居場所でもあった。

このように、<ボランティアの使いにくさ>を抱えつつ、<地域の居場所としての法人>という役割を発揮し、D法人は【地域ともゆるやかに】つながっていることがわかった。

(3) 【互いの強みを活かしあう縦・横・斜めのネットワーク】

① <個人的ネットワーク>

「福祉と事業という高いスキルを持った人材は、簡単には育成できないので、(中略)管理職だった団塊の世代の人たちに社会的企業について説明し、手伝ってもらうのが、一番現実的(D19)」であると考え、「私がいろいろご指導を受けている人をあげれば、〇〇の時の上司であったり、〇〇の地域法人の社長だった人にご指導受けたり、パナソニック、昔の

松下電器で財務関係の部長をしていた人に教えてもらったり、住宅会社の専務をしていた方からご指導いただいたり、大企業で管理職をやっていた人にいろいろ教えてもらって(D21)」いたり、「就労準備支援として、社会人マナーの習得が必要だと考え、企業経験者の協力をいただきながらまとめ(D42)」たりしていた。

② <市場との WIN-WIN の関係づくり>

また、「以前から、農〇連という革新的な団体とご縁があって、(中略)そこに農産直売所が出来た時にそこにうちの商品を全部出して、隣にうちの飲食店を出させてください(C25)」たり、「〇〇文化協会ですが、(中略)全国の小規模の農産加工をやっている勉強会グループがありまして、(中略)そこに私は障害者施設の職員として 10 年前初めて参加(D45)」したり、「(〇〇大学が：筆者加筆)〇〇直売所学校というのを開いて、直売所を運営していくことを通じて、一部農産加工や農業の勉強会を 1 年(D47)」やったり、「〇〇金属の H 製鉄所で、孫会社で特例子会社を作ってくれるということになり、責任者と私は福祉の会合で知り合っていて、(中略)1 人はクリーニング、1 人は印刷で雇っていただいた(D53)」りしながら、「WIN-WIN の関係(D6)」を市場との間でつくろうとしていた。

③ <福祉の中での組織間連携>

さらに、「ひきこもりの方がたを支援する事業所が 1 つあるんです。(中略)居場所ですね、(中略)そこで居場所だけになっていたら話にならないので、(中略)働こうかなという意欲の出てきた人を私は去年 5 人お預かりして就労訓練をした(D3)」り、「(D 法人は：筆者加筆)〇〇連の中心的存在なのですが、就労支援の勉強会が毎年 7 年間あって、その席上で商品を売り込んでい(D26)」ったり、「作業所で〇〇福祉会というところが、うちを参考にしてジュースの加工場と農家レストランと今は直売所もやっています。(中略)うちでこの若い職員が見学して、研修を受けて、〇〇協の加工ネットの勉強会に参加するようになって、そこからここはどんどん進めてい(D64)」った。

④ <紡ぎ始めた社協との関係>

そうした中、「(社協とは：筆者加筆)全然つながりはなかったんです。ですが、(中略)お互いにこれから連携して使えるものは使っていきたいと思いますという話は職員さんとはしています。(D35)」という状況があり、「県社協の上の方とは多少人間関係ができて(D58)」きており、社協との関係性に変化が見えた。

⑤ <互いの強みを発揮>

上述の基盤として、「社会福祉法人も自分の持っていない力を持っているところを、受

け入れてやっていくくらいの度量がないと、自分たちと違うからと拒否をしていたら、その社会福祉法人は役に立たない(D20)」わけであり、「各法人、団体の得意のしているところ、強いところを、そういうものをおたがい相互利用してやっていこう(D5)」という考えがあった。

このように、＜互いの強みを発揮＞という考えをベースに、＜個人的ネットワーク＞、＜市場との WIN-WIN の関係づくり＞、＜福祉の中での組織間連携＞、そして＜紡ぎ始めた社協の関係＞があり、これらは、【互いの強みを活かしあう縦・横・斜めのネットワーク】と集約できる。

(4) 【近い県・遠い市】

① ＜県との良好な関係性＞

「H 県とはこれまでいい関係でやってきて、連携は密(D30)」であり、D 法人に対しても「県などは評価してくれて(D32-1)」おり、「H 県内では、水産加工の事業自体がなくなっているのですが、ニーズはあるのです。県の水産部が、やってくれないかといって(D41)」くる間柄にあった。

② ＜市との悪い関係性＞

しかし、「H 市さんとは全く連携がない(D31)」状態であり、その原因として、「いうこと聞いてくれない団体がそれだけやると面白くないという人もいるでしょうね(D32-2)」ということであったり、「意識レベル(D33)」の問題もあり、「行政が一か所にノウハウあって、事業計画しっかりとしているからと、ぼんとお金を落とすわけにはいかないでしょう。(D63)」という背景もあった。

こうした＜県との良好な関係性＞がある一方で＜市との悪い関係性＞がある状況は、【近い県・遠い県】と集約できる。

第 5 節 小括

本章の目的は、生活課題を抱えた人の家族との協働を、社会的企業がいかに推進できるのかについて、その方法を明らかにすることであった。そのために、生活課題を抱えがちな障害者の自立支援を地域で行っている 4 法人を対象に調査を実施し、その結果を分析し

てきた。

調査結果からまず社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働の歴史的流れについて述べたうえで、その流れの変化に影響を及ぼしたと考えられる要因について述べる。社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働は、1970年代後半の【家族・医療との対立】型協働から、1998年前後には、【対話と学びあいによる家族との信頼構築】型に移行し、近年では、【家族とはゆるやかに】つながりながらの【家族との信頼に基づくゆるいつながり】型協働へと変化を遂げていた。そうした移行の背景としては多々考えられるが、調査結果から指摘できることは、障害者の自立生活運動、ノーマライゼーション思想、そして制度化進展や家族の変容といったことが、社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働に変化をもたらした要因である可能性が示唆されるということである。

そうしたことを踏まえたとき、今後社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との協働を推進するうえで採用すべき方法あるいは視点として大きく3点あげることができる。具体的には、第一に社会的企業サイドが社会情勢や政策動向といった、社会的企業と生活課題を抱えた人およびその家族を取り巻く環境の変化に敏感であるべきと同時に、その変化への対応を迅速に準備・実行していくこと、第二に、そうした変化への対応に向けては、本調査でいえば障害者であるが、生活課題を抱えた人およびその家族に対するアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、アセスメント力といった力量を高め、彼らの求める支援を可視化するとともに、環境の変化とのベストマッチングを設計し、計画的にそのベストマッチング実現に向け支援を遂行すること、さらに第三に、第二の点とも関連するが、ベストマッチング実現に向けた支援の遂行に必要な資源の開発力および編成力を高めるべきであることが指摘できる。

中西(2014)は、「若い障害者リーダーにとって、運動というのは過去の歴史になっていて、なかなか体感できない時代になっています。」と述べている。さらに、「(障害者：筆者加筆)本人にしてみると、親が元気だし、親もいてくれと言うし、親孝行のために家にいるんだ、みたいな理屈づけをする」とも指摘している。その原因を、「一人っ子、二人っこの時代」であり、「苦勞する機会がない」からだとする。そうした家族の変容と、もう一方での制度化進展という社会情勢や政策動向が、協働のあり様に変化を及ぼした可能性がある。目の前にいる生活課題を抱えた人およびその家族も日々変化するが、その一方でマクロな領域といえる社会情勢や政策もすさまじい早さで変化を遂げている。社会福祉およびソーシャルワークは、環境の中にいる人その人の自立にこだわり、これまでミクロな個別支援

を展開してきた。しかし、同時にマクロな領域における変化とその変化が求めるものについても対応を行わなければ、結果として目の前にいる生活課題を抱えた人およびその家族の彼らしい生活という一つの到達点には行きつけないのである。

したがって、まず社会的企業と生活課題を抱えた人およびその家族を取り巻く環境の変化に常に敏感でいなければならない。そのうえで、生活課題の解消に向けた包括的で継続的な支援を展開するためには、社会情勢や政策同様に変化のスピードをあげている生活課題を抱えた人およびその家族の課題、ニーズ等を迅速にかつ的確に捉えるために、アウトリーチ力を高め彼らに接近し、信頼関係を構築しながら彼らの想いの根底にあるニーズをすくい上げるための力やアセスメント力を高め、発揮することが必要である。Bernard (1938)は協働の成立要因として、課題の共有、協働意欲、そしてコミュニケーションをあげた。より積極的なコミュニケーションを通して、家族と課題を共有し、どのように解決していくべきかを議論し、協働する意欲を高め合うことが肝要である。

そして、求められる支援を遂行するに当たって、必要な資源の開発力と、既存の資源と開発した資源の編成力も必要である。そのためにもこれら力の醸成に向けた、研修、スーパーヴィジョン、ケース会議など対話と学び合いの場を体系的に設定していく必要がある。その中ではとりわけ地域の既存資源についての把握に関する力量をまず高める必要がある。より具体的には、地域において「誰が」「何を」「知っている」あるいは「することができるのか」を明確化できる力が社会的企業あるいはそこで働く人は高めなければならない。そうした作業つまり「地域を知る」作業を円滑にかつ的確に行うには、その地域に暮らす「人を知る」ことは言うまでもなく不可欠となる。人を知り地域を知ることで地域の資源が明確化され、生活課題の解消に向け必要な資源とのマッチングを図る段階までくる。そこでは生活課題の解消に向け不足している資源も同時に明確化されることとなる。そのう不足の解消に向けては、行政や他地域が保有している資源の活用可能性を探るとともに、地域でその不足している資源を作ることのできる可能性を探りつつ、可能なことから手を付けていくことが求められる。こうしたすべてのことを体系的に社会的企業として事業体の中にあるいは地域の中に設定していくことが求められる。そうした場合は常に対話を通したものでなければならない。その理由は、これまでにあげた 3 点の方法を採用しようとするときの基盤になることは、対話力であるからである。

生活課題を抱える障害者の自立という社会的な課題の解決を、事業性を担保しながら同時的に実現していくことは、政策的期待の高い社会的企業にとって大きな挑戦である。本

章では、第一に社会的企業サイドが社会情勢や政策動向といった、社会的企業と生活課題を抱えた人およびその家族を取り巻く環境の変化に敏感であるべきと同時に、その変化への対応を迅速に準備・実行し、第二に、そうした変化への対応に向けては、生活課題を抱える障害者およびその家族に対するアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、アセスメント力といった力量を高め、彼らの求める支援を可視化するとともに、環境の変化とのベストマッチングを設計し、計画的にそのベストマッチング実現に向け支援を遂行し、そのうえで第三に、ベストマッチング実現に向けた支援の遂行に必要な資源の開発力および編成力を高めれば、社会的企業による生活課題を抱える人の家族との協働が推進され、生活課題の解消に向かうことができることを明らかにした。

第6章では、社会的企業が抱える第二の実践課題としての他組織との組織間協働の形成方法について明らかにする。

第6章 組織間協働の形成方法

第4章において社会的企業実践において、生活課題を抱えた人による課題の解決に向けた社会的企業への参加を深めるための課題を克服するには、他組織との協働を仕組みにしておく必要性があった。そこで本章では、社会的企業が他組織との組織間協働を形成するための方法を明らかにすることを目的としている。そのために、滋賀の縁(えにし)創造実践センター(詳細後述、以下 縁センター)を対象に調査を行った。その前にまず第1節では組織間協働を対象にした研究の必要性について述べる。そのうえで第2節では調査目的とその方法、縁を調査対象とする理由および調査結果の分析時に活用した協働の形成及び持続性モデルについて述べる。そして第3節で調査結果について詳述したうえで、第4節においては調査結果を踏まえ、社会的企業が他組織との組織間協働を形成するための方法について考察する。

第1節 社会福祉分野における組織間協働を対象とした調査研究の必要性

近年社会福祉法人改革の波が吹き荒れている。そうした中で、全国社会福祉法人経営者協議会副会長である武居は、「かつて社会福祉法人は、もうかりもしない事業を手がけて、社会のためにひっそりと働く尊敬すべき存在であった(武居 2015)」と述べている。この発言からは、今や多様に存在する福祉サービスを提供する事業体の中でも、とりわけ社会福祉法人が「もうかりもしない事業」をやりつつ、他の事業で収支の帳尻を合わせ事業体としての持続可能性を保ち、地域に存在する様々な生活課題解決に奔走していたことが読み取れる。本論文が焦点を当てている社会的企業は社会的な課題のビジネス手法での解決を目指すものだが、日本の社会福祉法人が本来の位置づけが、社会的企業に近い存在であったということもいえる。

近年の日本では、人口減少社会や少子超高齢社会の進展により、老老介護、孤独死、若者や子どもの貧困など、制度だけでは解決しきれない新たな生活課題が噴出している。一方で、2000年以降営利企業やNPOなども社会福祉サービスの担い手となる中、社会福祉法人に対する税制優遇などが批判の対象となった。結果、「もうかりもしない」事業を手がけて、社会のために働くことが当然の存在であることが求められるようになった。

具体的には、2016年3月31日に成立した改正社会福祉法の第24条第2項には、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益(新設)事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、

福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」とする条文がある。いわゆる「地域における公益的な活動」を社会福祉法人が推進することを求めるものである。

改正法案提出の流れを受け、全国社会福祉協議会(以下、全社協)から発行された『社会福祉法人であることの自覚と実践 「地域における公益的な活動」の一層の推進、発信を(以下、「自覚と実践」)』は、「地域における公益的な活動」の実施方法として大きく4つあげている。それらは、①法人単独で行う方法、②複数の社会福祉法人が活動資金を出し合い、一体的な組織を構成して行う方法、③社会福祉法人、NPO法人、民生委員・児童委員、住民組織等が市区町村単位で協働して行う方法、④社会福祉法人がボランティア団体、NPO法人等を支援しながら連携して行う方法というものである(全社協 2014)。新たな生活課題の解決を地域で行うという役割が社会福祉法人に求められているわけだが、それを果たすためには、多主体間協働が不可欠であることが、とりわけ②,③,④の方法から分かる。

前章で述べたとおり、協働をいかに推進する方法論研究は進展していない。しかし多様な主体との協働は不可欠な社会情勢にある。さらに協働を通じた生活課題の解決を社会福祉法人に求める声が、その存在意義への問いかけとともに集中している。元来社会福祉法人は社会的企業に近い存在であった。その社会的企業における協働の研究は近年高まりを見せている。しかし、前章であげた図表 19 が示すとおり、行政、地域、営利企業といった主体との社会的企業の協働を促進するには、その前提条件としての組織間協働の必要性が指摘されている。にもかかわらず、組織間協働を対象とした Semenowicz(2013)では同じプロセスを共有することで組織間協働が促進されると結論付けているが、その研究は2つの組織による合併後のいわば波長合わせにおける1つの方法を示しているに過ぎない。

今求められているのは第1章で述べたとおり、生活課題を抱えた人およびその家族が暮らす地域において、課題を解決する「場」の形成を住民主体で行うこと、しかしながら地域にある「場」だけでは解決しない課題に対しては、行政や専門職等とも協働をしながらの解決を目指せる「仕組み」にしていくことが求められている。その中で協働が不可欠なものであることはこれまで明らかにしてきたとおりで、とりわけ多様な主体による協働による、「場」の形成だけでなく「仕組み」づくりが求められていると考える。その担い手の1つとしての社会的企業による組織間協働の形成方法を明らかにすることは、社会福祉分野全体に向け大きな示唆となるはずである。

第2節 調査概要

1. 調査目的とその方法

本調査では、多様な主体の参加による協働が可能となった要因と視点を明らかにすることで、社会的企業がいかに組織間協働を形成しうるのかについて明らかにすることを目的としている。具体的には、2014年9月1日に発足した縁センターを対象としている。縁センターは、制度のはざまの困りごとを放っておかない姿勢で、必要と思ったことはモデル事業として制度の枠にとらわれず企画立案し、普遍化のために行政の後押しも得ながら活動を進めていく、そのための事業費も会員が出し合う(縁センター 2015)協働実践である。2015年9月1日現在、19団体、192法人が加盟している。加盟法人の中には滋賀県内所在の社会福祉法人のうちおよそ7割が入っている。前節で述べたとおり元来、社会福祉法人は社会的企業に近い性格を持ち合わせていた。その性質が消失したのではないかとの批判は一部法人に向けては妥当だといえるかもしれない。しかし、縁センターに加盟している法人は、資金の拠出、事業への職員の参加、その中で知恵も出すことなどを主体的に行っている。その意味で加盟法人は、行政に依存せず自律的に縁センターへの関わりをもっており、より元来の社会福祉法人のあるべき姿、つまりより社会的企業に近い性質を帯びた法人であるといえる。それら法人の集積体としての縁センターもこれまた、より社会的企業同士の組織間協働体であるということが出来る。縁センターを調査対象とする理由については、次項にて改めて述べる。

縁センターを研究対象として取り上げる理由は、全社協が『社会福祉法人であることの自覚と実践 「地域における公益的な活動」の一層の推進、発信を』で提示した「地域における公益的な活動」の4つの推進方法の垣根を越えた、新たな実践モデルになる可能性があると考えからである。具体的には、第一に市町、福祉7圏域、そして県域でつながろうとする組織であること、第二に社会福祉法人関連団体や協議会だけでなく、県民生委員児童委員協議会連合会、県手をつなぐ育成会など、社会福祉を取り巻く多様な団体が参加していること、第三に加盟団体、法人が、お金も出し¹⁷、知恵も出し、新たな実践を開発し、政策提言まで行うこと、があげられる。さらに、縁センターは、県行政との間における“おめでとうから ありがとうまで”公私協働の福祉しが連携協定(準備会段階の2014年4月16日と、設立後の2014年11月10日に締結)に基づいており、民間と民間プラス公による実践である。

研究方法は調査研究¹⁸である。具体的には、縁センター設立に関わった事務局スタッフ

および滋賀県社会福祉協議会職員計6名に対する集団インタビューをプレ調査¹⁹として行ったうえで、縁センター正副代表理事4名²⁰へのインタビュー調査(本調査)を実施した。前章第1節で述べたように協働の成果が芳しくない中、多主体協働による実践²¹が強く求められており、先進的な縁センターという実践にあるリアリティを描き出すことが必要なため、この質的研究法を採用した。また、本調査対象選定の理由としては、縁センター発足以前から筆者が理事会などに同席する中で、正副代表理事会が縁センター発足に向けた大きな促進力となっていると考えたこと、さらに、縁センター長からの推薦があったことがある。4名の本調査対象者は、滋賀県内の高齢、保育、社協といった業界を取りまとめる立場にあり、社会的責任を有し、その発言には重みがあると判断した。調査実施時期は、プレ調査が2015年6月26日におよそ3時間行い、本調査の期間は2015年9月8日～14日であり、それぞれ1～1.5時間の面接を行った。記録した音声データの逐語録を作成し、佐藤(2008)の質的データ分析法を参考に、意味のまとまりにコードを付し、カテゴリー化、ストーリー化という過程を往復し分析を行った。その際、協働の考え方として後述する協働の形成及び持続性モデルを用い、協働成立の要因と視点を明らかにしたうえで、組織間協働の形成方法を導出しようとした。

2. 縁センターを調査対象とする理由

繰り返しになるが、縁センターを研究対象として取り上げる理由として大きくあることは、全社協が『社会福祉法人であることの自覚と実践 「地域における公益的な活動」の一層の推進、発信を』で提示した「地域における公益的な活動」の4つの推進方法の垣根を越えた、新たな実践モデルになる可能性があるからである。具体的には、第一に市町、福祉7圏域、そして県域でつながろうとする組織であること、第二に社会福祉法人関連団体や協議会だけでなく、県民生委員児童委員協議会連合会、県手をつなぐ育成会など、社会福祉を取り巻く多様な団体が参加していること、第三に加盟団体、法人が、お金も出し、知恵も出し、新たな実践を開発し、政策提言まで行うこと、があげられる。さらに、縁センターは、県行政との間における“おめでとうから ありがとうまで”公私協働の福祉しが連携協定(準備会段階の2014年4月16日と、設立後の2014年11月10日に締結)に基づいており、民間と民間プラス公による実践である。

筆者の縁センターへの関心は、社会からの関心とも合致している。縁センターは「今」求められている協働実践を展開していると対外的な評価も受けているのである。具体的に

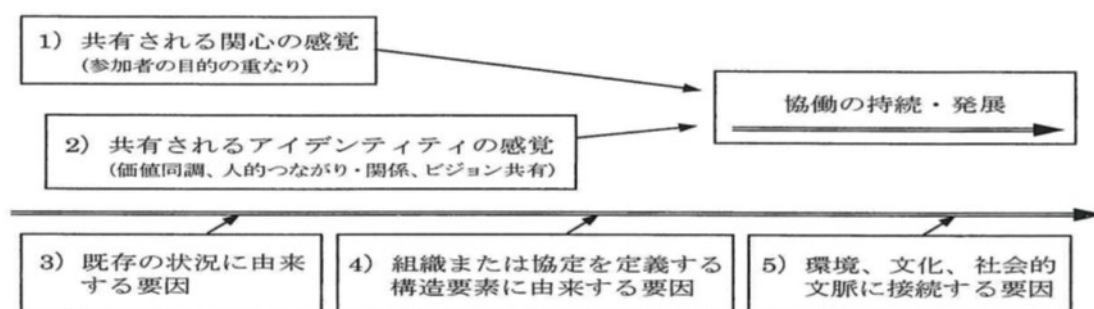
は、2016年6月11日(土)から12日(日)に開催された日本地域福祉学会第30回記念大会の席上にて縁センターは、第13回地域福祉優秀実践賞を受賞した。まず評価されたことは、参加性と独創性である。参加性として、多くの法人が加盟していること、会員自身が資金を拠出していること、県からの交付金も基金にしていることがあげられた。独創性については、自律性をもった民間社会福祉関係者の協働プラットフォーム型の運営、その場を生かした「モデル事業」の開発、文字通り「実践(を)創造」する機能を担うこと、そして行政への政策提言機能の発揮があげられている。さらに、既存の協働実践、具体的には大阪府(大阪しあわせネットワーク)や神奈川県(神奈川ライフサポート事業)との違いもあげられている。その違いを要約すれば、第一に志を同じくする民間福祉関係者が協働する場である点、第二に縁センター設置の企画会議を通してモデル事業を生み出すという運営の仕組み、つまりボトムアップ方式を採用した中間支援組織としての運営方法を作り出した点(先駆性)、第三に5年限定プロジェクトであり、市町村等が継続して支援を実施するための条件を確保するという点にまで及ぶ戦略性がある点(発展性)といった点があげられている。(平野 2016)

このように評価され注目を浴びている縁センターでは、多様な事業を展開している。それは大きく5つのカテゴリーに分類される。具体的には、①縁・共生の場づくり(目標300か所)、②課題解決のためのネットワークづくり(目標拠点を15か所)、③制度のはざまとなっている課題へのモデル事業(目標15事業)、④国や県、市町への施策提案(目標20の提案)、そして⑤新たに福祉のボランティア体験をする人(目標1万人)といったものである。より具体には、例えば①において「遊べる学べる淡海子ども食堂」推進事業では、目標50か所に対しすでに31か所の子ども食堂が開設され活発な活動がなされている(一部報道では滋賀県内における子ども食堂の開設数は東京に次いで全国2位であるといわれている)。②においても、「滋賀の縁塾」と銘打った研修が多職種連携のためのチームづくりに向け福祉7圏域ごとに開催されている。そして③では6つの小委員会(小委員会の取りまとめを企画会議で行っている)主導でボトムアップ方式によってモデル事業が展開されている。代表的なモデル事業としては、ハローわくわく仕事体験事業(要養護児童の自立支援小委員会)、不登校等生活課題を抱える子どもの居場所「フリースペース」事業(居場所づくり小委員会)、制度にとらわれない訪問型支援事業(ひきこもり等の支援小委員会)、仕事の切り出しや地位からの受注による「小さな働く場」事業(生きづらさを抱える人の働く場づくり小委員会)、医療的ケアを擁する重度障害児者の入浴支援事業(制度の横出し・運用改善小委員会)など

が展開されている(縁センター 2016). 縁センター設立からまだ 2 年だが, 大きな成果をあげつつあり, 生活課題の解消に向けた組織間協働の形成方法についての調査対象とする妥当性は十分にありと考える.

3. 協働の形成および持続性モデル

繰り返しになるが, 社会福祉分野における研究の中で協働の方法とそれを仕組みにしていく方法は歴史的な課題であるが, 経営学などの分野では, 近年協働の形成と持続性について説明するモデルに焦点があたっている(Austin 2000). 小田切(2012)は, そうした協働の形成及び持続性に関する先行研究を基に議論を展開する Dorado et al.(2009)が提示したモデルを一部改変し, 図表 22 のモデルを提示している.



出典：小田切(2012)

図表 22 協働の形成及び持続性に関するモデル

このモデルは, 協働の形成及び持続性に向け, 5つの大きな要因を提示している. それら要因を簡潔に述べれば, ①目的(課題)の共有がなされ, ②アイデンティティやビジョンの共有がなされた時に協働は形成されるとする. それを支えるものとして, ③それ以前に協働経験がある, あるいは, 協働する人・組織間に関係性あるいは信頼関係が存在し(既存の状況に由来する要因), ④協働する人・組織自体, あるいは人・組織間の関係性が, 協働しやすい構造にあり(関係性の構造に由来する要因), そして⑤法律や条例, あるいは一般化された規範(環境・文化・社会的要因)が, 協働を後押しするということである(小田切 2012 : 40-41).

つまり, 共有された目的(課題)が協働における共通目的となり, 自らが何をすべき人あ

あるいは組織かというアイデンティティが共有されることで協働への貢献意欲が高まる。その土台には、協働の経験、人間同士のつながり、あるいは法律や規範といった言葉を共通にするもの、まとめれば関係性の存在あるいはコミュニケーションの存在が必要である、ということとなる。これら「共通目的」「貢献意欲」「コミュニケーション」は、経営学現代理論の始祖の一人とされるバーナード(1938)による創造的管理論(村田 1984)で述べられている、協働のために必要不可欠な三要素である。

現代経営学は、高橋(2015)がいうように、バーナード・サイモン²²理論の具体化の過程であった。その意味で、図表 21 に示したモデルは、バーナードの理論に基づき、それを具体化する中で表出してきたものであり、組織の経営を捉える際に有用といえる。したがって本調査結果の分析に際し、このモデルを活用することとする。

4. 倫理的配慮

調査結果、本章における記述内容は、調査対象者、縁センター事務局、縁センターに関わりを持つ研究者らによる確認作業を経たものである。正副代表理事の数名からは、社会的責任が問われているとの理由から氏名などの公表を求められた。しかし本研究では、「日本社会福祉学会研究倫理指針」ならびに「日本地域福祉学会研究倫理規程」の内容を順守することを優先し、可能な限り個人が特定されることのないようにとの配慮のもと行った。より具体的には、面接時に研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを説明し、書面にて了承を得た。また調査結果についても書面を送付し、公開に関して了承を得た。

第3節 調査結果

1. 事務局調査結果

まず、縁センター事務局調査結果を協働の形成及び持続性モデルにしたがい、①どのような課題が共有されたのか、②どのようなアイデンティティあるいはビジョンが共有されたのか、③縁センター設立前に協働の経験はあったのか、④縁センターに参画している団体・法人の組織やそれらをつなぐ関係性はどのようなものであったのか、⑤特定の法律・条例や社会的規範などの影響はあったのか、という点から簡潔に述べることにする。

まず①である。法人・団体は<バラバラな状態>にあり、ネットワーク、コーディネート力が弱いなど<社会福祉法人の限界と課題>が表面化していた。しかし、制度の狭間や滋

質の中で埋もれがちなく問題はより多様化>してきた。当事者団体では行政に訴えることしかできない、保育士が困難に思っている家庭の問題が行政サービスだけでは解決できていないなど、<現場だけでは解決できない現状>があった。それら課題が、共有された。

②に関しては、共有されたアイデンティティとビジョンとして、まずアイデンティティについて、<歴史に学び><本来的使命に忠実に><実践の現場から解決法を見出す>ということが共有されていた。2014年は糸賀一雄生誕100周年にあたり、「自覚者は責任者」というバトンを受け継いでいく必要性や、これまで滋賀では民がつくり、行政が後押ししてきた歴史がある。しかし、制度内の仕事だけでは社会福祉法人が認められない時代であり、県社協は市町の特徴を把握しながら助言指導するという本来の役割を果たし、社協の使命としての制度の狭間への対応が求められている状況があった。そうした中、一人の人を真ん中に置き、現場で考えながらサービスを良くしていく必要があり、「まずやる」ということを大切にすべきだと共有されていた。次に、共有されたビジョンは、<つながり・仕組み・福祉力の創造>というものであった。横断的に新たなつながりを創造する、協働のトータルサポートの仕組みを創造する、もう一度滋賀の福祉力を醸成(創造)する、ということが共有されていた。

③の縁センター設立以前における協働の経験であるが、<縦(階層および県社協と市町社協)横(社協間)に対話とつながりの場が存在>していた。このことは次の発言で集約的に表現されている；「市町社協が何が課題で、法人としての基盤をいかに作っていくのか？財政も、組織の作り方なども含めて。事務局長が集まり、研究をしていこうと。それを〇〇さんが組織した。次は、中間マネージャー、次の時代を担う人で研究を、と。その場を通じて、自分のところの現状、課題を共有できていた。今の土台になっている」。対話の中で新たなつながりを作ってきたのであった。

そうした協働の経験が具体的に見えたのが④である。それは、<施策検討委員会、準備会、企画会議>という三層構造であった。また、②でもあったように<民間主導による公民協働の歴史>もあった。そのうえで、<ビジョンを共有した団体・法人役員がリーダーシップを発揮>し、<県社協によるフォローアップ>もあり、団体加盟法人内あるいは法人内での議論を進めた。しかし、縁センターの主旨を理解している社会福祉法人は少ないとの印象もあり、<さらなる対話および成果の可視化は必要>であることもみえた。

最後に⑤である。ここでは、<社会福祉法人改革が追い風>となった可能性が出た。縁センターのような県域全体として支援のプラットフォームが必要であることは、④でも出

た施策検討委員会が2006年4月設置されて以降議論されてきた。しかし、周囲からは社会福祉法人の社会貢献で作ったと誤解されることもあった。参画した法人でも社会福祉法改正が頭の中にあり、この機会に制度の狭間への対応、ネットワーク力、コーディネート力を強化していかなければ、当てにされなくなるという危機感があった。

事務局調査の結果からまず、課題を抱える人のニーズと法人・組織にあるニーズ(課題)を明確化・共有する必要がある。そこでは法律、地域の特性をも鑑みる必要があり、行政、社会福祉法人同士、関係団体・法人や事業所など、様々な関係者と議論・対話を行い、つながり合える場を重層的に設定することが不可欠であるとともに、それぞれの立ち位置で求められる機能を明確化したうえで発揮することが、多様な主体の参画を成立させるために重要となってくるのではなかろうか。できない理由を探すのではなく、できる方法を考え、まず始める。その姿勢こそが求められている。

2. 代表理事調査結果

(1) 参加法人・団体間における目的(課題)の共有

参加法人・団体間において共有された目的(課題)としては、【支援者の縦割り意識の解消と力量アップ】の必要性、その背景としての【分断された受益者】や【潜在していた重層的・複合的課題】というもの、さらに【社会福祉法人の存在意義をいかに可視化するのか】という課題があった。図表23は、調査で出た語り、コード、カテゴリーの詳細を記したものである。なお、以下文中では、「」は語りを、また、< >は、意味のあるまとまりに付けたコードを指し、【】は、いくつかのコードから生成したカテゴリーを指している。

① 【支援者の縦割り意識の解消と力量アップ】

i <縦割り意識・支援>

まず、「地域福祉の専門職っていうのはほんま存在(A5)」せず、「支援する側もやっぱりバラバラ(B13)」になっており、それは行政に対しても「要望とかいろんなことをお願いする段階でみんなバラバラ(D4)」になっている状況があった。

ii <求められる領域の拡大>

しかし、「保育士の領域そのものも広がっては来て(B14)」おり、「子育て家庭の支援から地域の支援まで入って(B14)」きていて、求められる領域が拡大していた。

iii <力量アップ>

そこで必要なことは、「支援者の力量を高める、人材のボトムアップ(A58)」であり、「子どもの制度、障害の制度、高齢者の制度が充実して来てるから、そういう統合するような研修(B11)」を行い、力量アップを図ることが課題であった。

このように、＜縦割り意識・支援＞を広がる中、＜求められる領域の拡大＞を前に、支援者の＜力量アップ＞という課題があること、つまり、【支援者の縦割り意識の解消と力量アップ】という課題が、共有されていた。

② 【分断された受益者】

i <視界の分断>

次の課題としてまず、「わが子が良ければいい(中略)というように思われてる方の割合がちょっと多くなってきて(B56)」おり、「それぞれの団体、(中略)自分らのを良くしてくれと言うけども、(中略)自分の裏庭ばかり見たらダメ(A8)」というように、受益者側の視界が分断されていた。

ii <文化の分断>

また、「子育てこそ手間暇かけることが必要にもかかわらず、それを外注する(B53)」傾向や、「人に迷惑かけたら駄目よって教わってるお子さんと、あんたは食べるの好きだから、しっかり大きくなったらゴルファー目指さなきゃいけないからみたいなのとは文化が違う(B5)」という傾向など、文化も分断されていた。

こうした受益者側にある＜視界の分断＞や＜文化の分断＞は、【分断された受益者】と要約できる課題であり、共有されたものであった。

③ 【潜在していた重層的・複合的課題】

i <縦に割れない重層性・複合性>

続いて、生活の中にある課題には、「認知症のばあちゃんがいてて、ボーダーの知的障害のおかあちゃんがいてて、(中略)子どもさんはそのおかあちゃんから虐待を受けてると、そんな事例はいくつも(A6)」あり、『シングルマザーやねん。(中略)おばさんや。「あんたら、なんで帰ってきたん！」(中略)ってそういういじめが、ある種の虐待ね。(中略)幼稚園が休みのときは子どもを虐待するから、離れられへん。(中略)そういう実態(C18)』、つまり縦に割れない重層性や複合性があった。

ii <潜在していた>

そうした課題は、「今急に課題が出てきたわけで(A21)」でなく、「困っているんやけどもその表現の仕方も知らない人がいてる。(中略)それはもう察する感ずるの世界(A18)」でもあり、潜在していたという現実もあった。

これら<縦に割れない重層性・複合性>を持ち<潜在していた>課題、要約すれば【潜在していた重層的・複合的課題】もまた、共有されていた。

④ 【社会福祉法人の存在意義をいかに可視化するのか】

i <社協なしで誰が困る？>

第四の課題としてまず、「県社協も利用者はいないけど何を見いだすか(A39)」、「社協という存在がなかったら誰か困る人がいるんですか(A38)」という、社協がなくて誰が困るのかという問いが投げかけられていた。

ii <黒子が社協の仕事>

その問いに対し、そもそも「みんなが一緒になってやることの、黒子をやることが県社協の仕事(A40)」であり、「県の社協もそうやし、市町の社協もそうですし、(中略)その会長というものは、マネージメントができなあかん(D36)」というように社協本来の仕事としての黒子という役割の発揮が必要であった。

iii <社会福祉法人による地域貢献>

また広い視点から、「保育も地域貢献と言えば地域貢献ではあるんだけど、それだけじゃない(B20)」わけであり、「高齢化のいわゆる施設としてね、何をしていくのか(C2)」つまり社会福祉法人による地域貢献の必要性も共有されていた。

iv <存在意義の可視化>

それらのことは、「新しい福祉っていう、福祉のイノベーションをしたいわけだ。(中略)県社協の存在意義(A74)」を可視化すべき、つまり存在意義の可視化も必要ということであった。

このように、<社協なしで誰が困る>という問いに対し、<黒子が社協の仕事>という本来像に立ち返り、広い視野で<社会福祉法人による地域貢献>も行う、つまり、【社会福祉法人の存在意義をいかに可視化するのか】という課題も共有されていた。

図表 23 縁センター参加法人・団体間における目的(課題)の共有

カテゴリー	コード	発言抜粋
支援者の縦割り意識の解消と力量アップ	縦割り意識・支援	地域福祉の専門職っていうのはほんま存在しないんだというところから始めなあかんというのがあって、(A5)手助けするとか、支援する側もやっぱりバラバラになってるものだから、(B13)要望とかいろんなことをお願いする段階でみんなバラバラでね、やってたんですよ。それぞれの団体がね、十いくつの団体が入ってたわけですけども、バラバラでやってると。(中略)委員会としては要望ということで出しますけども、実際はそれぞれもうバラバラでやってましたからね、(D4)そうそう、ほかの団体さんもそれにやっぱり関係してくるのでね。(D18)
	力量アップ	支援者の力量を高める、人材の、ボトムアップと言うのかな。そういうふうなのは圏域でやるべきやと思う(A58)福祉の人、皆に対しての研修なんかもあったらしいんですが、最近(中略)子供の制度、障害の制度、高齢者の制度が充実して来てるから、そういう統合するような研修っていうのはなくなっちゃったんですね。(B11)
	求められる領域の拡大	保育士の領域そのものも広がっては来ますよ。今までは限られた、要は園の中で子どもさんを世話して、園の中でしっかりと面倒見てお返しをするというところから、もうそうではなくなってきてますので、子育て家庭の支援から地域の支援まで入ってきてますので広がってるんですが、(B14)その裏側の親を見てるなんていうのは、全くおかしな話ですよ。(B34)
受益者 分断された	視界の分断	受益者って言ったらおかしいけど支えられる側も、(中略)結局分断されてもうて、(A9)それぞれの団体、(中略)自分らのを良くしてくれと言うけども、(中略)自分の裏庭ばかり見たらダメだよ。(A8)わが子が良ければいい(中略)というように思われてる方の割合がちょっと多くなってきてるので、(B56)
	文化の分断	人に迷惑かけたら駄目よって教わってるお子さんと、あんたは食べるの好きだから、いっぱい食べて体大きくなって、しっかり大きくなったらgolfer目指さなきゃいけないからみたいのとは文化が違うんだというふうには実は思い出してきてるんですね、(B5)子育てこそ手間暇かけることが必要にもかかわらず、それが外注するとなると、やっぱり問題起きてくるんじゃないかなという気がします。(B53)最近この人口増えてるところはね、やっぱり京都、大阪からの移住者が多いのでね、だんだんとやっぱり人と人とのつながりが少なくなってきた。(D26)
重層的・複合的課題 潜在していた	縦に割れない 重層性・複合性	認知症のばあちゃんがいて、ボーダーの知的障害のおかあちゃんがいて、(中略)子どもさんはそのおかあちゃんから虐待を受けてると、そんな事例はいくつもあるわけよ。(A6)うちでは変な言い方だけど、耳の聞こえないご両親に、耳の聞こえない、要は難聴のお子さんっていうご家庭もいらっしゃる、もお預かりをする(B2)その子が、シングルマザーやねん。(中略)おばさんや。「あんたら、なんで帰ってきたん！」(中略)ってそういういじめがある種の虐待ね。(中略)幼稚園が休みの時は子どもを虐待するから、離れられへん。(中略)そういう実態がある。(C18)
	潜在していた	困ってるんやけどもその表現の仕方も知らない人がいる。(中略)それはもう察する感ずるの世界でやっていかな

		あかんのやな. (A18)今急に課題が出てきたわけでないだ. (A21)さっきから言うてるように課題はずっと前からあんねんて. 新しい課題みたいに言うたらあかんねん. 今やってることは前からやるべきことであって, 今そのきっかけを作ってるんや. (A44)
いかに可視化するか 社会福祉法人の存在意義を	社協なしで誰が困る?	結局一番問題はさっき言うた, 社協という存在がなかったら誰か困る人がいるんですかっていう話や. (A38)だから県社協も利用者はいないけど何を見いだすか. すると, 皆さんの話を聞くと縁みたいなやつは, 県社協も, あれなかなか私は怒るどころか良い質問やと, その質問を評価したわけ. ええこと言うてくれはったと, そうなんやと. (A39)
	黒子が社協の仕事	みんなが一緒になってやることの, 黒子をやるのが県社協の仕事(A40)滋賀県社協全体が縁の黒子であり機関者であってほしいわけや, 願いは(A73)県の社協もそうやし, 市町の社協もそうですし, (中略)その会長というものは, 僕はマネジメントができなあかんというふうに, これはまさしくマネジメントができなあかん. (D36)
	社会福祉法人による地域貢献	保育も地域貢献と言えば地域貢献ではあるんだけど, それだけじゃないですよ, やっぱり, と思います. だから, それぞれがやっぱそういうふうにして, やっぱり必要なだねというように思っていたら私は信じてますけれども. (B20)だから社会貢献, 地域還元として何をしていくかと. 同じ社会福祉法人でも保育園の場合は, 子どもたちの一つのね, あるけれども, 高齢化のいわゆる施設としてね, 何をしていくか. 何もないやないかという思いをしていました. (C2)
	存在意義の可視化	地域というものを, 別の意味でね, これこそ縁と言うよりも滋賀県社協が取り組むべき問題として, そういう意味の圏域設定いうものを, エリア設定というものを考えていく必要があるやろうなと思うてるわ. (A60)どっちか言うたらさっき言うた新しい福祉っていう, 福祉のイノベーションをしたいわけだ. 提案と実践をしたいわけや. 県社協の存在意義として. (A74)

筆者作成

(2) 参加法人・団体間におけるアイデンティティ(ビジョン)の共有

次に, 参加法人・団体間で共有されたアイデンティティ(ビジョン)は, 【歴史的に意味ある実践の行政による普遍化】というアイデンティティ, 【一人も見逃さない, やりがいと生きがいのある滋賀県】という大きなビジョン, そして【既存のものを組み直し, まず実践, そして見える化】および【5年という時限を設け, 成果を出す覚悟】という具体的ビジョンであった. なお, これ以降, 発言, コード, カテゴリーを網羅した表は付していない.

① 【歴史的に意味ある実践の行政による普遍化】

i <現場の声を行政が普遍化, それが滋賀>

滋賀県では、「現場の声を聞いて行政が普遍化したっていう、(中略)福祉の滋賀県のスピリッツ(A3)」があり、「そういう流れが一つのね、(中略)センターの立ち上げになった(C14)」のであった。そうした意味ある現場の声を行政が普遍化してきたという歴史があった。

ii <自ら金を出し汗もかき知恵も出す>

また、「自らが金を出して汗を出して知恵も出してというふうなもの(A28)」で「自助を支えるのは共助と公助が一緒になって支える、私的に言うと公私協働型(A43)」を目指すことも共有されていた。こうした自ら金を出し汗をかき知恵も出す、という実践のあり方も共有されていた。

このように、<現場の声を行政が普遍化、それが滋賀>そして<自ら金を出し汗もかき知恵も出す>という、【歴史的に意味ある実践の行政による普遍化】と要約できるアイデンティティが共有されていた。

② 【一人も見逃さない、やりがいと生きがいのある滋賀県】

i <一人の子も見逃さない状況の一つになって>

次に、「赤ちゃんから、おめでとうから、ありがとうという、この人生(C6)」を、「団体が一つになって滋賀の縁創造実践センターというね、その組織の中で (D5)」考えながら、「一人の子も見逃さない状況(A25)」を生み出すこと、要約すれば一人の子も見逃さない状況の一つになって生み出そうという考え方が共有されていた。

ii <やりがいと生きがいのある滋賀県に>

そうした状況の創造を通し、「皆からおめでとうだし、皆からありがとうって言われるような、そういう地域(B6)」を作り、「一人でも多くの人がそこで受益を得て、(中略)そこで現場でやってくれた人が力を得て、(中略)滋賀の福祉ええぞってみんなに言うてくれる(A53)」ような「やりがいと生きがいのある滋賀県にしていこうかということ(A19)」、つまり、やりがいと生きがいのある滋賀県に、ということが共有されていた。

iii <皆が参加をし、自立した地域に>

そして、その過程の中で、「地域デザインを描くようなところまで高め(A55)」,「自活するビジネス的展開(A86)」を目指し、「人と人との関係が良くなる仕組み(B7)」の構築を図ろうとしていた。つまり、皆が参加をし、自立した地域に、ということも共有されていた。

このように、＜一人の子も見逃さない状況を一つになって＞創造し、＜やりがいと生きがいのある滋賀県に＞なり、そこでは＜皆が参加をし、自立した地域に＞なるという大きなビジョンが共有されていた。

③ 【既存のものを組み直し、まず実践、そして見える化】

i ＜ともに声を上げ、とりあえずやってみる＞

さらに、「共通の部分はその一つの問題として取り上げていこうという考え方(D31)」にもとづき、「一緒に声を上げよう(A76)」という部分で共鳴をし、「取りあえずやってみなあかん(A56)」,つまりともに声を上げ、とりあえずやってみる、と要約できる考え方が共有されていた。

ii ＜可視化、ネットワーク化、論理化＞

そのうえで、「ビジョン提示、モデル提示(A91)」など「可視化、みえる化することが大事(A26)」であり、「目に見えるネットワーク(A30)」の形成や、「きちっとロジック化(A89)」していくことも重要だと、共有されていた。つまり、可視化、ネットワーク化、論理化の必要性が共有されていた。

iii ＜伝統の組み直し＞

さらに、その達成に向け、「糸賀先生は伝統でええねんやけども、革新革新でイノベーション(A70)」が必要で、「もうこれからの福祉はほんまにこういう自助、共助、公助の組み直し(A54)」が求められる、つまり、伝統の組み直しということも共有されていた。

このように、＜ともに声を上げ、とりあえずやってみる＞から始め、＜可視化、ネットワーク化、論理化＞を行い、＜伝統の組み直し＞も視野に入れ、【既存のものを組み直し、まず実践、そして見える化】という、より具体的なビジョンが共有されていた。

④ 【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】

i ＜退路を断つ＞

そうした実践方法に関するビジョンだけでなく、「5年間でやらなければ、ダラダラやっても意味なく(A81)」,「5年という一つの期限を切って、その間に充実してやって(D30)」ということで退路を断つことも共有されていた。

ii <還元と貢献をする>

また、「成果物がないと、どんなにプロセスが良かっても、結果(A52)」であり、「皆さん方の協力のおかげでこんな事業ができたというふうな結果報告(A85)」が必要であること、つまり、還元と貢献をすることも共有されていた。

iii <今の時代に社会福祉が何をできるのか>

そして、縁センターは「社会福祉に携わる者が、存在意義というものをもう一遍考える機会(A11)」であり、「格差社会(中略)そういう時代の中で福祉は何をしていくかという(A24)」,今の時代に社会福祉が何をできるのかを可視化すべきことも共有されていた。

このように、<退路を断つ>こと、<還元と貢献をする>ことで、<今の時代に社会福祉が何をできるのか>を可視化する、つまり、【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】というもう1つの具体的ビジョンも共有されていた。

(3) 協働形成以前の協働経験、参加団体・法人の関係性

設立以前の協働経験、参加団体・法人の関係性としては、【制度を越えた協働経験に向けた横繋ぎの議論】があり、同時に【良好な関係性の中にあった協働の先進事例】があった。

① 【制度を越えた協働経験に向けた横繋ぎの議論】

i <乏しかった縦割り制度を飛び越える協働経験>

まず、「(法人同士の連携などは)したかったけどできなかった(A13)」という現実と、「(横に手をつなぐ)そのきっかけがなかった(A20)」し、「動かなかったというのが現実(D17)」であった。つまり、縦割り制度を飛び越える協働経験は乏しかった。

ii <横繋ぎを模索していた対話の場>

その一方で、「地域福祉施策検討委員会っていうのがあってね、(中略)周りの皆が手を差し伸べてね、やって行こうよっていうのをやろうっていうの、(B8)」という発言で示されるように、「(対話を)それはずっとやってる(A62)」という横繋ぎを模索するための対話の場があった。

このように、<乏しかった縦割り制度を飛び越える協働経験>という状況の中、<横繋ぎを模索していた対話の場>があり、【制度を越えた協働経験に向けた横繋ぎの議論】が存在していた。

② 【良好な関係性の中にあつた協働の先進事例】

i <旧知の仲ともいえる良好な関係性>

そうした横繋ぎの議論がある中、「月1回くらいは局長会議やとかもやっていただいたり(D15)」,「(県社協と市町社協連携は)それありますね.(D13)」というように,県社協と市町社協間連携はあつた.さらに,「(〇〇市社協との関係性は良好か?)じゃないでしょうか.(中略)そんな気がしますね.(B28)」という発言から,法人と市社協との関係性の良さもうかがえた.このことは,<旧知の仲ともいえる良好な関係性>と要約することができる.

ii <公私協働による先進事例の存在>

と同時に,『元知事がね,(中略)「私が今考えてることが,滋賀県のあつたかほ一む事業や」と.それを是非やってほしいということで(C33)」,「初めは3年間というコーディネーターのね,予算もらってきた.しかし,補助金は出すけど縛りはないよと.(中略)3年たったらその公的支援は切れる形態,それで行けたんだね.(C38)」という実践があつた.さらに,「平成25年から寺子屋プロジェクトを立ち上げた.(中略)今年は18にまで増えた.(D42)」という地域に根ざした実践など,<公私協働による先進事例の存在>があつた.

このように,<旧知の仲ともいえる良好な関係性>に支えられた<公私協働による先進事例の存在>があり,【良好な関係性の中にあつた協働の先進事例】と言い換えられるものがあつた.

(4) 協働に参加している団体・法人の組織やそれらをつなぐ関係の構造

参加団体・法人の組織やそれらをつなぐ関係の構造としては,【すべてが順調ではなかつた交渉】があつたが,【県社協,各団体リーダーが潤滑油になり摩擦を低減】していた.

① 【すべてが順調ではなかつた交渉】

i <老人施設系では団体外との公平性のみが課題>

まず,「滋賀県老人福祉協議会には反対意見誰もいない(C9)」状況だったが,唯一「主旨は賛成やと,だけど団体としてお金を出すのはええんやけども,(中略)入ってない団体はお金とか何も出さへんのかという素朴な疑問(A79)」があり,老人施設系では団体外との公平性のみが課題になつた.

ii <障害者団体の多様性が障壁に>

また、「障害の世界の団体って(中略)〇〇っていう組織があつたり全然関係ない、くみしないところがあつたり、ひとつにはまとまらへんわけ(A33)」というように、障害者団体の多様性が障壁になったりもした。

iii <行政の正しい理解には時間が要した>

さらに、「必要性を感じるんであればやってくれと、一緒に.(A72)」という発言や、「補助金的なお金やと思うてるんやろな. そんなお金はいらん言うたわけよ.(A42)」という発言からは、行政の正しい理解には時間が要したことがうかがえる。

iv <保育協, 育成会は協力姿勢>

一方で、「保育協の会長の理解が(中略)これはもう当然っていう(A36)」という発言や、「特に手を繋ぐ育成会は非常に喜んでいただいたと思う.(A47)」というように、交渉当初から保育協, 育成会は協力姿勢を見せていた。

このように、交渉当初から<保育協, 育成会は協力姿勢>であったが、<老人施設系では団体外との公平性のみが課題に>なり、<障害者団体の多様性が障壁に>なり、<行政の正しい理解には時間が要した>状況があり、<順調とは言えなかった交渉>という難しさが存在した。これらは、【すべてが順調ではなかった交渉】と要約することができる。

② 【県社協, 各団体リーダーが潤滑油になり摩擦を低減】

i <元行政という資源をいかしたトップ営業>

そうした中、「(元行政マンによる営業の影響は) 大きいですよ.(B25)」, 「そうですね. それは大きいですね.(D28)」という発言に見られるように、交渉をまとめるうえで、元行政という資源をいかしたトップ営業は、大きな役割を担った。

ii <現場における聞く力と論理的提示力>

また、トップだけでなく、「地域福祉施策検討委員会というところで、(中略)議論の積み重ねもあって、彼女(事務局スタッフ, 筆者加筆)の一生懸命さと思いと、それで能力的にも文章化できる,(A61)」そして、「人の考え方よく聞くね.(中略)いろんなところでそういった説明やっておられるね.(C28)」という発言が象徴するように、現場における聞く力と論理的提示力も県社協によって発揮されていた。

iii <各団体トップがリーダーシップを発揮>

と同時に、「本来 100 パーセントじゃないといけないでしょ(中略). やっぱり保育所は地域の中の保育所ですって. (B17)」という発言、「〇〇会長とね, (中略)滋賀県老人福祉協議会においてもね, (中略)私達の今社会貢献, 地域貢献というのは何かと. (中略)それをやろうやないかということで賛同した. (C4)」という発言など, <各団体トップがリーダーシップを発揮>したことも大きな要因であった.

iv <動きの速い正副代表理事会>

さらに, 最高意思決定機関としての正副代表理事会は, 「うん. (正副代表理事会の動きが)早いと思う, 私は. それは自負できるわ. (A90)」という発言や, 「(正副代表理事会の意思決定は早いのか?)そうですね. これはね, 早かったですね. (D12)」というように, 動きの速い正副代表理事会であり, その存在もまた, 縁センター設立に影響を及ぼしていた.

このように, 県社協は<元行政という資源をいかしたトップ営業>を行い, <現場における聞く力と論理的提示力>を発揮し, と同時に, <各団体トップがリーダーシップを発揮>し, <動きの速い正副代表理事会>を含め, 縁センターの設立に尽力した. そうした動きは, 【県社協, 各団体リーダーが潤滑油になり摩擦を低減】したと要約することができるものであった.

(5) 協働の文脈(特定の法律・条令や社会的規範—互酬性の規範)

最後に, 協働の文脈であるが, 【滋賀の持つ歴史のすごさ】という文脈, そして【社会福祉法人に求められる複合的課題の地域における解決という向い風】という文脈があったことが分かった.

① 【滋賀の持つ歴史のすごさ】

i <糸賀一雄生誕 100 周年>

まず, 「糸賀一雄さんの生誕 100 周年ということやからね, 何かはやっぱりやらなあかな(D1)」ということがあり, 「この子らを光にというね, やっぱりそれが今日でも生きてるんでしょね, 福祉にはね. (C30)」というように, 糸賀一雄生誕 100 周年という文脈の影響が見て取れた.

ii <実践の普遍化法が伝承>

さらに、「行政の先輩でも(中略)〇〇っていうドクター、(中略)、それから〇〇さんとか、(中略)いろんな人の話の中で脈々と映るのは、要は現場を大事にし、現場の考え方をどう行政なり普遍的にしていこうかということはずっと教えてもらった(A4)」というように実践の普遍化法が伝承されてきたという歴史もあった。

iii <伝統と革新の大企業が滋賀に還元>

さらに、「高島屋さんは高島や、それで高島という名前付いた。(中略)社会福祉財団ってもんで高島に今お金出してるね。(D22)」ということや、「1番大きいのは西川財団、(中略)財団作ってますよ。(D24)」というように、伝統と革新の大企業が滋賀に還元してきた風土もあった。

iv <皆で福祉を学んだ歴史>

そして何より、「(困っている人がいたら助けようという文化的風土が)そういう部分があるかも分かりませんね。(D20)」という発言のもとには、「昔はね、(中略)皆で福祉を勉強したらしいんですよ。(B10)」ということ、つまり、皆で福祉を学んだ歴史があった。

このように、<糸賀一雄生誕 100 周年>、<実践の普遍化法が伝承>、<伝統と革新の大企業が滋賀に還元>、<皆で福祉を学んだ歴史>という要素が、【滋賀の持つ歴史のすごさ】を形成しており、縁センターの設立に好影響を及ぼしていた。

② 【社会福祉法人に求められる複合的課題の地域における解決という向かい風】

i <社会福祉法人改革が追い風に>

縁センターの設立は、「社会福祉法人が(中略)いろんな問題が議論になりかけてる時(C10)」であり、「だから、社会の生活保護者とか、またはいろんな形で困難な方達をね、受け入れていく。(C11)」ことだと捉えられ、「(社会福祉法人改革が)非常に追い風になった(A12)」わけであった。つまり、社会福祉法人改革が追い風になっていた。

ii <地方分権の波>

その追い風と並行して、「(生活保護法改正、生活困窮者自立支援法等の影響はあるか?) そうです。(D19)」というように、「日常生活、身近な地域でサービス完結、相談からサービスっていうのは非常にこれからももっと進めるべき(A57)」状況、つまり地方分権の波があった。

iii <生活する子ども・家族・地域の変容>

さらに、「もう本当に子どもも変わってきた。良くも悪くも変わってきましたよね。親も変わってきましたし、地域も変わってきたんですね。だから、すべてが変わってきた(B36)」という発言が象徴するように、生活する子ども・家族・地域の変容があった。

このように、<地方分権の波>と<生活する子ども・家族・地域の変容>という環境の変化が、<社会福祉法人改革が追い風に>という状況を後押ししており、このことは【社会福祉法人に求められる複合的課題の地域における解決という向かい風】と集約することができる。

第4節 小括

本章の目的は、社会的企業が他組織との組織間協働を形成するための方法を明らかにすることであった。その目的に鑑み、元来社会的企業に近い性質を有する社会福祉法人を中心にしているが、参加性、独創性、先駆性、発展性から社会での評価が高い縁センターを調査対象とした調査を行った。本調査は計10名を対象にしており、その結果から協働の成立要因として一般化、普遍化することには大きな限界がある。しかし、協働の新たな実践モデルとしての可能性を秘めた縁センターの成立要因は、協働の成果があまり見られていない状況の一方で、多主体協働による実践が強く求められている中、協働を通して生活課題の解決だけでなく、そうした協働を仕組みにしていくことを前提とした実践の開発に向け、一定の示唆があると考えられる。以下本調査結果から導出した、縁センターという多主体の参加による協働実践がいかにかに形成されたのかについて述べる。

まず、第一に、共有された目的(課題)、共有されたアイデンティティ(ビジョン)、そして協働の文脈のいずれもが、立体的に捉えられていることがあげられる。言い換えれば、縁センターという協働実践の中核を担うメンバーが、目的や課題、理念ともいうべきアイデンティティや達成すべきビジョン、これまでの経緯や歴史さらには社会情勢といった文脈などをすべて共有できていた。例えば、目的(課題)では、【潜在していた重層的・複合的課題】ということに意識がいきがちであるが、その課題を取り巻く【分断された受益者】や【縦割り意識を持つ支援者の力量アップ】、さらには視野を広げ、【社会福祉法人の存在意義をいかに可視化するのか】という課題まで共有されていた。また、アイデンティティ(ビジョン)の共有では、【歴史的に存在する実践の行政による普遍化】というアイデンティ

ティを共有したうえで、【一人も見逃さない、やりがいと生きがいのある滋賀県】というより大きなビジョン、そして【既存のものを組み直し、まず実践、そして見える化】や【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】というより具体的、実践的ビジョンが、共有されていた。これら複数の部分で表出した立体性は、2014年改定のソーシャルワークグローバル定義に盛り込まれた、「システムへの働きかけ」「集団としての努力」(木村 2015)という言葉に呼応するものと考えられる。組織内外に存在する文脈を捉え、そのうえで、目的(課題)だけでなく、アイデンティティ(ビジョン)までも立体的に捉え、それらを明確化し共有することが、組織間協働を形成する際にはまず必要だといえる。

こうした立体的な事柄に関する共有がまず協働の中核メンバーに必要な理由はまさに、Dominelli(2012)が構造的な不平等の打破こそがソーシャルワーカー強いては社会福祉に求められると強く主張している点に求められる。前章の小括でも触れたが、環境の中にいる生活課題を抱えた人およびその家族を支援するためには、ミクロな個別支援へのこだわりはもちろん重要である。しかし、同時により大きなメゾ・マクロな領域の状態や変化を捉えそして共有していかなければならないのである。一部分だけでなく、全体を対象としていく必要がある(ドミネリ・所 2014: 12)時代にある社会的企業が他組織との組織間協働を形成するためには、目的や課題、理念として保持すべきアイデンティティや達成すべきビジョン、さらには周囲に横たわる様々な文脈までにわたる事柄に関して、それらすべてを立体的に把握し共有することがまず必要である。

そのうえで第二には、組織間協働の形成には、リーダーたちによる牽引力の発揮が欠かせないということである。言い換えればリーダーがまず動かなければ、組織間協働は形成されないということである。ここでいうリーダーとは、組織のトップだけでなく、現場のリーダーも含めるものである。羅(2014)のいうように、地域における福祉実践を推進するには理事長、施設長などトップリーダーの理念が大きく影響し、Bernard は、協働におけるリーダーとは「新たな文化の創造」を行うと述べている(村田 1984)。本章における調査でも、【制度を越えた協働経験に向けた横繋ぎの議論】を牽引し、【良好な関係性の中にあつた協働の先進事例】を実践し、「新たな文化の創造」を行っていたのはリーダーたちであり、【県社協、各団体リーダーが潤滑油になり摩擦を低減】し、縁センター成立に寄与していた。その中でも、横繋ぎの議論、良好な関係性、潤滑油、これらに共通することはコミュニケーションである。現在、縁センターでは、正副代表理事会議を筆頭に、企画会議(小委員会と全体会)、福祉圏域会議、それら2つをつなぐリーダー会議、さらに縁塾(多

職種連携のチーム作り場を学ぶ場)など、重層的かつ横断的な対話の場が設定されている。具体の事業は先述のとおり小委員会での議論を基盤にそれが全体会としての企画会議にあがる。そこで精査され、最終的な事業推進の決定がなされるのは、いうまでもなく正副代表理事会である。そうしたプロセスは単線的なものではなく、双方向であり事前調整や差戻しなども一回や二回では済まないこともあると聞いている。【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】をまず正副代表理事だけでなく、彼らを支え実践の開発においては黒子として活躍している事務局含めた重層的なトップリーダーたちがしているのである。社会的企業が他組織との組織間協働を形成する方法の第二は、重層的なトップリーダーたちが一定の期限の中で成果を出すことに関してコミットすることである。

本章では、社会的企業が他組織との組織間協働を形成する方法として、まず中核を担うメンバーによる、目的や課題、理念ともいうべきアイデンティティや達成すべきビジョン、これまでの経緯や歴史さらには社会情勢といった文脈までの立体的な共有を図ること、そして組織間協働のトップに位置するリーダーだけではなく、重層的なトップリーダーたちが成果を出す期限を定めたいうえで、その期限内に出すべき成果を出すことに関して、覚悟を決めることであることを明らかにしてきた。

第7章では、社会的企業が抱える第三の実践課題としての、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をいかに深めるか、その方法を明らかにする。

第7章 生活課題を抱えた人の参加を深める方法

第4章において社会的企業が抱える実践課題を明確化したが、生活課題を抱えた人による課題の解決に向けた社会的企業への参加のレベルは総じて低い実態があった。第2章第3節で述べたように、社会的企業の大きなミッションの一つは、人びとが抱える生活課題の解消である。様々なステークホルダーの相互関係性の中に彼らが組み込まれ、協働しながら意思決定を行う、そうした参加のあり様をとらえることが重要である。と同時に、小規模な社会的企業における当事者間支援の実現方法を明確にすることも必要であった。そこで本章では、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深める方法について明確にすることを目的としている。そのために、2つの社会的企業実践(1つは社会福祉法人、もう1つはNPO法人)のマネジメントレベルを対象にして調査²³を行った。調査方法は、生活課題を抱えた人が就労する現場における参与観察およびボランティアとしての関わりと、ペストフの参加の3段階の考え方を念頭に置きながらインタビュー調査法を採用した。調査によって得られた質的データの分析は、佐藤(2008)を参考に逐語録作成、コード化、カテゴリー化、モデル化、ストーリー化のプロセスを往復しながら行った。第1節では、調査方法、調査先概要、倫理的配慮について述べ、第2節では、調査結果を参加の入口、参加の内容、参加の日常性・継続性といったペストフの参加の3段階それぞれのレベルに分けながら述べる。そして第3節では第2節で得られた結果を踏まえ、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深める方法について述べる。

第1節 調査概要

1. 調査方法

調査は2つの社会的企業実践(以下、F法人、G法人)に対して行った。2名の調査対象者は調査以前から研究会等を通して情報交換をしており関係性が構築できていた。その中で両法人とも地域に根ざし、生活課題を抱えた障害者の自立支援を長年行っており、3カテゴリー各3要素からなるEMESによる社会的企業の捉え方に合致すると考え、調査対象とした。

F法人に対しての調査は2013年7月31日～8月1日の2日間行った。図表24はF法人調査期間中のスケジュールである。インタビューは計5回行い、時間にして約6時間行った。場所は、労働支援部²⁴事務所内であった。対象者は、F法人の労働支援部の部長であり、法人の理事(以下、理事)でもある1名であった。理事は、大手スーパーの子会社の食品部長を

していた頃に F 法人と出会った。その後 2000 年に法人に参入した。また、生活課題を抱える人(主に重度の精神障害者あるいは知的障害者)の働く場の参与観察も 5 回(①パン工場、クリーニング工場、②煎餅、お惣菜等を作る工場、③④野菜を中心として必需品直売所及び配達現場、⑤夏祭り)時間にして約 8 時間行った。その中でボランティアとして生活課題を抱える人直接関わる機会も持った。

図表 24 F 法人調査スケジュール

日	時間	内容
7月31日	10:30-11:00	法人理事長・理事挨拶
	11:00-11:30	参与観察①
	11:30-12:30	インタビュー①
	12:30-13:30	昼食・休憩
	13:30-14:00	参与観察②
	14:00-15:00	インタビュー②
	15:00-16:00	参与観察③
		ボランティアとしての関わり①
	16:00-17:00	インタビュー③
	17:00	終了
8月1日	10:30-12:00	インタビュー④
	12:00-13:00	昼食・休憩
	13:00-15:00	参与観察④
		ボランティアとしての関わり②
	15:00-16:30	インタビュー⑤
	16:30-17:00	休憩
	17:00-21:00	参与観察⑤
	ボランティアとしての関わり③	
	21:00	終了

筆者作成

G 法人に対しては、2013 年 8 月 7 日～8 日の 2 日間にわたる調査を行った。図表 25 は、G 法人調査期間中のスケジュールである。インタビューは、G 法人が運営するレストラン内で行った。回数は計 3 回、時間にして約 4 時間行った。対象者は G 法人代表理事 1 名(以下、代表理事)であった。代表理事は、G 法人の所在する I 市元職員であり、設立前から中心的存在として準備に携わり、定年退職後代表理事に就任した。レストランでは生活課題を抱えた人(精神障害者および知的障害者)が数名働いており、その様子を観察しながらのインタビューであった。また、8 月 8 日朝には 2 時間ボランティアとして、G 法人が清掃業務を受託している隣接施設における就労の場に入った。

図表 25 G 法人調査スケジュール

日	時間	内容
8 月 7 日	13 : 00 - 14 : 00	インタビュー①
	14 : 00 - 14 : 30	生活課題を抱える人びとの会話
	14 : 30 - 15 : 00	ボランティアとの会話
	15 : 00 - 15 : 30	参与観察
	15 : 30 - 16 : 30	近隣事業体間連絡会への同席
	16 : 30 - 17 : 30	インタビュー②
	17 : 30	終了
8 月 8 日	8 : 00 - 10 : 00	ボランティアとしての関わり
	10 : 00 - 12 : 00	インタビュー③
	12 : 00	終了

筆者作成

なお分析に際しては、補足資料として様々な資料(助成事業報告書、ホームページからの印刷物、講演会等での資料など)も使用した。また不明な点に関して、執行理事や代表理事に問い合わせ確認をした。

2. 調査先概要

本項では、調査対象である F 法人、G 法人の概要について述べる。図表 26 は両法人の現在

の概況をあらわしたものである。

図表 26 日本の社会的企業実践調査先概要

	F 法人	G 法人
自治体人口	約 367,000 人(2012 年 12 月 31 日)	約 220,000 人(2013 年 11 月 1 日)
法人形態	社会福祉法人	NPO 法人
事業内容	障害者分野：就労継続支援事業 A 型・B 型, 生活介護事業, 生活支援センター事業, 障害児者サポートセンター事業, 障害者就業支援センター事業, 居宅介護事業, 訪問看護事業, 共同生活介護事業など	就労継続支援事業 A 型
設立	1977 年無認可作業所設立 1989 年 2 月社会福祉法人認可	2009 年 9 月設立総会 2010 年 1 月 20 日認証 2010 年 1 月 22 日登記
従業員	就労支援事業 213 人 就労継続支援事業所 A 型・B 型利用者合計 173 人 (2012 年度)	障害のない職員 18 人 障害者手帳保有職員 17 人(知的障害 8 人, 精神障害 7 人, 身体・全身性 2 人) *2013 年 8 月段階の数字
業種	クリーニング(1988 年～), 印刷(1991 年～), 食品加工製造(1998 年), 農産物直売所(2011 年), ウェス製造(1991 年) 飲食店(2001 年)	ビル管理(清掃 2010 年), 駐車場管理(2010 年), 食事サービス(レストラン 2010 年, 他事業所向け給食 2010 年), 市場(2010 年), パソコン家電修理(2012 年)
売上	258,000,000 円(2012 年度) クリーニング 約 95,000,000 円 印刷 約 60,000,000 円 食品加工製造 65,650,000 円 農産物直売所 5,860,000 円	75,999,000 円(2012 年度決算より) ビル管理 15,101,000 円 食事サービス 18,683,000 円 市場 4,507,000 円 自立支援給付 24,220,000 円

ウエス製造	17,700,000 円	補助金その他	11,795,000 円
飲食店	6,350,000 円		

F 法人, G 法人資料を基に筆者作成

F 法人の設立のきっかけは、元看護師である現在の法人執行理事 J 氏の聴覚障害を持った青年との出会いである。その青年は耳が聞こえず話もできない。さらに視野狭窄も抱え、学校を出たあとに行く場所がなく、家庭内暴力を起こすようになっていた。F 法人の所在する H 市の病院で看護師をしていた J 氏は、聴覚障害児の教育を行う学校の保母から手話を学んでいた。彼は J 氏に手話で「僕も働きたい、僕も友達がほしいんや、ひとりぼっちは寂しいんや」と語った。行政主催の手話サークルで出会った人びと、H 市の市民の手による無認可通所作業所が誕生したのは、1977 年 3 月であった。

1979 年に当時の養護学校(現在の特別支援学校)が義務化された。それまで就学猶予・免除で在宅に置かれていた障害児が激減した。しかし、卒業後の行き場所はなく、F 法人は知的障害・精神障害・身体障害などという障害の種別関係なく、さらに近年では不登校児やひきこもりの方までを対象とし、「ほうっておけない」をキーワードに実践を行ってきた。現在は、住むところや働くところをはじめ、人が人として生まれ、たくさんの人と手をつないで生きられる街づくりを標榜している。事業としては、生産から加工、流通販売・飲食等まで一気通貫でおこなう経営形態を指す、6 次産業化を目指すと同時に計数管理の重要性を法人内だけでなく、国内に広く訴えている。また、F 法人の理事長は、H 市の高齢者生活協同組合の理事長も兼任し、F 法人との協同事業も推進している。

F 法人本部は、H 市のターミナル駅からローカル線で 1 駅のところにある。主だった事業所は、その周辺に点在している。しかし、他の市に存在する事業所及び研修施設も保有している。2012 年度(2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日)において、就労支援事業活動では図表 25 に記したように約 2 億 5800 万円の収入があった。福祉事業活動では約 7 億 6400 万円、施設整備等における収入(補助金、寄付金)が約 900 万円あり、総収入が 10 億円を超える規模となっている。

図表 25 の中では、就労継続支援事業所 A 型・B 型利用者数のみ記載した。彼らの 1 か月の平均給料は月額 3 万 8188 円である。F 法人では、経済的自立の具体的目標として障害者 2 級年金 6 万 6000 円に給料 5 万円を足した、11 万 6000 円を掲げている。173 人中、経済的自立をしている人が 58 人、生活保護受給者が 9 人、保護者の支援を受けている人が 106 人と

いう現状にある（2012年決算時）。

一方、G法人の設立のきっかけとなったのは、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災である。G法人の所在するI市では118の方が亡くなり、約2万戸が全壊・半壊の被害にあった。震災ボランティアを体験した企業家夫妻が財団法人を設立し、財団所有の広大な土地に市民による福祉活動の拠点「福祉コミュニティプラザ」を整備した。土地の一角が、それ以後の福祉コミュニティづくりに向けたりザーブ用地とされ、その活用法の検討を目的として、I市で福祉活動をする人たちによる福祉文化研究会が設置された。その後3年半の研究活動が行われ、社会的排除のない地域社会を支える仕組みとして、特に「働く」ことをキーワードとする事業を興すこととなった。

「福祉コミュニティプラザ」敷地内には、老人福祉センターと大型児童センターの複合施設が入居する建物、I市社会福祉協議会ボランティア活動センターが入居する建物、障害者向け就労継続支援B型事業所が入居する建物がある。G法人の入居する建物にはI市権利擁護支援センターも入居しており、近親者からの暴力から逃れてくる特に母子を対象としたシェルターも完備されている。このG法人の入居する建物は、財団が建築し、設備・備品も含めて無償でG法人に貸与されている。

財団は施設以外の運営費は提供しないルールがあり、2009年度には運営費の赤字が600万円生じた。その穴埋めに、無利子、無担保、保証なしで3年間の返済猶予、その後3年間で分割返済する条件で、事業に賛同した個人から627万円を借り入れた。その返済は2013年度より始まっている。2011年度より収支が黒字基調で、2012年度は収入から支出を差し引いた額が、約1200万円となっているため、返済も順調に行われていると考えられる。

G法人は、最低賃金の保障と民間就労の優先を原則としている。民間企業で働く力を持つ人は雇用しない方針にある。現在兵庫県の最低賃金は819円である。また、仕事づくりという社会的課題を行政施策(税金による)ではなく、生活課題を抱えた人びとが主体となって事業を運営し、自らの生活課題を解決していくことを指向する事業体である。

3. 倫理的配慮

面接時に、研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを口頭にて説明し、書面にて了承を得た。また、分析終了後、調査結果をとりまとめたものを送付し、研究内容公開承諾書に署名を得た。また、「日本社会福祉学会研究倫理指針」および「日本地域福祉学会研究倫理規程」を順守し行った。

第2節 調査結果

1. 参与観察・ボランティアとしての関わりの結果

前節第1項で述べたとおり、筆者は両法人において複数回の参与観察を行い、またボランティアとして生活課題を抱えた人びととの関わりも持った。その中で、筆者の目の前にいた生活課題を抱えた人びとはほぼすべてが重度の精神障害や知的障害、あるいはその両方を抱えた人びとであった。そこは少人数のセクションや働く場であったがしかし、そうしたセクションで展開される事業の運営を、生活課題を抱えた彼ら自身が助け助けられながら担っている実態があった。そうした実態を筆者は F 法人と G 法人においてそれぞれ複数回垣間見た。

G 法人における参与観察の際に遭遇した、生活課題を抱えた人びとが事業運営の中心を担っている具体的な事例をここで紹介したい。N さんは精神障害を抱えているが、単独で車を運転し市場に仕入れに出かけた。ちょうど清掃の現場がひと段落つくころ、野菜などを積んで N さんが戻ってきた。その車の音を聞いた 5 名ほどの他の生活課題を抱えた人びとは、台車を手に裏口へ急いで走っていった。手慣れた様子で荷台から台車へ野菜を積み替え、建物内にある直売所へと移していた。そして、N さんが値段を決めると、一斉に皆で値付けの作業に入り、値段がついたものから陳列棚へと誰が何をというわけではなく、各人がそれぞれにすべきことを見つけて手伝い、スムーズな進行を助けていた。こうして生活課題を抱えた人びと同士が支え合い、そして市場という実績ベースで 450 万円の売り上げをあげる事業を彼らのみで遂行していた。商品を仕入れ、売り場に出し、販売までの一気通貫のプロセスが、ほぼ彼らのみで行われていた。筆者が参与観察していた間に代表理事が手助けをしたのは、1 種の野菜の値付けに関する相談に対して、値段を決めたことくらいであった。

第4章にて行ったイタリア B 型社会的協同組合調査の結果の 1 つとして、250 人という量的な人員を擁すれば、仕事に対する人の振り回しの中で、その仕事により熟知した人が、あまり慣れていない人の支援をしやすくなる可能性があった。しかし今回生活課題を抱えた人びと同士が互いを助け合いながら事業の運営を行っていた場合は、少人数で構成されたセクションなどであった。事業体が行い、何に留意しながら生活課題を抱えた人びとを支援すれば、そうした本人たち同士の助け合いという場が生まれるのだろうか。こうした実態は生活課題を抱えた人びとによる社会的企業への参加が深まった証左であると考えられ、次項以降述べるインタビュー調査の結果も踏まえ、参加の深化方法への示唆を得たい。

2. インタビュー調査の結果

(1). 参加の入口

ペストフは能動的共同生産者となるための参加の第1段階として、アクセシビリティの高さと参加することの人生あるいは生活における重要性の高さ、インパクトの強さをあげる。なお文中の「」は発言から導出したコードを示しており、【】はコードを一つのまとまりとして捉えたカテゴリーを示している。

調査データを分析した結果、大きく2点が導出された。1点目は、アクセシビリティ向上の為に実践では【様々な距離を埋めている】実態があるということである。2点目は、1点目に関連し、アクセシビリティ向上に向けた様々な方策がなされているが、【必ず生まれるズレ】があるということである。

1点目の【様々な距離を埋めている】実態には大きく2段階ある。1つめの段階は、事業者のドアを叩けるようにするための様々な方策といえるものである。それらの方策は、「物理的距離の近さ」「もらさない連携」「間口の拡大」「つなぎなおし機能」といったコードで表れてきた。図表27は、【様々な距離を埋めている】ことの第1段階を表現した発言をとりまとめたものである。

図表 27 【様々な距離を埋めている】第1段階

コード	法人	発言
物理的距離の近さ	F	電車で通勤の人も多いです。一応、和歌山県内です。遠方の方はグループホームとかに入っているのですが、ほとんどの人が通勤圏内から来ていますね。
もらさない連携	F	1つは、ひきこもりの方がたを支援する事業所が1つあるんです。その事業所は、別に仕事などを本格的にはやっていないのですが、居場所ですね、みんなが集まってきて、同じような立場の人が友達になり、コーヒーの焙煎を少しだけやっていますが、ほとんどあそこは居場所なんです、ゲームしたり、麻雀うったりね。そういう居場所へは、行政関係からも来るし、学校関係からも来るし、また知り合いを通じて集まってきているんですね、そういう場所があ

		<p>るということで。そこの支援員というのは、こういうところにみんな集まっているから遊びにこないかという感じですね。働きかけをしています。電話したり、訪問したりとかね。そこで居場所だけになっていたら話にならないので、そこで1-2年みんなと集い合い、仲間ができ、若干社会参加しようかな、働こうかなという意欲の出てきた人を私は去年5人お預かりして就労訓練をしたわけです。</p>
間口の拡大	F	<p>制度がきちんとできてからね、制度にのった人がくるようになって、やはりその制度に乗らない人、引きこもり、ニート、それから顔にもものすごくあざがある人、福祉の制度に乗らない人、こういう人たちを本格的に支援を始めたのは昨年からです。この人たちに関して、福祉事業収入は入ってきませんので、麦の郷の余力内でやっていくしかないですね。</p>
つなぎなおし機能	F	<p>先ほど見ていただいた、職員10年前にこの近くにある食品加工場を作ったんですね。その時分は、養護学校今の支援学校を出た生徒さんは、すぐ福祉に来たので、いったん社会に出て、企業に勤めてそこで随分つらい目にあってからうちに来た人も多かったです。空き缶などの資源回収をするところについて、随分つらい目にあってですね、二次障害、精神障害をおこしそうな感じで、その職場をやめて、逃げるような感じでやめてね、すぐにうちに来ました。</p>

筆者作成

インタビューの中でこのカテゴリーに関する発言があったのは、F法人のみであった。しかし、G法人にて筆者がボランティアとして清掃現場に入った際に行った生活課題を抱えた人との会話から、すべての方が電車あるいはバスで通える圏内に居住していることがわかっている。よって「物理的距離の近さ」は担保される。次に、「もさらない連携」に関して、G法人設立時に応募した生活課題を抱えた人のうち数名が、「福祉コミュニティプラザ」敷地内にある就労継続支援 B 型事業所に在籍していた事実から担保される。この事実は、

さらに、もらさないだけでなく、最低賃金が保障されない就労継続支援 B 型事業所より最低賃金が保障される G 法人に移るということが、ペストフのいう「動機づけ」が高まった事実であることもいえる。と同時に、移る前の事業所には賃金面で少なからず不満を抱いていたともいえる。よって、「つなぎなおし機能」を果たしているといえるだろう。最後に、「間口の拡大」については、本章第 2 節第 2 項で述べたように、G 法人敷地内には近親者による暴力から逃れてくる特に母子を対象としたシェルターが完備されている。さらに、G 法人の歴史がまとめられた資料の中で、2010 年 7 月に「福祉コミュニティプラザ」敷地内で開催されたお祭り時に、不登校生徒支援の親の会から要請を受け、4 人の生徒が参加、うち 1 人を同年 10 月に採用した旨の記載がある。障害者支援にとどまらず、「間口の拡大」に積極的に取り組んでいることは明らかである。このように、本調査の結果としてまず、【様々な距離を埋める】実践による特にアクセシビリティの向上が目指されていることが明らかになった。

次に、2 段階目としての事業体のドアを叩いた後に入口を駆け抜けるための要素である。両法人とも入口のハードルを下げる方策を試みている。F 法人では補助事業を活用し「詳細なアセスメント」を軸とした「マニュアル」作成を行っている。事業からスタートして、個別性への接近を図るという手法が採用されているといえる。一方 G 法人では「個別性」「多様な職場の準備」「できることへの焦点」「ボランティアの参加」というコードが浮かび上がった。これらから言えることは、G 法人は生活課題を抱えた人の個別性をスタート地点として実践を行っていることがうかがえる。図表 28 は、【様々な距離を埋めている】実践における第 2 段階に関する発言をまとめたものである。

図表 28 【様々な距離を埋めている】第 2 段階

コード	法人	発言
マニュアル	F	就労支援マニュアルの作成にあたって、生活困窮者、ひきこもり、ニートの人たちの就労に向けた支援は以前より実施してきた。一般就労に対応できる基本的なスキルの育成が重要です。社会人として身に付けておかなければならないマナー、仕事の進め方やどの業種においても基礎的な計算等ができなければ就労について継続することは困難です。就

		<p>労準備支援として、企業が新入社員を対象にしている内容を参考にして、必要と考える部分を生活困窮者、引きこもり、ニート用に作成しました。また、作業支援については企業がパート、アルバイトの作業訓練で使用しているものを応用しました。これは私が企業時代に使っていたものを応用しました。計数管理についても実際に職場で日常的に使われているものをまとめました。どのような業種につくにしても基本的な事項と考えています。メンバーが就労準備支援期間中に修得し地域社会に飛び出すということを考えています。</p>
詳細なアセスメント	F	<p>ヒアリングの内容のところ、ヒアリング資料とあって、プロフィールであるとか性格、学歴、職歴とかどこでも聞きますが、中身はですね、3番目の就労準備支援に関する事項で、その人の好きなこと嫌いなこと、得意なこと苦手なこと、今までに経験したことのある業務、将来やりたいと思っている仕事、それを実現するために何を学ばなければいけないか、うちで何を学びたいか、うちで実習したい業務、取得したい技術や資格、苦手な環境、人、モノ、接客苦手、運転苦手、高齢者相手が苦手とか、集中可能な時間、勤務時間を考慮するために集中可能な時間、ひきこもりニートの人は精神に近い障害を持っている人が多いので長時間勤務はしんどいとか、こういうようなことを、他にもいっぱいあるのですが聞いて、一つはまとめる。</p>
個別性	G	<p>厨房の方は1対1で基本的にスタートしました。マンツーマンがいのではと。これがなかなか難しい。</p>
多様な職場の準備	G	<p>5月にA型事業所の指定を受けます。その時に障害のある方13名、10名と3名です。4月から隣の施設の給食を受託して、6月にこのレストランを始めました。9月に市場、野菜を始めて、1年がたちました。</p>

ボランティアの参加	G	2009年12月におせち料理。これは大きなスプリングボードになりました。社協から200食注文をもらって、レストランの厨房を借りて、ほとんどボランティアさんで、当時障害者だけ時間給払って。あと一人、シェフですね、当時は板場さんですね、それ以外は全部ボランティアで。
できることへの焦点	G	私も確信を持っています。最初は、その人の持っている強み、ストレングスというかケイパビリティをいかに見ていくか、ウィークネスよりストレングスを優先しよう。

筆者作成

【様々な距離を埋める】ための具体的に採用されている手法の違いをもたらす要因は、おそらくは法人の歴史の長さや規模の違いであろう。F法人は事業体設立から39年であり、G法人は7年である。就労支援事業のみをとってもその歴史は大きく異なり、売り上げも3倍近く違う。この違いは、後述する参加の入口における阻害要因ととれるものとも関連する。というのは、様々な事業を行い、従業員数も多くなっているF法人では、個別性へのアプローチの重要性は認めつつも、一定の汎用性が求められる。なぜなら組織が大きくなり、その中で分化されているわけであり、多様な人間による共有を求めようとするならば、効率性の観点から一定の汎用性が求められるからである。一方でG法人の場合は、就労継続支援に没頭できる環境にある。だからこそ、事業性の追求は不可避ながら、まずは個別性からのアプローチを採用していると考えられる。

次に、【必ず生まれるズレ】である。F法人におけるズレは、刑余者支援を志す中で起こった。それは「人員配置」あるいは「事業配置」のズレであった。時期についての発言にはなかった。発言は以下のとおりである；

「一度刑務所を出た方の就労支援をやろうとしたんですが、担当者が途中であきらめたんです。できないと。」

「うちが取り組む場合、今持っている仕事の範囲がかなり一杯なので、それ以上のことができない状況で。それに1人ではできないですね。」

大きな組織で新たな事業に取り組む際の課題を如実に言い表した発言といえる。一方で、G法人で生じたズレは、「視点」のズレと「時間」のズレである。「視点」のズレに関する発言は次のようなものである；

「現場にまかせて失敗したのですが、従来の福祉の職業リハというのは本人の能力向上させることにばかり着目してきました。家でさんざん躰られて、養護学校で10何年もさんざん算数させられてできなかったことを、1事業所ができるわけがない。しかも半年、1年で、やめさせました。数をしっかりさせないといけないのであれば、もっと環境的にできることを考えてくれと、環境改善のほうにいきました。しかしマンツーマンはうまくいきませんでした。結果、障害のない方の職員のストレスがまずありました。利用者、障害者にもストレスになって、2人を入れ替えました。だめでした。そういう失敗はしました。」

前提としての視点、具体的には医学モデル²⁵ではなくICF²⁶(International Classification of Functioning, disability and health：国際生活機能分類)をベースとした環境要因にも配慮する視点を、そもそも支援する側が持ち合わせていない状況を事業体は前提として回避しなければならないということが、この発言から示唆される。いくら「かゆいところに手が届く」規模の事業体でも、視点の共有が必要である。

次にG法人における「時間」のズレである。生活課題を抱えた人の職場での労働が軌道にのるまでには時間がかかる、というものである。先述の「視点」のズレからマンツーマンで始めた厨房での就労支援は一旦ご破算になる。しかし再度チャレンジした際のことに関する発言にみられる；

「もう一度再チャレンジということで、去年9月に〇〇事業所というところの仕事を受けて、最初は障害の方をはずすまでやっていたきました。最初健常職員2名＋障害1名で暇で仕方がないというくらいに厚くして、ある程度のレベルになれるまで、としたりうまくいきました。」

このように、様々な方策、手法を用いて【様々な距離を埋めている】中で、事業規模の大小による傾向の違いはありつつも、「事業配置」あるいは「人員配置」、「視点」や「時間」といった【必ず生まれるズレ】が生じることで、生活課題を抱えた人の参加が阻害される可能性にあることが示唆された。

(2). 参加の内容

本項では、ペストフの参加の3段階の2つ目である参加の内容についての分析結果について述べる。参加の内容としては4つの側面がある。それらは政治的側面、経済的側面、社会

的側面、そしてサービスの側面である。結論から述べると、社会的企業における現業への参加を軸とする経済的側面への参加レベルが高まるのが、政治的側面や社会的側面における参加レベルの向上をもたらす。さらに、政治的側面や社会的側面における参加レベルの向上が、サービスの側面における参加レベルの向上をもたらしている可能性があるということである。但し、今回調査した日本の社会的企業実践の場において、経営参加の内容及びレベルが低いことは、今後に向け克服すべき大きな課題として残っている。さらに、後述するが「仕事という菓の危うさ」にも注意が必要である。以下、本項では経済的側面、政治的側面、社会的側面、そしてサービスの側面の順に述べる。

まず、経済的側面に関して述べる。この側面においては【支援される側から支援する側への役割変容】というカテゴリーが導出された。そのカテゴリーに包含されるコードとして、「役割レベルの向上」「業務の上では主役」「深まりの可能性」といったものが形成された。以下、図表 29 にその発言をまとめる；

図表 29 経済的側面への参加：【支援される側から支援する側への役割変容】

コード	法人	発言
役割レベルの向上	F	今年から法人の中の色々な職場で、障害者の人、それから職員と一緒に就労支援、訓練をやりながらね、一般企業に行くのもいいし、法人としたら、これからそういうひきこもりの人たちの中から、できるだけ職員として採用しようと。今年は一人採用しました。
	F	この10年間で今納豆、デリー、せんべいを一つの部署でいろいろなものを作っているのですが、せんべいの部署の、障害者でありながら、責任者になっています。最初は月給1万円くらいから出発して、今4万くらいになっているんです。5万まであと一息です。
	F	障害者の方の中には、法人の責任者とはいかないですが、1つの部署の責任者となっている人はいます

		ね.
	G	最近あったのは、かなりシビアな状態にあったひきこもりと発達障害、及び精神の障害がある人がいて、うちに始めてきたのがまだ倉庫でやっている頃です。最初週 15 時間で、数字が強かったので経理をやってもらったんです。順調にきて週 35 時間までいって、経理を任せていたんです。
	G	J さんのチームは、K さんという自閉症の方と L さんという自閉症の方で、L さんは仕事としてはかなり十分です。K さんも最初は大変でしたが、今はほぼ平均的にできる。M さんという女性が難しい。彼女も随分変わりました。
	G	(N さんは市場の)主任で。みんなあそこで手伝いしながらね。彼が戻るとみんな台車をもってきてという関係が出来上がっています。
業務の上では主役	F	昼からはまた納豆デリ作ってるところにいけますが、そこは働くという感じで、作業所というよりは本格的に働いている、かといって障害程度は軽くないのですが。
	G	個別現場では主体的にやっていただいております、むしろ主役のようになっています。
	G	当事者職員でレストランで働いてくれている O さんも想像以上に能力高くて、薬を使ってコントロールできているので、職場ではほんとは支援が必要なのですが全く必要ない。
深まりの可能性	G	もう一つ考えているのは、皆さんに NPO の会員になってもらうことです。

筆者作成

ここで特筆すべきことは、「業務の上では主役」であるばかりでなく、「役割レベルの向

上」が、事業規模及び歴史において大きな隔たりのある両法人で共通して見られたことである。訓練や実習という完全に「支援される」側からスタートした生活課題を抱えた人びとは、まず社会的企業の中での仕事のやり方を修得する。そこから1つのステップを上ると、同じ事業体の中で職員となり、社会的企業の運営を主体的に担っていくことを求められるようになる。さらに運営への関わりがより深まり、また事業体内で認められることで、部署の責任者となり事業体運営の管理までを担うようになる。その部署の中には他の生活課題を抱えた人の存在もあるわけで、まさに「支援する側」に役割が変容しているのである。換言すれば、生活課題を抱えた人と社会的企業、生活課題を抱えた人と社会的企業の職員、さらには生活課題を抱えた人同士の関係性の変容が、参加の深まりというプロセスを経た結果生まれていたのである。

しかし一方で、【仕事という薬の危うさ】も常につきまとっていることが示唆された。経済的側面への参加に深みをつけるためには、「適性」「危険性」「不安」「限界」とコードとして形成された事柄に寄り添うことが求められる。図表 30 は、【仕事という薬の危うさ】に関わる発言を、コードごとにまとめたものである；

図表 30 経済的側面への参加：【仕事という薬の危うさ】

コード	法人	発言
適性	G	お掃除が一番ベーシックで経験した中では、知的障害の人が働くにはほかにないくらい貴重な仕事ですよ。しかし発達障害の人たちは、心理的にお掃除には入れない。理由は、受験戦争の中でスマートな仕事を目指して挫折しました。そういう価値観の中で生きているので、お掃除の仕事はなかなかね。障害を受容するように、仕事を受容するという課題が。逆に言えば、それを克服すると大丈夫と。
	G	知的障害の人にとって、掃除の仕事は非常に貴重です。厨房で働くのは大変難しいです。
危険性	G	Oさんも想像以上に能力が高くて、薬を使ってコントロールできているので、職場ではほんとは支援が必要なのですが、全く必要ない。バーンアウトする危険性があるので。そこだけちょっとね。
不安	G	市場のNさんは、仕入れに関しては不安を持っています。一時期G

		法人を辞めようとなったり。
限界	G	そこで一気に事業が膨らんで、経理も難しくなったんですね。NPO といっても市民団体レベルの経理をやっていたのが、一気に給付金は入るわけで、そこで一辺に難しくなって、コンフリクトが起きたわけですね。支援にきてくださっている有能な方の指導についていけなくなるわけです。だんだんしんどくなってきて、経理を下りることになって、そうこうしているうちに仕事にだんだん出てこれなくなるんです。仕事ができている間は、まさに仕事という薬です。

筆者作成

次に政治的側面である。結論として、【深化の余地が大きい経営参加】といえる状況があった。経済的側面への参加で見られた「役割レベルの向上」及び「業務の上では主役」であることにより、必然的に議論や意志決定における参加である政治的側面への参加も高まる。そこでは「多様な議論への参加の場」が用意されており、「ゆるやかな合意形成」が図られている。しかし、両法人とも「十分になされていない経営参加」という現状にある。理事からの発言はなかったが、短時間面談をした F 法人理事長から経営参加のレベルは低いとの発言があった。G 法人では就業規則と 36 協定²⁶に関しては、事業体と職員との間での取り決めがなされている。F 法人は規模の大きさから事情は異なると思われるが、G 法人代表理事は労働組合の結成、全体集会の開催、理事会への実際に働いている生活課題を抱えた人で職員でもある人の参画、議決権のある NPO 会員となること、などといった「経営参加の方法論提示」を行っている。図表 31 が、政治的側面への参加の中で経営参加に関する発言をまとめたものである；

図表 31 政治的側面への参加：【深化の余地が大きい経営参加】

コード	法人	発言
多様な議論への参加の場	F	12 月くらいに対象に F 法人の中の事業所で職業訓練をやるわけです。法人内の職場で現場実習で実際の現場で教育しながら、集合教育と座学をくり返ししながら、そうやって経過状況を検討し、本人の要望を尊重しながら将来の進路を検討する。

	F	F 法人の中でいろんな事業所があって、一般企業で実習するよりも、F 法人内で実習を受けて、職員と同じように実習を受けて仕事をして、就労支援をやってですね、社会人マナーは身に付けたかどうか、作業効率の向上はどれくらい進歩したか、基礎的計数管理をどれくらい修得したか、これは教育のなかでやっていくことで、仕事への意欲、集団行動のルール、集団行動ができるか、自分の仕事の範囲が理解できるか、仕事に毎日積極的にできるか、準備、片付け、後始末ができるか、急激に変化したときに対応できるか、だいたい普通のことを聞いて、実際に就労が終わったあとに、本人がやってみた感想ですね、それから職場の責任者の感想ですね、それを踏まえて就労の可能性などをまとめます。
	F	管理者が利用者さんとは毎日会話しています。一番のつながりは管理者と利用者さんです。
	F	利用者さんも巻き込んで、商品力の改善ということも同時並行でやりました。
	G	食事サービスのミーティング、お掃除のミーティング、駐車場のミーティング、これはできるだけ密にやっっていこうと。月に1回くらいですね。
	G	(レストランの)メニューを増やしたのも、ミーティングで出した結果です。
ゆるやかな合意形成	F	直売所では、管理者を中心に利用者さんも含めて、そこの中でゆるやかに合意形成が図られています。
	G	しっかり主張する人はいます。できない人もいますが、現場として経営上合理的であれば通っていきます。
十分になされていない経営参加	G	もともとこの事業所は、当事者性というものを非常に重視してスタートしたつもりなのですが、実際にはまだまだ経営参加というところでは。
	G	経営参加は失敗というよりまだできていないということですよ。

		が.
経営参加の方法 論提示	G	当事者性の高い人は(理事会に)7人のうち2人入っています。ただ、職員としてまだできていません。次の課題はそこだろうと。
	G	その人と話をしながら労働組合をつくりませんかという話をしていますが、1つの参加の仕方として、労働組合型がスウェーデンではメインだった時代もありますし、ただ、労働組合と雇用者の側は労働法上は距離感を作っておかないといけないということもあります。仕組みを作るのは結構難しいです。やりすぎると不当関与になって組合法上は問題があります。労働組合を作ったからといって参加の仕組みを作るのは難しいです。それでも逆に権利を守るためには、あってもいいと思います。
	G	別のところでは、月に1度の全体集会をされています。これを今年は試みてみようかと。まだやっていません。

筆者作成

第三の参加の内容は、社会的側面への参加である。ここでは、【イベントへの単純参加から主導へ】というカテゴリーが導出された。このカテゴリーに含まれるコードは、「イベントへの参加」と「イベントを主導する立場での参加」である。まず「イベントへの参加」について述べる。F 法人では研修、夏祭り、花見への参加がこの側面における参加としてあげられる。筆者も一部ボランティアとして参加し、それ以外は参与観察を行った夏祭りを例にとると、単純に参加するだけでなく、各部署が出店する模擬店の運営サイドとして多数の生活課題を抱えた人が販売促進に尽力していた。さらに生活課題を抱えた人びとのみで構成されたダンスサークルによるショーも行われていた。こうした参加は、イベントに集うだけの参加から一歩深まりがあるといえる。G 法人では、旅行や日々提供される様々な余暇プログラムへの参加が見られた。

そうした「イベントへの参加」から「イベントを主導する立場での参加」へと参加の深まりがあったのは G 法人であった。具体的には、旅行の企画委員の中核を生活課題を抱えた人びとが担っていた。メンバーの中には、経済的側面への参加の中で、役割レベルの向上の

実例としてあげられている N さんと O さんも入っている。彼らが企画した旅行はこれまで 2 回行われ、元来支援の対象である生活課題を抱えた人びとが、元来支援する側である職員も含んだ社会的企業全体にかかる営みを主導していた。経済的側面への参加の深まりが、社会的側面への参加の深まりへとつながっていく実例でもある。本調査で明らかになった社会的側面における参加の深まりは、【イベントへの単純参加から主導へ】というものであった。図表 32 は、社会的側面への参加に関する発言をまとめたものである；

図表 32 社会的側面への参加：【イベントへの単純参加から主導へ】

コード	法人	発言
イベントへの参加	F	夏祭りとか花見ですね。
	F	(計数管理の勉強会を)ひきこもりやニートメンバーを中心にやっています。
	G	現在知的障害の人は、メインは朝7時から11時で仕事が終わるんですね。当然行くところがありません。(野菜を)詰める仕事はできる人ばかりとは限らないし、できない人は生活プログラムをどうするかというのが課題です。ここは、結構ボランティアで埋めてきました。週に1度ストレッチ、柔軟体操を教えてくれる先生がいました。それから習字、家計簿、スケジュール管理など仕事につながるような、毎週月曜日。それからフラダンス。それからエクササイズ、月に1回。それから映画、我々が段取りします。アニメね。文化活動、余暇活動と少し職業リハビリテーション的な。
イベントを主導する立場での参加	G	もう1つの参加の仕組みとしては、福利厚生として秋に年に1度いつも日帰り旅行をしています。その企画委員をすべて利用者主権でやっていただいています。だいたい固定化していますが、先ほどのNさんと、リーダー的な年配のPさんとここのOさんと。これまで知的障害の人が入っていなかったのが、今年1人入っていただい。これまでに2回いきました。
	G	目指しているのは、次は早く宿泊の旅行をしたいねと。ゆくゆ

		くは海外にいかうと。目標をもつことはいいことです。楽ししようと。普段の逆です。楽しくやれています。
--	--	---

筆者作成

最後にサービスの側面への参加である。ペストフが、保育サービス供給事業体を例に取りあげながら示したこの側面への参加の内容としては、事業体に入る建物の運営維持、職員の体調不良あるいは研修の際の代替から、保育施設での常勤ベースでの労働までが含まれる。今回の調査からカテゴリーとして、【ボランタリー性・代替性を通じた当事者間支援】が導出された。生活課題を抱えた人が同様に生活課題を抱えた他の人を支援するという「当事者間支援」の存在についての発言はG法人のみであった。しかし、F法人における参与観察では、本節第1項ではG法人での事例についてのみ述べたが、重度の精神障害を抱えつつも服薬および周囲の支援によって生活課題の解消へと進んでいる人が、セクションの長を務めており、同じセクションにいる生活課題を抱えた他の人びとを支援している光景を目の当たりにした。筆者はそうした光景に他セクションでも複数回遭遇した。したがって、「当事者間支援」は両法人に共通して存在しているといえる。

そうした「当事者間支援」に至るプロセスには、「ボランタリー性」と「代替性」を特徴とする活動がなされていた。ただそうした活動には職員のかかわりが付随してくる。しかし、生活課題を抱えた人同士の関係性の向上により、支援が必要な生活課題を抱えた人と職員という二項軸から抜け出し「当事者間支援」にたどり着いたものと考えられる。なお本節第1項であげたG法人内での参与観察における生活課題を抱えた人同士の助け合いの例は、まさにこの点を指し示したものである。図表33はサービスの側面に関する発言内容をまとめたものである；

図表 33 サービスの側面への参加：【ボランタリー性・代替性を通じた当事者間支援】

コード	法人	発言
ボランタリー性	G	障害のある人たちは7時から現場を10時まで、11時まで1時間を事業所が入る建物の清掃と月曜日と金曜日は、民間のマンションの仕事をしています。
ボランタリー性	G	お掃除の部分で一番難しいのはQさんで、すばらしい能力を持

代替性		っているのは、彼は野菜の売り場ではすごい売り子なんです., 市場の昔のおっちゃんみたいな感じで、看板書かせてもすごいのを書きます. ただし、掃除(Qさんの職場)では一番難しい.
	G	目指しているのは、次は早く宿泊の旅行をしたいねと. ゆくゆくは海外にいこうと. 目標をもつことはいいことです. 楽をしようと. 普段の逆です.
当事者間支援	G	Nさんが来てくれてプラスになっているのは、昨日のように知的障害の人と一緒にね.(Nさんが依然いた)前のは精神の作業所ですから. 知的の人はいないんです.
	G	(Nさんはみんなの)インタープリターのようなね.
	G	彼が戻るとみんな台車をもってきてという関係が出来上がっています.

筆者作成

(3). 参加の日常性・継続性

本項では、ペストフの参加の第3段階である、参加の日常性と継続性についての分析結果を述べる。その結果は、社会的企業と生活課題を抱えた人びととの間の関係性の継続性という次元と、サービス供給における生活課題を抱えた人びとによる参加の日常性という2つの次元で分析した結果である。【高い参加の日常性と継続性】は両法人ともに保持しており、それは【日常性・継続性を担保するための方策】によって可能となっていた。より具体には、「高い日常性」と「高い継続性」の両方が保たれており、「気持ちの共有と寄り添い」と「多様な職場・居場所の提供」に特に注力することでそれは可能になっていた。一方で、【多様な限界の存在】もあった。具体的には「合理的配慮²⁸の限界を示す事例」が数は少ないが存在しているだけでなく、「仕事になっていくプロセス」「学習に必要な時間」「品質向上に必要な時間」が障壁として存在していた。

図表 34 は【高い日常性と継続性】に関する発言をとりまとめたものである；

図表 34 【高い参加の日常性と継続性】

コード	法人	発言
高い日常性	F	知的の人たちなので、休むことはほとんどないですね。出勤率は 90%以上です。精神障害の人はどうしてもやすむのですがね。だから、障害の重い人もいますが、本来は生活介護とか生活訓練とか行くべき人がいますのでね。よくやっていますよ。
	G	だいたい今障害者の職員は、週に 20 数時間から 35 時間の中にいます。
	G	隣の掃除を社協から委託を受けて 2 チームの体制で、1 対 2 を 2 つ。月曜から金曜までまわして。
高い継続性	F	(在籍期間の長い利用者は)多いです。一般企業で働けたら一番いいですが、現実的には無理です。毎年一般企業に挑戦させていますが、そこに定着している人は少ないです。むしろ社会福祉法人の作業所という感じで働くということが制度的に限界にきているのであれば、これからは社会的企業を法人を母体に作り、そこで生きていける、生活保護に落ちないというものを現実的には目指していますね。
	F	この 10 年で退所した人は少ないのですが、法人のやり方とか運営に合わなくて、ご父兄がね、ここを出ますという事例は、私の知っている限り 1 例です。
	G	うちで今まで辞めた人が 3 人。
	G	(それ以外の方は、3 年越えられた方がほとんどですか？との問いに)一人は出勤できないままどうしようかとなっています。何とかもう一度手がかりをとチャレンジしています。

筆者作成

次いで図表 35 は、【日常性・継続性を担保するための方策】に関する発言をまとめたも

のである。強く浮かびあがってきたことは、「気持ちの共有と寄り添い」と「多様な職場・居場所の提供」に特に注力することによって、生活課題を抱えた人びとによる社会的企業への参加の日常性および継続性を高めそしてその状態を保持しようと努めていることがわかる。

図表 35 【日常性・継続性を担保するための方策】

コード	法人	発言
気持ちの共有 と寄り添い	F	うちの法人は、管理者、昔の施設長が自主的にほとんどやっているのです。結構、管理者の裁量でできることがほとんどです。管理者が、利用者さんとは毎日会話していますので、一番のつながりは、管理者と利用者さんです。
	F	疲れたらやすみなさいとか、これ以上無理したらだめだよ、とかそういう部分はあるわけで。
	G	今カウンセラーを探しているんです。先日一人お会いして、少しお金はかかりますけれど、カウンセリングしていただくかと。カウンセリングも特効薬でも何でもありません。その人の持っている問題を共有したり、それで気持ちがリラックスしたというだけでもだいぶ違いますからね。
	G	いかにそれ(気持ち)を内在化させないか、少し外に向かって。
	G	それだけでもだいぶ、解決にならなくても、解決の糸口をつかみやすくなる。そこらへんまでできないかなと。
多様な職場・居場所の提供	F	選択肢が多いというのはいいですね。手広くやりすぎて、収集がつかないところもありますが、選択肢は多いですね。
	G	お掃除の部分で一番難しいのは Q さんで、すばらしい能力を持っているのは、彼は野菜の売り場ではすごい売り子なんです。彼が声をかけるとたいてい振り向きますし、大きな声も出ますし、市場の昔のおっちゃんみたいな感じで、看板書かせてもすごいのを書きます。ただし、掃除では一番難しい。
	G	R さん、S さんは厨房で失敗しました。でも掃除はできるんです。

	G	雇用に関する多様な障壁を持っている人たちにとって、ダイブアーシティこそがあると、こちらがだめならあちらと。あちらの環境ではストレングスを発揮できると。多様性は非常に重要です。うちの事業所にとって重要です。だから、障害者だけでなく、難病の人であったり、ひきこもりの青年であったりとながっている。
--	---	--

筆者作成

ここまで、F 法人及び G 法人における【高い参加の日常性と継続性】、さらにそれらを支える【日常性・継続性を担保するための方策】を見てきた。しかし、その裏側には、【多様な限界の存在】があった。より具体には「合理的配慮の限界を示す事例」の存在があり、また「日常性・継続性を担保するための方策」が実効性を帯びるためには、「仕事になっていくプロセス」「学習に必要な時間」「品質向上に必要な時間」が必要であった。図表 36 は、それらに関する発言をまとめたものである；

図表 36 【多様な限界の存在】

コード	法人	発言
合理的配慮の限界を示す事例	F	法人のやり方とか運営に合わなくて、ご父兄がね、ここを出ますという事例は、私の知っている限り 1 例です。
	G	うちで今まで辞めた人が 3 人。最初辞めた人に関しては批判されました。自ら辞めていったのですが、その人はお金です。結局借金がずっとあって、精神に変調をきたして仕事ができなくなった。仕事に対する想いはずっとあって、しかしお掃除の仕事に入れなくなって。お金に窮してくると貸してくれと。何度か個人で対応しました。結果的に、最後借りられなくなったら辞めると。
	G	もう 1 人は盗み癖がある人ですね。どういう教育を

		<p>するかに集中しました。彼が今まで躰られて、教育を受けて、指導を受けて、21歳になった。うちでそう簡単に教育できますか？では、どうしますかと。今度は合理的配慮です。鍵をかける、かばんをしまうことを徹底しようと。それで一定の防止ができる。環境への配慮。ところが今度は同僚からお金を借り始めました。次は何ができるかと。かなり難しいなど。皆の財布を預かろうと。朝来たら預かってリーダーが鍵をかけて。お金がなければ貸せないだろうと。半年なんとかしのぎました。しかし、終業後、通勤途上とか、建物の中の見えないところでかつあげをやるんです。どうしようもないと。建物の構造を変える、通勤と、これは合理的配慮を超えています。合理的配慮の限界を感じました。</p>
仕事になるプロセス	G	<p>モデルになったのが、掃除でパートの女性と知的障害の2人、(療育手帳の等級が) AとB1ですね。今は両方Aになりましたが、重度の知的障害の人が2人。仕事になっていくプロセスを経験しました。チーム制は非常に重要です。知的障害の人の場合、ある程度のレベルの人にはできるようになります。知的障害の人にとって大事な仕事ですが、任せきりにできない人、A/B1の人だと、やはり今できたのに次できない、今できたのにもうできない、の繰り返し。そうすると1対2くらいのチームでやっていかないと目が届かない。品質管理、業務管理、マネジメントができない。ここで非常に学んだのは、成功例としてはこれは使えるなど。1対2のチームで考えていきましょうと。</p>
学習に必要な時間	G	<p>そのやり方、その人の特性に応じて、学習したのは</p>

		十分な準備時間があると、1対1でも、先ほどいった環境的なことがかなりできます。余裕がないとできない、どうもそういうことらしいです。環境合理性、合理的配慮がキーだったと理解できるようになりました。
品質向上に必要な時間	G	清掃は安定していて、だんだん品質があがりました。半年くらいかかりました。

筆者作成

第3節 小括

本章の目的は、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深める方法について明確にすることであった。本節では、まずペストフの参加の3段階に即した調査分析から得られた生活課題を抱えた人びとによる社会的企業への参加の実態とそこに存在する課題を改めて整理したうえで、その参加を深める方法について述べる。

1. 生活課題を抱えた人の参加の実態と課題

本項では、第2節で詳述してきた生活課題を抱えた人の参加の実態と課題について改めて整理を行う。図表37は、ペストフによる参加の3段階である参加の入り口、参加の内容、参加の日常性・継続性に即して分析した結果として導出された、生活課題を抱えた人の参加の実態と課題をそれぞれについてまとめたものである。以下それぞれの段階について述べていく。

図表 37 生活課題を抱えた人の参加の実態と課題

	実態	課題
参加の入り口	・様々な距離を埋めている	・それでも必ず生まれるズレ(事業配置, 視点, 時間)にいかに対処するのか
参加の内容	・支援される側から支援する側への役割変容	・適正, 危険性, 不安, 限界といった事柄にいかに関与するのか

	<ul style="list-style-type: none"> ・深化の余地が大きい経営参加 ・イベントへの単純参加から主導へ ・ボランティア性・代替性を通じた当事者間支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営参加をいかに深めるのか
参加の日常性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・高い参加の日常性/継続性 ・日常性/継続性を担保するための方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の限界にいかに対処するのか ・仕事になるまでの学習や品質の向上などに必要な時間にいかに向き合うのか

筆者作成

(1) 参加の入口

参加の入口において、アクセシビリティ向上の為に実践では【様々な距離を埋めている】実態があること、しかし一方でそこには【必ず生まれるズレ】があることが明らかになった。

【様々な距離を埋めている】実態には2段階あった。第1段階は事業体への入口にかかわり、その構成要素は「物理的距離の近さ」「もらさない連携」「間口の拡大」「つなぎなおし機能」であった。第2段階は仕事への入口にかかわるもので、その構成要素は「マニュアル」「詳細なアセスメント」「個別性」「多様な職場の準備」「ボランティアの活用」「できることへの焦点」であった。第1段階の4つの要素からは、社会的企業への入口において「隣接性」あるいは「地域性」という要件が重要であることが示唆されよう。また、第2段階の要素からは、仕事の入口では「個別性を受け入れるための方策」と「個別性を活かすための多様な資源の準備」が求められるということが示唆される。

一方で、事業体が参加の入口のハードルをさげようと努力するなかで、「必ず生まれるズレ」があり、生活課題を抱えた人の参加を阻害する要因となる可能性があることが示唆された。3つのズレが本調査から導出され、それらは「事業配置のズレ」「視点のズレ」「時間のズレ」であった。

まず「事業配置のズレ」に関しては、特に大きな組織で新たな事業に取り組む際の課題である。既存業務をこなしながら、エネルギーを注力する必要性が格段に違う新規業務を行っていくことには、物理的にも精神的にも大きな困難が伴うであろう。解決策として考

えられるキーワードは、「法人事業」である。まず法人のミッションに新規事業の立ち上げを加え、その必要性の共有を図る。その上で新たな部署を立ち上げ、法人事業として新規事業を行うことである。そうすることで、既存業務を行う部署と新規事業を行う部署は、それぞれに求められていることに集中できる環境が整う。また新規事業の浪費に対する既存部署からのクレームは、法人全体としての新規事業の必要性の共有を図っておくことで低減される。

次に「視点のズレ」である。仕事の入口における視点の共有が課題であった。その視点とは、医学モデルから ICF をベースとした環境要因にも配慮する視点である。この課題の克服に際してのキーワードは、「学び」と「情報の蓄積」であろう。法人内外での研修での「学び」を継続的に職員はなすべきであろう。そして、実践における成功体験だけでなく、失敗の経験も直視し文書化し、「情報の蓄積」を法人内ですることによりリアリティのある「学び」にもつながると思われる。

3 つ目に「時間のズレ」である。具体的には、支援には時間がかかり、またエネルギーも求められる。それを前提として捉えた上で、課題としては「経営維持」をいかになすかということである。さらにいえば、いかに社会的企業が余力を持った経営をなしうるのかということである。経営そして事業体の継続なしに支援の継続は存在しえないわけであり、社会的企業にとっては本質的な課題である。したがって「経営維持」の方法論の探求が日々社会的企業には求められるといえる。

このように参加の入り口において生活課題を抱える人の参加を深める方法として、まず社会的企業の入り口においては「隣接性」および「地域性」がキーワードであり、その次にある仕事の入り口においては「個別性を受け入れるための方策」と「個別性を生かすための多様な資源の準備」が要件である。また参加の入り口において発生することが予想される課題への対処方法としては、提供できる仕事の幅をひろげるための新規事業を法人事業として行うことを検討すること、成功体験だけでなく失敗事例を含めた情報の蓄積を図ったうえでそれら情報の学びを行い事業体の中で共有を図ること、そして生活課題を抱えた人に向けた支援を継続するための経営維持を日々の実践の中でも常にその方法論を探求することがあげられる。

(2) 参加の内容

参加の内容に関して、経済的側面への参加レベルが高まることで、政治的側面や社会的側面における参加レベルの向上をもたらす。さらに、政治的側面や社会的側面における参加レベルの向上が、サービスの側面における参加レベルの向上をもたらしている可能性があることが示唆された。訓練生・実習生から職員へ、職員から部署の責任者へ、そうした役割レベルの向上のプロセスの中での、各側面への参加の深まりが実態としてあった。また、サービスの側面への参加においては、生活課題を抱えた人と職員という二項から突き抜け、生活課題を抱えた人が同様に生活課題を抱えた他の人を支援するという「当事者間支援」という実態があった。生活課題を抱えた人同士が支え合いながら、事業を推進していつている実態の存在から得る示唆は非常に大きい。実践においては、ややもすると生活課題を抱えた人の入口ばかりに視点がいきがちである。だが、1つの目指すべき到達点あるいは出口としての「当事者間支援」という視座を持つ必要があると考える。

一方、今後「いかに経営参加を推進していくか」という課題は、大きく残ったままである。前項で参加の入口における課題の1つとして、「経営維持」方法論の探求の必要性を述べた。経営を維持することはもちろん重要ではあるが、同時に生活課題を抱えた人の経営参加も重要である。このことは、社会的企業がぶちあたる大きな壁といえる。しかし、今回の調査では、経営参加レベルの低さを認識しつつ、労働組合の設立を当事者に促す、全体集会の開催を構想を行うなどの実態があった。経営というものの分節化を行い、まずは生活課題を抱えた人が参加できるところから順次参加していつてもらう。そのための場を創造する力が必要だといえる。

他に存在する課題は、「仕事という薬の危うさ」にどう寄り添っていくかということである。今回の調査からは「適性」「危険性」「不安」「限界」といった要素への寄り添いが必要であることが明らかになった。日々の寄り添いはさることながら、リ・アセスメントの仕組みの構築が不可避であろう。定期的にその時々ニーズをキャッチし、そのニーズに合わせた支援へとアレンジを加え続ける、そうした方法論を体系的に仕組みにしていけることが必要である。

このように参加の第2段階である参加の内容を深めるための方法として、現業への参加を中心とした経済的な側面での参加をまず深めることがある。より具体的には担当のセクションや部署における生活課題を抱える人の働きを認めながら、実習生などから職員へ、職

員から部署の責任者へと役割を付与していく。その中で意志決定を軸とする政治的側面における参加や社会的企業のイベントへの参加などへといざない生活課題を抱えた人に本来備わっている第三者性の芽生えを目指す。その結果として生活課題を抱えた他の人を支援する当事者間支援というプロセスを採用することが望ましいと考えられる。

しかし課題もある。第一の課題は経営参加をいかに深めるかである。その解決方法は経営そのものを細かく分節化することによって、生活課題を抱えた人が参加できる場を醸成し、そうした機会を積み重ねていくことである。第二の課題である適正、危険性、不安、限界といった危うさへの寄り添い法としては、伴走型支援(奥田 2014)ともいえるものであるが、定期的なニーズアセスメントの機会と変化したニーズへの迅速な対応を可能とするケアカンファレンスなどといった対話の場を仕組みとして事業所の中に構築することである。

(3) 参加の日常性・継続性

参加の日常性・継続性に関しては、日常性・継続性の高さが具体的数値とともに明らかになった。日常性・継続性を担保するための方策の中でも、とりわけ「気持ちの共有と寄り添い」「多様な職場・居場所の提供」に注力している実態があった。しかし、その裏側には「合理的配慮の限界を示す事例」の存在がある。さらに「日常性・継続性を担保するための方策」が実効性を帯びるためには、「仕事になっていくプロセス」「学習に必要な時間」「品質向上に必要な時間」は必要であることも明らかになった。

「合理的配慮の限界を示す事例」においては、「いかにつなぎなおすか」あるいは「いかに社会につなぎとめるか」ということが課題であろう。もともと生活課題を抱えた人が社会的企業という居場所を失った時、次の居場所を見つけることをできるだけ容易にしなければならぬはずだ。その為の「連携と特に困難事例に関する情報共有の仕組み」をいかに作り、いかにつながり続けるかが重要であろう。

次に実践で様々なされている「日常性・継続性を担保するための方策」が実効性を帯びるには時間が必要であるが、その時間をいかに担保するのかということも課題である。そうした時間を持つ余力をいかに持つか、つまるところそれは経営の問題となる。しかし、法人経営の問題だけではなく、地域の経営という観点から行政の補完性のあり方とも関わってくる課題である。「余力としての時間をいかに担保するのか」「地域経営という視点からの行政の補完性のありかた」が課題として浮かび上がってきた。

このように生活課題を抱えた人びとによる社会的企業への参加の日常性・継続性を深める方法として、彼らの気持ちを共有しそれに寄り添うことや、多様な職場・居場所を提供するといった方策を講じることで、参加の日常性・継続性を高いものにできるというものである。しかし、そこには多様な限界が存在している可能性がある。具体的には、合理的配慮の限界、仕事になっていくプロセスを我慢する、仕事を覚えるための学習にあるいは品質の向上に向け必要な時間である。これら限界への対処方法としては、そうした時間を待てる余力が経営体力として持つことができれば最良である。しかし、1つの小規模な社会的企業には限界もあることは容易に想像できる。地域ですべての人がその人らしい生活を営める仕組みづくりが政策として明示されている以上、行政の補完性が問われることとなる。それを問うにあたってまず社会的企業が取るべき方法は、日々緊密な行政とのコミュニケーションを取ること、およびそれを基盤としてお互いに胸襟を開いた関係性を構築すること、そうすることで困難が目の前に現れそうになったときに即行政による何らかの支援が出るように補助金や助成金などの制度に精通しておくことだと考える。

次章は終章として、第Ⅰ部および第Ⅱ部において明らかにしてきたことを改めて整理して述べたうえで、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「しくみ」の形成方法の提示を試みたい。

終章—研究結果の総括と結論

本論文の目的は、地域福祉の推進に向け、生活課題を抱えた人およびその家族が参加することができる「場」と「仕組み」を、日本においてどのように形成すればいいのか、その方法を提示することであった。本章では、まず第 1 節において、第 I 部で社会的企業が抱える実践課題を明確化したその研究の総括を行ったうえで、第 2 節では第 II 部で行った実践課題の克服方法に関する調査研究の結果から、結論として生活課題を抱えた人およびその家族が参加することができる「場」と「仕組み」の形成方法に向けた示唆について述べ、そして第 3 節では本論文の限界と今後に向けた課題について述べることにする。

第 1 節 第 I 部研究結果総括

第 I 部では、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」を創造する主体として期待されている社会的企業実践に存在する課題の明確化することを目的とした文献研究および調査研究を行った。本節では、それら研究の成果について、それぞれ述べていく。

1. 文献研究の結果

文献研究は、大きく 4 つの目的をもって行った。まず、第一の目的は、生活課題解決に関する先行研究や政策動向を整理することで、社会において現在生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が必要とされていることを明らかにすることであった。第二の目的は、戦前戦後の時代において、そうした課題の解決に向けた実践を開発した先駆者たちの持っていた視点を整理し、その視点から示唆を得ることであった。第三の目的は、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業に期待が寄せられている背景を明確にすることであった。そして第四の目的は、社会的企業に関する先行研究の整理を行い、その潮流を概観し、社会的企業研究に存在する課題および研究の結果として出てきている社会的企業の課題を明確化することである。

第一の点は、生活課題解決に関する先行研究や政策動向を整理することで、社会において現在生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」が必要とされていることを明らかにすることであった。まず先行研究の整理を行い、生活者とその人らしい生活を送るうえで抱える課題を表す言葉としてある生活困難、生活問題、生活のしづ

らさ、生活課題といったものの中で、生活課題が最も適切であることを明らかにした。その理由とは、課題が様々な生活困難や生活のしづらさに直面した結果表出するものであること、その課題の解決は社会福祉の命題であること、そして社会問題の一つである生活問題の中に見出される個別の生活課題は多様であることから一人ひとりの生活者を大切にすることがあることがあった。そのうえで、先行研究の多くが岡村(1968)にその源流を持つことから、本論文でも岡村が提示している社会生活における7つの基本的要求(経済的安定、職業の機会、身体的・精神的健康の維持、社会的協同、家族関係の安定、教育の機会、文化・娯楽に対する参加の機会)が充足されていない状態を、生活課題を抱えた状態であると定義づけた。そしてそうした状態にある人およびその家族を、生活課題を抱えた人およびその家族として定義づけた。

そのうえで、過去50年にわたる生活課題の解決に向け示されてきた政策動向を整理した。結果として、生活課題を抱えた人およびその家族がその人らしい生活を送れるようにするための「場」と「仕組み」の形成が、今まさに政策的にも強く求められていた。日本においては、すでに50年前から地方自治体レベルにおける生活課題解決のためのサービスの仕組み化の必要性が研究の側からは指摘されてきた。しかし地域における包括的な支援の必要性およびそうした支援を仕組みにしていく必要性が政策として具体化したのは2006年であった。それは高齢者を対象とした地域包括ケアシステムと呼ばれ、その後地域包括ケアという考え方は障害分野などにも拡大されていった。これまでの日本における社会福祉制度は高齢、障害といった属性別のものであった。だが今日いじめや虐待、若者の貧困などといった新たな生活課題が噴出してきてきた。属性つまり個人の要因以上に、周囲との関係性が至るところで脆弱化してきている。その関係性の再構築に向け、厚生労働省は2015年9月に新福祉ビジョンをとりまとめ、属性を問わない全世代・全対象型地域包括支援体制の構築が喫緊に必要であるとその花火を打ち上げた。そして2016年7月にはその体制を具体的に推進していくために、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上げられた。その設立の意図を示す文書の中で求められていたことは、生活課題を抱えた人およびその家族が暮らす地域において、課題を解決する「場」の形成を住民主体で行うこと、しかしながら地域にある「場」だけでは解決しない課題に対しては、行政や専門職等とも協働をしながらの解決を目指せる「仕組み」にしていくことであった。本論文の問題意識は、生活課題を解決するためには、生活課題を抱えた人およびその家族の支援への課題解決に向けた参加を基盤として、必要な支援を行う事業者が多様に地域に存在することも

もちろん必要だが、それと同時に多様な事業体同士が協働することができる仕組みへとする必要があるのではないかということであった。筆者の問題意識は、政策が強く求めていることと一致しており、今まさに生活課題を抱えた人およびその家族が参加することができる「場」と「仕組み」の形成が必要とされていたのである。

第二の点は、戦前戦後の時代において、そうした課題の解決に向けた実践を開発した先駆者たちの持っていた視点を整理し、その視点から示唆を得ることであった。結果、先駆者たちが実践を開発していく際に有していた視点とは、地域に存在する経済的な困窮を含めた多様な生活課題の解決に向け、多様な課題を抱えた人の主体性を醸成するための支援を行う一方で、事業体としての自律性をも維持するという、より包括的な視点であることを明らかにした。具体的には、北市民館々長であった志賀志那人は、母親たち自身が地域の子育てに参加するだけでなく、資金も持ち寄ることで保育事業の自律を目指していた。また四恩報答会も喜捨等で財源を確保しながらセツルメント活動の拠点を構え不就学児の夜間義務教育等の実践を展開していた。さらに糸賀らは、生活課題を抱えた人およびその家族への教育を通し労働への接合を図ることそのことを通して事業体としての独立自営を目指した実践を展開していた。外部よりの資金が真にその価値を発揮するのは、独立自営の精神を堅持し実践活動に邁進することが必要だということの意味する糸賀の言葉も示唆に富んでいた。そうした包括的な視点が今に向かって発信していることは、生活課題という社会的な課題を解決するためには、自律した事業体の運営が必要であり、そのためにはビジネスの手法つまり儲けることも必要であるということである。生活課題の解消という命題を置き去りにしてはならないが、儲けた資金を生活課題の解消にむけることができればより良い支援が可能になることは容易に想像がつく。社会的な課題の解決に向けビジネスの手法を用いることが、歴史的な生活課題の解決方法からの示唆であった。

第三の点は、生活課題を抱えた人およびその家族が参加できる「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業に期待が寄せられている背景を明確にすることであった。上述した先駆者たちが有していた包括的な視点は、社会的な課題のビジネスの手法による解決を示唆していた。その視点は、生活困窮者自立支援法や改正生活保護法が制定・施行され、新福祉ビジョンでも地域包括ケアの必要性が高まっている中、政策的・実践的期待が寄せられている社会的企業が特徴として持つ、経済問題と生活課題双方の解決を目指す点と重なり合っていた。そのことが社会的企業に期待が寄せられる一番の理由であった。また、社会的企業には社会福祉研究の領域からの期待もあった。その理由とは、生活課題の地域に

おける解決に向け、ニーズ対応型の福祉サービスの開発と起業化ができる人材の育成が必要であることや、社会的企業が發揮している開発性や運動性といった機能こそが、ソーシャルワークに今求められていることがあげられた。それ以外にも社会的企業が求められる背景を3点指摘した。それらは、新たな生活課題の噴出がある中、福祉サービスの供給主体のさらなる多元化に向けた要請があること、世界的にも機能や権限の委譲が水平方向、つまりこれまで地方自治体が担ってきた業務や権限を地域に存在する主体への移譲や委託が進行していること、そしてこれまで規範的に語られてきた参加を捉える考え方を社会的企業が提供しうることであった。このように、生活課題の解消に向けた「場」と「仕組み」の形成主体として社会的企業に期待が寄せられる背景には多様なものがあつた。これらをまとめれば、生活課題という社会的な課題を地域で、生活課題を抱えた人およびその家族の参加を可視化し、必要なサービスや財源含めた資源を主体的に開発しながら、生活課題の解消を事業体の経営も維持しながら行う、今日的な生活課題解決に向けた事業体のあるべき姿を社会的企業に投影しているともいえる。つまり新たな実践モデルとしての期待が社会的企業には寄せられているということである。

第四の点は、社会的企業に関する先行研究の整理を行い、その潮流を概観し、社会的企業研究に存在する課題および研究の結果として出てきている社会的企業の課題を明確化することであった。まず国内外における社会的企業の理論的捉え方を概観した。次に社会的企業研究において、課題を抱えた人びとによる社会的企業への参加の実態と課題を捉える視点の重要性について整理を行った。そのうえで、EMES 世界会議において発表された論文のレビューを行った。まず、社会的企業を捉える視座として3つあつた。そのうち2つはアメリカに源泉を有するものであつた。それらは、NPOの事業化という点および営利であるか非営利であるかは問わない点で共通していた。しかし、組織としての事業収入に焦点を当てるものと、革新的なものを創造する起業家に焦点を当てるものとに分かれていた。残り1つの視座は、EMESによるものであつた。その視座における力点は、「民主主義的コントロール」と「ステークホルダーの参加型関与」に置かれていた。

ヨーロッパに源泉を持つ EMES アプローチは、近年アメリカほかの国との研究の交わりを加速させた。その結果、過去には経済的基準と社会的指標という2つであつたカテゴリーから、参加型ガバナンスというカテゴリーがスピナウトした。そのカテゴリーは、「高度な自律性」、「資本所有に基づかない意思決定」、「活動によって影響を受ける人びとによる参加」といった要素からなるが、日本含む40か国以上の研究者による協働研究

においても焦点の1つとされていた。つまり、多様な主体との関係性の中に課題を抱えた人が組み込まれ、協働しながら意思決定を行う、そうした参加のあり様をとらえることが重要であるとの共通理解がなされはじめていた。

EMES 世界会議文献のレビューの結果としては、【評価(分析)手法の提示】と【協働の試み】カテゴリーに分類できる研究が、全体の過半数を占めていた点が特筆される。そのことが指し示すこととして、第一に社会的インパクトの可視化要請があること、第二に理論化への道程としての評価(分析)枠組み構築の必要性があること、そして第三に実践において不可避な要素として協働の推進、拡大が求められているということがあげられる。これら3点は、まず連続性のある実践プロセスの中で、協働を通じた実践が不可欠だという認識が基盤となっている。しかし、それが具体的にどのような協働であり、またそうした協働を通じた実践をどのような枠組みで評価すべきなのかという点を問いかけている。社会的企業が課題を抱えた人の参加を基盤に協働を通じた実践を行い、その実践が社会にもたらすインパクトを可視化し、さらなる協働へと進化を遂げ、スパイラル上に実践を昇華していけるのか、という大きな実践(実験)課題が提示されているともいえる。また、社会的企業研究において、家族への着目がまったくないことや、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加の実態や課題、あるいはその結果として生活課題が解消されたのかどうかについての論考がほとんどないことも指摘した。言い換えれば、そうした事柄についての研究が求められるということとなる。生活課題を抱えた人やその家族による社会的企業への参加がどういった状況にあり、生活課題の解消に向けた実践の場で課題となっていることは何なのかについて、まず明らかにする必要性があった。

2. 調査研究の結果

第1項で述べた文献研究の結果を踏まえプレ調査として、生活課題の解決を目指す社会的企業実践に存在する課題を明確化するために、イタリアB型社会的協同組合調査を行った。得られたデータをペストフの参加の3段階に即して分析を行った。

結果として大きく3つの実践課題が、社会的企業実践の場に存在していることを明らかにした。具体的に実践課題をあげれば、社会的企業がいかに生活課題を抱えた人の家族との協働を促進していけるのか、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるために不可欠な組織間協働をどのように形成していけばいいのか、そして生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をどのように深めていけばいいのかということであった。

第一の実践課題である社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働は、プレ調査において全く家族への言及がなかったことから浮かび上がった。家族との関わりが全くなく生活課題を抱えるに至る人はほとんどいないと考えられる。生活課題を抱えた人の地域自立生活が実現すれば家族にとっても、これまでの苦勞が報われ、家族も自身の思い描く生活を志向できるというものである。そのことは同時に、これまでであった介護者あるいは支援者としての暗黙の期待から家族を開放することにもつながる。その意味でも、生活課題を解決する「場」としての社会的企業がどのようにすれば生活課題を抱えた人の家族との協働を促進しうるのかということは、大きな実践課題であるということができた。

第二の実践課題である組織間協働の形成方法は、プレ調査の結果としてあがった、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加における6つの課題を検証する中で浮かび上がった。6つの課題とは、排除せざるを得ない人のつなぎなおし、二重のセーフティネットの構築、適合する仕事がない場合の対処、ボランティアの参加促進、リ・アセスメントの仕組み構築、小規模事業体における当事者間による仕事の相互補完の実現であった。その中でも排除せざるを得ない人のつなぎなおし、二重のセーフティネットの構築、適合する仕事がない場合の対処といった課題の解決に共通することは、同じあるいは隣接する地域に所在の社会的企業や他組織との協働による課題の解決が不可欠である。また、ボランティアの参加促進においては他組織と登録ボランティアの仕組みを一本化し共有すれば、ボランティアの獲得に向け大きな牽引力になりうる。さらに、リ・アセスメントの仕組み構築においても共通アセスメントシートの開発や先進的な実践にあるその方法を共有するためにも、他組織との協働を仕組みにしておく必要がある。こうしたことから生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるために不可欠な組織間協働をどのように形成していけばいいのかということが、社会的企業実践の抱える大きな実践課題であるといえたわけである。

第三の実践課題である生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深める方法は、実態としての参加レベルは低く、参加の内容が現業への参加にとどまっていたことに起因している。調査対象のうち1つは量的な人員を擁することで、ある仕事により習熟している人が、そうではない人をサポートするといった状況を創出できているとする発言があった。しかし、多くの人を抱えることのできない社会的企業やそもそも人数を絞り込んでいる社会的企業が多い中で、上述の生活課題を抱えた人同士による仕事の相互補完はそうした小規模な事業体において果たして可能なのか、可能だとすればそれはどのような方法によって実現されるのが課題となる。日本では、地域での生活を支援する在宅サービスを提供

する事業所は小規模なものが多数を占めており、その意味でも生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をどのように深めていけばいいのかということは、社会的企業が抱える大きな実践課題であるといえた。

ここまで第Ⅰ部の研究結果について述べてきた。結果として社会的企業が抱える実践課題とは、社会的企業がいかに生活課題を抱えた人の家族との協働を促進していけるのか、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深めるために不可欠な組織間協働をどのように形成していけばいいのか、そして生活課題を抱えた人の社会的企業への参加をどのように深めていけばいいのかということであった。次項では第Ⅱ部の研究結果として、これら実践課題の克服方法を明確にするために、実践課題のそれぞれについて行った調査の結果について述べる。

第2節. 第Ⅱ部研究結果総括と結論

第Ⅱ部の目的は、第Ⅰ部で明らかにした社会的企業実践が抱える3つの課題をいかに克服すればいいのかについて、その方法を明確にすることであった。そのために、課題それぞれの克服方法についての調査を3つ行った。以下調査それぞれについて、結果を述べていく。

1. 生活課題を抱えた人の家族との協働方法

まず、日本で障害者の自立支援を行っている社会的企業実践、国内先進4事例を調査対象として取り上げた。それらを対象として、生活課題を抱えた人びとの家族との協働において、社会的企業がその協働を推進できるのか、その方法を明らかにすることを目的にインタビュー調査を行った。

調査の前提として、先行研究の整理から、社会福祉研究において協働が歴史的に課題とされており、とりわけ協働を仕組みにするための方法論の研究が立ち遅れてきたことを指摘した。そうした中、生活課題を抱えた人の家族との協働における方法も明らかににはされてこなかった現実を指摘した。そうした現実には、社会的企業研究においても同様で、先行研究の新たなレビューの結果から、社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働が研究の焦点として当てられるべきであることを示した。そのうえで調査を行った。

まず結果として、1970年代後半の【家族・医療との対立】型協働から、1998年前後には、

【対話と学びあいによる家族との信頼構築】型に移行し、近年では、【家族とはゆるやかに】つながりながらの【家族との信頼に基づくゆるいつながり】型協働へと変化を遂げていた。そうした変化の背景として多々あるなかで、調査結果からは障害者の自立生活運動、ノーマライゼーション思想、そして制度化進展や家族変容といったものが、社会的企業と生活課題を抱えた人の家族との協働に変化をもたらした要因である可能性が示唆された。このことから、社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との課題解決に向けた協働を促進する方法あるいは視点として、3点指摘することができた。具体的には、第一に社会的企業と生活課題を抱えた人およびその家族を取り巻く環境の変化に敏感であると同時にその変化への対応を迅速に準備・実行していくこと、第二にそうした変化への対応に向けて、生活課題を抱えた人およびその家族に対するアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、アセスメント力を高め、彼らの求める支援を可視化するとともに、環境の変化に適合するようにその支援を設計したうえで、計画的に支援を遂行すること、そして第三にそうした支援の遂行に必要な資源の開発力と編成力を高めることであった。

まず、「苦勞する機会がない」「一人っ子、二人っこの時代」における家族のあり様と、もう一方での制度化の進展という社会情勢や政策動向が、協働のあり様に変化を及ぼした可能性が示唆された。社会福祉およびソーシャルワークは、環境の中にいる人その人の自立にこだわり、これまでマイクロな個別支援を展開してきた。しかし、同時にマクロな領域における変化とその変化が求めるものについても対応を行わなければ、結果として目の前にいる生活課題を抱えた人およびその家族の彼ららしい生活という一つの到達点には行きつけないことからこの点が示唆することは大きい。

次に、協働の成立要因として Bernard(1938)があげたものは、課題の共有、協働意欲、そしてコミュニケーションであった。事業体は、より積極的に課題を抱えた本人およびその家族とのコミュニケーションを通して課題を共有し、どのように解決していくべきかを議論し、協働する意欲を高め合うことが肝要であることが示唆された。そうした実践を行うためのアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、そしてアセスメント力の向上を常に目指す必要性が浮かび上がった。生活課題の解消に向けた包括的で継続的な支援を展開するためには、社会情勢や政策同様に変化のスピードをあげている生活課題を抱えた人およびその家族の課題、ニーズ等を迅速にかつ的確に捉えるために、アウトリーチ力を高め彼らに接近し、信頼関係を構築しながら彼らの想いの根底にあるニーズをすくい上げるための力(ニーズキャッチ力)やアセスメント力も高め、それらの力を発揮することが必要である。

そして、求められる支援を遂行するに当たっては、そうしたコミュニケーション力の醸成および発揮と同様に、これら力の醸成に向けた、研修、スーパーヴィジョン、ケース会議など対話と学び合いの場を体系的に設定し、既存資源の把握にとどまらない、その資源の編成および新たな資源の開発が求められていた。その基盤となりうる手法が、地域の既存資源についての把握に関する力量をまず高めることであることも指摘した。「地域を知る」ためには地域で暮らす「人を知る」必要がある。人を知り地域を知ることで地域の資源が明確化され、生活課題の解消に向け必要な資源とのマッチングを図る段階までくる。そこでは生活課題の解消に向け不足している資源も同時に明確化されることとなる。そのう不足の解消に向けては、行政や他地域が保有している資源の活用可能性を探るとともに、地域でその不足している資源を作ることのできる可能性を探りつつ、可能なことから手を付けていくことが求められる。こうしたすべてのことが体系的に社会的企業として事業体の中にあるいは地域の中に設定していくことが、社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との協働を推進するために必要である。

このように、社会的企業が生活課題を抱えた人の家族との協働を推進する方法として、第一に社会的企業サイドが社会情勢や政策動向といった、社会的企業と生活課題を抱えた人およびその家族を取り巻く環境の変化に敏感であるべきと同時に、その変化への対応を迅速に準備・実行し、第二に、そうした変化への対応に向けては、生活課題を抱える障害者およびその家族に対するアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、アセスメント力といった力量を高め、彼らの求める支援を可視化するとともに、環境の変化とのベストマッチングを設計し、計画的にそのベストマッチング実現に向け支援を遂行し、そのうえで第三に、ベストマッチング実現に向けた支援の遂行に必要な資源の開発力および編成力を高めることができることを指摘することができた。

2. 組織間協働の形成方法

次に行った調査は、滋賀県所在の縁センター関係者10名を対象とした、社会的企業が組織間協働の形成方法に関する調査であった。調査の前提として、先行研究の整理から、政策的にも明示されている生活課題を解消するための「場」と「仕組み」の形成に向けては組織間協働が不可欠であるが、組織間協働を対象とした社会福祉研究だけでなく社会的企業研究でもほとんどみられないことから、組織間協働の形成方法を明らかにする必要があることを明らかにした。そのうえで調査を行い、協働の形成および持続性モデルを活用

し分析を行った。

結果として、社会的企業が他組織との組織間協働を形成する方法として、第一に中核を担うメンバーによる、目的や課題、理念ともいべきアイデンティティや達成すべきビジョン、これまでの経緯や歴史さらには社会情勢といった文脈までの立体的な共有を図ること、第二に組織間協働のトップに位置するリーダーだけではなく、重層的なトップリーダーたちが成果を出す期限を定め、その期限内に出すべき成果を出すことに関して、覚悟を決めることであることを明らかにした。

まず1点目に関し、協働の目的(課題)において、【潜在していた重層的・複合的課題】ということに意識がいきがちであるが、その課題を取り巻く【分断された受益者】や【縦割り意識を持つ支援者の力量アップ】、さらには視野を広げ、【社会福祉法人の存在意義をいかに可視化するのか】という課題までが共有されていた。また、協働を行う上でのアイデンティティ(ビジョン)の共有では、【歴史的に存在する実践の行政による普遍化】というアイデンティティを共有したうえで、【一人も見逃さない、やりがいと生きがいのある滋賀県】というより大きなビジョン、そして【既存のものを組み直し、まず実践、そして見える化】や【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】というより具体的、実践的ビジョンが、共有されていた。組織内外に存在する文脈を捉え、そのうえで、目的(課題)だけでなく、アイデンティティ(ビジョン)までも、立体的に捉え、それらを明確化し、共有するということが組織間協働の形成方法として必要だといえた。

2点目に関し、【制度を越えた協働経験に向けた横繋ぎの議論】を牽引し、【良好な関係性の中にあつた協働の先進事例】を実践し、「新たな文化の創造」を行っていたのはリーダーたち(組織のトップだけではなく、現場のリーダーたちも含む)であり、【県社協、各団体リーダーが潤滑油になり摩擦を低減】し、縁センター成立に寄与していた。地域福祉実践推進には理事長、施設長などトップリーダーの理念が大きく影響し(羅 2014)、バーナードは協働におけるリーダーとは「新たな文化の創造」を行うと述べている(村田 1984)。重層的かつ横断的な対話の場がともに実践を開発していくプロセスは単線的なものではなく、そうした場による対話が双方向に行われていた。【5年という時限を設け、成果を出す覚悟】をまず正副代表理事だけでなく、彼らを支え実践の開発においては黒子として活躍している事務局含めた重層的なトップリーダーたちがしていた。重層的なトップリーダーたちがある一定の期限の中で成果を出すことに関してコミットすることも、社会的企業が他組織との組織間協働を形成する方法だと指摘できた。

このように社会的企業が他組織との組織間協働を形成する方法として大きく2点を明らかにした。第一に中核を担うメンバーによる、目的や課題、理念ともいうべきアイデンティティや達成すべきビジョン、これまでの経緯や歴史さらには社会情勢といった文脈までの立体的な共有を図ることであった。そして第二に組織間協働のトップに位置するリーダーだけではなく、重層的なトップリーダーたちが成果を出す期限を定め、その期限内に出すべき成果を出すことに関して、覚悟を決めることであった。

3. 生活課題を抱えた人の参加を深める方法

第三に行った調査は、生活課題を抱えた人の社会的企業への参加を深める方法について明確にするために、国内社会的企業2実践のマネジメントレベルを対象にして行ったインタビュー調査である。得られたデータを、再びベストフの参加の3段階に即して分析を行った。図表38は分析結果を踏まえ導出した、生活課題を抱えた人の参加を深める方法をまとめたものである。

図表 38 生活課題を抱えた人の参加を深める方法

	実態の促進方法	課題の克服方法
参加の入り口	<ul style="list-style-type: none"> ・「隣接性」「地域性」 ・「個別性を受け入れるための方策」「個別性を活かすための多様な資源の準備」 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業は法人事業で ・成功失敗事例の蓄積と共有 ・経営維持の方法論の探求
参加の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まず現業での参加の深化 ・役割の付与 ・当事者間支援が1つの到達点 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の分節化による経営参加の促進 ・定期的ニーズキャッチ、アセスメント、カンファレンスというプロセスの仕組み化
参加の日常性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちの共有と寄り添い ・多様な職場/居場所の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の補完性を問う ・そのための行政を知ったうえでの関係性の構築

筆者作成

ペストフの参加の3段階は、参加の入り口、参加の内容、そして参加の日常性・継続性である。まず参加の入り口において生活課題を抱える人の参加を深める方法として、まず社会的企業の入り口においては「隣接性」および「地域性」がキーワードであること、その次にある仕事の入り口においては「個別性を受け入れるための方策」と「個別性を生かすための多様な資源の準備」を整えるということであった。ついで参加の内容を深めるための方法として、現業への参加を中心とした経済的な側面での参加をまず深めることがある。より具体的には担当のセクションや部署における生活課題を抱える人の働きを認めながら、実習生などから職員へ、職員から部署の責任者へと役割を付与していく。その中で意志決定を軸とする政治的側面における参加や社会的企業のイベントへの参加などへといざない生活課題を抱えた人に本来備わっている第三者性の芽生えを目指す。その結果として生活課題を抱えた他の人を支援する当事者間支援というプロセスを採用することが望ましいことが指摘できた。そして参加の日常性・継続性を深める方法として、生活課題を抱えた人びとの気持ちを共有しそれに寄り添うことや、多様な職場・居場所を提供するといった方策を講じることであることが指摘できた。

一方で、参加の3段階それぞれにおいて課題もあった。まず参加の入り口においては、事業配置、視点や時間にズレが生じるが、それらへの対処という課題があった。そうした参加の入り口において発生することが予想される課題への対処方法として、提供できる仕事の幅をひろげるための新規事業を法人事業として行うことを検討すること、成功体験だけでなく失敗事例を含めた情報の蓄積を図ったうえでそれら情報の学びを行い事業体の中で共有を図ること、そして生活課題を抱えた人に向けた支援を継続するための経営維持を日々の実践の中でも常にその方法論を探求することがあることを指摘した。次いで参加の内容における課題として大きく2点あった。第一の課題は経営参加をいかに深めるかであった。その解決方法は経営そのものを細かく分節化することによって、生活課題を抱えた人が参加できる場を醸成し、そうした機会を積み重ねていくことであることを指摘した。第二の課題である適正、危険性、不安、限界といった危うさへの寄り添い法としては、伴走型支援ともいえるものであるが、定期的なニーズアセスメントの機会と変化したニーズへの迅速な対応を可能とするケアカンファレンスなどといった対話の場を仕組みとして事業所の中に構築することであることを指摘した。そして参加の日常性・継続性においては、多様な限界の存在があった。具体的には、合理的配慮の限界、仕事になっていくプロセスを我慢する、仕事を覚えるための学習にあるいは品質の向上に向け必要な時間であった。

これら限界への対処方法として、そうした時間を待てる余力が経営体力として持つことができれば最良であるが、1つの小規模な社会的企業には限界もあることから、行政の補完性を問うていくことであると指摘した。そのためにまず社会的企業が取るべき方法は、日々緊密な行政とのコミュニケーションを取ること、およびそれを基盤としてお互いに胸襟を開いた関係性を構築すること、そうすることで困難が目の前に現れそうになったときに即行政による何らかの支援が出るように補助金や助成金などの制度に精通しておくことであることもあわせて指摘した。

4. 結論—生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の形成に向けた示唆—

本節第1項から第3項までにおいて、社会的企業が抱える実践課題の克服方法を明らかにしてきた。それら明らかにしてきた実践課題の克服方法から示唆される、生活課題を抱えた人およびその家族が参加することができる「場」と「仕組み」の形成方法とは、2点に集約されると考える。具体的には、第一に歴史的にソーシャルワーク機能として語られてきたものを発揮すること、第二に2014年にソーシャルワークのグローバル定義²⁹は改定されたが、そこで強調されることを含め今日的に求められるソーシャルワーク機能を発揮することである。以下それぞれについて述べる。

まず歴史的に謳われ続けてきたソーシャルワーク機能を発揮することについてである。そのことは、「ソーシャルワークの基本に立ち返れ」とも言えることである。第1項で述べた課題の克服方法ではアウトリーチ力、ニーズキャッチ力、アセスメント力の向上、第2項では目的や課題の共有、第3項では個別性の重視、地域性の重視、役割の重要性、気持ちの共有と寄り添い、場所の提供、アセスメントによるニーズキャッチを通じたカンファレンスの仕組みづくりといった事柄は、いうまでもなくこれまで長きにわたって研究の上でもそして実践の場においてもソーシャルワークが果たすべき機能や役割、あるいはソーシャルワークを展開する際に不可欠なポイントなどであった。それら基本的なソーシャルワーク機能を発揮することが、生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」の形成方法の一部をなしている。

次にグローバル定義改定前後から強調されているソーシャルワーク機能を発揮することについてである。第1項で述べたマイクロメゾマクロといった幅広い領域への包括的な視点、資源の開発力と編成力、第2項で述べた目的や課題だけでない理念、アイデンティティやビジョン、さらにはこれまでの経緯や歴史や社会情勢といった文脈までの立体的な

把握と共有やトップリーダーたちの期限を切って成果を出そうとする覚悟、第3項では行政の補完性を問うことや経営維持方法論の探求、新規事業の取り扱い方や経営の分節化による参加の促進といった事柄は、2014年のグローバル定義改定前後からより強調されるようになっていくソーシャルワークが今日的に果たすべき機能や役割などである。改定グローバル定義が強調する開発性や変革性あるいは運動性といった機能をソーシャルワークが発揮することが求められているが、それら今日的なソーシャルワークに求められている機能を発揮することは、生活課題解決に向けた「場」と「仕組み」を形成する方法の一部でもあるということである。グローバル定義改定に向けてはさまざまな地域や国から批判があり、定義末尾には「各国および世界の各地域で展開してもよい」との文言が入った。しかしこの文言に対してもスイスから修正動議が出され、定義の部分的解釈や国・地域レベルの「展開」に一定の制限をかけることを内容とした決議が採択された(片岡 2015: 62)。このことが指し示すことは、言語や文化的背景の異なる中での多様な実践のすべてを定義の中に包含することの難しさである。と同時に実践がなされているそれぞれの「地域」の重要性をも浮かび上がらせる。だからこそ実践が展開される地域において、開発性や変革性という今日的なソーシャルワークに求められる機能を発揮することが求められるのである。それら機能の発揮は、ビジネスの世界では利潤の追求を目的として当たり前になされていることである。今日的に求められるソーシャルワーク機能は、生活課題を抱えた人およびその家族の地域自立生活を支えるという本来の目的を見失わない中で活用すべきビジネスの手法とも言い換えることができる。ただ社会福祉においては、生活課題を抱えた人やその家族が抱える課題の解決を地域で行うことがミッションであり、そのために、立体的・重層的な視点から彼らの課題を捉え、彼ら自身を真ん中に置き課題解決への参加を促進し、彼らの抱える課題を支援する覚悟を持ち、行政からの支援含めた多様な資源の開発と編成を行うことなどが、開発性や変革性という機能を発揮するうえで肝要となるのである。

またここで重要なことは、歴史的ソーシャルワーク機能と今日的ソーシャルワーク機能を一人の人間で完遂しようと考えないことである。一人で発揮できない機能は複数の人間によって発揮されればよく、複数の人間によってでも発揮できない機能があるならば、組織全体として発揮されれば良いのである。さらに1つの組織で発揮できない機能は組織間協働を通して発揮されれば良く、社会的企業同士の組織間協働では発揮されない機能があるならば、性格の異なる他組織との協働という横あるいは斜めへの協働の拡張、さらには

政策立案を司る行政との協働という縦への協働の拡張をもって、その機能が発揮されれば良いのである。本論文で取り上げた事例はすべて先進的なものである。カリスマ的な人物がそれぞれに存在することは事実だがしかし、彼らとて一人の力だけで先進的な実践といわれる状況を創り出せたわけではない。実践の場における協働を行い、組織間協働を形成し、そして政策立案の場における行政などとの協働という重層的な協働を行った結果としての現在なのである。したがって、そうした重層的な協働を接合し仕組みにしておくことが肝要である。その意味で、縁センターはまさに個別支援の場を支えるために、法人同士、団体同士、そして行政との協働を仕組みにすることを目的とした社会実験を展開しているのである。社会福祉法人への風当たりはますます強くなっているが、元来社会福祉法人が持つ社会的企業に近い性質つまり自律的な生活課題の解決に向けた支援を行える仕組みを創ろうという決意表明が日本の中で高らかになされているともいえる。

第3節 本論文の限界と課題

本節では、本論文が有する限界と課題について述べる。

第一に、複合的な研究手法を用いた検証が必要なことである。本研究では、すべての調査を、質的研究法を採用して行った。その理由は、実践にあるリアリティをまず追究すべきと考えたからである。しかし、そこで導き出された結果は言わば「新たな仮説」であり、今後その仮説の真偽を量的研究法によって検証していくことが求められる。そのうえで、芝野(2011)のいうところの、生活課題を抱えた人およびその家族が参加することのできる「場」と「仕組み」の形成方法に関する実践マニュアルそして実践モデルの開発を行いたいと考える。

第二に、調査対象の幅の狭さである。日本において、地域で福祉サービスを開発する事業体は多様に存在する。地域住民主体の任意団体、生活協同組合、農業協同組合、労働者協同組合といった各種協同組合、強いては基礎自治体などが、そうした事業体としての可能性を有している。しかし本論文では、結果として対象として取り上げたのは、国内では社会福祉法人と特定非営利活動法人(イタリアプレ調査はB型社会的協同組合が調査対象)であった。調査対象としての縁センターの加盟団体に所属する法人の中には、介護サービスを提供する民間営利企業も存在する。だが、本論文の具体の調査対象とはしなかった。したがって、今後調査対象の幅を広げ、本論文で実施したものと同様の調査を重ねることで、本論文の調査結果をより精緻なものとしていきたい。

第三に、地域福祉の理論と社会的企業論のより精緻な接合が必要な点である。海外を中心に議論されてきた社会的企業論を、そのまま輸入すればよしとは露も思っていない。しかし、その論にやや偏重したことは否めない。本論文では、社会的企業の捉え方にある変遷、学術的な研究動向を詳細に見てきたが、今後に向け、そうした社会的企業論を一旦横に置き、地域福祉の理論や歴史について今一度学びを深め、そのうえで改めて社会的企業論を地域福祉の中にしっかりと位置づけ、学術的な議論を深めていきたい。

最後に、松原ら(1988)は社会福祉基礎構造改革や介護保険法制定前の時代に、在宅福祉サービス供給のシステム形成、維持、発展の方途を探ろうとした。そこで「在宅福祉供給システム」は、行政の打ち出す民生行政の施策のみならず、地域社会で創出されるべき広義の福祉サービスとそれを発展・運営させていく総体とされた。そして、そのシステムの目標は、「だれでも、どんな事態を迎えたときでも安心して福祉サービスを利用できる」状態を社会に準備し、それによってセルフ・リliance(自主・自立の生活という意味で使用されている、筆者加筆)を高め、社会の安定性に貢献することと述べられている。編著者の1人である上野谷(1988)は、最後をこう締めくくっている；「我われは、あるときはロマンティストで、かつあるときは現実主義者でなければならない。地域の実情に応じ、一つひとつ、計画的な実践を積み上げていくことが急務である。」筆者も今後、計画的な実践に寄り添い、実践の積み重ねの中から、参加と協働の仕組み創出に貢献していきたい。

【注】

¹岡本(2002)は、地域ケアのステージ、予防と共生のステージ、住民参加のステージという3つのステージにおける、政府セクター、非営利セクター、営利セクターという3つのセクターによる、分節化と協働によってより良い社会づくりが進むとしている。本論文では、実践の場、組織間協働の場、政策決定の場という3つの異なるレベルを想定したうえで、福祉サービス開発事業者が、それぞれのレベルで多様な主体との協働を行い、生活課題を抱える人に向けた支援を、連続的・包括的に行うその総体を仕組みと考えている。

²介護保険法のなかに位置づく制度化したサービスに利用者をつなげる、サービスを分配することに重点が置かれているとの批判がある。換言すれば、介護保険の理念である「自立支援」の考え方が、十分共有されていない、インフォーマルサービス(介護保険給付外のサービス)のコーディネート、地域のネットワーク化が必ずしも十分できていない、などの課題を生み出すこととなっている(厚生労働省 2013)。

³四恩報答会は、現在大阪市住吉区と天王寺区に拠点を移し、社会福祉法人四恩学園として、乳児院、児童養護施設、保育所等を経営している(小笠原 2013 : 60-61)。

⁴略称 IAP. Belgian Federal Science Policy(ベルギー連邦科学政策局、筆者訳)によって1987年始められた、ヨーロッパの一部としてのベルギーの大学及び研究センターにおける基礎研究の精度をあげるための助成プログラムの総称。5年を1フェーズとし、各プロジェクトに5年間250万ユーロ(およそ3.2億円、1€=130円換算)が供与される。全体の予算額は、現在1億4300万ユーロ(およそ185億円、1€=130円換算)である。(Ghent University 2013)

⁵EMES は、欧州委員会へフランス語で提出された研究プロジェクトのタイトル「ヨーロッパにおける社会的企業の登場」(L'Emergence des Entreprises Sociales en Europe)に由来する(ドゥフルニ 2004 : 3)。

⁶最初に書物の中で用いたのは、フランス、シラク内閣の社会相のルネ・レノアールであると言われる。1974年に公刊した著書のなかで、精神や身体に障害のある人びと、長期失業者、ひとり親家庭など、社会的に排除された人びとの存在を強調し、その数はフランスの人口の10分の1に及ぶとされた(宮本 2013 : 211)。欧州委員会は1992年に社会的排除を次のように定義した；「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。[中略]社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要

素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム,あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである。」(European Commission 1992)

⁷特別部会報告書では、「中間的就労は、就労体験やトレーニングが必要な、いわば、一般就労に向けた支援付き訓練の場として位置付けられるべきものである。対象者によっては、定期的なアセスメントを講じることなどを前提とした上で、就労のみならず社会参加の場として活用されることもありうるものである。」とされている(社会保障審議会 2013)。

⁸第2回から第4回世界会議の開催地は、トレント(イタリア)、ロスキルド(デンマーク)、リージュ(ベルギー)である。2015年開催の第5回会議は、ヘルシンキ(フィンランド)で開催された。筆者は「Social Enterprise Research in 2009 and 2011: The Emergence of Participatory Governance.」というタイトルで、英語によるポスター発表を行った(Minami 2015)。

⁹平等を語るうえで注目すべき空間として、センは「機能と潜在能力」を挙げた。ある個人の「潜在能力」とは、利用できる資源と本人の「資源利用能力」もとで実現できる「諸機能(functionings)」の集合をさす。ここでいう「機能」とは、読む、移動するなどの行い(doings),あるいは、安全でいるなどの在りよう(beings)を広く指す概念である。我々は手持ちの資源のもとで諸機能を実現することができる。が同時に、本人の選択によって変化させることのできる諸機能の範囲には限界がある。その限界、裏返せば、選択の実質的な機会を示すものが、ケイパビリティである。そこに注目することの利点は、個人がある行いや在りようを実現していない理由の探求を助ける点にある(後藤 2014: 6)。

¹⁰イタリア調査は、同志社大学社会福祉教育・研究支援センターの助成を受け行った。

¹¹1980年10月に開催された第27回ICAモスクワ大会において採択されたA.F.レイドローの『西暦2000年における協同組合』を指す。「イデオロギーを克服しなければならない」と結論づけたうえで、協同組合が挑戦すべき「4つの優先分野」として、「世界の飢えを満たす協同組合」、「生産的労働のための協同組合」、「持続可能な社会(保全者社会)のための協同組合」、「協同組合コミュニティの建設」をあげた。「協同組合コミュニティの建設」に向けて強調されたのが、「協同組合発展のための計画を地域コミュニティの段階で作成する必要性」であった(中川 2012)。

¹²生活課題を抱えた人びと：アルコール中毒者，受刑者・刑余者，身体障害者，精神・感覚障害者，年少者，精神病患者，薬物依存者，その他社会的排除状態の人びと(岡安 2011, 田中 2004)

¹³①「生きづらさ」を抱えた人びとの社会保障等にかかる事業主負担はゼロになること。②不動産の貸付，購入ないしは賃貸借の契約を結ぶ際，あるいは締結の際に課せられる不動産登記税及び抵当税が4分の1まで削減されること。③契約高が20万ユーロ未満の場合，地方自治体の契約規制の特例として随意契約等を結ぶことが可能。(岡安 2011) 組合員：表中以外の組合員としては資金提供組合員と公共機関がある(岡安 2011, ボルサガ・サントゥアリ 2004：231)。

¹⁴「見習労働(apprendistato)」制度は，若年者の職業訓練のための手段として，1955年 第25号法によって法整備された。2003年立法令276号にて大きく改正され，2011年立法令167号にて改革が行われた。現在の見習労働には3類型ある；①15歳から25歳の労働者を対象とした，資格及び専門学位のための見習契約，②18歳から29歳の若年者を対象とした，専門家のための見習あるいは雇用契約，③18歳から29歳の若年者を対象とした，先進的訓練・研究のための見習契約。

¹⁵「参入契約(Inserimentolavorativo, 直訳は労働包摂, 筆者訳)」制度は，1984年第863号法にて若年者の職業能力の養成を目的に，「訓練労働契約」として整備された。2003年立法令276号にて「参入契約」が導入された。18歳以上29歳以下の若年者だけでなく，「32歳以下の長期失業者」「50歳以上の失業者」「労働活動の再開を望む，2年以上労働活動していない者」「女性の就業率が男性の就業率に比べ20%以上低い地域，または女性の失業率が男性の失業率に比べ10%以上高い地域に住む女性(年齢不問)」「重大な身体的または精神的障害を有すると認められた者」が対象である。個別に訓練プログラムが作成される。賃金は全国協定における比較可能な労働者の賃金より最大2段階低くすることができる。期間は原則として9か月以上18か月以下である。(厚生労働省 2012)

¹⁶A法人とB法人調査データは，(公財)損保ジャパン日本興亜福祉財団の福祉マネジメント研究会で行った調査で得たものである。またC法人とD法人調査は，同志社大学大学院博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソース・マネジメント」の支援を受け行った。

¹⁷2015年3月31日現在の基金造成額は，96,917,628円である。

¹⁸調査は，公益財団法人三菱財団による平成27年度社会福祉研究事業助成を受け行った。

(研究課題名「支援困難事例に対応する研修プログラムと組織間連携による支援方法の開発」, 研究代表者: 永田祐)

日本調査は, 同志社大学大学院博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソース・マネジメント」より助成を受け行った.

¹⁹ プレ調査は, 科学研究費補助金(基盤研究 B)「ソーシャルワークの実践理論形成に関する実証的研究: 事例を通じた地域・国際比較研究」(研究代表者: 上野谷加代子/同志社大学教授)の支援を受け行った.

²⁰ ほかに 1 名の学識者が代表理事にはいるが, 今回は対象外とした。理由は, 研究者であるからである。

²¹ これまでに知られている事例は, 大阪府社会福祉協議会老人施設部会が中心となり 2004 年度に創設された, 社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)である。岩田(2013)はこの事業を, 「社会福祉法人自らが人(コミュニティソーシャルワーカー)や資金(基金)を出し合い, 地域の中で孤立し制度の狭間に埋もれている人々のところまですぐにつけ, 自立のサポートを行う」事業だと述べている。これに触発された法人間連携の動きとしては, 神奈川県社会福祉協議会が中心となった「かながわライフサポート事業」(2013 年 8 月から)や, 埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会による「彩の国あんしんセーフティネット事業」(2014 年 9 月から)などがあり, 1 つの実践モデルとして注目を集めている。

²² バーナード以後, 意志決定の科学的研究を推進した研究者である(村田 1984 : 132)。

²³ 調査は, 同志社大学大学院博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソース・マネジメント」より支援を受け行った。

²⁴ F 法人には労働支援部のほかに, 施設生活支援・地域生活支援・高齢者地域生活支援を行う生活支援部と, 知的障害児通園施設, 児童デイサービス, H 市障害児放課後等支援事業を行う子ども支援部がある。

²⁵ 医学で用いられる診断や治療の手順を援用して, 援助過程を展開しようとする考え方である。援助過程を「調査-診断-治療」とする考え方であり, 対象者を病理的な問題をもつ者とみなして, 治療を施すことで問題の解決を図ろうとするものである(空閑 2010 : 8-9)。

²⁶ WHO(世界保健機構)の国際障害分類(1980)において, インペアメント, ディスアビリティ, ハンディキャップの 3 つの次元で捉えられていた障害の概念に, 1997 年から改訂が検討され, 2001 年の WHO 総会において, より環境因子や個人因子等を重視した形の国際生

活機能分類として採択された。これまでマイナスとして捉えられていた「障害」をマイナス面(「障害」と中立的な面(「生活機能」)の2側面で捉えようとしている点が特徴的である。(小澤 2010 : 98)

27 時間外・休日労働に関する協定を定めた労働基準法第36条が根拠となるため、36協定と呼ばれる。労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とされているが、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて、労働させることも可能となる。36協定を締結し、届け出ている場合であっても、36協定で定める範囲を超える時間外労働をさせることはできず、36協定で定める範囲外の時間外労働を可能とするには新たに36協定を締結し直し、届け出ることが必要となる。(厚生労働省 2013)

28 障害者の権利に関する条約の中では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義し(第2条)、職場における合理的配慮の提供を締結国に求めている(第27条)。(厚生労働省 2008)

29 「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」(社会福祉専門職団体協議会国際委員会+日本福祉教育学校連盟による日本語定訳)

【参考文献(日本語)】

- 青木聖久(2013)『精神障害者の生活支援』法律文化社.
- 磯彰格(2016)「社会福祉法人はどこにすすむべきか」『月刊福祉』(10) : 15.
- 岩間伸之(2011)「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」『ソーシャルワーク研究』(37)1 : 4-19.
- 同(2013)『新たな生活困窮者支援制度の理念と「総合相談」の推進』『月刊福祉』(11) : 22-27.
- 岩田敏郎(2013)「はじめに」大阪府社会福祉協議会編著『社会福祉法人だからできた誰も制度の谷間に落とさない福祉 経済的援助と総合生活相談で行う社会貢献事業』ミネルヴァ書房 : i - iv.
- 上野谷加代子(1988)「むすびー長寿を拓く」松原一郎ら編(1988)『社会的ケアシステム 高齢者福祉の計画と実践』全国社会福祉協議会 : 233-237.
- 同(2010)「地域福祉という考え方」上野谷加代子・松端克文・山縣文治編『よくわかる地域福祉(第4版)』ミネルヴァ書房 : 2-5.
- 同(2013a)「多様な主体で福祉社会を創る時代へ」岩田正美, 上野谷加代子, 藤村正之『社会福祉入門(改訂版)』有斐閣 : 151-172.
- 同(2013b)「東日本大震災を風化させないために-10年後を視野に入れた社会福祉の研究手法への提言-」『社会福祉研究』(116), 鉄道弘済会 : 23-31.
- 上野谷加代子・斉藤弥生編著(2015)『福祉ガバナンスとソーシャルワーク ビネット調査による国際比較』ミネルヴァ書房.
- 上野谷加代子・松端克文・斉藤弥生編著(2014)『「対話と学び合い」の地域福祉のすすめ - 松江市のコミュニティソーシャルワーク実践』全国コミュニティライフサポートセンター.
- 右田紀久恵(2005)『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房 : 179-180.
- 浦野正男(2016)「社会福祉法人制度改革と社会福祉法人の自己改革」『日本地域福祉学会第30回記念大会報告要旨集』, 122-127.
- 江口英一(1966)「日本の社会保障の課題」小谷義次編『福祉国家論』別冊, 筑摩書房.
- 大橋謙策(1999)『地域福祉』財団法人放送大学教育振興会.
- 岡村重夫(1968)『全訂 社会福祉学総論』柴田書店.
- 岡本栄一(2002)「場-主体の地域福祉論」『地域福祉研究』(30), 日本生命済生会 : 11-25.

- 岡安喜三郎(2011)『イタリアの社会的協同組合の歴史と概要』第43次欧州労働者福祉視察事前研修会資料.
- 小笠原慶彰(2013)「四恩学園－四恩報答会からの出発：長谷川順孝と林文雄－」大阪ソーシャルワーカー協会編『大阪の誇り 福祉の先駆者たち 挑戦の軌跡』晃洋書房：60-61.
- 奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎(2014)『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店.
- 奥田益弘(2015)「社会福祉法人の役割と意義」社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規：101-109.
- 小澤温(2010)「国際生活機能分類」山縣文治・柏女霊峰編集委員代表『社会福祉用語辞典(第8版)』ミネルヴァ書房：98.
- 春日キスヨ(2001)『介護問題の社会学』岩波書店.
- 片岡信之(2015)「ソーシャルワークのグローバル定義における新概念と翻訳の問題」『ソーシャルワーク研究』(41)2：58-64.
- カッフアッジ・イアミセーリ(2010)「ヨーロッパにおける社会的企業の法的構造と立法の新しいフロンティア：比較分析」OECD 編， 連合総合生活開発研究所訳『社会的企業の主流化 「新しい公共」の担い手として』明石書店：29-99.
- 加山弾(2014)『地域におけるソーシャル・エクスクルージョン 沖縄からの移住者コミュニティをめぐる地域福祉の課題』有斐閣：31.
- 川向雅弘(2015)「知的障害者の『親亡き後』と横浜市障害者後見支援制度」『ソーシャルワーク実践研究』創刊号(春号)：78 - 80.
- 北野誠一(2015)『ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』ミネルヴァ書房.
- 木村真理子(2015)「グローバリゼーションとソーシャルワーカー—ソーシャルワーク専門職：グローバル定義採択と国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の新たな役割 - 」『ソーシャルワーク研究』41(2)：5-15.
- 京極高宣(2014)『障害福祉の父 糸賀一雄の思想と生涯』ミネルヴァ書房.
- 空閑浩人(2010)「医学モデル」山縣文治・柏女霊峰編集委員代表『社会福祉用語辞典(第8版)』ミネルヴァ書房：8-9.
- 同(2014)『ソーシャルワークにおける「生活場モデル」の構築 - 日本人の生活・文化に根ざした社会福祉援助 - 』ミネルヴァ書房.

- 経済産業省(2008)『ソーシャルビジネス研究会報告書』.
- 同(2011)『ソーシャルビジネス・ケースブック』.
- 公益財団法人損保ジャパン記念財団(2012)『「福祉マネジメント研究会」報告書 福祉分野における社会企業の創業・展開と人材育成』.
- 厚生省(1990)『生活支援地域福祉事業(仮称)の基本的な考え方について』.
- 厚生労働省(2008)『我が国における「合理的配慮」のあり方について(論点整理)』労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会(第1回)資料
- 同(2012)『2010~2011年海外情勢報告』.
- 同(2013)『介護支援専門員(ケアマネージャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理』.
- 同(2014)『平成26年障害福祉サービス等経営実態調査結果』.
- 同(2015a)『平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査』.
- 同(2015b)『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—』.
- 同(2016a)『児童虐待対策の現状と方向性』.
- 同(2016b)『平成28年版高齢社会白書』.
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室(2013)『生活困窮者自立支援法について』.
- http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf (2016.6.9 現在)
- 国税庁(2015)『平成26年版民間給与実態統計調査』.
- 小田切康彦(2012)「協働の管理運営に関する試論—京都西陣の事例から—」『同志社政策科学研究』14(1): 39-51.
- 後藤玲子(2014)「女性の自由とケイパビリティ」宇佐美耕一ら編『世界の社会福祉年鑑2014 第14集』旬報社: 3-15.
- 齊藤昭(2007)「糸賀一雄の思想と近江学園の実践—この子らを世の光に—」「滋賀の福祉を考える」編集委員会『滋賀の福祉を考える—歴史と実践のなかから—』: 23-72.
- 斉藤弥生(2007)「日本の介護ソーシャルエンタープライズとその可能性」宮城孝編著『地域福祉と民間非営利セクター』中央法規: 152-175.

- 同(2014)『スウェーデンにみる高齢者介護の供給と編成』大阪大学出版会.
- 佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 佐藤慶幸編著(1988)『女性たちの生活ネットワークー生活クラブに集う人びとー』文眞堂.
- 滋賀の縁創造実践センター(2014)『滋賀の縁創造実践センター設立までの歩み』.
- 同(2015)『滋賀の縁創造実践センターの目標と実践について(平成 27 年 10 月)』
- 同(2016)『平成 28 年度 第 5 回正副代表理事会議資料』.
- 篠原一(1977)『市民参加』岩波書店.
- 柴田学(2011)「日本における社会起業理論を再考するー地域福祉への新たな視座を求めてー」『Human Welfare』(3)1, 関西学院大学人間福祉学部・人間福祉学研究科紀要: 91-105.
- 芝野松次郎(2011)「ソーシャルワークの実践と理論をつなぐものー実践モデル開発のすすめー」『ソーシャルワーク学会誌』(22): 1-17.
- 社会保障審議会(2013)『生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書』.
- 神野直彦・牧里毎治(2012)『社会起業入門ー社会を変えるという仕事ー』ミネルヴァ書房.
- 杉山佳子(2007)「変容する家族とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』32(4): 4-13.
- 諏訪徹(2016)「書評 福祉ガバナンスとソーシャルワークービネット調査による国際比較ー」『ソーシャルワーク研究』41(4): 86-87.
- 全国社会福祉協議会(1979)『在宅福祉サービスの戦略』.
- 同(2014)『社会福祉法人であることの自覚と実践 「地域における公益的な活動」の一層の推進、発信を』.
- 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター(2004)『インフォーマルサービス協働システム開発研究普及事業 報告書』.
- (公財)損保ジャパン記念財団(2012)『「福祉マネジメント研究会」報告書 福祉分野における社会企業の創業・展開と人材育成』.
- (公財)損保ジャパン日本興亜福祉財団(2016)『「福祉マネジメント研究会」報告書 ニーズ対応型福祉サービスの開発と起業化』.
- 高田眞治(2003)「コミュニティワークの対象」高森敬久・高田眞治・加納恵子・平野隆之『地域福祉援助技術論』相川書房: 68-77.
- 高橋公夫(2015)「現代経営学の潮流と限界 - これからの経営学ー」経営学史学会編『現代

- 経営学の潮流と限界 - これからの経営学 - 』文眞堂：9-19.
- 田垣正晋(2008)『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』中央法規：23.
- 武居敏(2015)「特集の視点」『月刊福祉』98(11)：10-11.
- 立木茂雄(2013)「災害とは何かー災害リスクとソーシャルワーク」上野谷加代子監『災害
ソーシャルワーク入門』中央法規：2-13.
- 田中夏子(2004)『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社.
- 谷本寛治(2006)『ソーシャルエンタープライズー社会的企業の台頭』中央経済社.
- 辻哲夫(2014)「糸賀一雄生誕 100 年に寄せて」糸賀一雄生誕 100 年記念事業実行委員会事
務局『糸賀一雄生誕 100 年記念誌 生きることが光になる』：9-10.
- ドミネリ・所めぐみ(2014)「グリーンソーシャルワークー今こそ社会開発と環境正義への
鋭敏なまなざしで、実践パラダイムの再考を」『月刊福祉』(8)：12-19.
- デュフルニ(2004a)「緒論：サードセクターから社会的企業へ」Borzaga, Defourny 編 (内
山哲朗・石塚秀雄・柳沢秀勝訳)『社会的企業ー雇用・福祉の EU サードセクター』, 日
本経済評論社：1-42.
- 同(2004b)「結論 ヨーロッパの社会的企業ー起業組織の多様性とその展望」ボルサガ・ド
ュフルニ編 (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢秀勝訳)『社会的企業ー雇用・福祉の EU サード
セクター』, 日本経済評論社：471-500.
- 内閣府(2016a)『認証 NPO 法人』<https://www.npo-homepage.go.jp/> (2016.6.9 現在).
- 同(2016b)『経済財政運営と改革の基本方針 2016 ~600 兆円経済への道筋~』.
- 中川雄一郎 (2007)「社会的企業の定義とビジョン」『社会的企業とコミュニティの再生 第
2 版』大月書店：101-139.
- 同(2012)「協同組合のビジョンとアイデンティティの歴史」中川雄一郎・杉本貴志編『協
同組合を学ぶ』日本経済評論社：37-86.
- 中島修(2016)「社会福祉法人改革と社会開発ー地域福祉推進における過去・現在・未来を
みつめる~」『日本地域福祉学会第 30 回記念大会報告要旨集』：115.
- 中西正司(2014)『自立生活運動史 社会変革の戦略と戦術』現代書館.
- 中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波新書.
- 中村安志(2014)「市民と行政のパートナーシップー福祉 21 ビーナプランの挑戦と実践 -」
大橋謙策編著『ケアとコミュニティー福祉・地域・まちづくりー』ミネルヴァ書房：277 -
289.

- 永田祐(2011)『ローカル・ガバナンスと参加 イギリスにおける市民主体の地域再生』中央法規.
- 羅珉京(2014)『地域包括ケア推進における特別養護老人ホームの役割ー地域福祉実践を通じた社会福祉法人施設としてのあり方を問う』(同志社大学大学院社会学研究科博士学位請求論文).
- 成富正信(1988)『消費における「主体性・能動性」の発展史』佐藤慶幸編著『女性たちの生活ネットワークー生活クラブに集う人びとー』文眞堂：160-213.
- 二木立(2015)「このビジョンをどう読むかービジョンの公表を受けて」『「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表と求められる社会福祉士養成教育ー社会福祉士養成カリキュラムの見直しに向けてー』, 第45回全国社会福祉教育セミナー緊急企画.
- 西尾祐吾(2013)「大阪市立北市民館ー地域福祉の先達：志賀志那人ー」大阪ソーシャルワーカー協会編『大阪の誇り 福祉の先駆者たち 挑戦の軌跡』晃洋書房：68-69.
- 花田昌宣(2012)「社会的経済の意味と展開」『日本初共生・共働の社会的企業 経済の民主主義と公平な分配を求めて』現代書館：8-35.
- 原田晃樹(2013)「日本の社会的企業の展望と政府セクターのパートナーシップ」藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著『闘う社会的企業ーコミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房：326-340.
- 原田正樹(2014)『地域福祉の基盤づくりー推進主体の形成』中央法規.
- F・O・バザーリア(1992)「社会の鏡としてのイタリア精神医療改革」ラモン・ジャンニケッダ編, 川田誉音訳『過渡期の精神医療 英国とイタリアの経験から』海声社：390-400
- 平岡公一(2012)「書評 ローカル・ガバナンスと参加ーイギリスにおける市民主体の地域再生ー」『日本の地域福祉』(25)：137-138.
- 平野隆之(2016)「第13回地域福祉優秀実践賞の選考および講評について」『日本地域福祉学会第30回記念大会報告要旨集』53-56.
- 福山和女(2009)「ソーシャルワークにおける協働とその技法」『ソーシャルワーク研究』34(4)：4-16.
- 藤井敦史(2013)「社会的企業概念はどのように捉えられてきたか」藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著『闘う社会的企業ーコミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房：20-55.
- 藤田孝典(2016)「地域における医療との連携ーミクロとマクロを連動させた福祉実践お取

- り組みから～」『地域福祉研究』公(4)(通算 44) : 34-43.
- ボルサガ・サントゥアリ(2004)「イタリア：伝統的な協同組合から革新的な社会的企業へ」
ボルサガ・ドゥフルニ編，内山哲朗ほか訳『社会的企業 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社 : 223-244.
- 前田大作(1968)「社会福祉協議会の目的と性格」『月刊福祉』51(1) : 51-54.
- 同(1977)「コミュニティ・オーガニゼーションの今日的課題」『ソーシャルワーク研究』3(2) : 76-82.
- 牧里毎治(2013)「人と環境のインターフェイスに介入する実践理論研究－社会福祉における「まち」概念再考－」『社会福祉研究』(117) : 19-25.
- 同(2014)「52 社会的起業－社会参加と社会貢献を起業する－」岩崎晋也・岩間伸之・原田正樹編『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣 : 216-219.
- 牧里毎治監，川村暁雄・川本健太郎・柴田学・武田丈編著(2015)『これからの社会的企業に求められるものは何か カリスマからパートナーシップへ』ミネルヴァ書房.
- 松永千恵子(2015)『知的障害者がグループホームに住めない理由 知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害する要因に関する研究』中央法規.
- 松端克文(2016)「2015 年度学会回顧と展望 地域福祉部門」『社会福祉学』(57)3 : 199-228.
- 松原一郎・上野谷加代子・高田真治編(1988)『社会的ケアシステム 高齢者福祉の計画と実践』全国社会福祉協議会.
- 三塚武男(1997)『生活問題と地域福祉』ミネルヴァ書房.
- 南友二郎(2013a)『「Co-Production」「Co-Management」「Co-Governance」概念における「Co-Production」の位置と解題』『同志社大学大学院 社会福祉学論集』(27) : 81-85.
- 同(2013b)「Victor Pestoff による「Co-Production」概念研究－住民参加に焦点をあてて－」『同志社社会福祉学』(27), 62-74.
- 同(2015)「社会的企業と当事者参加 一日伊における実践の質的データ分析から」『評論・社会科学』(112) : 35-62.
- 同(2015b)「2009 年における社会的企業研究 - 世界会議文献から - 」『同志社社会福祉学専攻院生論集』(29) : 1-13.
- 同(2015c)「社会的企業研究における協働の実践的考察～世界会議文献を中心に～」日本地域福祉学会第 29 回大会口頭発表レジュメ.

- 同(2016a)「障害者の自立を支援する事業体と障害者の家族との協働ー社会的企業概念を手がかりにー」『関西社会福祉研究』(2) : 39-52.
- 同(2016b)「社会福祉法人による「地域における公益的な活動」に向けた協働の成立要因ー滋賀の縁(えにし)創造実践センターへの質的調査からー」『地域福祉研究』(4) : 19-29.
- 同(2016c)「住民との協働における地方自治体(職員)が持つべき戦略的視点ーブラジル・クリチバ市における開発的実践の分析からー」『日本の地域福祉』(29) : 79-92.
- 宮城孝(2015)「地域福祉の発展過程」社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規 : 2-8.
- 宮本太郎(2013)『社会的包摂の政治学』ミネルヴァ書房.
- 村上雅俊・岩井浩(2010)「ワーキングプアの規定と推計」『統計学』(98) : 13-24.
- 村田晴夫(1984)『管理の哲学』文真堂.
- 文部科学省(2015)『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査』.
- 八木橋慶一(2012)「書評 ローカル・ガバナンスと参加ーイギリスにおける市民主体の地域再生ー」『地域福祉研究』(40) : 142-143.
- 山本隆 (2012)「社会的企業の台頭」神野直彦・牧里毎治編著『社会起業入門ー社会を変えろという仕事』ミネルヴァ書房 : 53-121.
- 同(2013)「ソーシャルワーク・社会福祉と社会的企業」『ソーシャルワーク研究』(39)1, 相川書房 : 4-18.
- 同(2014)『社会的企業論 もうひとつの経済』法律文化社.
- ユニバーサル志縁社会創造センター(2013)『“現場発”社会福祉法人のあり方調査・研究事業報告書』 : 42-45.
- ユヌス(2010)『ソーシャルビジネス革命ー世界の課題を解決する新たな経済システム』早川書房.
- 米澤亘 (2011)「労働統合型社会的企業とは何か」『労働統合型社会的企業の可能性 障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』ミネルヴァ書房 : 13-51.
- 渡部律子(2015)「変容する家族と社会福祉 - ソーシャルサポート理論による支援戦略のパラダイム転換 - 」『ソーシャルワーク実践研究』創刊号(春号) : 3-15.

【参考文献(英語・イタリア語)】

- Ackerman J.(2012)From Co-Production to Co-Governance, Victor Pestoff, Taco Brandsen, and Bram Vershuere, *New Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, 101-126
- Austin, James, 2000, Strategic collaboration between nonprofits and business, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 29(1) : 69–97.
- Bernard, Chester, 1938, *The Functions of the Executive*, Harvard University Press.
(=1968、山本安二郎ほか訳『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社)
- Borzaga C., Defourny J. (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge(=2004, 内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳『社会的企業 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社)
- Brandsen, T., Pestoff, V., and Verschuere B.(2012)Co-Production as a Maturing Concept, Victor Pestoff, Taco Brandsen, and Bram Vershuere, *New Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, 1-9
- Brown K., Keast R., Waterhouse J. eds.(2012)Co-Management to Solve Homelessness: Wicked Solutions to Wicked Problems, Victor Pestoff, Taco Brandsen, and Bram Vershuere, *New Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, 211-226
- Defourny J., Nyssens M. (2010) Conceptions of Social Enterprises and Social Entrepreneurship in Europe and the United States: Convergences and Divergences, *Journal of Social Entrepreneurship*(1)1, 32-53
- Defourny J., Nyssens M.(2012)*The EMES approach of social enterprise in a comparative perspective*, EMES Working Papers Series WP no.12/03
- Dorado, Silvia et al.(2009) Delegation of Coordination and Outcomes in Cross-Sector Partnerships : The Case of Service Learning Partnerships, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, 38(3) : 368–391.
- Dominelli, L. (2012) *Green Social Work: From Environmental Crises to Environmental Justice*, Polity Press(=2017, 上野谷加代子・所めぐみ監訳『グリーンソーシャルワーク 環境危機から環境正義へ』ミネルヴァ書房(印刷中)
- European Commission(1992)*Towards a Europe of Solidarity : Intensifying the Fight*

against Social Exclusion

European Commission(2011)*Social Business Initiative – Creating a favourable climate for social enterprises, key stakeholders in the social economy and innovation*

Ghent University(2013)*Belgian Federal Science Policy(FederalWetenschapsbeleid):*

Interuniversity Attraction Pole(IAP)

<http://www.ugent.be/en/research/funding/inst/iap.htm>(2013.12.01)

Hoogendoorn B., Pennings E., Thurik R. (2010) What Do We Know About Social Entrepreneurship : An Analysis of Empirical Research, *ERIM REPORT SERIES RESEARCH IN MANAGEMENT*.

Interuniversity Attraction Pole(2012)*The “International Comparative Social Enterprise Models(ICSEM) Project -Invitation to Join the “ICSEM” project-*

Interuniversity Attraction Pole(2013)ICSEM Project’s Founding Partners

<http://www.iap-socent.be/icsem-projects-founding-partners> (2013.12.02)

ISTAT(2012)*Istituzioni Non Profit 2011 –Primi Risultati*

<http://dati-censimentoindustriaeservizi.istat.it/>(2013.08.06 現在)

Kerlin J.(2006)Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and learning from the Differences, *Voluntas* (17)3, 247-263

Lerner Jaime, 2003, *Acupuntura Urabana*, RECORD.(=2005, 中村ひとし・服部圭郎 訳 『都市の鍼治療－元クリチバ市長の都市再生術』丸善.)

Mayeroff M.(1971)*On Caring*, Harper & Row

Minami, Y. (2015) *Social Enterprise Research in 2009 and 2011: The Emergence of Participatory Governance*, 5th EMES International Research Conference on Social Enterprise. Helsinki, Finland. July 1(poster session)

Minami, Y. (2016) Trends in the development of Participatory Governance Within Social Enterprise Research in 2009 and 2011 - Literature Review -, 『同志社社会福祉学専攻院生論集』(30) : 10－22

Nyssen M. (2006) *Social Enterprise*, Routledge

OECD.(2009) *The Changing Boudaries of Social Enterprises*(=2009, 連合総合生活開発研究所訳 『社会的企業の主流化 「新しい公共」の担い手として』明石書店.)

Ostrom E.(2012)Foreword, Victor Pestoff, Taco Brandsen, and Bram Vershuere, *New*

- Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, xv-xvii
- Pestoff V.(1992)Third Sector and Co-Operative Services-An Alternative Privatization,
Journal of Consumer Policy, (15), 21-45
- Pestoff V.(1998)*Beyond the Market and State: Social Enterprise & Civil Democracy in a Welfare Society*, Ashgate Pub Ltd.(=2000, 藤田暁男・石塚秀雄・的場信樹ほか訳『福祉社会と市民民主主義—協同組合と社会的企業の役割』日本経済評論社.)
- Pestoff V.(2009)Citizens and co-production of welfare services, Pestoff V. and Brandsen T., *Co-Production The Third Sector and the Delivery of Public Services*, Routledge, 11-27
- Pestoff V.(2012a)Co-production and Third Sector Social Services in Europe - Some Crucial Conceptual Issues, Pestoff V., Brandsen T., and Vershuere B., *New Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, 13-34
- Pestoff V.(2012b)New Public Governance, Co-production and Third Sector Social Services, Pestoff V., Brandsen T., and Vershuere B., *New Public Governance, the Third Sector and Co-Production*, Routledge, 361-380
- Social Enterprise Alliance(2008)*Evolution of the Social Enterprise Industry: A chronology of the key events*
- Spears R., Cornforth C., Aiken M.(2009)The governance challenges of social enterprises: evidence from a UK empirical study, *Annals of Public and Cooperative Economics*(80)2, 247-273

【第3章レビュー文献リスト】

- Adam S. (2009) *Social Economy and Greek Welfare State: Can Polanyi Help Us?*, EMES conferences selected papers series
- Alguacil MARÍ M P. (2013) *Current problems on the Spanish taxation of social co-operatives: A European perspective*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-64
- Andreas M., Costa E., Ramus T. (2009) *Accountability as a Managerial Tool in Non Profit Organizations: Evidence from Italian CSVs*, EMES conferences selected papers series
- Baglioni S., Combe C. (2011) *Social Innovation in European Regions and Beyond. Policy and Practice Implications for the European Union, Member States, Regional Governments, and Civil Society*, EMES conferences selected papers series
- Bassi A. (2011) *The Social Added Value of Third Sector Organizations*, EMES conferences selected papers series
- Bauwens T. (2013) *New institutional economic theories of non-profits and cooperatives: a critique from an evolutionary perspective*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-41
- Biever R., Schürr C., Machado A. (2011) *The Solidarity Economy as A Realm for Social Experimentation*, EMES conferences selected papers series
- Billis D. (2013) *The Symbiotic Relationship between Social Enterprise and Hybridity*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-30
- Birkhölzer K. (2009) *The Role of Social Enterprise in Local Economic Development*, EMES conferences selected papers series
- Caballero S., Fuchs R.M., Parialé M.A. (2013) *The Influence of personality traits on social enterprise start-up: the case of Peruvian social entrepreneurs*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-07(ENG)
- Carini C., Costa E., Carpita M. et al.(2011) *The Italian Social Cooperatives in The 2008: A Portrait Using Descriptive and Principal Component Analysis*, EMES conferences selected papers series

- Carini C., Costa E. (2013) *Exploring the performance of social cooperatives during the economic crisis : The Italian case*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-62
- Carr S., Murdock A. (2011) *Personalization, Personal Budgets and Service User Involvement in England: An Opportunity to Build Community Capacity and Social Enterprise?*, EMES conferences selected papers series
- Chalmers D. (2011) *Why Social Innovators Should Embrace The “OPEN” Paradigm*, EMES conferences selected papers series,
- Chiaf E., Giacomini D. (2009) *The Evaluation in Work Integration Social Enterprises: A Literature Review*, EMES conferences selected papers series
- Chiaf E. (2011) *New Methods to Monetize the Impact of Social Enterprises: VALO.R.I.S Empiric results from The First Application*, EMES conferences selected papers series
- Chung M-K., Han S-II., Park M-S. (2011) *Local Stakeholder Involvement and Social Innovation in Korean Co-Operatives: The Cases of Wonju, Ansung, and Sungnam Cities*, EMES conferences selected papers series
- Coates A., Opstal V. W. (2009) *The joys and burdens of multiple legal frameworks for social entrepreneurship – Lessons from the Belgian case*, EMES conferences selected paper series.
- Conde Bonfil C. (2013) *Reform to the Law of Social and Solidarity Economy of Mexico*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-47(ENG)
- Cooney K. (2009) *Social Purpose Business in the United States: Organizations in Flux*, EMES conferences selected papers series
- Cooney K. (2011) *Examining the Labor Market Presence of WISEs in The United States*, EMES conferences selected papers series
- Costa D., Parente C. (2013) *External communication practices and organizational legitimacy: a perspective from the Portuguese Third Sector*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-51
- Crivelli L., Gui B. (2011) *Do “Economy of Communion” Enterprises Deserve The “Social” Label? A Comparative Discussion of Their Aims and Logic of Action*,

EMES conferences selected paper series

- Curtis A., O'Shaughnessy M., Ward M. (2011) *An Examination of the Tensions and Challenges Associated with Operating as A Social Enterprise – The Case of Irish Social Enterprises*, EMES conferences selected papers series
- Dacanay M.L. (2013) *Social Enterprises with the Poor as Primary Stakeholders: Responding to State and Market Failures in the South*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-67
- Dafuleya G. (2013) *Social Entrepreneurship Development in Collective-Based Initiatives: A Qualitative study of African Burial Societies*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-53
- Dagevos M., Hense E. (2013) *The social entrepreneurial process: discerning hybrid arrangements, Qualitative research among social entrepreneurs in The Netherlands*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-29
- De Bruin A., M Stangl L. (2013) *The Social Innovation Continuum: Towards Addressing Definitional Ambiguity*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-68
- Degli Antoni G., Portale E. (2009) *The Effect of Corporate Social Responsibility on Social Capital Creation in Social Enterprises*, EMES conferences selected papers series
- de Souza Cabral E H. , de Tarso Muzy P. (2009) *Improving Public Culture Through the Evaluation of Outcomes and Values in Social Enterprises*, EMES conferences selected papers series
- Elson P.R., Hall P. (2013) *Plowing the Fields: Provincial surveys of social enterprises in Canada*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-08
- Eschweiler J., Hulgård L. (2011) *Social Innovation and Deliberative Democracy*, EMES conferences selected papers series
- Eum H.(2009) *The Dynamic of Meaning Construction in the Institutionalization Process of the New Social Economy in South Korea*, EMES conferences selected papers series
- Fedele A., Miniaci R. (2009) *Do Social Enterprises Finance Their Investments*

- Differently From For-profit Firms? The case of Social Residential Services in Italy*, EMES conferences selected papers series
- Ferreira S. (2011) *Scaling Social Impact Under Different Modes of Welfare Governance: An Analytical Proposal*, EMES conferences selected papers series
- Ferrer V., Cabrera O. (2013) *Social Entrepreneurship Competencies of the Students at University of Barcelona*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-06
- Fujii A. (2013) *Social Inclusion in Japanese Workers' collectives – Actual Situations and Conditions* , EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-04
- Gabor T. (2011) *Explaining the Impact of European Structural Funds on Patterns of Inter-Organizational Collaboration among Third Sector Organizations in East and Central Europe: Czech Republic and Poland Compared*, EMES conferences selected papers series.
- Gawell M. (2011) *Civil Society Organizations as Innovative Challengers or Adjustable Followers? Renegotiating Roles in The Swedish Practice*, EMES conferences selected paper series
- Germak J. A. (2013) *Social Entrepreneurship Motivation: A Quantitative Analysis of Nascent Social Entrepreneurs*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-69
- Gidron B. (2011) *Towards a Conception of Social Enterprise: Some Lessons From Isarael*, EMES conferences selected papers series
- Gilormini P. (2013) *Solidarity revival at French Banque Populaire and Caisse d'Epargne Group*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-34
- Gluns D., Zimmer A. (2013) *“Parole, parole, parole” – discourses and innovative social entrepreneurship*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG13-16
- Goishi N., Mizuno Y. (2013) *Conditional Convergence of Social Enterprises in Japan and Korea*, EMES-SOCENT Conference Selected Paers, no. LG13-58
- Gordon M. (2013) *The development and application of a typology of social enterprise “traditions”*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-03
- Grant S., Palakshappa N. (2013) *Social enterprise and corporate social responsibility:*

- Towards a deeper understanding of the links and overlaps*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-20
- Haklay M., Lemmo-Charnalia A. et al. (2013) *Guiding University Intellectual Property towards Social Enterprise : A UK Journey*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-72
- Hill O'Connor C. (2013) *The role of Self Reliant Groups(SRGs) in improving individual health and wellbeing*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-70
- Huybrechts B., Nicholls A.(2011) *Social Enterprise-Corporate Collaboration and Organizational Legitimacy: Insights from Fair Trade*, EMES conferences selected papers series
- Imamura H. (2013) *Relational skills for horizontal solidarity in Japan: Unique relational development in co-production among social economy, for-profit, and governmental organizations*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-63
- Jacobs L., Gijssels C. (2013) *WISE's in Flanders: steppingstones to sustainable work?*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-52
- Jang J. (2013) *Emerging Dual Legal Framework of Social Enterprise in South Korea: Backgrounds and Prospects*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-10
- Karthikeyan M. (2013) *Social Statement Approach to Cooperative Social Performance Assessment: A Case of Lume Adama Farmers Cooperative Union in Ethiopia*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-23
- Kaźmierczak T. (2013) *Toward a social mission-based typology of social enterprises*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-49
- Kim S-Y.(2009) *The Dynamics of Social Enterprises in South Korea: Between Alternative and Stopgap*, EMES conferences selected papers series
- Kuan Y. Y., Wang S. T. (2009) *Is government's intervention too much? The impact of public authorities on the development of social enterprises in Taiwan*, EMES conferences selected paper series.

- Kuan Y-Y., Chan K-T., Wang S-T. (2011) *The Governance of Social Enterprise in Taiwan and Hong Kong – A Comparison*, EMES conferences selected papers series
- Lambru M., Petrescu C. (2013) *Institutionalising social enterprise in Romania*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-60
- Lautermann C. (2011) *The Ambiguities of (Social) Value Creation: Entrepreneurial Success Between Instrumental Ends and Ends in Themselves*, EMES conferences selected papers series
- Levander U. (2009) *Social Exclusion – An Analytical Aspect of The Social Enterprise*, EMES conferences selected papers series
- Lucassen J., De Baker S. (2013) *Variety in hybridity in sport organizations and how they cope with it*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-40
- Lyne I., Ngim C., Santoyo-Rio E. (2013) *Understanding Social Enterprise, Social Economy, and Local Social Entrepreneurship in the Context of Rural Cambodia*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-33
- Matsunaga Y. (2013) *Leadership and social capital in the creation of social entrepreneurship – An empirical analysis of social entrepreneurs in Japan* , EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG13-59
- McNeil J. (2013) *How do public policy and programs enable social innovation activities that contribute to more sustainable forms of local and regional development?*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-09
- Mongelli L.(2013) *Hybridization of diverging institutional logics through the “common tone”: the case of social entrepreneurship*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-46
- Mswaka W. (2009) *Whither Social Enterprise? a Typology of Social Enterprises in South Yorkshire*, EMES conferences selected papers series
- Molteni M., Masi G. A. (2009) *Social Entrepreneurship in Developing Countries: Green Technology Implementation to Push Local Social and Economic Innovation*, EMES conferences selected papers series
- Mori N., Fulgence K. (2009) *Social entrepreneurship in Tanzania: assessment of*

- enabling environment*, EMES conferences selected paper series.
- Nakagawa S.(2009) *Toward Inclusive Society: How Do Social Enterprises Promote The Community Participation?*, EMES conferences selected papers series
- Nakagawa S., Laratta R. (2013) *Rethinking the Human Resource Management for a Sustainable Social Enterprise: A Study of Japanese WISEs*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG13-26
- Owusu W.A., Janssen F. (2013) *Social Entrepreneurship: Effectuation and Bricolage Approaches to Venture Establishment in West Africa*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-42
- Pertella F., Richez-Battesi N. (2009) *Quality Certification Procedure and Nonprofit Organizations: Between Innovation and Isomorphism? The Case of Home Care Services in France*, EMES conferences selected papers series
- Picciotto L. (2013) *Social entrepreneurship and confiscated mafia properties in Italy*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-73
- Sakurai M., Hashimoto S.(2009) *Exploring the Distinct Feature of Social Enterprise in Japan*, EMES conferences selected papers series
- Schenkel M., Ermano P., Marino D. (2013) *Recent Trends in the Supply and Demand of Volunteers*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-28
- Schwenger D., Straub T., Borzillo S. (2013) *Competition and Strategy of Non-Governmental Organizations*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-45
- Searing E A M. (2013) *Feeding the Social Enterprise Zoo : Variants between Corporate Forms*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-48
- Seddon F., Hazenberg R., Denny S. (2013) *The UK's first professional symphony orchestra cooperative: Musician's hopes and fears*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-02
- Seddon F., Hazenberg R., Denny S. (2013) *What are the barriers to investing in social enterprises? An investigation into the attitudes and experiences of social entrepreneurs in the United Kingdom*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-01

- Semenowicz P. (2013) *Collaboration between Private Businesses and Social Enterprises: Investigating Complementary in the Field of Work Integration*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-17
- Sforzi J. (2011) *Social Innovation and Local Development: The Role of Credit Cooperative Banks in Trentino(Italy)*, EMES conferences selected papers series
- Sital-Singh P., John R. (2011) *Applying Social Impact Measurement to Two UK Work Integration Social Enterprises*, EMES conferences selected paper series
- Spinicci F. (2011) *New Perspectives for Consumer Cooperatives in Public Services*, EMES conferences selected papers series
- Tani M. (2009) *Social Enterprises' Social Capital as a Source of Competitive Advantage*, EMES conferences selected paper series
- Teo A C-Y. , Tan W-B. (2013) *Developing a Model of Social Entrepreneurship : A Grounded Study Approach*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-36
- Teo A.C-Y., Tan Y.Y-L. (2013) *The Conceptualization of Social Entrepreneurship by the Print Media: A Content Analysis of Print Media Stories Published in India and Singapore*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-37
- Thiru Y. (2013) *Social Enterprise Orienting: Shareholder Profit to Stakeholder Prosperity*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-54
- Tsuyuki M. (2013) *A Study on Business Models of WISEs for Disabled People – Diffusion Process of Social Innovation in Japan*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG13-43
- Twu R-D. (2011) *Crafting and Reinventing Model in An Asian Social Enterprise*, EMES conferences selected papers series
- Uday Kumar M. A., Rajalakshmi N. K. (2013) *Social Entrepreneurship in India: Recent Trends and Change*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-55
- Valéau P. (2011) *The Upward Spiral of Innovation in Nonprofit Organizations: Bridging the Gap Between Social Entrepreneurship and Social Innovation*,

EMES conferences selected papers series

Valéau P., Willems J., Parak H. (2013) *Individual and group perceptions of nonprofit organizations' performance: An exploratory multilevel quantitative approach*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers, no. LG 13-65

Wang S-T., Kuan Y-Y., Chan K-T. (2011) *The Resource Mobilization of Community-Based Social Enterprises in Taiwan*, EMES conferences selected papers series

Weber O. (2013) *Sustainable Banking – History and Current Developments*, EMES-SOCENT Conference Selected Papers no. LG 13-39

Yu X., Zhang Q. (2009) *Development of Social Enterprises under China's Market Transition*, EMES conferences selected papers series

Zhao L., Develtere P., Cui Z. et al.(2009) *New Co-operatives in China: The Emergence of an Indigenous Model of Social Enterprises*, EMES conferences selected papers series

Zivkovic S. (2011) *Addressing Society's Most Pressing Problems by Combining the Heroic and Collective Forms of Social Entrepreneurship*, EMES conferences selected papers series